

の御出馬の砌、信州悉北條氏直の一味仕罷在候處に、百拾九年以前天正十壬午年芦田右衛門佐方の御書被成下、御味方に可參旨被仰付候付て、同國春日村の奥見澤と申山小屋に引籠罷在、岩村田の者共も御忠節可仕の旨、右衛門佐方より内通仕候に付て、芦田と一味仕、彼山小屋に夜々籠、米鹽増送、何時働可被申哉と相圖定、岩村田の城に火掛燒拂、芦田と一所に罷成所々の城を攻落、勵軍功御忠節申上候、信州御手に入申候以後、芦田右衛門佐旗下に罷在、知行三拾八貫所務仕候、右衛門佐跡絶申候以後、百壹年以前慶長五庚子年七月權現様上意にて、芦田組の者共於信州御忠節申上候間、御直參に可被召出旨被仰出、則先知之通、御知行三拾八貫於上州中栗巢村被下置候、

一會祖父 原 太兵衛  
 父庄左衛門家督被仰付、知行所中栗巢村住居仕罷在候て、台徳院様の御奉公申上、上意にて駿河大納言様の被爲付、小十人組相勤、本知三拾八貫御加増、三拾俵五人扶持被下置、御奉公相勤申候、

駿河大納言殿にて則小十人組仕、大納言殿御仕合以後、大猷院様の被召歸、則本知三拾八貫、寛永十六卯年武州都築の郡小机領西八郡村にて拜領仕候、

一父 原 太兵衛  
 父太兵衛跡職被下置、則富士見御番被仰付、四拾壹年御番相勤、元祿四未年病死仕候、拙者義父太兵衛跡職被下置、則富士見御番被仰付、當年九年勤番仕候、以上、  
富士見番杉浦八郎五郎組 原庄右衛門(花押)  
 元祿十三年辰四月 杉浦八郎五郎殿

味和氏先祖書  
 駿州廣野村 三浦 味知  
 差上げ申先祖書之事  
 一權現様の御奉公申上隱居仕候時、駿州廣野にて屋敷分高拾石拜領仕、謄役御免にて罷有候、

先祖 味知 雅樂之助  
 雅樂之助子 三浦 半左衛門

一權現様の御小姓御奉公申上候、

雅樂之助子 三浦 新助

一權現様の御小姓御奉公申上候、

權現様御他界以後、紀伊大納言様の御奉公申上、

大高源右衛門と申候、唯今悴大高孫太郎と申、中納言様の御奉公申上候、

一權現様の御目見の御奉公申上、拜領屋敷にて病死仕候、

祖父

雅樂之助名跡 味知 喜平次

一大猷院様の御奉公申上、只今は御本丸御留守居、

伯父 喜平次子 三浦 八兵衛

父 御番仕罷有候、

喜平次名跡 味知 十左衛門

拜領屋敷にて病死仕候、松前藏人と申候、

一館林様の被召出、御小姓組にて御奉公申上、病死仕候、

兄

十左衛門子 三浦 六郎右衛門

駿州廣野村十左衛門名跡 味知 瀬兵衛印

天和四年子二月十四日

御代官様

百姓六藏

寛政十年年十月

小石川火之番町百姓六藏所持

地面起立書上寫

乍恐以書付申上候

一小石川火之番町地主百姓六藏儀、先年右地所拜領仕候譯、地所之譯御尋に付左に申上候、

右六藏五代以前、延寶年中六藏親役名不<sub>レ</sub>知諸金兵衛組、森田太郎兵衛と申、常憲院様御臺様の輕き御奉公仕罷在候處、同八申年七月八日頓死仕候、其節の子細不<sub>レ</sub>相知、跡式不<sub>レ</sub>相立<sub>レ</sub>成行候、其砌六藏儀、母爲<sub>レ</sub>助力<sub>レ</sub>御徒目附近藤治右衛門殿へ中間奉公に罷出候處、主人治右衛門殿不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>子細<sub>レ</sub>御仕置被<sub>レ</sub>仰付、子息近藤治兵衛殿、足立助之丞殿、近藤岩之助殿大島の流罪被<sub>レ</sub>仰付候處、若年之子息故、爲<sub>レ</sub>見届<sub>レ</sub>六藏奉<sub>レ</sub>願候て、致<sub>レ</sub>供罷越候、然る處拾ヶ年程相立、六藏母致<sub>レ</sub>老衰<sub>レ</sub>渡世難<sub>レ</sub>成由にて、悴六藏儀御當地へ呼歸し度の旨奉<sub>レ</sub>願候故、願の通六藏召寄候様被<sub>レ</sub>仰付候得共、主人の儀難<sub>レ</sub>見放<sub>レ</sub>旨申し不<sub>レ</sub>罷歸、於<sub>レ</sub>大島<sub>レ</sub>奉公罷相勤致<sub>レ</sub>養育<sub>レ</sub>罷在候處、又々右母達て呼歸し度旨奉



願、并於大島主人儀も此旨承届、六藏儀相歸し母一所に差置、母を介抱爲仕度の旨願上、如斯双方より申上候に付、早速出島被仰付罷歸申候、其節御役名不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>稻生下野守様御役所より被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>候、委細御糺の上、賤者には稀成奇特者の由及<sub>二</sub>御聽<sub>一</sub>、元祿九子年六月細井九左衛門様御代官所、武州豊島郡千駄谷村之内、高拾四石七斗九升、村並之御年貢は相納、高役諸役は御免除にて永代被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候御證文奉<sub>二</sub>頂戴<sub>一</sub>候、然處同年十一月拜領高之内七石六斗四升九合、御厩御用地に被<sub>二</sub>召上<sub>一</sub>、同十丑年小石川村谷中村之内にて御代地被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候、其後年月不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>、谷中片町に千坪御座候處、常憲院様御靈地御用地に被<sub>二</sub>召上<sub>一</sub>、龍泉寺と申寺地に相渡り、御代地可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>下旨被<sub>一</sub>仰渡候砌、右御代地不<sub>レ</sub>奉<sub>二</sub>願<sub>一</sub>候、御代地爲<sub>二</sub>代り<sub>一</sub>拜領寺之内、小石川火之番町に千坪御座候場所、町家御免被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>候様奉<sub>二</sub>願<sub>一</sub>上候處、願の通年月不<sub>レ</sub>知町家家用御免被<sub>レ</sub>遊、則寺社御奉行三宅備前守様、本多彈正少弼様、鳥居播磨守様、安藤長門守様御立合にて被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、尤御差圖を以御役名不<sub>レ</sub>知大久保加賀守様へ、町屋家用御免難<sub>レ</sub>有段、式臺迄罷越御訴申上候

得者、御帳に御記被<sub>レ</sub>遊候、其以後年月等不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>、新規町屋御改の節、何れの御番所と申儀不<sub>二</sub>相知<sub>一</sub>、町御奉行所へ名主五人組被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、町並之役等可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨急度被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>御請奉<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、右御尋に付申上候、尤拾壹ヶ年以前、天明八申年三月私居宅類焼の節、從<sub>二</sub>古來<sub>一</sub>の書留諸帳面焼失仕候に付、委細の儀は、一向相知不<sub>レ</sub>申候に付、六藏へ相尋此段申上候、已上、

寛政十年年十月  
拾四番組之内  
小石川火之番町  
名主 善 藏

百姓六藏

六藏田地拜領御證文寫

覺

一高拾四石七斗九升

武州豊島郡  
千駄ヶ谷村之内

此反別貳町四反六畝五步

此譯

下田九畝拾九步

石盛六斗

下畑貳町三反六畝廿六步

石盛六斗

右は、私御代官所武州千駄谷村の内に有<sub>レ</sub>之、上り地

度々御用地に相渡候殘地村高結百姓に預け置、御年貢諸役申付置候處、元御徒目付近藤治右衛門召仕六藏と申者、書面の田地不<sub>レ</sub>殘被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>の由被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>旨趣は、六藏儀治右衛門先年御仕置被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、世忰三人大島に流罪の處、若年の子供故、爲<sub>二</sub>見届<sub>一</sub>六藏願候て供いたし罷越候、然處六藏母老衰渡世難<sub>レ</sub>成由にて、世忰六藏御當地に呼度の旨奉<sub>二</sub>願<sub>一</sub>候故、願の通六藏召寄候様に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候得共、主人の義難<sub>二</sub>見放<sub>一</sub>旨申<sub>レ</sub>之不<sub>二</sub>相歸<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>大島<sub>一</sub>奉公能勤候て、主人致<sub>二</sub>養育<sub>一</sub>罷在候處、又々右母達て六藏呼度旨奉<sub>二</sub>願<sub>一</sub>、主人義も聞届六藏義相返、母一所に差置母を介抱爲<sub>二</sub>仕度之旨願<sub>一</sub>候段、委細右の趣上にも相聞申候由にて、此度六藏義御當地に御呼被<sub>レ</sub>成、賤ものには奇特の儀共に候、依<sub>レ</sub>之母爲<sub>二</sub>介抱<sub>一</sub>右の田地永代被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>の旨被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、自今以後村並の御年貢は爲<sub>二</sub>相納<sub>一</sub>、高掛り諸役等は免除可<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>の旨被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、右田地從<sub>二</sub>當子年<sub>一</sub>六藏に爲<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>之、諸役は御免の儀御證文被<sub>レ</sub>下候、以上、

元祿九子年六月

細井 九左衛門

御勘定所

裏書

表書の其方御代官所武州千駄谷村の内、田地高拾四石七斗九升、此度六藏の永代被<sub>レ</sub>下の旨、御老中被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候間、從<sub>二</sub>當子年<sub>一</sub>右田地可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>候、村並の年貢は被<sub>二</sub>申付<sub>一</sub>、高掛り御役等は可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>免除<sub>一</sub>候、斷者本文に有<sub>レ</sub>之候、以上、

子六月

諸 傳左衛門印

萩 彦次郎印

井 志摩守印

稻 下野守印

松 美濃守印

右御證文我等方に差置候に付、寫<sub>レ</sub>之遣置者也、

元祿九年子六月

細 九左衛門印

元祿九子年地方帳

一高九萬三百八石壹斗壹合壹勺九才

貳百拾三貫三百六拾四文五分

細井 九左衛門  
武藏國  
御藏前入用

但高百石に金壹分宛、

是は、淺草藏前爲<sub>二</sub>御入用金<sub>一</sub>、私代官所高九萬三千



貳百四拾四石貳斗壹升六合壹勺九才の内、三石九斗七升穢多高、四拾三石五斗五升七合市谷村高、大窪御犬小屋火消人足役相勤候に付、御年貢諸役御免、六十四石五斗四升四合日本堤鋪高、三百四拾八石五斗八升六合中野御用地高、三石壹斗三升三合四ッ谷御厩際役やしき高、貳石七斗七升六合三勺森伯耆守やしき上り地高、七斗半込土橋より淺草大川口迄御堀常浚の者拜借地高、拾四石七斗九升六藏と申者に子年田地被下諸役御免、九拾石壹斗貳升七合米倉丹後守舊知、當子御代官所に成、私領上知に付子年分除之、八百六十壹石三斗七升八合武州舍人村、篠津村、五町臺村、吉田新田、泥龜新田、觀音院新田水損に付、當子年分御免、三千貳百貳拾四石三斗四升三合六勺七才武州中野村高、龜寺村、角筈村、中野四ッ谷兩所御圍、火の見櫓定番人相勤、御圍急御用度々相勤申に付、當子年より御免、三千百四十五斗壹升八合東海道御傳馬宿定助高石除高、合七千八百九拾八石四斗貳升貳合九勺七才引之、

元祿八亥年

高八萬九千七百八拾四石貳斗五升貳合五勺貳才、

古文書物寫

先祖酒井藤助儀、塚越九右衛門と苗字名改、慶長六丑年被召出、御徒方土井甚三郎組に成る、

右藤助儀、上州三の倉塚越村に暫く居住いたし、夫より御當家の召出候由申傳候には、酒井將監續の者故、憚候て酒井と相改候由及承申候、明曆の大いに諸書物焼失いたし候由にて、系圖も無之申傳而已にて御座候、且紋所は丸の内かたはみ、實名は次の字代々用來り申候、

覺 母方先祖書付

- 一 高麗豐後守方に梶原源太政景よりの狀壹通、
- 一 陣場繪圖壹枚有之候、組屋敷繪圖のよしにて文脱
- 一 高麗豐後守に梶原源太政景より五月十五日の狀壹通、
- 一 高麗豐後守方に立文貳通重にて狀壹通、
- 一 高麗平右衛門方に太田彦六よりの狀壹通、
- 一 同平右衛門に朝定より示候狀壹通、

一 宛所十郎殿に有之狀壹通、

一 高麗彦次郎方に示候書付壹通、

一 しゆいの次第、さやくいの次第の書付、

一 次第不同と書付候人數集候書付壹通、

一 豊田之内平作の方書付、豊後入道書の壹通有之、

一 平山彦右衛門方に原八兵衛より示候狀壹通、

一 拾四通有之候、

猶々從源太所より重て判形請取尤に候、以上、

加村御本領、并豊島豊前守分今泉分任御望進之候、

本主到子忠信者、替地可進置候、恐々謹言、

三 樂齋

永祿八乙丑六月廿一日 道譽書判

高麗豐後守殿

於追籠の内田岡の上、拾貫文の所進之候、恐々謹言、

源 太

丙寅閏六月廿三日 政景書判

高麗豐後守殿

加村御本領、并豊島豊前守分今泉抱任望進之候、萬

し本主到子忠信者、替地可進之候、恐々謹言、

永祿十二己巳五月十五日 政 景判

高麗豐後守殿

高 平 源 介

此度爲屈御越處、誠以大慶の到候、御内々暫も留置申度候得共、入道前御窮屈の由候間、乍存返申處意外候、如何様にも心靜に重て申承度迄候、萬陣中之上、恐々謹言、

源 介

二月九日

高 平 參

景 資 判

尙々歸洛の上御息に私可申候、此書中他見有間敷候、

御同名兵部丞方知行并家風事、其方任求不可有相違候、委細猶細谷大炊助可申候、恐々謹言、

太 田 彦 六

十二月廿八日

高麗平右衛門殿

資 顯 書 判

同名兵部丞知行并家風之事、任被申不可有相違候、謹言、



六月十六日

朝定書判

高麗平右衛門殿

猶々能々被<sub>レ</sub>相心得<sub>レ</sub>尤候、爲<sub>レ</sub>其啓之候、

下野守以前の位其元に滞留候哉、不<sub>レ</sub>心得<sub>レ</sub>候條、以<sub>レ</sub>

使も不<sub>レ</sub>申届<sub>レ</sub>候段無沙汰の様候、然處先刻被<sub>レ</sub>越如

被<sub>レ</sub>申者、進退の伏兵候の由、先以條々無<sub>レ</sub>餘儀<sub>レ</sub>筋目

候、雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>申迄<sub>レ</sub>候、幾度も以<sub>レ</sub>長詔言<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然候、入道

も定て可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>恰點<sub>レ</sub>候の由令<sub>レ</sub>狭量<sub>レ</sub>候、此由能々下野

に被<sub>レ</sub>相心得<sub>レ</sub>尤候、爲<sub>レ</sub>其以<sub>レ</sub>捨申越候かし、

今日の構肝惡<sub>要カ</sub>之處候、然者夜中の仕置極候、兼て不<sub>レ</sub>

申付<sub>レ</sub>儀は俄に成かたなく候、日中さへ嚴敷候事はあわ

た、しく候、いわんや夜中の儀は、兼ての仕置專一

候條、風間處に堅加勢專一候、第一かきを一里計可

被<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候、又かゝりに極候、夜中くらく候ま、堅

可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申付<sub>レ</sub>候、返々夜分の用心專一に候、大かたに

覺悟にては口惜候、又煩は如何、くわしくき、度候、

十郎殿へ

平山彦右衛門様

人々御中

原八兵衛

大坂御合戦、七日に貴殿小荷駄番に相當候處、馬を捨

早々御陣場にかけて候折節、敗軍の時に候者の  
鍵を取、御馬に付候儀、各々様無<sub>レ</sub>比類<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>思召<sub>レ</sub>候  
事、

一御歸陣に江戸於<sub>レ</sub>御城<sub>レ</sub>御組頭衆被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>寄合、御穿

鑿被<sub>レ</sub>成候時、右の趣被<sub>レ</sub>申上<sub>レ</sub>候得は、各様御感被<sub>レ</sub>成

少御加増被<sub>レ</sub>下候儀、具に拙者存候間、何方よりも御

尋候得は、其筈を合可<sub>レ</sub>申候、其爲<sub>レ</sub>一書如<sub>レ</sub>此候、恐惶

謹言、

景吉書判

四月二日

駿河大納言様御用に付て、駿府に此仁被<sub>レ</sub>遣之候間、

若夜中に路中駄賃馬の滞り候は、肝煎にて可<sub>レ</sub>給

候、爲<sub>レ</sub>其如<sub>レ</sub>此候、以上、

寅八月

朝筑後判  
鳥土佐判

石部

吉川半兵衛殿へ

水口

彦之丞殿へ

關

伊藤平六殿へ

石薬師

小澤宗右衛門殿へ

桑名

太田道悦老へ

池鯉鮒

永田清兵衛殿へ

岡崎

奥屋宗達老へ

藤川

天野九郎左衛門殿へ

吉田

清須屋與右衛門殿へ

御朱印  
傳馬壹疋、人足貳拾人、伏見より甲州郡内迄可<sub>レ</sub>出之、  
仍て如<sub>レ</sub>件、

慶長十一年卯月廿一日

右宿中

湯殿

西 ひまこし

平山之村

三 八幡林

鞍骨山 熊野堂山

岩崎ひら山之内

あらいの内

豊田之村

持潘寺

寶藏坊 三 堀之内村

左衛門

平之村

南

あらいの内

中之屋敷

谷之村

家傳史料卷六

百九十五

たち川かた

町屋在家

越後やしき

不動堂山 田之口村

えちせん下地

神くわこ

あらいかた

湯澤

三 澤之村

同

越前下地

河内之村

岸在家

落河之村

東 北原之村

左、

正月十三日於<sub>レ</sub>高畑不動堂<sub>一</sub>名字中座敷之次第

左、

高麗山城守

これはあらいの村、

藪之郷者、新井之院之

事御前代川つき次第、

やふは多東之郡、新井

は多西之郡、



高麗平次左衛門尉 此れはとよ田村、  
 高麗近江守 此れはみさはの村、  
 田中源六 此れは山城家のこ、  
 右、  
 高麗左衛門 此れはほかの内村、  
 高麗越前守 此れはかうち村、  
 平山越後守 此れはたの口村、  
 高麗勘解由 此れはほとくほやつ、  
 伊藤 此れは左衛門かせもの、  
 永祿十年丁卯十月十八日 資 満 書 判  
 彦次郎殿

きやくいの次第  
 二階堂殿 山口殿  
 今泉殿 太田源三郎殿  
 疋田殿 太田孫三郎殿  
 二郎田殿 垣谷平太郎殿  
 春日源三郎殿 加藤源左衛門殿  
 大窪さいの守殿 春日攝津守殿  
 埴谷圖書助殿 河目越前守殿

細谷刑部左衛門尉 濱野彌六郎  
 馬場 しゆいの次第  
 富士宮内少輔殿 足立宮内少輔殿  
 源五郎殿 くどう殿  
 恒岡越後殿 高麗豊後守殿  
 曾我兵庫助殿 成田彦七郎殿  
 沼田殿 金子大炊助殿  
 豊田周防守殿 朝田内匠助殿  
 太田下野守殿 柏原上總守  
 河目出羽守 河口將監  
 福島四郎右衛門尉 以上

次第不同  
 羽生右馬允殿 飯島玄蕃允殿  
 同内匠助殿 飯島肥後守殿  
 同新三郎殿 雨谷七郎左衛門殿  
 關鞠負殿 關對馬守殿  
 菱沼丹後守殿 太田五郎左衛門尉殿  
 同隱岐守殿 上曾駿河守殿

河目右馬助殿 益戸勘解由殿  
 横倉但馬守殿 同甚左衛門殿  
 同興一殿 村山彈正殿  
 小宮山大和守殿 同右衛門督殿  
 宇都木源左衛門尉殿 齋藤佐渡守殿  
 同正左衛門殿 大貫紀伊守殿  
 池田若狹守殿 横倉式部丞殿  
 宇都木出羽守殿 同新吉殿  
 龜岡伊勢守殿 同惣六殿  
 根岸正右衛門殿 和田右衛門尉殿  
 高梨遠江守殿 高梨善次郎殿  
 水村甚吉殿 田村帶刀  
 同久作 同七郎五郎  
 長島長右衛門 三輪將監  
 同四郎右衛門 同右京亮  
 同源五左衛門 杉本兵部太輔殿  
 弓削治部太輔殿 大橋將監殿  
 同左近將監殿 雨谷伊豫守  
 同善四郎 古宇田志摩守  
 關新左衛門尉殿 上木四郎右衛門殿

前島平次左衛門尉 鴻巢土佐守殿  
 關雅樂助殿 仲丸新右衛門  
 關外記  
 右高麗豊後守歟、同平右衛門の内、私家先祖の舅と相  
 聞申候、右の趣など御手筋に相成候は、先祖の筋目  
 相分り候様仕度奉存候、申傳へ候様子、旁一向筋目  
 無レ之ものとも不<sub>レ</sub>相見候間、乍<sub>レ</sub>御面倒<sub>レ</sub>何分可<sub>レ</sub>然  
 奉<sub>レ</sub>願候、

蝦夷孝子かなぶつ傳  
 かなぶつは、東蝦夷地あつけしの酋長しもちか子な  
 り、性沈黙静和、よく父母に事ふ、その妻曾て魚を海上  
 に捕る、誤て溺死す、爾來獨居娶らす、あるひは漁事  
 を爲し、或は樵蘇をなし辛苦甚た極る、夷人或は後妻  
 を娶らん事を勸む、すなはち曰く、た<sub>レ</sub>父母と居るも  
 なをかつ自ら振ふ事あたはず、況やよく妻を養はん  
 や、而して婦人の性、善不善豫め知るへからず、もしあ  
 るひは娶る所の妻をして、心醜惡ならしめは、則ち父



母の供養まさこれに如何せんや、このころ其母眼を病む、夷地もとより薬の以て療すべきなしといへども、百方營救千折思慮、終に母をして平癒を得るに至らしむ、また至孝の感する所といふへし、その平生の盡思竭力みな此類なり、部落中の夷稱譽して置す、役吏是をき、あつけしの役吏太田、すなはちこれを國十右衛門、戸田又太夫、すなはちこれを國家に言し、賞賚して以て其孝を顯はすといふ、

藏しぬ、若是を訝るの人あるに於ては、右の服部家に尋ね問て正蹟を正されんものか、猥りに他見洩漏あるまじきと云爾、

松平甚太郎家忠

家康公の御祖父、清康君の御弟、東條甚太郎義春の嫡子にて、幼名龜千代と稱し、後年公より御諱の一字を進せられ、松平甚太郎家忠と名改られ、御床机代りの重任を蒙らせらる、仍之御采拜を授けらる、不幸短命にして家忠歿せられ子孫斷絶なり、然れども家忠の外叔父松井左近忠次を、曾て家忠の後見せられしゆへ、其一跡忠次の家に屬せりとなん、忠次後年松平周防守康親と名改めらる、

酒井左衛門尉忠次

家康公の御先祖、親氏君の御次男、酒井廣親の後裔にて、御當家世々老臣の職を蒙れり、忠次は殊に開國の臣にて、家康公參州御領國の初、一方の旗頭に命せられ、智惠軍功比倫に絶し、同州吉田城を拜領す、其比七城主の其壹人なり、

井伊兵部少輔直政

先祖源三位頼政の臣井伊の早太か嫡孫にて、世々遠

家傳史料卷之七

家康公參河十六將の傳記

御當家いまた參州の地内のみ御領知の時、弘治永祿の比、家康公多くは今川家のために、尾州の織田家其餘參州の逆徒日々夜々の爭戰ありし時、或人公の神影、及び殊に抽てたるの隊將十六騎を撰述して、各肖像を畫圖に模し、御當家御奇縁の鳳來寺峯の藥師へ寄納有りし、右の畫像を竊に摸寫し、服部家の子孫家の松平隱州の長臣より又竊に寫し得て、深く十襲珍

州井伊谷の領主なり、其家今川の爲に亡され、直政襍裸の中より松下源左衛門家に養育せられ、万千代と名を稱し、少年より召出され公の寵臣となり、勇功絶倫人の知る所にて、其功漢の三傑にも比すへしとなり、

本多中務太輔忠勝

先祖參州御譜代の列にて、忠勝の父祖よりして戰死の志を顯し、又忠勝も公の麾下にて過たるものか二つ有りと稱せられ、膂力絶倫、馬上にて左の手に三間柄の長鎗を振て縦横無礙に薙倒し、當所敵なく、七十餘度の戰場に一疵をたも蒙らず、太閤秀吉公にも其勇功を感稱し、忠信の冑を忠勝に賜はれり、是も又三傑のその壹人ならん、其餘の忠功悉枚擧すへからざるなり、

榑原式部太輔康政

先祖伊勢仁木の餘流にて、參州御譜代の列なり、康政小平太と稱し、少年より公の左右に籠勤せし小臣にて、勇功比類なく、是も又三傑の壹人成へし、後年台徳公に屬せられ重臣の任を蒙れり、

大久保七郎右衛門忠世

先祖世々御當家にて比類なき舊老臣にて、殊には宇津新八郎忠俊無二の忠義を以、廣忠君を岡崎城へ還入し奉り、其後氏を大久保と改め、その甥七郎右衛門忠世、參州御領國の始め、忠世隊將の器あるを以て、初て遠州二俣の城主となり、一向亂の時、敵の爲に一服を射つふされ、長篠の役等、弟忠佐と共に十三度まで馳逐し、信長の褒稱を蒙り、後年小田原陣の時軍功を以て、直に小田原城を太閤秀吉公より拜領せり、其後弟忠佐も沼津の城を拜領し、箱根の關を狹て兄弟是を警固せるなり、

平岩七之助親吉

參州御譜代の列にて、殊に老臣の役を蒙れり、公の御子尾州義直君を御養育し奉り、犬山の城主になり、子無して家斷絶せり、軍謀智惠是も又人の知れる所なり、

鳥居彦右衛門元忠

先祖熊野八庄司の其一家にて、鳥居法眼と稱せらる、其後裔參州に來り御當家に屬し、伊賀守忠吉の時、公の御幼年御籠塾御不如意の時、萬事御衣料等の御入用を辨し奉らる、後々迄參河の叟々と仰らる、其子彦



右衛門元忠相繼て舊功を盡し、長篠の役に於て鐵丸の疵を蒙り、一身不具の憂と成て、御前にも足を出し座居す、然共是を事共せず、晩年庚子の役に城州伏見城を守り、四面敵を得て、操を立て終に忠死せり、

鳥居四郎左衛門直忠

參河御譜代の列にて、數度の戰功舊記に著し、殊には長篠の役に、馬場美濃守首級を得たり、子孫尤も後榮せり、

大久保治右衛門忠佐

事跡は兄忠世の傳に記せり、長篠の役にも兄忠世と共に大に血戰し、仍て信長公渠を稱して、敵に附ては離れざる膏藥侍と褒せり、後々迄長篠の髑々、毎度信長稱美し給ふ、子孫早世にて家斷絶せり、

高木主水正秀入道

先祖水野下野守信元に屬し、麾下の一將にて神谷金七高木主水と名を同ふす、信長横死の後、參州に來り御當家に屬し奉り、數度の戰功を以て大番一隊の長となり、仍子孫大番頭の役を蒙れり、

内藤四郎左衛門正成

參河御譜代にて、内藤家數多ありといへども、正成の

軍謀類なく、公是を御稱美有て、常に軍陣四郎左衛門と稱し給ひ、其餘戰功記せずして知んぬへし、

渡部半藏守綱

參河御譜代の列にて、所々の戰功多く、後尾州義直君に屬せられ、老臣の列に加われり、

服部半藏正成

先祖伊賀國服部の一族にて、後參州へ最一に來り、數度の舊功を顯し、伊賀の國服部の一族はしめ、數多御當家に召出され、皆半藏か一隊の指揮に屬せらる、然共ゆへ有て隊士の爲に横死し、其子石見守も又御勘氣を得て、久松の松平隱州の家に召預けられ、子孫終に久松家の長臣となれり、

蜂屋半之丞貞次

一向亂の時、宗門の爲に一度は公に敵すといへども、後年志を翻し忠功を立て、今に子孫麾下の健士となれり、

米津藤藏入道淨心

御譜代の舊臣にて、殊には一向一揆等の節戰功を顯し、其餘の軍功枚擧すへからすと也、

右以大澤侍從本寫畢 享和壬戌仲冬四日

杏花園

増山家記

増山氏系圖略

○性參

姓は丹堀、氏は青木、下野人、

女子

品川式部大輔室

女子

母仙光院殿増山氏女

正利

家綱公の御母 母同

資祇

始て氏を増山と改む、彈正少弼、從五位下、三州西尾城主、母同

○仙光院殿

後七澤清宗に嫁し、二子を生む、

女子

毛利刑部少輔室

長政

平野權平養子、丹波守、從五位下、

正祇

兵部少輔、從五位下、常州下館の城主、實は那須遠江守長子、正利養子とす、母平岩氏の女、

女子

津輕越中守室、母松平泉守女、

女子

早世、母同、

三男

早世、母同、

増山家記

一増山家、本の氏は青木なり、故に其姓は丹堀比、又丹治にも也、其先宣化天皇より出、惠波皇子、其子十市王、其子多治比古王に至て、始て丹治比の姓を賜ふ、名を以て姓とす、其子家野里推古天皇の時の人、其子家鷹皇極天皇の時の人、其子孫十六代めに實直と云者あり、青木丹五と號す、是より始て青木氏別れたりと云傳あり、然れども其間の系圖燒失し今傳はらず、彈正正利より、改て母氏仙光院殿の氏を稱し増山と號す、増山の姓は、藤原小山の二男より別れ、其系譜今に有、家の紋は二厂金、幕の紋は鹿を付るなり、一青木氏の系圖燒失したる子細は、正利より四代以



前の先祖を青木新左衛門尉と號す、小山の家來なり、小山方に發向の節、新左衛門軍忠諸士に越る故に、小山より數通の感狀を賜り出頭しけり、因て傍輩の嫉有之、或時居所へ火を懸られ、思寄さる事なる故に、先祖代々所持の系圖、其外感狀武具等まで残らず焼失したりと云傳たり、

性參一代事實、並庶子事實、性或は正に作る、

一性參本國生國共、下野國都賀郡高島村なり、其屋敷今は青木源兵衛と云者の所持に成有之、後陽成院文祿四年乙未誕生、増山氏の女仙光院殿を娶り、子四人を生めり、寛永四年丁卯六月八日に逝す、年三十三、則ち高島村寶藏寺に葬る、安養院殿性參覺譽居士と法諡す、石塔有之、

一長女名は綱、元和四年戊午二月廿八日誕生、正保元年甲申七月廿六日台命に因て、品川式部大輔高如に嫁す、大猷公月俸五十人扶持を賜ふ、二年乙酉八月晦日に卒す、年廿八、知光院殿慶隆日盛大姉と法諡す、武州四谷本源寺に葬る、彼寺御制禁の日蓮宗故に、石塔を上野尊重院に移す、

一二女名は於樂、元和七年辛酉二月十五日御誕生、寛

永十年癸酉大猷公に御奉公、時御年十三、十八年辛巳八月三日家綱公を御誕生、正保二年乙酉九月家綱公十五歳の御時、御一所に西の御丸へ御移り、天下一同に御袋様と仰き奉る、慶安四年辛卯四月廿日、大猷公薨し玉ひ、御本丸へ御移り寶樹院と申す、承應元年壬辰御不例、御老中指圖にて始て正利に御對顔、御落涙數刻に及び、御療治とかく計ひ可申の旨に付、大膳亮好菴町醫者たりと云とも、婦人の帶下崩漏の療治功者なりしかは、是を召して御脈を診し奉り御藥を上しむ、依之少々御快然、而して上野國伊香保の温泉第一婦人に功能有之由、かくれなく人の知る所なり、故に彼地へ御入湯可然儀公儀相究、正利御供に定り已に其用意す、御氣色御再發御延引、それより漸々に御重り、同年十二月二日に御逝去、御年三十二、世以てこれを惜すと云事なし、東叡山毗沙門堂の側に葬り、御佛殿有之、寶樹院殿と法諡し、正二位大母を送らる、

一三男正利、具に下に書之、

一四男小字は友之助、寛永三年丙子正月二日誕生、正保元年乙酉十二月二日大猷公の台顔を拜す、四年丁亥

十一月俸祿二千俵拜領、十二月廿七日官命あり、諸大夫に進み、増山右衛門佐と號す、承應元年壬辰三月五日那須美濃守資重の養子に成、那須遠江守資祇と號す、六月官命に因て、水野備後守元綱の女を娶る、其後室人卒去、明曆三年丁酉十二月廿六日又土井大炊頭利朝女を娶る、後離別す、寛文三年癸卯四月廿日日光山へ公方様被爲成に付て、台命ありて御普請の手傳をす、四年丙辰十二月八日に五千石御加倍拜領、以上知行高一萬二千石と成、

一仙光院殿、名は紫、慶長六年辛丑誕生、下野國小山島田村の人也、後七澤雲晴清宗に嫁して一男一女を生めり、清宗、初の名は作左衛門尉と號す、甲州の人也、慶長元年丙申十月廿八日に生れたりと云、大猷公より月俸二百人扶持を賜ふ、

當公方様御外祖母なるを以て、御親みはかりなし、毎年年元且御小袖五つ拜領、終に恒例となり、其外御臺様よりも御親み誠に申はかりなし、

一清宗の一男、寛永九年壬申三月七日誕生、小字三之助、母は他氏の女、十四歳にして寶樹院殿の命に因て出家す、四谷本源寺日泰の弟子と成り、名を月僧と改む、それより上總國野路にて學問す、寶樹院殿御逝去

の後に、天台宗に歸依すへき由台命有之、知行五百石を賜ひ、毗沙門堂門跡公海の跡可被賜旨も台命ありと云とも、寶樹院殿御逝去の節迄、日蓮宗にて御終被成上は、日蓮宗にて可被有旨達て申上る、寛文五乙巳年十一月八日遂に天台に歸依して、一品尊敬法親王より淨圓院の號を賜ふ、同月十五日に法親王を拜謁す、十八日上野に於て寺地を賜ふ、公方様より天樹院殿の内臺所方の御家を拜領して、寺を建立す、又金をも賜ふ、六年丙午八月九日始て護摩を修す、十二月廿六日登城、御前近く被召出、知行二百石下總の内請地村に賜ふ、七年丁未二月廿日に院家に被仰付、尊重院と號を改む、是は毗沙門堂門跡の舊號なりと云、花山院左府定好の義子となる、八年戊申出羽國羽黒山の別當執行を被仰付、明年三月入山、同年壬十月廿七日上野に歸寺、

一清宗の二女、名は通、母は仙光院、寛永拾四年丁丑正月廿日武州豊島郡淺中に誕生す、明曆二年丙申台命に因て刑部少輔元知に嫁す、明年三月七日に男子を産す、喜太郎、萬治元年戊戌五月二十三日卒す、年廿一、武州橋樹郡牛込本門寺に葬る、火葬して骨は駿州富士



へ送り、蓮華院日香と法諱す、後に橘樹郡高田に其冥福の爲に一字を建立して蓮華寺と號す、故に本門寺蓮華寺兩所に石塔有之、是より前寺社新地御法度たりと云へども、延寶二年甲寅十二月日仙光院殿の願に因て、久世大和守廣之を以て各別の由被仰出、遂に拜領地となる、明年正月五日より蓮華寺登城す、遂に恒例となる、

一清宗の三男、小字は六之助、母は仙光院、寛永十九年壬午八月十五日に誕生す、明曆二年丙申平野權平長勝養子となる、長政と名く、織田山城守長頼の女を娶り年を歴て卒去、其後台命に因て諸大夫に進み、丹波守從五位下となる、寛文八年戊申十二月九日權平卒去、九年三月十三日に家督を賜ふ、四月十日に御禮す、後木下淡路守利貞の女を娶、延寶二年甲寅八月廿一日に一女を産す、名は金女、

一清宗の四男、出家し新宰相と號す、母は他氏の女、尊重院弟子となり學問す、

増山彈正少弼正利事實

一正利、小字は辨之助、元和九年癸亥九月晦日下野國高島村に誕生、爲人心胸廣大にして辯舌清明なり、

時の人太閤豊臣秀吉に相似たりと云り、寛永二十年癸未八月三日始て大猷公の台顔を拜し奉る、酒井讃岐守忠勝、松平右衛門佐忠之取持之、正保二年乙酉十二月二日に二千俵の俸祿を賜ふ、其れより以前は永井信濃守尙政より五十人扶持を送る、成瀬隼人正正虎舊宅を賜ひ、一類皆是に居れり、四年丁亥十一月五日、相州之内新戸の郷に一萬石の采地を賜ふ、右の知行拜領すへき四日前の子天に、酒井讃岐守より御指紙來る、持參の使者と齊く白き大犬一疋廣間に走入り、猶居間迄至る、舉家吉事の祥なりと祝ふ、同年十二月廿八日台命ありて諸大夫に進み、彈正少弼從五位下となり正利と名く、若君様家綱、西の御丸に御居城、其時酒井日向守忠能と正利兩人若年寄と稱して御奉公す、(正利家老吉見頼母介、白須十兵衛、照山三郎左衛門等也)慶安元年戊子春、春日局の跡屋敷を拜領、和泉守乘頼の女を娶るへき由台命有之、二年己丑四月十日若君様日光山に御成に付て江府御進發、其時忠能正利兩人總御旗本の先乘を被仰付、代る、是を勤む、(御進發の御先乘は忠能、御歸府の御先乘正利なり)十六日に御歸府、御喜悅の由酒井讃岐守を以て

被仰出、御道服一つ御拾一つ拜領す、九月九日乘頼の女娶之、四年辛卯四月廿日大猷公薨し玉ひ、若君様御本丸へ御移り、正利御奉公の品未定、翌年御奏者番被仰付、明曆三年丁酉正月十九日類火に逢、屋敷替り田安御門の内に賜ふ、萬治元年戊戌高田に於て別業を賜ふ、二年己亥二月八日登城、御座の間へ被爲召、三州幡豆郡吉良莊西尾城、城付二萬石の知行拜領、其節日比願の段内々達上聞、御奏者番役御免、西尾城入部の支度勝手不自由に付金子二千兩拜借(但御内證にて如レ此之由、故に世間流布の沙汰なし)、三月五日江戸發足して西尾へ至り直に城を請取る、依レ之四日前に武具を遣す、其次第は旗竿五本、奉行無レ之、鐵炮貳拾挺、(小頭壹人、惣足輕五人に一人つ、肩替有、但鐵炮袋は狸々緋、上に皮の雨覆あり)、物頭入江治部右衛門、但馬持筒有、鐵炮以上四拾挺、此次弓貳拾張、小頭但五人に壹、肩替あり、物頭尾松織部、但馬持筒、長柄五拾本、十人に一人つ、奉行左衛門、押へ母介、馬持筒、正利方、つ肩替あり、奉行左衛門、押へ母介、上下三十人餘、利正翌朝發足、鷹師貳人、鷹、犬引壹人、餌指壹人、引馬具足拜領、持筒二挺、空穂、二穂、持弓立二かつき、撥、矢倉落壹本、大身の鍵壹本、對の鍵投、雞羽、

二本、臺笠立笠步行三拾人、小頭大頭刀筒二、脇指筒二、長刀一枝、十文字鍵壹本、素鍵壹本、肩輿中扈從小姓、乘掛半髪四人、付、供馬三疋、小姓小僧は小姓の、奥近習、表近習(但三組、其に鍵を爲持、上下四人、或は五人七人もあり)、騎馬五人、照山三郎左衛門、弓削内藏助、淺井源太兵衛、加田喜惣兵衛、堀勘解由、(此四人は、人數廿人の内也、其内にも次第有、持弓持筒鍵貳本つ、也)惣人數五百人餘なり、十三日に西尾へ着く、上使揖斐與右衛門、城中引渡す、城中所々の書付、門々の錠小出甚太郎、田畑新田迄の取付上、在番井伊兵部少輔直之家老小野七郎左衛門方より吉見頼母方へ相渡す、請取渡し相濟、兩上使衆へ二の丸大書院に於て饗す、(但此馳走の爲、温井伊右衛門、三日前に西尾へ遣す、)饗して兩上使衆町屋へ下る、正利右之爲御禮町屋へ至る、遂に上使西尾發足、同日城拜領の御禮として、以二使札御老中迄申上る、使者荒尾九郎左衛門、亥の年中は西尾に在城、先代の通に仕置少も無二相違二書付ると云ども、夏作の麥年貢、其外小役等一切赦免に付悦者多し、町屋等に至る迄少も過役無レ之、去るに因て民共萬歳を祝ふ、正利弓馬鷹狩の外無二他事二と云、明年參勤二月十



九日に西尾發足、廿六日に府に入る、西尾拜領の御禮として黄金三枚を公方様に奉る、同年四月日光山へ御上使として至る、歸路に那須に立寄鷹野あり、鷲野寛文元年辛丑在城の御暇を賜ふ、御小袖三御道服二拜領、道中誹諧の名句共多しと云とも、今多く散失して傳らず、一兩年已前より高井立志（か）と俳諧を學へり、同年の秋西尾に於て、公方様御禱の爲に、誹諧の會を初め五日の内に終る、連衆は立志可入、杉本勾當、高田武左衛門、田中庄右衛門圓齋寺等なり、發句は正利詠之、云ふもおろか君を祝ふや松かさり、正利を和心と號す、（此一卷追）清書已に成て本丸八幡宮に納る、吉兆共有也、寛文二壬子年三月十一日參勤の爲西尾發足、十八日に府に入る、此月正利氣宇悪くして小島昌澤藥を服用し驗無之、吉田意安藥を服用、其後奈須玄竹藥を服用すと云とも、日を追て不快、故に江府の名醫不殘療治すと云とも次第（く）に重り、七月に入彌氣色大切に及ふ、依之上使兩度（初大久保出後酒井雅樂頭忠清）羽守教博、七月廿八日に逝す、年四拾、其夜高田の別業に於火葬、骨を上野常徳院に納む、覺性院殿月潤全心大居士と法諡す、正利子

三人あり、男子早世し餘は女子故、逝去の後台命有て、舍弟奈須資祇の子正祇を以て家督とす、  
 一 一女、名は風、承應元年壬辰八月十五日に誕生、寛文四年甲辰七月五日台命に因て、津輕越中守信政に嫁す、七年丁未八月四日に男子を産す、（右京と號す、同年九月十四日に卒す）九年己酉五月廿四日又男子を産す、（平藏と號す、十二年壬子七月廿六日又生）男子（主殿と號す）、十三年癸丑五月廿九日に卒す、上野津梁院に葬る、涼松院と法諡す、  
 一 二女、名は栗、承應三年甲午に誕生、明曆元年乙未に卒す、  
 一 三男、明曆二年丙申八月十五日に誕生、町に産蔭の内にして卒す、其母氏も亦卒す、武州豊高郡谷中感應寺に葬る、若子をは長久寺に葬ると云、  
 増山兵部少輔正祇事實  
 一 正祇、實は奈須遠江守資祇の長子なり、正利義子とす、承應二年癸丑正月廿二日に武州江府に誕生、母は平岩氏の女、寛文二年壬子八月十六日正利養子になすへき台命に因て、阿部豊後守忠秋指圖し、永井伊賀守尙庸殿中の儀を取持、十七日家督の御禮相濟、西尾の城主と成、御詰衆稱して仕へ奉る、公方様へ正利の遺

物上之（來國俊の刀、金十五枚の折紙あり）御臺様へ（伏見院の宸筆軸の物上る、但し此軸物は、寶樹院様より酒井讚岐守に御遺物に被下所に、讚岐守より正利へ末代までの重寶と成へき由にて送らると云）家老皆正利の時に同じ、（吉見頼母助、白須十兵衛、照山三郎左衛門等也）正祇若年の間、同年公方様より大切に被思召の旨に付て、西尾へ御目付兩人被遣之、（江原與右衛門、翌年癸卯五月十八日御目付衆西尾發足、七月十一日登城、台命有て曰く、今度所替被仰付、常州眞壁郡下館城主とす、子細は、西尾は遠國なり、下館は那須へも程近にて、遠州と正祇仕置相談も互に可レ能、依之被仰付云々、引料として黄金五千兩を賜ふ、七月十九日引料の金子御城切手御番所に被遣す、（田中十右衛門、十四日下館大町に居住仕者、中村左衛門家來吉兵衛、當着所替を賀し申、下館の様子を談す、十八日に下館の城御引渡の上使衆、久保平左衛門、西

尾へ上使衆（内藤新五郎、何も發足、八月十四日下館城爲請取）家來に、照山三郎左衛門、増山主水、野口新五左衛門、東儀大夫、山田新左衛門、高田武左衛門、一柳與兵衛、戸田角左衛門、相添、鐵炮三十挺、弓二十張、長柄三十本、旗竿五本遣し請取之、兩上使衆へ祝儀の饗應す、上使衆同日に下館發足、同年城の門々其外柵木の場所、家中諸士の屋敷割まで替るなり、八月廿六日所替被仰付御禮として、帷子三内單物一御太刀馬代（銀子一枚）、上る、十二月永井右近大夫尙征の女を娶るへき由台命あり、四年甲辰正月十九日増上寺に於て、台徳公三十三回忌の御法事あり、香奠（銀子三枚）、獻上之、二月廿九日歳暮の御内書頂戴、六月三日登城、下館領二萬石の御朱印頂戴、翌日大猷公の御佛殿へ御朱印頂戴の爲御禮參詣、七月廿八日先考全三回忌上野常徳院に於て頓寫を修す、毘沙門堂門跡公海出座、其式載別記、八月廿八日官命ありて諸大夫に進み、兵部少輔從五位下となる、十月十四日寶樹院殿十三回忌の御法事、上野に於て有之、御番被仰付、其式載別記、五年乙巳二月十五日官命ありて、初て竹橋御門番を勤む、六年丙午二月十三日河野甚五兵衛と



云儒者を召して初て學問す、八月十一日半藏口御門番相勤む、十三日御鷹の雲雀拜領、九月朔日下館の盜賊首尾能埒明く段達上聞、爲御褒美家來時服を(吉見頼母、照山三郎左衛門三つ、田代半左衛門に二つ)被下置、(下館領横島村左衛門、與兵衛、成田村金左衛門、久左衛門、川中子村三右衛門、長右衛門、久左衛門、盜賊合て七人、寛文五年十月廿二日の夜、右七ヶ所へ同刻召捕之、右之盜賊親兄弟妻子下人等都合百廿人餘擄取籠舎し御公儀へ注進す、猶詳に盜賊帳に見たり、別に二卷有之)十月廿九日御鷹所より御鷹の雁二拜領、十一月廿九日公方様より御鷹の雁一つ拜領、是より終に毎年如此なり、七年丁未正月十一日公方様紅葉山へ被爲成に付供奉、廿四日又増上寺へ被爲成に付供奉、(是より後、御成ことに供奉せすと云事なし、故に略之)六月廿五日端午の御内書頂戴、例に恒る、九月五日正祇袖を留む、大書院に於て祝儀有之、家中の諸士入て祝儀す、八年戊申二月六日上屋敷類火、時に半藏口御門番の内なる故に、これふせく事不能、御門へ相詰火事消、其夜九つ時分より牛込の中屋敷へ退く、廿九日燒跡爲御見分公方様田安御門

邊へ被爲成に付、上屋敷の前にて拜台顔御詞にかゝる、十二月廿九日元服、實父遠州より爲祝儀一文字の刀を賜ふ、九年己酉三月十一日田安御門番を勤む、七月晦日家來白須忠左衛門、田代光左衛門を用番となす、野口新五左衛門を以て老役とす、九月朔日紅葉山兩御佛殿火の御番三浦志摩安次と相役に被仰付、十二月廿四日用番都筑茂右衛門隱居、其子助右衛門に家督を賜ひ近習に伺公せしむ、十年庚戌正月元旦登城、吳服一つ拜領、以下毎年如此不記之、四月廿三日婚姻相濟、廿八日今度祝言相濟に付、爲御禮登城、拾二つ差上る、廿九日御鷹様より御拾二つ、御樽二荷、御肴三箱與方へ賜ふ、婚姻記別、五月十四日田代半左衛門を以て家老とす、十一年辛亥二月八日河井清右衛門と云儒者來、後に友水軒と號す、名は眞、字は恒久、中庸章句を講す、十九日與方男子を平産す、若子其夜卒去、三月朔日始めて右城の暇を賜ふ、五日御鷹様より御夜物に着一箱頂戴、終恒例となる、十一日江戸へ發足、

下館入部、其行列は馬二疋、持筒六挺、手明、持弓二挺、手明、對の鍵、立笠狭箱一荷、具足二領、才領足輕一人、步行二十人、刀筒二人、小頭二人、長刀一振、步行目付

二人、組頭二人、乗物兩脇中小姓八人、素鍵十文字、半弓一張、挾箱一荷、簀箱、引替馬二疋、乗掛兩脇に半髮足輕に鑰鍵、醫者<sup>上下</sup>五人、茶辨當茶道三人、坊主五人、押へ足輕四人(吉見平八上下十四人、具足櫃、弓立持鍵若黨五人、引馬)近習頭二人(石川常右衛門上下十三人、具足櫃、弓立持鍵若黨四人、引馬、邊春善左衛門上同)小姓五人、小納戸役三人、馬役二人、刀櫃二掉、刀奉行二人、近習者拾人、内鑰爲持候者三人、中小姓十人、右筆二人、步行目付二人、臺所長持二枝、辨當菓子長持料理人三人、物頭一騎、足輕十五人、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、箱に、何も、田代半左衛門(上下十六人、具足櫃、弓立持鍵二本、若黨六人、引馬)以上越谷の宿晝休、幸手泊り、翌日卯の刻幸手發足、坊川舟渡惣勢先へ越す、土井大炊頭利重馳走として舟を出す、それより小山晝休、申の上刻下館着城、

廿九日、大猷公廿三回忌の御法事に付て、下館より日光山へ發足、四月朔日に登山、三浦志摩守と火の御番を四百八十四人にて相勤む、別記一卷あり、五月十二日に河井清右衛門を下館へ招、小學句讀の談を聞く、七月廿一日下館發足、廿二日に參府、八月六日登城、台顔拜

謁、十一日河井清右衛門に月俸を送る、兵部少輔名乗を正祇と改む、(始は利順と名く、後實父遠州の命に因て宗堯と改む、しかれども堯の字聖人の名なる事を憚、養父正利の正を以て増山の通字と定めんと欲し改之、河井友水考之)十二年壬子九月八日寶樹院殿の十七回忌の御法事上野に於て有之、御番を遠州と正祇に台命あり、遠州は黒門の御番、正祇はそれより内經堂の前、出家諸士出入の所御番を相勤む、延寶元年癸丑正月元旦誹諧の發句を詠す、

なか／＼しうしのよたれか君か春  
又此春或所にして鍵梅を見て、

鍵梅や咲みたれたる庭道具  
其餘名句共猶多し、今略、是より先、日上流の劍術を學ぶ、日上武助、武田流の軍法等を學、高橋重郎左衛門指三南之、今に至て倦事なく、其術いよく精し、六月廿六日都筑茂右衛門を以て用番とす、助右衛門其父の名を、九月九日下館城下西町出火、家數百貳拾七軒燒亡、十二日類火に逢者七十一人に米一俵宛を施す、十一月十八日堀隼人を以て用番とす、二年甲子九月七日日下館へ發足、十九日公方様御鷹様へ栗献上之、十月十一日公方様へ虵



十献上之、十一月廿二日公方様へ鯉二つ献上之、十二月十七日參府、廿一日公方様へ箱肴一種献上之、恒例な三年乙卯五月十五日族類老臣等に家の由緒を尋て、始て増山記一卷を撰す、(其編集は河井友水をしてこれを考しむ、他家舊記等をも盡くこれを考ふ、友水曰、正祇の文を好み、武におこたらざる、誠に絶たるをつき廢たるを起すと云つへし、)

享和二年壬戌霜月十七日寫 杏花園

京都大工頭中井水先祖書

先祖書

高五百石 大和國之内本國大和中井水實子惣領 中井藤三郎當戊二十三歳

外

貳拾人扶持 御加増、  
貳拾人扶持 御役扶持、  
京都屋敷 寺町通丸太町上る所、  
江戸屋敷 北本庄二之橋三之橋緑町、  
駿府屋敷 四つ足町通、上魚町通、折廻し、

私儀天明四甲辰年十月廿七日、父主水願之通見習被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候旨、所司代戸田因幡守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、天明九己酉年正月十七日父主水跡式知行並貳拾人扶持、外に御役扶持貳拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、直に如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、所司代松平和泉守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、

一先祖

本名巨勢巨勢孫太夫實子 中井大和守初名藤右衛門

天正十六戊子年權現様御代被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>御知行貳百石拜領仕候、慶長十一年に從五位下大和守に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事、中井藤右衛門祖父巨勢孫兵衛と申候、和州に罷在萬歲備前守に與力仕候、乾之方出城預り申候に付、和州の者共乾孫兵衛と申、和州兵家村石橋にて討死仕候、忤人御座候、巨勢孫太夫、巨勢甚太夫と申候、和州に浪人仕罷在候、藤右衛門儀孫太夫忤にて御座候、被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>候町、名字巨勢相改中井に仕度旨、酒井雅樂頭殿に申上候事、  
一關原御陣の後、五畿内江州の大工杣人數壹万六百人餘高役之事、御料私領共に御免被<sub>レ</sub>成、向後御軍役可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨上意にて、大和守に支配可<sub>レ</sub>仕旨被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事、

一大坂御陣の時、御供可<sub>レ</sub>仕旨蒙<sub>二</sub>上意<sub>一</sub>、茶臼山御陣場の下にて陣小屋被<sub>レ</sub>下御供仕、忤中井長吉郎儀も召連申候、

一於<sub>二</sub>駿府<sub>一</sub>稻留一夢差上候鐵炮の書物、大和守へ被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>稽古可<sub>レ</sub>仕の旨、依<sub>二</sub>上意<sub>一</sub>一夢相傳仕候、大坂御陣の御鐵炮の御藥大分拜領仕、鐵炮多所持御供仕候事、

一紀州熊野山槍の真にて、御鎗京都御鎗屋作左衛門被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、千三拾本出來献上仕候、右の内御鎗三拾筋大和守拜領仕、于<sub>レ</sub>今少々所持仕候、

一慶長十三年禁中方御普請可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>に付、見分の御用、從<sub>二</sub>駿府<sub>一</sub>京都に相登候處、駿府御城燒失、此時京都より二日に參着仕候、其後於<sub>二</sub>御前<sub>一</sub>貞宗の御脇指拜領仕、同年駿府御天守御造畢の節、重家の御太刀御馬拜領仕、御太刀于<sub>レ</sub>今所持仕候、

一同十四年十月八日御加増被<sub>レ</sub>下候、大和國添下郡城村外川村脱カ小和田村三ヶ所にて、都合千石の御黒印頂戴仕、大和守名を御氣被<sub>レ</sub>遊被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>所持仕候、

一同十六年院御所御殿御造營可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成進<sub>一</sub>旨被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、從<sub>二</sub>駿府<sub>一</sub>大和守罷登、板倉伊賀守殿に申上、女房

奉書請<sub>二</sub>取之<sub>一</sub>歸府仕奉<sub>レ</sub>備<sub>二</sub>上覽<sub>一</sub>候、右の御奉書大和守名御座候、寶物に可<sub>レ</sub>仕旨上意拜領仕、于<sub>レ</sub>今所持仕候、

一同十七年五月十一日、禁裏御造營被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>旨、御黒印大和守頂戴仕、同日尾州名護屋御城御作事被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>旨御黒印頂戴仕、同日大津海津伏見御座候杉桐の板、駿府に可<sub>二</sub>差下<sub>一</sub>旨御黒印頂戴仕、三通共所持仕候、

一同十八年禁裏御上棟の刻、從<sub>二</sub>禁裏<sub>一</sub>御太刀目錄從四位下の位階、大和守頂戴仕候事、

一京都就<sub>二</sub>御用<sub>一</sub>大和守在京仕候内、禁裏、名古屋御城、大佛殿、右三ヶ所の御普請御造畢の節、權現様御機嫌の旨御老中方御狀、台徳院様御褒美の旨、木多佐渡守殿御狀、右何も所持仕候事、

一駿府にて御與迄大和守被<sub>二</sub>召遣<sub>一</sub>候事、  
一御用の品々不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>存、京都御使度々被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、近衛殿九條殿に伺公仕候事、

一駿府にて御作事方諸職人金銀米請取申、吟味被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、右手形に大和守裏判仕、御勘定所諸職人持參仕候事、



一江戸御城御繩張の御用、其後江戸町割之儀、本多上野介殿御承次に大和守被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事、  
 大和守儀在京仕候内、江戸御城御普請之御用被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候、御老中御奉書所持仕候事、  
 一於<sub>レ</sub>駿府<sub>一</sub>大和守儀、權現様御筆御短冊、台徳院様御六歳の御筆、天神の名號拜領仕候事、  
 一日光御宮地見分の御用、本多上野介殿御承次に大和守被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事、  
 右日光山御用に付、京都より職人共罷下<sub>リ</sub>候儀、板倉伊賀守殿より大和守の御狀、南光坊僧正より大和守の書狀、于<sub>レ</sub>今所持仕候事、  
 一増上寺御普請の儀、本多佐渡守殿御承次に大和守被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事、  
 右増上寺御普請中、京都より大和守御用にて罷登候、増上寺御普請の儀に付、本多佐渡守殿御狀、觀智國師より大和守の書狀、于<sub>レ</sub>今所持仕候、  
 一知恩院上代は只今勢至堂の所にて御座候、權現様御好被<sub>レ</sub>遊、今の寺地板倉伊賀守殿被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、堂舎の儀以下、大和守被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候事、

一先祖大和守儀、元和五年正月廿一日病死仕候、  
 一高曾祖父 中井大和守惣領 初名長吉郎  
 父大和守跡式無<sub>レ</sub>相違<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>、御知行千石拜領仕候、權現様、台徳院様兩上様の、長吉郎十四歳にて御目見仕、大坂兩度の御陣、父一緒に御供仕候、  
 一寛永四卯年、台徳院様御朱印御知行千石被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>旨拜領仕所持仕候、  
 一同年十一月十一日從五位下大和守に被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>候、  
 一江戸京諸事御普請の御用、如<sub>レ</sub>父可<sub>レ</sub>相勤<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事、  
 一寛永八未年江戸表に罷出候節、大和守弟中井五郎助倅長三郎養子仕、右大和守儀同十月十日於<sub>レ</sub>江戸<sub>一</sub>病死仕候、  
 大猷院様御代 養父中井大和守 實父中井五郎助 俗名主水正 中井淨覺 幼名長三郎  
 養父大和守病死仕、其節長三郎幼年に御座候に付、實父五郎助儀浪人にて別家に罷在、養父大和守伯父の續にて後見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、御知行千石の内五百石被<sub>レ</sub>召上<sub>一</sub>、五百石に被<sub>レ</sub>成下<sub>一</sub>、五郎助儀寛永十八巳年正月廿六日

從五位下大和守に被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、養父大和守通御奉公相勤、後見相退候後、内匠と相改申候、  
 大猷院様御代

一慶安元子年長三郎家督爲<sub>レ</sub>御禮<sub>一</sub>參府仕、同八月十五日於<sub>レ</sub>御黒書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、同日竹千代様西の丸於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候、承應三年從五位下大和守に被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>父時<sub>一</sub>御奉公相勤申候、京都の御暇拜領物の儀、留書相見え不<sub>レ</sub>申候、  
 嚴有院様御代

一萬治二亥年江戸御本丸御普請の節、御用に付被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召參府仕、同二月五日於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、御普請惣奉行久世大和守殿被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、名替仕度奉<sub>レ</sub>願候處、嚴有院様御前にて主水正と相改候様、酒井雅樂頭殿松平伊豆守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候、

一右御本丸御普請御造畢御移徙の節、御召例に候條御供可<sub>レ</sub>仕の旨、久世大和守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>、西之丸御玄關石疊に伺公仕、御輿に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候節御目見仕、御輿の御後右の方に御供仕候、右御用相勤候に付、九月十一日於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、同日於<sub>レ</sub>躑躅之間<sub>一</sub>京都の御暇被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>旨、稻葉美濃守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>、御紋附

御時服二白銀五拾枚拜領仕候、  
 一同時紅葉山御參詣の節御供被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、兩度御供仕候事、  
 嚴有院様御代

一寛文元丑年禁裏院中炎上に付、御造營の御用に付被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召候節、閏八月朔日於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、同月廿七日於<sub>レ</sub>御祐筆部屋前<sub>一</sub>稻葉美濃守殿京都の御暇被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>旨被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>、白銀三拾枚を拜領仕候、  
 嚴有院様御代

一寛文十三丑年倅召連江戸表に參上仕、三月朔日於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、同五月十三日京都の御暇被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>、父子共御紋付御時服貳宛拜領仕候、  
 常憲院様御代

一貞享二丑年御加増、御扶持方貳拾人扶持被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>旨、所司代稻葉丹後守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>一</sub>候、  
 一同年御代替爲<sub>レ</sub>御禮<sub>一</sub>父子參上仕、於<sub>レ</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>、同十一月十八日京都の御暇被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>、御紋付御時服二拜領仕、倅の白銀五枚拜領仕候、  
 一元祿六酉年高祖父主水倅源八郎に、新規に御扶持方拾五人扶持被<sub>レ</sub>下置<sub>一</sub>、父子共御奉公相勤候様、所司



代小笠原佐渡守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候事、

一元祿十一寅年高祖父主水儀、二條御城大御番御破損奉行に差加り可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、御役扶持貳拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、悴源八郎儀も同事に可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、所司代松平紀伊守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、御城内御破損方帳面手形連判仕候、文昭院様御代

一寶永七寅年十二月十一日高祖父主水儀、願之通隱居被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、其上隱居存生の内、御扶持方拾五人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、淨覺と相改申候、正徳五未年四月廿六日病死仕候、

文昭院様御代

養父中井主水  
實父巨勢彦仙  
中井主水

一會祖父  
寶永七寅年十二月十一日養父跡式無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御知行五百石並御加増扶持、御役扶持共四拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、養父主水通御役可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、所司代松平紀伊守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、

文昭院様御代

一正徳元卯年江戸表に參上仕、四月十五日於<sub>二</sub>御白書院<sub>一</sub>見脱<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、同五月廿二日於<sub>二</sub>躑躅之間<sub>一</sub>、京都の御暇被<sub>レ</sub>下之旨、井上河内守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、御紋付御時

服二拜領仕候、

有徳院様御代  
一享保九辰年悴召連江戸表に參上仕、於<sub>二</sub>御白書院<sub>一</sub>父子共御目見被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、同六月六日於<sub>二</sub>躑躅之間<sub>一</sub>、京都の御暇被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>旨、松平左近將監殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、御紋付御時服二、悴白銀五枚拜領仕候、享保二十卯年正月廿五日病死仕候、

有徳院様御代

中井主水實子  
中井主水  
初名藤三郎

享保十九寅年十二月十八日、親主水病氣に付奉<sub>レ</sub>願候通見習被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候旨、所司代土岐丹後守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、同二十卯年閏三月七日親存生の内奉<sub>レ</sub>願候通、父跡式無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御知行五百石並御加増扶持、御役扶持共四拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、父主水通御役可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、所司代土岐丹後守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、寛延三年六月廿三日病死仕候、

一父

祖父中井主水嫡子  
中井主水  
初名藤三郎

停信院様御代寛延三年九月、父主水跡式知行并御加増貳拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>旨、所司代松平豐後守殿以<sub>二</sub>

御書付<sub>二</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、翌未年四月勤方の儀、且又五畿内并近江國大工杣木挽、前々の通支配可<sub>レ</sub>仕の旨、是亦松平豐後守殿以<sub>二</sub>御書付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、同年七月奉<sub>レ</sub>願名主水と相改申候、寶曆五亥年六月如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>本役被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御役扶持貳拾人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>旨、所司代酒井讚岐守殿以<sub>二</sub>御書付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候、安永四未年江戸表に參上仕候付、御作事方御用向取扱の趣見置候様、御作事奉行御書付寫相渡候、同五月十五日於<sub>二</sub>御白書院<sub>一</sub>御目見被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、先格の通御鷹の大緒献上仕候、七月廿二日京都の御暇被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>旨、御老中板倉佐渡守殿於<sub>二</sub>躑躅之間<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、御紋付御時服二拜領仕候、其後天明八申年十一月廿五日病死仕候、

寛政二年戊七月

中井藤三郎

吉田半平由緒書

覺

會祖父

吉田半平

一權現様に被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>御藏米八拾石御扶持方七人分被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、御手鷹匠役に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御鷹爲<sub>二</sub>御用<sub>一</sub>在所

尾州海原郡佐折村御差置、毎歲八ヶ月宛駿府に相詰、大坂兩御陣の節は、外に御城内奥向切手御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、相勤罷在候て、御出陣の御供は不<sub>レ</sub>仕候、一元和元年寅の秋、大明從<sub>二</sub>國王<sub>一</sub>雪白の黃鷹獻之候處、御吉敬の御鷹の由にて、則日本丸と名御附被<sub>二</sub>遊候て、會祖父半平に御預けに付、鳥屋出の節より翌春迄つ、在所佐折村より駿府に相詰申候節、源敬様の始て御上國の御暇被<sub>レ</sub>進候付、御鷹御馬可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>進御沙汰の節<sub>一</sub>、御秘藏候得共、何とぞ日本丸雪白の弟御鷹御拜領被<sub>レ</sub>遊度との御内願被<sub>二</sub>仰上<sub>一</sub>候處、右黃鷹之儀は譯も有<sub>レ</sub>之御鷹に候故、將軍様の御讓の御鷹の儀に付、御願の通に難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊との上意の旨被<sub>二</sub>仰進<sub>一</sub>候由、源敬様御若年様故、猶更懇望の思召にて、御發駕前に至、御膳等もしかく御進不<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>之宗心隼人正殿氣の毒に被<sub>レ</sub>存候て、右の趣被<sub>レ</sub>及<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>、達て御願御申上候處、最初被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候通、譯有<sub>レ</sub>之御鷹故被<sub>レ</sub>進候儀は難<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊候條<sub>一</sub>、左候は、御預け可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>遊との上意にて、則御腰附の御餌漉、御指懸、紫御おき繩、并御餌水入共に御差添、居手替り候ては如何思召候由にて、御上意にて右御鷹据、源敬様御供仕尾州に罷登



り申候、

一權現様御不例の節、源敬様思召を以、半平儀右雪白の弟御鷹据駿府に罷下り、御他界の砌、久野山御廟迄供奉仕候付、依之御附屬、權現様より爲御遺物、黄金壹枚拜領仕候、

右御鷹御道具四品共に、于今所持仕罷在候、

一日本丸雪白御弟鷹、并朝鮮遼東黒の弟鷹の儀は、數百居之内にて、右二居は依之爲御秘藏、久野山に供奉仕候故、源敬様思召にて御細工坊主三宅長齊に被仰付、右御鷹二居の形出來仕候て、御宮に御籠させ、毎歲御祭禮の節は、神輿の御側に供奉仕儀に御座候、祖父

吉田 半平

一瑞龍院様御代、兄半平に無相違一家督被仰付候處若死仕、悴無御座、斷絶可仕の處、各別の家筋に付名跡被仰付、御切米拾五石御扶持方三人分被下置、御手鷹匠役相勤申候處、年寄詰候付、元祿四年九月仲間五六人同列隠居被仰付候、

申九月

吉田 瀨左衛門

右吉田半平由緒書、寛政辰歲四月十九日藤原儀安寫、

左甚五郎譜

左甚五郎

伏見浪人、寛永十一甲戌年四月廿八日死、四十一、左宗心

元祿十五壬午年三月十五日死、七十一歲、

左勝政

京今出川寺町に住、享保十二丁未年五月十三日死、

左利左衛門

左半十郎

左庄兵衛

左嘉兵衛

瀨名貞雄云、左甚五郎は關東には不來、播州明石に住仕けるとなん、

右借抄に、大澤侍從家享和三年癸亥卯月七日、

山城國紀伊郡上鳥羽村

桂女由緒聞うつし并僻案下書

桂女云は、山城國葛野郡桂の里に居住する民婦なり、此もの上古より家系連綿して世々婦女にて統を

立、今其族見<sup>脱カ</sup>に家口、又紀伊郡上鳥羽村に一家口あり、假令桂の里に居するを以て桂女と稱す、上鳥羽村は別郡なれども、地脈桂里に隣るを以て、本居の稱を取て共に桂女と云なり、彼等は自ら桂女と稱するによつて、他よりも亦桂女と云習せり、僻稱なり、桂女と云ふへし、然して上鳥羽村の桂女は、故ありて柳營の御統代ことに、江府へ參上し御嘉儀を奉り、拜謁を許されて物を奉り、剩へ時服銀子等を下し賜る事あり、今歲明和七年出府して、暫く神田旅籠町に逗留す、于レ時便宜の人ありて桂女が夫なる中澤右衛門と云ものに面會して、彼が申す所由緒を、備さに聞ける儘に書記せりとて其文書を示す、爰を以て其家譜を寫し、且また寶永六年に彼が族下向して、暫く在府せしどきの文書とて、筐底に存せるものあり、半は蠹と云へども、事義は見分るに足れり、書面尤類狀の加くにて、實事の趣きなるを以て、共に書記して一冊となし、親友夜話の談柄となすものなり、

抑桂女と申は、昔時神功皇后三韓御征伐の度供奉いたし候女の末裔と申傳へて、皇后三韓より御歸朝有て、應神天皇を降誕ましますとき、皇后の御頂に召さ

せられ候産被と云ものを桂女に下し賜はりて、末代愛たき様なるとき、是を着して産業とすへしこの皇后の詔を蒙りて、於今高貴の御誕生、又は御嫁娶等の度は、件の産被を着して祝辭を申奉るなり、

産被、爰には宇婦加津支と訓す、其物は白き布なり、夫を以て頂をまき、今云帽子の如くに被り候なり、委き事は秘説なりとて申事なし、一説には、是は源家の白旗なりとも云ひ、又御裝束の裾なりとも云へり、共に當人は秘して言はされは其實は不詳、

明和七年の出府の度、申す趣きは、神功皇后三韓退治し玉ふ御時、御胃の代りに被爲召候綿帽子にて、御代々入上覽候と申なり、

右桂女の家筋、上桂下桂上鳥羽三ヶ所にて、十三家御座候中、上鳥羽村の桂女は、大神君三州御在城のとき被三召出、御陣女郎の御供に被三召連、候由緒によりて、京都所司代板倉伊賀守殿より村棟役御免許の御證文頂戴して、于レ今所持する由なり、其寫し左の如し、

其村かつら姫棟役の人足の事ゆるし候間、其分可



心得一者也、

戊正月廿三日 伊賀在判

上鳥羽村庄屋

右戊正月とあるは、慶長十五年庚戌の年なり、板倉伊賀守殿所司代は、慶長五庚子年より元和五年己未年まで、凡二十年の間なり、此間二戌年とあるを以て推し考ふるなり、

右桂女、嚴有院様御代までは、三年に一度江府へ罷り出、御祝を賀し奉りしなり、依之度中御傳馬の御證文を下さる、事度々なり、其御證文于今所持するなり、又小笠原佐渡守殿所司代の度、道中御傳馬并船川の御證文も所持すと云へり、

小笠原佐渡守は、元祿四未年所司代となり、同き十五年まで在役なれば、其間の下向なるへし、

又其節拜領の御品并献上の品等左の如くなりと、爰に其節とあるは、小笠原佐渡守殿所司代の時の事なり、又は嚴有院様御代の事にや不詳、小笠原佐渡守の所司代となり玉ふは、常憲院殿の御代に至て十一ヶ年目の事にて、此間に彼者の下向すへき義もなきやうなり、

御本丸より拜領の品々、

判金 一枚 時服 一重ね  
昆布 一箱 御肴 一箱

此外御臺様御家門様方より拜領の品々あり、各記録ありと云、

献上之品々

御末廣、御紋付、一本 御熨斗 一箱  
御昆布 一箱 桂飴 一箱

右差上候由なり、

以上寶永六年の書記にあり、又明和四年に去る寛延四年辛未の正月廿八日御禮申上る、其例書とて書記せしもの左の如し、

寛延四年辛未正月廿八日於大奥御目見

小堀十左衛門御代官所  
山城國上鳥羽村

桂 姫

右御代替之御禮罷出候献上物、

御本丸に、 昆布 一箱  
末廣 一本

熨斗 一箱

西御丸に、

末廣 一本 熨斗 一箱

公方様、大納言様の御目見、上意の上於御上之間、御料理御酒被下之、

公方様より、  
時服 二 黒りんす御紋付、  
紅裏白むく、

白銀 五枚

大御所様より、

白銀 三枚

大納言様より、

白銀 貳枚

右被下之旨、於大奥女中衆に申渡候、

桂姫夫 中澤 右衛門

右桂姫儀、御代替御禮罷出候に付、差添として罷出候、於御廣鋪御料理被下之、白銀五枚被下之旨、於大奥御廣敷添番申渡之、被下物、献上物無し之、如先例御目見無之候、

一神功皇后三韓退治の節、御甲の代被爲召候綿帽子所持仕候、御代々入上覽候、  
一御朱印等無し之、屋敷御除地に候、  
一江戸着の日より逗留中六人扶持被下之、  
但江戸宿傳馬町、

一御老中方、若年寄方、御側衆、尾張殿、紀伊殿、水戸殿、松平中務大輔殿、松平薩摩守殿、松平安藝守殿、大久保加賀守殿に相廻候、

一御本丸御廣敷に出候着用物、  
打掛 御紋付、花  
色りんす、  
下着 紅りんす、  
めん、

右之通御座候、以上、

右桂姫年來廿七歳の由、三十歳程に見へ申候、右衛門と申は夫の由、

懸り寺社奉行 本多長門守 かつら 姫

同人夫 中澤 右衛門

松平薩摩守領分

かつら め

小笠原右近將監領分

かつら め

右兩人は中澤右衛門方家分れの由、

右之書面、中澤右衛門方よりうつし候由、堤氏一英より寫之也、



天明八年九月五日

桂姫之話、聞書、

外に申來の考、少々附録あり、嘉樹

天明八年九月五日之記、聞書なり、

山城國葛野郡桂里住居

桂姫

當時は京都六條御前通りに罷在候由、

又云、當時は此春の大火に類焼して黒谷に借宅して居るよし也、

江戸旅宿、本石町三丁目長崎屋源右衛門方、

右桂姫は、先格は御代替りには出府いたし御禮申上候、依之當時罷下り八月中登城被<sub>レ</sub>仰付、平川御門より大奥に罷出御禮申上候、上物、

御末廣 一本

御鬘斗 一箱

御昆布 一箱

御目見上意めてたいと計拜聽仕候由也、其時に家の寶物、

神功皇后三韓御征伐の御時、元祖桂姫御陣上臈に被<sub>レ</sub>仰付候時、御免の代に差上候間、御陣帽を持參して奉り載候由也、

右御頂戴相濟、拜領物、

黄金 一枚

時服 二

并御料理三汁七菜頂戴仕候由也、

右被<sub>レ</sub>下候て御代替御禮申上候由來は、東照宮大坂御陣の時、尾張殿紀伊殿の御母堂於龜様、其節の桂姫は御縁あるものにて、桂は軍に勝の俗名也とて、則御龜の方様の御吹舉にて召出され、家の重寶御陣帽を東照宮様に戴かせ奉りけるに、大坂御利運に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在之間、御褒美として白川の藪地を知行所に下しおかれしかども、後世持届かす右藪地を差上、其代として當時は御救金被<sub>レ</sub>下候也、菅沼氏實數を承り不申候由也、當時の桂姫は十一歳のよし、其母は當時寡婦にて病身に候ま、幼少に候へとも右娘へ世を渡候て後見いたし罷在候趣也、後見の母は三十歳計、名は幸と申候由也、菅沼面會の節着服花色ちりめんの袷に金入の提帶、髪には長さ八寸計の笄を挿居申候、桂姫は髪は兒曲にいたし、是又空色ちりめんの袷に金入の提帶にて罷出候、召連候ものは、侍貳人下女壹人の由也、右の如く之對面の節、座敷の上座に左の品かさり在<sub>レ</sub>之、則右に申せし御陣帽の由也、○圖は之を省く、

又云、公儀御始諸侯方より御所望候へは、御草履を上

ると申儀候哉承候處、桂姫方より差上候には無<sub>レ</sub>之、御所望の御方より御草履を御出し被<sub>レ</sub>下候へは、桂姫假初にはきて差上候由也、此草履をばく人は須難をのかれて禍を去ると申儀にて御座候、此儀畢竟皇后御歸朝の節、筑前の國にて御産ありて、應神天皇を御降誕なり、其時桂姫御例に従ひ奉りて、諸の御祝事を執計たるにより、當時も諸侯方より御望あれば、御五月帶を奉り、又御守護ひろめの事も常には差出不<sub>レ</sub>申候へ共、箇様に被<sub>レ</sub>下候時は、是又御望にまかせて、御守護被<sub>レ</sub>差上候由に申聞候也、

右之趣、九月九日菅沼氏定主、彼か旅宿へ罷向ひ候て面會の節、承候よしの談話也、且又同人庭に建保職人歌合に、桂姫と大原人と番ひてあり、そのうつし左のことし、

左 桂女○圖は之を省く、

桂川ふる川のへのうかひ舟

いく夜の月をいとひ來ぬらん

右 大原人

是はかしらに黒木をささげ、賣内躰をみかき歌あり、風カ

略す、

又戀の歌、是はゑはなく歌計也、

左 桂女

戀わひて瀬にふすあめのうちさひれ

右

ほねとかわとにやせ成にけり

歌あり、畧<sub>レ</sub>之、右に同じ、ゑなし、  
右畫、桂女の頭にかふりたるは、何れ古代の賤女の風俗か、身に着したるは巫女の躰也、或人云、建保歌合の異本に、桂女を畫しは、頭に桶をささけて桂節をうる躰あるよし、是を以考れば、大原人は黒木を賣もの惣名、桂女は桂節を賣もの、惣名なるへし、又按に、件の桂女は梅宮の巫女をし兼て産業とせしにや、公儀にて御臺様御懷妊の時は、梅宮より御腹帶を差上候よし、神主橋本肥後守か申せしにておもひますれは、桂女も道様の事にも腹帶を祝ひ奉る事なからんかと思へり、右の躰巫女に似たり、又桂の里に梅の宮は近隣にて誠に一郷のことし、又京都へ出る時、年始には桂あめを年玉に賦を以てみれば、節を賣し女なる事明也、



右歌合せの畫以下は、定主の考也、  
天明八年九月十六日うつす、橘嘉樹  
尤定主の書たる趣きをうつしたる也、

桂女薩州に參候由來此外小笠原家へ參候  
由來あり、可承由也、

伊集院主水より差出候勝浦姫由來之事

人皇十五代の帝神功皇后の御代より、此勝浦姫と申  
事初り候、皇后は仲哀天皇の御后御懷妊の御身にて、  
仲哀の御位を繼給ひ候、其頃新羅百濟國より日本を  
責て來るよし其聞えあるにより、皇后自ら高麗の方  
へむかはせ給ひ、事故なく夷を御退治、目出度御歸朝  
ありて、筑前國みかさの郡にて皇子御誕生あり、是則  
應神天皇と申奉り、今の八幡宮の御事也、右神功皇后  
軍に向せ給ひ候時の白旗に、わたをつ、み冠にめさ  
れ候、其時皇后の御左脇に相添、御供奉仕候ものを勝  
浦姫と申候、龍宮より干珠満珠と申玉を二つさし、  
此玉にて異國の夷を御退治可有と告候、勝浦姫其玉  
を龍神より受取軍に迎ひ候、此玉の徳を以、軍に御か  
ち御歸陣なされ候、筑前の國にて、わけの皇子の御誕  
生の時、白旗にわたをつ、みたる帽子を着し、勝浦姫

萬の御祝事を相勤申候、筒様に異國をしたかへ給ひ、  
御代長久、應神天皇の御位につかせ給ひたるは、勝浦  
姫忠戰の徳ゆへなりとて、桂姫と申名を勝浦姫と御  
改、則桂の里を知行被下候、然れ共其中頃より知行  
は無之候得共、其子孫于今桂の里に代々居住候、右  
之由來にて勝浦姫は、別て武家御賞翫在之、昔は諸  
國に勝浦姫子孫を御招き御馳走被成候也、勝浦姫相  
勤候役儀は、御祝言の時節、長柄の左に相添、白旗の帽  
子を着し供奉仕候、御出陣の時は御門出の義を仕候、  
薩摩守様勝浦姫御禮申上候次第は、二百余年以前に  
殿様の御氏神八幡の御告として被仰付候は、抑薩  
摩の大守元祖は、源頼朝公の三男にて源家嫡々の御  
家也、然れば則勝浦姫は、神功皇后の御愛臣、其上天  
地感應の人也、其子孫なれば源家第一賞翫なくては  
叶へからず、太守此勝浦姫を御馳走あらは、御運つよ  
く御子孫長久繁榮疑なしと、明らかに御告なりと被  
仰出候て、我らの大祖を御國へ御まねき被成候、右  
八幡宮の御告をなされ候殿様は、龍伯様より十六代  
以前の御事也、其後中頃八十三年の間御國へ不參候  
處に、龍伯様御國許に被召寄候付、罷下り御禮申

上候、其時被仰出候は、殿様御家十六代以前より打  
續御禮に罷出候處、又は八十二年懈怠の儀御不審に  
被思召候間、向後懈怠なく御禮に罷出候様と被仰  
付候より、勝浦姫妹を一人御國へ進置候へは、しきね  
と申所に屋敷一ヶ所被下置居住仕り、しきねより  
かこしまへ御禮申上候、其後姉勝浦姫御禮に罷出候  
へは、御扶持料子々孫々迄被下候と、御判を拜領仕  
罷歸候、然處寛永十三丙子年勝浦姫江戸に御祝儀に  
罷下り候節、右の御墨付大切の物に付、親類方に預け  
置候所に、留守の内右御墨付燒失仕候、勝浦姫代替り  
の節差上物、末廣一本、

但繪表の方桐に鳳凰、裏の方鷹に雉子、并添扇子  
壹本、但繪は子持牛也、右扇の繪は龍伯様御夢想に  
御覽被遊候由、勝浦姫に被仰聞候、

龍伯様京都へ御出、松尾西方寺へ御參詣被遊候時、  
勝浦姫御祝儀を差上候へは、被召出、御詠歌一首御  
自筆にて被遊被下候、其節御短冊所持仕候、御國元  
に勝浦姫參候節、伊勢兵部少輔殿、町田駿河守殿、三  
原諸右衛門殿、比志島紀伊守殿、圖書入道殿よりの證  
文等如左、

此かつら姫着岸の船元より道々馬三疋、夫九三人相  
附、例の様次第に鹿子島に可被送附候者也、爲其  
一書如此候、以上、巳九月四日伊勢兵部少輔名乘、伊  
集院安久、根高城五代京泊、隈之城久志木、野市木、  
伊集院役人中、かつら上洛被送之趣、被申附候、  
兼て以制札一申候様郡清水比奈多山老之別府以請  
合、小荷駄馬五疋内、乘懸馬貳疋、夫九五人に仕立候  
て、次第可送付と可被仰渡候、恐惶謹言、神  
無月十二日、三原諸右衛門名乘、比志島紀伊守名乘  
判、町田勝兵衛尉名乘判、并合様入道殿參る、猶ひめ  
國分先々冬間到着の事候、此墨付かつらへ被爲持  
申候段、當年切米拾石宛被下候間、大坂米奉行衆へ  
被申理可請取候者也、二月廿四日、紀伊守名乘判、  
圖書入道名乘判、かつら切手小荷駄馬五疋、内貳疋は  
乘懸、夫九五人、右の分かつら上洛に付、綾より船元  
迄送として可被相渡候、以上、慶長十七年十月十  
三日、諸右衛門印、紀伊守印、勝兵衛尉印、粗木平右  
衛門殿參る、  
此一書は、薩州候藩中何木喜兵衛常典、天明五乙巳  
年八月上旬御記録所奉行黒田嘉右衛門に請て御役



所の本書の形に寫置候もの也、依之上書もかくの如くのよし、

伊集院主水方より差出候勝浦姫由來、

御中途御記録所

右の通り認在之候也、菅沼氏よりかりうつす、

享和癸亥季春廿一日得三澤侍從本寫之

杏花園

家傳史料卷之八

常憲院様  
文昭院様  
有章院様

藝者被三召出新規御切米御扶持方被下候書附、  
常憲院御御代

延寶八申年

百俵 十人扶持 坂本養庵

今以同高 小普請 坂本養貞

百俵 本康宗碩

今程百俵 十人扶持寄合 本康碩菴

天和二戌年 醫師 森 雲仙

百俵 今程三百俵 十人扶持寄合 森 雲仙

百俵 十人扶持 同 長島久庵

百俵 今程三百俵 十人扶持小普請長島道淑

三百俵 儒者 木下順庵

百俵 今以同高 儒者 木下平三郎

百俵 今以同高 神道者 吉川惟足

百俵 今以同高 神道者 吉川源十郎

百俵 真享元子年 齒醫 本賀徳順

百俵 五人扶持 寄合 本賀徳順

百俵 今以同高 天文職 保井算哲

百俵 今程貳百五拾俵 天文職 澁川右門

百俵 外科 佐藤慶庵

百俵 今程三百俵 小普請 佐藤慶南

同二丑年 拾人扶持 御ためし御用 山野勘十郎

百俵 今以同高 御ためし御用 山野吉左衛門

貳拾人扶持 杉山檢校

今程八百石 御書院番 杉山安衛

同三寅年 醫師 依田玄春

三百俵 今程千五百石 小普請 依田道隆

貳百俵 十人扶持 同 橘 立庵

同四卯年 寄合 橘 隆庵

百俵 御厩方 諏訪部平兵衛

今程百五拾俵 小普請 諏訪部彦五郎

元祿二巳年 儒者 後改庄藤左衛門 大河内春龍

三拾人扶持 儒者 和田春堅

今程四百俵 小普請

貳百俵 醫師並歌學者 北村季吟

今程五百石 寄合歌學者 北村湖元

同三午年 醫師 船橋長庵

三拾人扶持 儒者 後改傳藏 和田春堅

今程四百俵 寄合 船橋長庵

貳百俵 醫師 船橋長庵

今程七百石 寄合 船橋長庵

貳百俵 同 喜多村慶庵

今程三百五拾俵 小普請 喜多村安齋

貳百俵 同 伴 道興

今程五百石 寄合

貳百俵 同 數原通元

今程千五百石 寄合 數原通元

貳百俵 外科 平野升作

今以同高 小普請 牧野升朔

貳百俵 同 淺井休益

今程十五人扶持 御番外科 淺井休益

父休益被三召出間もなく病死跡目無之、嚴有院様

三十三回御忌御法事に付て、正徳二辰十二月被三召

出て、拾五人扶持被下之、

貳百俵 醫師 野間安五郎

今以同高 御番醫師 野間玄琢

同四未年 從三長崎被三召寄候

貳百俵 外科 吉田自庵

今程三百俵 寄合 吉田自庵

貳百俵 同 村山自伯



貳百俵	今以同高	御番外科 村山自伯
貳百俵	今以同高	同 栗崎道有
貳拾人扶持	後改元興院 寄合	三島檢校
今程五百石廿八扶持	寄合	寄合
三拾人扶持	儒者	安見文平
今程四百俵	醫師	長谷川玄通
貳百俵	今程五百石	寄合 長谷川玄通
貳百俵	同	岸井芳庵
今程三百俵	同	小普請 岸井芳庵
貳百俵	同	峯岸春庵
今以同高	寄合	峯岸春庵
貳百俵	同	真瀨壽德院
今以同高	小普請	真瀨壽德院
同六百年	針醫	佐田玉縁
貳百俵	今程三百俵	寄合 佐田玉淵
貳百俵	同	栗本杉悦
今程三百俵	小普請	栗本杉節

貳百俵	醫師	秦壽命院
貳百俵	今以同高	御番醫師
貳百俵	同	河村元束
今以同高	同	小普請 河村通伯
貳百俵	同	谷邊玄朱
今程六百石	寄合	寄合 谷邊玄朱
貳百俵	醫師	遊佐九郎
今以同高	小普請	小普請
貳百俵	同	太田宗庵
今程千百石	同	小普請 太田道壽
百俵十人扶持	齒醫	堀本一甫
今程貳百俵十人扶持	小普請	堀本好益
百俵十人扶持	寄合	寄合 松本善甫
今程貳百俵十人扶持	寄合	寄合 松本善甫
同七戌年	儒者	松浦庄藏
貳拾人扶持	小普請	小普請
今程三百俵	同	土田孫三郎
貳拾人扶持	同	小普請
今程三百俵	同	中村新兵衛

今程三百俵	小普請	中村友之助
貳百俵	同	松浦藤五郎
今程三百俵	醫師	小普請 松浦平馬
貳百俵	同	木村春湖
今程六百石	寄合	寄合 木村春德
貳百俵	同	中村玄悦
今以同高	御番醫師	中村玄悦
貳百俵	同	木村養運
今以同高	同	小普請 木村養運
貳百俵	同	吉田一庵
今以同高	同	小普請 吉田宗益
貳百俵	同	小島昌怡
今以同高	寄合	寄合
貳百俵	同	小森西倫
今以同高	長福棟與醫師	長福棟與醫師
貳百俵	外科	淺井休澤
今以同高	寄合	寄合 淺井休悦
貳百俵	同	石川良順
今以同高	小普請	小普請 石川了順

同九子年	醫師	大淵友庵
五拾俵五人扶持	寄合	寄合 大淵祐庵
今程貳百俵五人扶持	寄合	寄合 大淵祐庵
拾五人扶持	儒者	近藤半助
今程百五拾俵	小普請	小普請
拾五人扶持	同	後改三郎左衛門 桂山可參
今程百五拾俵	針醫	增田壽德
貳百俵	寄合	寄合 增田壽計
今程六百石	同	同
同十丑年	駿府醫師	鹽谷桃庵
貳拾人扶持	今以同高	同
同十一寅年	後改平大夫	後改平大夫
百五拾俵	河村瑞賢	河村瑞賢
今程三百五拾俵	小普請	小普請 河村彌兵衛
同十三辰年	醫師	木村謙庵
貳百俵	御番醫師	御番醫師 木村謙庵
今程五百石	同	村田忠庵



今程五百石	御番醫師 村田長庵
貳百俵	同 佐合益庵
今程五百石	寄合 佐合益庵
同十六未年	
貳拾人扶持 針立候出家 東	曆
今程貳百俵廿人扶持小普請	東曆跡目 上田東曆
拾五人扶持 儒者 得力十之丞	
今程百五拾俵	
拾五人扶持	同 秋山半藏
今程百五拾俵	
拾五人扶持	同 津田右内
今程百五拾俵	儒者 津田武左衛門
寶永元申年	
貳百俵	針醫 須摩良川
今程六百石	
同二酉年	
貳百俵	外科 丸山昌貞
今以同高	寄合 鹿倉以仙
貳百俵	同 鹿倉仙益
今以同高	
同三戌年	
貳百俵	醫師 森 杏庵
今以同高	寄合 森 杏室
貳拾人扶持	杉枝檢校
今以同高	寄合
同四亥年	
三百俵	林 百助
今以同高	
貳百俵	醫師 林 牛齋
今以同高	寄合
貳百俵	同 熊谷玄與
今以同高	寄合
貳百俵	同 千田玄知
今程三百俵	寄合 千田玄甫
貳百俵	同 成田宗庵
今以同高	寄合 成田宗竹
貳百俵	同 杉浦玄徳
今以同高	寄合
貳百俵	同 村岡玄翹
今以同高	小普請 村岡玄過

同五子年	
貳百俵	醫師 丹羽玄孝
今以同高	寄合
貳拾人扶持	後物檢校 島浦檢校
今程三百俵	寄合
貳百俵	醫師 添田道策
今程三百俵	寄合
貳百俵	同 山田宗積
今程三百俵	寄合
文昭院様御代	
寶永六丑年	
貳百俵	醫師 小川玄孝
今程三百俵	寄合
貳百俵	同 服部宗養
今程三百俵	寄合
貳百俵	同 山田宗圓
今程三百俵	寄合
貳百俵	同 吉田永元
今程貳百五拾俵	寄合
貳百俵	同 山本宗洪
今以同高	
貳百俵	同 鹽田宗信
今以同高	小普請 鹽田宗玄
貳拾人扶持	板花檢校 奥醫師並
今程貳百俵	
同七寅年	
貳百俵	儒者 後改新右衛門 深見玄岱
今以同高	
貳百俵	針醫 西牟田玄悦
今以同高	寄合
貳百俵	醫師 湯川壽三
今以同高	寄合
貳百俵	同 村上養順
今程四百俵	寄合
正徳元卯年	
貳百俵	儒者 三宅九十郎
今以同高	
貳百俵	同室 新助
今以同高	寄合
二百俵	寄合 佐々萬次郎



今以同高	醫師 田代宗軒	今以同高	小普請 林 玄昌
貳百俵	寄合	同五末年	醫師 森 宗乙
二百俵	同 山田宗本	今程七百石	寄合
今以同高	小普請 山田宗伯	三拾人扶持 儒者並 岡三左衛門	今以同高
貳百俵	同 大八木傳庵	貳拾人扶持	同 深見久之丞
今以同高	寄合	今以同高	
同二辰年	針醫 島田幸庵	貳百俵	醫師 今井元昌
今以同高	小普請 島田幸説	今程四百俵	寄合
有章院様御代		貳百俵	同 芹河元泰
正徳三巳年		今以同高	寄合
貳百俵	醫師 池田玄達	百俵五人扶持	齒醫 兼康榮庵
今以同高	寄合	今以同高	寄合
貳百俵	同 藤本立泉	百俵五人扶持	同 本康壽仙
今以同高	寄合	今以同高	寄合
同四午年	御馬方 <small>後改十郎右衛門</small> 荒木十之丞	同六申年	醫師 伊藤高雪
貳百俵	今以同高	貳百俵	寄合
貳百俵	醫師 林 玄伯	右一帖以三草氏藏本寫之畢、	

文化三年丙寅十月二日 鶯 谷 夫 隠

公人朝夕人土田家譜

御同朋頭支配  
御扶持方十人扶持

公人朝夕人

古勤方は、御上洛の節御尿管を懐中仕候役に御座候て、月次登城御目見、尤町人同席、脇指壹本に定る、常憲院様御代の時分、脇指計りに相成候義と相見へ申候、何れ耽と相分り不申候、

由緒書

公人朝夕の御役義は、承久元年關東北條家の時代、頼經公京都より御下向の時、先祖の者御供仕罷下り鎌倉に住居仕、夫より將軍家の御役人に相成、諸事に被召仕、承久の頃より年數只今迄五百四拾二年に罷成候、承久元年より天明五年迄五百六十七年に成る、永正十年將軍惠林院義植公江東御發向被成候節、私先祖御供仕、將軍御膳被召上候節は、御殘飯を被下置、其時の御器物の上にて、御箸を被置候て、汝家の紋に可致旨被仰、夫より私家の紋に仕候、御代々如斯被召出候、信長公御代迄は、西美濃國土田村

家傳史料卷八

にて百八十六石領知被成下罷有、信長公何方へも御成の節は御供仕候、天正四年安土の御城御普請の節奉行被仰付、其後百石御加増被下候、所は山城國の内西の岡と申所に被成下、又信長公濃州御居城より信州へ御發向の節も、濃州土田村先祖方御一宿被遊、信長公御他界にて、領知に相離れ引籠り罷有候處、秀吉公被任關白御參内の節、先祖の者被召出之、供奉仕相勤申候、

一先祖 土田 孫三郎

權現様慶長八年御參内の節、先年の御規式御吟味の上、御同朋善阿彌殿より被仰付被召出御目見仕、御紋の時服并諸太夫の裝束拜領仕、御裝束積に相添、諸太夫の裝束にて、御小便筒懐中仕供奉相勤申候、御裝束櫃に長橋局に相渡候由、供奉仕候節は昇殿御免被遊候、

一高祖父 土田 孫右衛門

台徳院様、大猷院様、御參内の節は、先祖の通御目見仕、御紋の時服並諸太夫の裝束拜領仕、供奉仕候て相勤申候、

一曾祖父 土田 孫右衛門



嚴有院様御代御上洛の御儀無御座候に付、明曆二申年御當地へ罷下、御同朋彌阿彌殿、福阿彌殿を以、例の義共申上御目見奉願候處被仰付、寛文十戌年十二月廿一日、御白書院御業縁にて御扇子献上、朽木伊與守殿假名御披露にて御目見仕候、月日不知御扶持方十人扶持拜領仕候節、於燒火之間、御老中御列座、阿部豊後守殿被仰渡候、其後年始八朔御目見罷出候、天和四子年正月廿六日病死仕候、但年始御目見の節計二本入扇子献上、八朔献上物不仕候、

巳五月  
土田 孫右衛門  
右土田家譜以植田勝堅本、天明六年二月六日多賀常政翁寫之、

り、奇跡考には、或の説を載て鶏聲か窪に居住すといへり、其比大塚といへるは、今の鶏聲か窪なりといへり、そは水鳥記樽次道の記の條を見て知へし、又江戸砂子、奇跡考ともに、酒門の高弟菅任口か建し碑、小石川祥雲寺にあるよし見えたれど、そは誤なるへし、樽次か寺は谷中妙林寺に墓あり、位牌あり、

俗云、地黄坊樽次是也、

寛文十一亥天
信善院日宗靈
四月初七日
施主 伊丹城七右衛門

祥雲寺過去帳に、

酒徳院殿醉翁樽枕居士、延寶八年庚申正月八日三浦源右衛門親父、父樽枕、親父樽枕家來などの法名をのせたり、樽枕の俗稱考へき事なしといへとも、三浦氏たる事は明也、また物故の年月も同じからされは、樽次樽枕別人たる事明けし、己同僚の山本雅直か祖母は、伊丹城八左衛門か女なり、八左衛門は樽次か子なり、七右衛門は、八左衛門なり

伊丹城春朔地黄坊樽次

俗に伊丹城春朔と稱す、酒井河州の侍醫なるよし、沾涼か江戸砂子にみえたり、又奇跡考に、古今希有の大酒にて酒友門人甚多く、慶安の比名高き人なり、又和歌をよみぬ、大塚に居住せし由は、水鳥記に見へた

たつね酒井雅樂頭の臣なり、三浦源右衛門は小笠原飛騨守の臣にして、無眼流の劔術を指南なせし由、祥雲寺長老物語なり、安倍攝津守の臣反町傳藏、三浦か跡をつき、今に劔術指南せるよし、

菊岡沾涼續江戸砂子卷三、地黄坊樽次の塔、小石川祥雲寺にあり、碑の表に不動の像、右に酒徳院醉翁樽枕居士、辭世二首あり、

みな人の  
南無三寶

樽次は、本名伊丹城春朔と號、酒井河州侯の儒醫にして歌よみ也、水鳥記と云自編の書あり、我は武州江戸大塚に住居して、六位の大酒官地黄坊と名乗、晋の劉伯倫か再來也と、自たはけぬ、かの水鳥記は、大師河原の池上太郎左衛門底深く酒食戰の戯書也、○樽次遺骨を葬し所は、谷中の妙林寺也、法名信善院日宗と號、日蓮宗也、妙林寺は改宗ありて、天台に轉て、此祥雲寺の塔は、酒門高弟菅任口本名和泉屋左助、坂本出石の産、といふ者芝居棧敷にて蜂龍の大蓋を附屬せし人也、後に桑門と成、淺草すは町に菴を結び、蓋三坊と號す、其頃の院主に任口因ありて、酒門人をかたらひ建たる塔な

り云り、蓋カかの義三坊は近頃まで存命、享保十四の頃七十餘にして卒す、

當寺開山白翁道泰和尚骨塔

開山師翁者、本寺第二代賜紫木菴老和尚嫡子也、宗說共通、機用殺活、孤危嶮峻、不可湊泊、一朝因事、辭三州竹篋山、嘉遁武陵大休菴、未幾罹病、書偈坐化、實天和二壬戌年七月初三日也、總等不堪悲、歎、如法茶毘、但恨無開山所、因伸卑誠於官家、終蒙許可、再興廢院、改黃龍山泰雲禪寺、以爲開山鼻祖、奉酬法乳之恩、今也建骨塔、已遺萬世、于時、寶永八辛卯年七月初三日

當山第二代傳法弟子了然元總百拜識  
右江戸落合村泰雲寺にあり、

晚翠先生松田君之墓

先生諱重國、字堅與、藤姓松田氏、號壽菴、稱晚翠軒、考曰三重之、妣西塚氏、寛永七年庚午四月八日生



於勢州桑名、初從三宅正堅受學、既長之、京師、學醫於藤江幸菴、娶葛山氏生二男二女、延寶癸丑年遊於江府、事仙臺中將綱村君、及老辭俸、元祿十六年癸未二月九日疾歿、享年七十有四、葬於武州豐島郡落合村谿黃龍山下、

孝子孜齋葛恒立

右江戸落合村泰雲寺にあり、

孝子久敬立

鴻溝先生松田君之墓

先生姓松田、名久敬、字子文、號鴻溝、以貞享四年丁卯十一月十五日、生于北勢桑名郡野代邑、明和四年丁亥四月十二日、在東武楊子江之家而終、葬于黃龍山泰雲寺、年八十一矣、養葛山泰久子久敬爲子、仕于桑名侯、右同所にあり、

了然尼  
江戸□□□再板云、駿州富士大宮司葛山何某といふもの、武田信玄の子を養て子とす、葛山十郎義久といふ、その子を長次郎と云、京都泉涌寺門前に閑居して、茶を好み又よく古畫の目利也、其頃世に畫見の長次と稱す、長次か妻能書にて、東福門院にみやつかへし奉る、一女あり、是も能書にて學文を好む、松田晚翠といふ醫の妻となる、其子も亦能書博學、葛山長十郎といふ、林家の門弟にて、紀陽亞相にめし出さる、此人の母了然尼なり、夫晚翠に不和にて尼になる、後市谷のすへ尼寺の開基となる、彼寺の額了然尼の筆也、此寺に夫晚翠の墓をも立る、貞女のきこへあり、前板の趣いさ、か異なるか故附記す、

堀尾春芳

堀尾□□□姓は源氏、名は春芳、字は秋實、小字は勝次郎、帶刀先生吉晴の裔也、父吉兵衛吉次世々清州に住す、蜂須賀伴右衛門に養れ名古屋に移る、吉次容止端正、算勘に工にして且兵書に精し、弟子頗多、娶

羽根田氏生二男、羽根田氏早死す、又花木氏を娶、正徳三年癸巳十一月十六日を以、春芳を名古屋御園街に生、後又一女を生、春芳六歳にして小學を教ゆ、盡く記誦、小出侗齋先生(先生父道恕、祖父永庵、府下の世儒也、至先生學于淺見氏)弟子とす、先生晩年に及故に、精齋先生(亦侗齋の高弟也、後藩府の儒臣と成、今須賀家)に學、享保九年甲辰五月十三日大火あり、家財盡く焼亡す、殘もの平家談一冊、信長記のみ、十三歳兵術を長尾某に學ふ、善く大人に勝、故に園泰府見之稱牛若、又弓馬を善す、野村某頼政と稱す、自以爲醜名也と、告侗齋先生、欲禁之、先生曰、以大將之名稱せらる、非幸哉、嘗悦非當禁、十五歳而先生春秋傳を講せしむ、因て更に春芳秋實と名つけて曰、學術如有菓木、有穀之花實當有適用、醫と成、雖少人多信して師とし、且治療を請者日多、精齋先生爲當弘道、別に弘齋と號す、二先生數々其美を稱す、享保十五庚戌人を醫するか爲に、上の横須賀に到、人止めて不歸、居こと十年、時歲十八なり、後笈を京師に負、正親町家神道を玉木葦齋翁(正親町家、翁年老たり、故口金吾、名は素行、紀伊谷學頭なり、家に素行、紀伊谷家の臣なり)に聞、翁年老たり、故口金吾、名は素行、紀伊谷

老人賀宴次第

川淡齋名は土清津の儒醫、と共に講習して其蘊を極め、其餘太子流軍法、橋家玉方陳大星の秘を知、又中院和歌の傳を藤原常樹(中院前内大臣通茂公の學頭)に聞、諸家の古實等を傳へ得たり、又仙臺の家臣谷田某か請に應して、江戸に客たること期年、講書して歸、小齋の前環垣あり、故に青垣の號あり、寶曆中重松氏に娶る、又濱横須賀衣浦扇島に移、門弟子觀潮閣を置講書しむ、潮教訓意相通、無子、庵原氏を養て以て子とす、今の秋房是也、安永八己亥高洲閣老高木任孚薦て書を高洲日新堂に講せしむ、因て七月廿一日歸住于府下、時歲六十六、後賜二月俸、寛政壬子春八十歳也、賀を賜ふ、肴蒸、

當日賀筵張、廻四季短冊、前爲主人之座、置鳩杖、東北爲賓客之座、刻限賓客來臨在賀筵、次主人令出座、次供三三献、折數一、打炮一、昆布、役送等、初献、勸盃、直、二献、勸盃、三献、勸盃、此間置樂器、賀殿急、次謠曲、高砂、松、狸、訖撤、樂器、笙、埴原鐵吉、臂栗、木四郎左衛門、笛、堀尾増太郎、鈴木、太鼓、米吉、鞆鼓、左衛門、鉦、鉦、伯吉、鳩杖、作鳩形、入赤、杖歌、秋房詠、書紅、薄儀附杖、



常□□□老を扶る鳩のつえ一ふし毎に千代や込らん

鏡島七郎左衛門

養正

四季短冊俊成□八十賀十二月配當御組題詠之、

佐藤源左衛門

系忠

霞 千年経る老は□□大空の霞と共に春を重て

尚従

若草 生繁□さししられて春に早緑添行野への若草

櫻井内記

代歌

花 春毎に尙咲添て吉野山幾世積れる花の白雲

高木源五左衛門

秀士

郭公 開度にきゝふるされぬ郭公幾世かわらぬ聲と

大田用平

昌章

五月雨岩か根に幾年かふる苔衣千代の色添五月雨の頃

大龍寺

寛空

納涼 千年ふる齡の友と夏は猶涼しき松の木影をそ

萩野檢校

豊種

秋野 幾千代もかわらぬ色を秋の野にかさねてにはへ白菊の花

八月 やそちへし秋より友と此露にすみのほる月を

千世も詠よ

護國講寺

完道

紅葉 もみち葉の色や増らん今よりの後も幾世の秋の時雨に

遠山陸長

景恪

氷 幾度か岩井のしみつ千世かけて冬は氷の結ひそむらん

定徳寺

雪川

十一月 和歌の浦の入江に開て幾八千世あそふ千鳥の跡を盡せぬ

日恩

堀尾増太郎

十二月 かそへ来てつもるかしらの白雪は入そちのちも千世のふるみち

山田 玄様

石井八郎次様

泉州新川和州中村江州小室氏

泉州日根郡中庄村

新川九兵衛

關思恭

關黒□□先生字子肅號鳳岡、

先生は元來常州水戸の生、一字源内と稱し、十六歳の時江戸へ出られし、其頃小石川諏訪町に、伊勢屋四郎兵衛とて、薪を商ふ鉦家にて、是へ源内先生たより心安かりし、此四郎兵衛檀那寺は、淺草融念寺にてそ有りし、恐多くも、其頃有章院様御尊母君にて、月光院様は實は融念寺の御息女にておはしまし、世に類ひまれなる艶色にて、既に其頃童謡にも、月の光りかど口すさみける、然るに、月光院様御城へ入らせ給ふ時、御下寺なれば、御醫師勝田元達と云者、御下にしたましのほり給ふ、右四郎兵衛別て信心厚きものなれば、不斷寺まうてしければ、外々の檀方より心安く内外をしりければ、その縁にて勝田元達方へ關源内を遣はしたり、元達は其砌勢ひさかん也、爰にて源内學文し、廣澤先生の弟子と也書を學ひける、其後關先生小川町土屋候へ仕へて、程なく致仕して小石川牛天神下廣小路今遠藤幕士のやしきに住して、書家を業とし、後下谷おかち町へうつる、予權、父などは元來入魂なりし、右の事ともは、權も生前の事なれば、幼年より聞け

と、去丁卯十月中、諏訪町養心坊此事實をよく知て語りき、養心坊當辰正月行年七十才にて身まかりぬ、

西川 權

泉州新川和州中村江州小室氏

覺

泉州日根郡中庄村

新川九兵衛

右之者義、本國泉にて元祖三谷九兵衛盛政と申、天正十一年大關秀吉公に奉公、同十三羽柴秀長和州郡山に引移候節陪從任宮内少輔、天正十九年致浪人、本國泉州中庄村へ引退、名字を改、新川宮村と申候處、文祿三年□村小堀新助領分に成候ても、郷士にて罷有、宮内忰三十郎代新助より頼に付、代々中庄村致支配來候旨申立候、

泉州日根郡瓦屋村

新川又七郎

右之者義、前書新川七兵衛同家にて、先祖三善宮内少



輔弟新川孫一盛好と申、天正十九年泉州瓦屋村に居住、郷士に罷有、其子與一代小堀新助より頼に付、代々致支配來候旨申立候、

和州葛上郡名柄村

中村 久右衛門

右之者義、大和國葛上郡吐田城主吐田越前守遠長嫡孫にて、母者三善山城守家臣中村新兵衛高次女に付、母方の氏を次、中村孫助高恒と申、天正拾年吐田家斷絶の節浪人に成、同郡名柄村罷有候處、同十六年小堀新助名柄村拜領仕候ても、郷士にて罷有、孫助倅久助代に成、新助より頼に付、右村致支配來候旨申立候、

江州淺井郡小室村

小室 多 仲

右之者義、先祖者京極家末葉にて、近江國彌勒寺村に住、小室四郎左衛門尉數吉と申、從京極家三百貫宛行候處、其後隼人亮代淺井備前守亮政に屬、大永元年九月十二日同國於地頭山致戰死、尤當時の義天文年中迄は、彌勒寺と唱候處、其後此もの家の苗字を以、小室村と唱候由、其子四郎左衛門義同國小谷落城

ゆへ、其儘小室村に致蟄居、浪人にて當時小室陣屋の地に罷有候處、慶安元子年小堀備中守當國拜領に付、此もの屋敷地を陣屋にいたし候由、依之當時迄陣屋内にも帶刀いたし、諸願も家老取次來候由申立候、

右四人のもの共、由緒書面之通録之、書付を以申立、猶亦小堀和泉家來共より書面の三人の内、泉州中庄村新川九兵衛、同國瓦屋村新川又七郎、和州名柄村中村久右衛門三人は、代々郷士にて罷有候處、右村々小堀家領分に相成、小堀新助より頼候て、是迄其所の支配爲致置候義に付、此後は往古の通郷士にて被差置被下度旨、書付を以相願申候、一通様子承候處、當時代官格にて其所の年貢取立等いたし候由、尤小堀家領知已前、郷士の節の書物等は無之候得共、最初新助より頼の文通、其外年頭の書狀等、領主名前にて直に差遣候分致所持候由、小室村多仲義は、往古より右村住居仕、當時迄浪人株にて、苗字を名乗帶刀仕來に付、是迄の通被差置被下候様、是又和泉元家來書付を以相願申候、願の通右四人共苗字帶刀御免、郷士にて可被差置哉、則右四人のもの共差

出候由緒書四通、和泉元家來差出候書付貳通相添奉  
伺候、以上、

申六月

御勘定所

羽倉權九郎

攝州富田清水氏

攝州富田

清水市郎右衛門

私先祖清水市郎右衛門儀、從往古攝州富田住居仕罷在候處、慶安年中神君様奉達高聽一段々御用向被爲仰付置候處、關ヶ原御陣の節、重き奉蒙台命御供被爲仰付、引續大坂御進發の砌、竹東御兵糧御薪等御軍用相勤、慶長五庚子年九月十五日、石田治部少輔敗軍に付、翌十六日神君様御前被爲召出、御陣中御用骨折相勤、神妙に被爲思召上候段、御懇之奉蒙上意、在所へ御暇被下置、天下平穩の節に付、甲乙人狼藉御停止の御朱印頂戴仕、于今家實仕罷有候、且又御吉例御香物献上の義は、御凱陣の度毎、私家に手製仕候御香物、乍恐御前に献備折柄、富

田の功の者参りたるとの奉蒙上意、御機嫌之御餘、以來春秋年々献上之御吉例被仰出、凡貳百年來于今年々無懈怠献上仕來申候、御代々様於御白書院御目見被爲仰付、御暇被下置候の節、御時服頂戴仕候、右御香物銘の義は、御利運御吉例の御品に付、乍恐上意の趣を以、功の者と相認候儀も前に相見申候、神君様御用相勤候市郎右衛門より私迄十三代の間、貳百年餘奉蒙御仁惠、無滞相續仕、冥加至極難有仕合奉存候、下略、

右の義申立、慶長年中奉蒙台命、竹東御兵糧被爲仰付、相勤御由緒を以、御本丸炭薪一式御用歟、上方筋郷村爲御救金銀貸借し、利銀の不同有之に付、肝煎役被仰付候歟、兩條の願書寛政三亥年正月寺社奉行に差出節の書付に有之、

源坊小傳

源坊者、四谷里乞丐僧也、初爲工、性愚不能治産、乃棄去爲僧、初名源、人因呼爲源坊、源坊足跡遍四谷、而人皆愛恤不措、其衣帶巾履の用常爲辨之、



至<sub>三</sub>于或結社月聚<sub>レ</sub>錢以為<sub>三</sub>之備、以<sub>レ</sub>故不<sub>レ</sub>飢不<sub>レ</sub>寒、終年晏如若過、食候未<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>食、則投<sub>三</sub>人家<sub>二</sub>直入就<sub>レ</sub>饌、自稱曰、源坊來赴<sub>三</sub>施食會<sub>二</sub>矣、人亦不<sub>三</sub>之怪、坊性無欲、人與<sub>三</sub>之物、或受、或不<sub>レ</sub>受、即受亦輒轉餽<sub>レ</sub>人、或與<sub>レ</sub>之、當四錢則不<sub>レ</sub>受曰、吾不<sub>レ</sub>屑也、新衣履着未<sub>三</sub>數日、衆丐欽羨、邀而乞<sub>レ</sub>之、即脫以相贈、絕不<sub>三</sub>少吝、唯其恰如無欲、是以人之愛恤亦至、戊辰秋坊病而死、送葬者蓋以<sub>レ</sub>百數、葬儀首豎<sub>三</sub>兩幅大旗<sub>一</sub>、上書<sub>三</sub>源坊入極樂五大字<sub>二</sub>、棺前後赤旗各<sub>二</sub>、工匠雜色人數百從<sub>レ</sub>之、間有<sub>レ</sub>故作<sub>三</sub>譚裝<sub>二</sub>以博<sub>レ</sub>笑者、次高唱<sub>三</sub>彌陀、擊<sub>レ</sub>鐘為<sub>レ</sub>節者十數人、次笙簫鼓樂以送者十數人、次白紙抹額着<sub>三</sub>白麻衣<sub>一</sub>扮<sub>三</sub>亡者<sub>二</sub>、以且行且舞者若干人、更有<sub>レ</sub>齋<sub>三</sub>硬飯樽酒<sub>一</sub>以次<sub>レ</sub>之者、所<sub>レ</sub>過所街市人、溢<sub>一</sub>如<sub>三</sub>接會<sub>一</sub>、一時喧傳以為<sub>三</sub>異事<sub>二</sub>、噫坊也、生不<sub>レ</sub>似<sub>レ</sub>人、無<sub>レ</sub>捕<sub>三</sub>于世<sub>二</sub>、而寒為<sub>三</sub>之衣<sub>一</sub>、飢為<sub>三</sub>之食<sub>一</sub>、人唯供<sub>三</sub>給之<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>至<sub>三</sub>是懼<sub>一</sub>、及其死也、葬事之侈、蓋貧商小戶之所<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>易辨、此無<sub>レ</sub>他、皆不<sub>レ</sub>貪一事致<sub>レ</sub>之也、獨怪夫送<sub>レ</sub>葬者、見<sub>三</sub>其所為<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可謂<sub>三</sub>之非義<sub>一</sub>、氣之發而至<sub>三</sub>譚舞鼓樂種々粧點<sub>一</sub>、則不<sub>レ</sub>過<sub>三</sub>以為<sub>三</sub>玩具<sub>一</sub>耳、是誠何心哉、頃見<sub>三</sub>一小說<sub>一</sub>、載<sub>三</sub>揚州俗<sub>一</sub>出<sub>三</sub>喪奢華旌幡紙札鼓樂笙簫戲子扮演故事<sub>一</sub>、僧

道打鼓吹螺、然則此弊不<sub>三</sub>特我為<sub>レ</sub>然也、右中村子寅所著、

家傳史料卷之九

井田系圖 武州多摩郡是政村 井田佐兵衛所藏

平姓 家紋丸内矢筈、又九曜七曜、或井欄、

人皇五十代

桓武天皇 諱山部

后脫カ

母公皇太宮高野夫人、贈正一位乙繼女、天平九年丁丑九月九日降誕、延曆元年四月二十五日即位、同十一月大嘗會、同二十五年丙戌三月十七日崩、七十歲、葬<sub>三</sub>於山城國柏原陵<sub>一</sub>、故號<sub>三</sub>柏原帝<sub>一</sub>、

葛原親王 一品式部卿

母夫人、參議長野氏女、諱高明、賜<sub>三</sub>輦車<sub>一</sub>、仁壽

二年壬申六月四日薨、

高見王 無官無位

高望王 上總介 從五位下

號<sub>三</sub>義持親王<sub>一</sub>、寬平二年庚戌五月十二日、始賜<sub>三</sub>平朝臣姓<sub>一</sub>、

良文 村岡五郎 陸奥守

從五位上 鎮守府將軍  
延長元癸未年、為<sub>三</sub>陸奥出羽二ヶ國之探題職<sub>一</sub>、自<sub>レ</sub>此後移<sub>三</sub>于相州鎌倉<sub>一</sub>、

忠通 村岡小五郎 駿河守

從五位下 鎮守府將軍  
為通 三浦平太夫 長門守

始號<sub>三</sub>三浦、播磨中將、  
鎌倉權守 安藝守

景名

甲斐守護 三浦平太夫

為直 三浦平太夫

家傳史料卷九

忠賴 村岡二郎 陸奥守

從五位下 鎮守府將軍  
長元三年庚午十月二十七日、合<sub>三</sub>戰於千葉之

將常 中村太郎 武藏守

住<sub>三</sub>于武州秩父郡<sub>一</sub>、以為<sub>三</sub>名字<sub>一</sub>、

武基 秩父別當太郎

依<sub>三</sub>謀叛<sub>一</sub>、配<sub>三</sub>于佐渡國<sub>一</sub>、  
武常 葛西二郎三郎

住<sub>三</sub>于葛西<sub>一</sub>、

常家 葛西六郎、有<sub>三</sub>子孫<sub>一</sub>

武綱 秩父十郎

伊豫守源賴義與州合戰之時、先陣有<sub>三</sub>軍功<sub>一</sub>、

重綱 秩父二郎

從五位下 下野權守



基家 澁谷六郎

重家 澁谷平三 重國 澁谷庄司、有子孫、

重弘 秩父太郎大夫

重隆 河越次郎大夫

爲惡源太義平被誅、

重遠 高山三郎

女子 千葉介大夫常胤室、號圓壽理體尼、秩父島山庄司次郎

重能 爲三浦大介義明婿、

有重 小山田別當三郎

爲宇都宮宗綱婿、

重忠 島山次郎

母三浦介義明女、元久二丙寅六月二十二日、當

愛甲の三郎季隆か矢而死、于時四十二歲、

重清 長野三郎

在子信濃國、

重宗 島山六郎

子孫有奥州、

重保 島山太郎

父祖以來、代々大力無雙之勇士也、元久元年乙丑十一月四日、依讒言於鎌倉被討了、

重秀 島山小次郎

父同時討死、行年二十三歲、

重慶 大夫坊 阿闍梨

建曆三年癸酉年八月二十六日、於下野國長沼五郎宗政宅被討了、

重政 井田四郎 左衛門尉

母家女房、

父兄討死の時幼少而、家臣久米川新七郎政元携之往三河國、居于額田郡井田村、故以井田爲氏、建長七年乙卯十月十二日卒、六十八歲、

重信 井田太郎 兵庫介

母山中彌次郎忠時女、住于三州井田郷、家紋用丸之内一本矢筈、

女子 荻生氏妻

信正 井田二郎大夫

法名阿道、

正時 井田九郎 將監

法名阿善、

信通 井田太郎兵衛

母小川源三重時女、

信業 井田次郎左衛門 大炊介

五十九歳にて卒、法名一山、

重業 井田五郎大夫

四十二歳而卒、法名良山、

成政 井田六郎

忠政

信景 井田七郎右衛門

能信 西郷八郎

信員

女子

女子

重勝 太郎左衛門 内匠助

六十一歳而卒、法名道仙、

女子 三宅五郎左衛門妻、

勝信 與太郎 兵庫助

母伊賀平内女、四十五歳而卒、

重光 太郎左衛門

母渥美右衛門勝長女、康應二年庚午閏三月二十一日卒、六十六歳、法名立西、

信治 與太郎

信利 與九郎

光昭 新三郎

信則 彦十郎

法名光林、

女子 田中隼人頼顯妻、

某内匠



女子 足助兵庫妻、

光吉 彦太郎 平太夫

母乙部右近大夫女、應永二十三年卒、七十三歲、法名淨雲、

茂義 太郎左衛門

母井田平内光友女、應永五年八月日卒、三十五歲、法名永瑞、

千代松 早世

女子 山田内膳重昭妻、

盛吉 四郎二郎 平左衛門

母家女房、號貞安尼、應永三十一年四月日卒、四十二歲、法名昌林、

吉勝 五郎三郎 平九郎

勝重 勝忠

義次 景次

盛光 太郎右(左九)衛門

永享十一年春、鎌倉持氏叛、于將軍義教公、合戰之時有軍功、持氏生害之後、盛光辭鎌倉、而往于伊豆國、居住、六十四歲所卒、

信充 伊賀次郎 直光 伊兵衛

於鎌倉討死、

政光 太郎左衛門 正元 兵庫

依病氣蟄居、

光信 次郎九郎 内匠助

住于伊豆國、長祿二年、伊勢新九郎長氏自駿州移于豆州之後、井田光信通志於長氏、

信貞 三郎左衛門

父逃鎌倉之時、因古鄉之縁、再到于三州井田、永正十年四月十日病死、

信正 興次郎

某 興十郎 某 新五郎

某 九兵衛 某 九郎兵衛

貞元 内匠丞  
爲丹波國水家先手、討捕譽田主馬并明智助右衛門等、有戰功、

宗正 和泉掾

稱織田三七郎信孝之六臣、其一也、住于勢州神戸、

天正十一年四月二十九日、信孝於尾州知多郡野間内海生害、依此宗正等之從士悉く流浪、有子孫、

勝光 平太左衛門 大炊助

母鈴木右衛門重忠女、文明年中、屬于北條長氏、度々有軍功、  
永正三年丙寅十一月朔日卒、五十八歲、

女子 井口右馬允親次妻

女子 内田氏妻

勝能 平助 太郎左衛門 左近大夫

明應四年、北條長氏密以謀攻、落於相州小田

原城之時、勝能相從于父勝光、而有軍功、其後文龜永正天永享祿之間、數度合戰、勵武勇、致忠勤、天文六年七月、北條氏綱進兵攻取於武州河越城、于時城主上杉朝定退去、其臣難波田某所守籠于松山城、氏綱亦直到于松山城、攻之、上杉及難波田共敗死、此時勝能有武功、同七年冬、下總國鴻野臺合戰之時、勝能亦有軍功、同八年二月六日卒、六十三歲、

政能 太郎左衛門 大炊助

母、天文七年戊戌七月、北條氏康與上杉憲政、武州河越合戰之時、井田大炊助振武勇、終於阿武郎ヶ臺討死、

正治次郎右衛門 女子 上田七郎清成妻 後爲加藤次郎兵衛妻、

寔政 次郎四郎 攝津守

母、天正十八年庚寅春、關八州大守北條氏政氏直父子叛于豐臣秀吉公、故秀吉公命于天下



牧伯、攻三圍於相州小田原城之刻、氏政舍弟北條陸奥守氏輝亦楯籠于武州八王寺城、寔政從之、于時小田原城沒落、依之井田寔政及富永高橋小磯氏等四人共逃入王寺城、て同郡府中塾居、後年富永子孫は、爲將軍家御家人也、

某 太郎左衛門

母、江戸本郷關根氏女、住武州多摩郡府中爲郷士、

某 伊右衛門

母、同國同郡菅生村田澤氏女、

勝定 伊右衛門

母、同國同郡坂濱村富永女、

勝政 左兵衛

母、同國同郡蓮光寺村富澤氏女、早世、故同郡府中新宿菊地氏女後妻、

勝茂

母、同國同郡八王子中野村松村氏女、

重誠 伊右衛門

政命 兵五郎

佐兵衛

母

文化六年己巳正月元日寫于武之多摩郡是政村客舍

六十一翁 杏花園

井上系圖 武州橋樹郡登戸村 井上忠二郎所藏

井上系圖事

文は即丸の内井の字に、一文字也、是也、二即アリ清和源氏は仁王五十六代也、文徳天皇第四之太子と云々、治十八年、崩四十一、即位十月、諱惟仁奉號也、又水尾之御帝共申也、後は丹波國水尾と謂在所へ御隱道被成故、如此奉稱也、

葬は粟田山、置骨於水之尾山一者也、源氏 四派也、清和 村上 近江 常陸 不同也、源氏の氏神正八幡大菩薩、氏寺豊前國宇佐郡に蓮臺寺、本尊藥師如來也、

清和天皇

貞元親王 治部卿

貞純親王 四品中務卿、上總常陸太守、號桃園親王、

上總介鎮守府子弟、天徳四年六月十五日、賜源姓氏、略長號六孫王也、

經基

鎮守府將軍

滿政 忠隆

子孫在、佐度介、相模等先祖也、

忠重

本義豊前守

秀重與三郎

滿季 致公

高屋平井岸下

小孫國豊祖

伊那爲隨

滿重

滿快 滿國 片切先祖

衛正 兄弟

賢泰 祐清

忠田 兄弟

唯意 助定

佐吉 宗隆

與市郎丸

棟板 積朝 秀尋

泉光 弟

泉固 基猷

基修 良教

貞當五介

貞孫弟

貞家 家徳

家重 衛春

佐渡介、(官職ヲ記スルモノ恐クハ註ナラ、今暫ク舊ニ從テ以下倣之)

吉説 好正 兵衛介

愛元 弟

近光 善眞 大藏卿

安祐 嫡子

康景 信昌 内藏卿

儀言 弟

毘良 毘泰 五助

基明 嫡子

正重 覺經

經田 弟

道順 誠包 包忠



朝清嫡子 具身 吉之助  
 滿本弟 滿由 愛森 基郡  
 邦諸 兵部卿  
 觀正嫡子 觀久 基政  
 政繼 與市左衛門尉  
 庠廣 與介  
 弘德弟 淨衛 位守 五介  
 某保基保九  
 元順嫡子 述亮 泰田  
 良春 與五郎  
 吉祐弟 好道 鎮愛  
 田貞 五郎丸  
 基永嫡子 基理 五介  
 理義弟 基田 基平 本清  
 元順 與介丸  
 意田嫡子 田真 良教 喜定  
 儀明 與兵衛尉  
 能守弟 好春 美近 大歲卿

相模守 愛張  
 愛理嫡子 基廣 寬尙 宮内卿  
 弘秋 佐度守  
 泰衡嫡子 泰季 五郎丸  
 堅包弟 原保 保秀 秀護  
 興政 常陸守  
 政紹嫡子 政久 舊廣 宮内卿  
 久重 五郎丸  
 久休弟 言良 延由 陳親  
 親自嫡子 愛支 周平 相模守  
 邇成  
 永道弟 基德 基紹 資賀  
 元善 豐前守  
 吉次嫡子 乘登 刑尙 五介丸  
 觀正 大藏卿  
 教雪 宮内卿  
 則常 與五郎丸  
 完美弟 盛貞 頼康 兵部卿

安清  
 保覺嫡子 保順 庸春 道繼  
 鎮護 河内守  
 經廣 五郎丸  
 方景嫡子 影本 元吉 基玄  
 元秋 五郎丸  
 宗守嫡子 正守 守平  
 基成 常陸守 嫡子 兵衛尉  
 天慶三庚子歲、四十一歳にて死去也、  
 御帝朱雀院也、  
 紀繁弟 光繼 昌成 五郎介  
 御帝一條院也、  
 長徳三丁酉、四十七歳にて死去也、  
 昌弘嫡子 基次 基尊  
 永承五庚寅、五十三才、貞任の時節死去也、  
 御帝後冷泉院也、  
 尊泰弟 尊愛 書親 佐渡守  
 天永辛卯歲、六十才、興福寺延暦寺之合戦に死去也、

御心鳥羽院也、  
 田教嫡子 吉良 良安 宮内卿  
 良光 五郎丸  
 治承四年庚子、六十三歳にて死去也、  
 御帝高倉院也、  
 善景弟 善春 宮内卿  
 善延 五介丸  
 曆仁元戊戌、鎌倉將軍頼經上洛の時節、四十八歳にて死去也、  
 御帝四條院也、  
 延近嫡子 信充  
 順道 豐前守  
 弘安八年乙酉歲、鎌倉合戦、四十歳にて死去也、  
 十一月十七日の事也、  
 御帝後宇多院也、  
 本清弟 基佐 元康 喜覺  
 則顯 五郎丸  
 貞和五己丑歲正月五日、四條の合戦にて、六十七歳にて死去也、



御帝後村上院也、

從三人王貳千十年に成也、

著次嫡子 光徳基尋常陸守

廣正宮内卿

明德二辛未歲十月二日、時氏内野合戰、四十九歳にて打死也、

御帝圓融院也、

元孫弟 基乘基雅内匠助

元紹五郎丸

永享十二庚申歲、結城の合戰にて、六十一才にて打死也、

御帝御花園院也、

朝自嫡子 朝吉朝平與五郎

能清五郎丸

享祿三庚寅歲、九十一歳にて死去也、御帝後奈良院也、

良影弟 本安基春佐渡守

基眞五郎丸

元明嫡子 本定泰朝宮内卿

賢保千代丸

保教弟 保經株高本言

元盛記之介

殖賢嫡子 正衛基周佐渡守

基當彌五郎

忠安弟 基尙本支

義延兵介

田春嫡子 田幸吉成

基秀與介

元頼弟 本良良泰與吉郎

基頼周防守嫡子 基孝江左衛門尉

諱彌七郎

知行千石餘拜領也、小田原北條氏直公家來、其節内藤井上餘多に付、井上三人、内藤三人、右六人之者に被仰付、井上對馬守、同加賀守、同因幡守に、惣井上之者共禮任者也、

弟七左衛門尉

彌五右衛門尉

御帝陽成院也、

基孝江左衛門尉

舅相州高岩之城代内藤周防守頸討死仕也、太閤様周防守頸被成御上覽、日比御聞被爲及、周防守見事成侍、彼者親類其頃爲取與上意也、小田原從石垣山周防守親類の者に頸相渡し可申旨申付、周防守嫡子助次郎并聳江左衛門尉罷出請取者也、小田原之落城以後、江左衛門尉浪人、甲州之城主加藤遠江守殿御聞及、牢人之内堪忍とて、新井村百石餘被下、暫逗留仕、遠江守殿與州の御國替に付致牢人、家康公五番目の御子武田萬千代様の罷出、知行千石拜領、度々討者至御意に入、御奉公申上、家康公御詞に切々懸也、萬千代様早世被遊牢人仕、水野隼人正殿の罷出、知行百五拾石永々奉公仕、終九十三歳、六月廿五日、三州吉田にて死去也、

基孝嫡子 基經江左衛門尉諱庄吉

右知行拜領也、基經嫡子基定、五郎兵衛尉、諱權之介、息女一人、水野隼人正殿小性仕、牢人之後、阿部備中守殿にて知行貳百石也、基定弟舊

爲甚五兵衛尉、諱庄次郎、水野周防守殿にて家老、知行貳百石也、男子宣政、主米、息女一人、

基樹德右衛門尉嫡子 基福舊林

諱庄五郎、水野隼人正殿の小性仕、其後は武州

稻毛桶郡登戸村に居住也、

慶長十九甲寅歲、世田谷領の内家村と切々取合、

手柄の由、隠人衆餘多死、度々の事也、其場貳百

石餘子、今此方に打取、爲新田者也、長久に

て、萬治元丁酉九月廿四日、六十七歳にて死去

也、舅は同村吉澤兵庫介、同本集猪左衛門尉、

御帝太上皇帝也、

(朱書)基福、寛永七庚午十月十日に賜家者也、

五郎右衛門尉弟舊林、忠兵衛尉、息女一人、嫡子

基茂、五郎介、二男基夷、與八郎丸、息女二人、舅

は武州五反田村駒方清右衛門尉嫡子順勝、又兵

衛尉、同長兵衛、同八之介、息女三人也、

父の基樹葬は登戸村の内善龍寺にて、哀大衆

て、以樂誦諸聖の洪名而、仲恩徳者也、此治

紙及破損、今度寫之也、

筆者薩州住僧、四十九歳也、



(朱書)これより筆也、

基義 源内悱、五郎助、弟四郎兵衛基夷、嫡子元家、孫八郎、息女一人、

元祿元甲戌辰中、伊奈半十郎殿御檢地入也、基

義行年三十九年にて死、

元家

五郎右衛門、悱孫八郎、

嫡子 元宜兵助 元知又市

同 彌七郎

正徳年中、去る慶長の頃、泉村と争論の新田貳百石餘、及濁數人困窮無<sub>レ</sub>止時、元家爲<sub>レ</sub>救<sub>レ</sub>之、屬年月丹精を終、府中領於<sub>レ</sub>中之島<sub>一</sub>埋<sub>レ</sub>樋新造之、後世無<sub>レ</sub>其驗<sub>一</sub>也、此時龍燈山善龍寺依<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>破壞、時之住日判師と心合て、堂企<sub>二</sub>造立<sub>一</sub>也、又廿八歳而新號<sub>二</sub>吉澤<sub>一</sub>と、則紋を改て登藤丸附也、是藤は吉澤之吉字也、後世之吉澤家畫<sub>レ</sub>之訖、意趣者、吉澤之口尉之官を以傳、故吉澤名乘也、併井上吉澤兩名と可<sub>レ</sub>名乘<sub>一</sub>也矣、

吉澤五郎右衛門尉元宜、悱兵助良、

文化六年己巳孟春己巳南畝子於<sub>二</sub>橘樹郡登戸村之客舎<sub>一</sub>、時歲六十一、

同日夕於<sub>二</sub>橘樹郡川崎宿萬年亭<sub>一</sub>加<sub>二</sub>朱系<sub>一</sub>畢、

富澤家記録

富澤元祖根元、武州秩父庄畠山家三男、三代の孫畠山治部太夫忠政三男、富澤家祖也、嫡子上野國沼田住、次永家之祖、二男信州に有て小玉家の祖也、三男秩父庄大宮住て、富澤の祖也、丹の頭の棟梁也、丹の六家、畠山の旗本、依て勤仕を成す、依<sub>レ</sub>之丹七家と號す、秩父、大宮、澤、富川、谷陣屋を建、七百挺を領す、富川澤六角政澄と號す、後入道して六角入道忠景と號す、應仁年中、鎌倉勤仕す、年七拾九歳葬す、同境生越墓す、仁義第一士也、嫡子一學政之家繼、其比北條家武州手入をなす、依て中頃北條家の爲に家を破る、元安に至り、駿州内通有て旗下と成り、今川に至、富澤一學政之と號す、富澤棟梁是也、歳四拾才、三千挺領す、尾州取分の旗本に至り、馬上に功名をなす、其功たくまじきにより、甲州の出張矢倉澤を給り、甲府數度の取合に、或は火矢を飛、物見の訓練して、第一の難所を守り、其上甲府勢之内板柿主馬高坂四方七等か甲首を

取る、文武兩道の達者、堅く此地を守り、甲州に出張、破れ難きにより、取合を納て本城に歸守る、一學入道して政珍と號す、年七拾六歳にて葬す、嫡子修理家繼政本と號す、軍功世に勝れ、馬上の達人、鎧を合る事人にこえたり、依<sub>レ</sub>之尾州之欠合小林三左衛門尉長次手に加り、一番鎧兩度に及、依<sub>レ</sub>之簡狀を給る、甲州欠合に、一番鎧三度に及、依<sub>レ</sub>之矢倉澤を給る、政本位有てたけきにより、勝にのつて將軍旗本森中將、赤松彈正、渡邊隼人、富澤修理一手に合組して、甲州出張より切て出、小佛笹尾久米田八王子より責め入、武州日野ヶ崎へ切出、分梅に陣取して、小田原勢馬飼場之陣屋赤坂ヶ谷佛道建籠る、小田原、旗本飯尾監物、深澤新藏、荒川外記、馬士別富、波多空、富澤彌六等、建藏多摩大川を間に成て、互に矢先を連て取合す、川をか、へし故にや數日送る、時に赤松諸將にめいして、此度の取合はか<sub>レ</sub>敷事なし、子細は遠路追來る故、人馬つかれ、しばらく休足して、一戰に破るへしといへり、何も此義に望、修理<sub>一</sub>に居て一つのめいけいなり、夜前天文を見るに、一日も久敷休足成しかたし、一大事也、三四日をこへは必破軍し、先へ味方趣、十

萬の勢有とも不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>及、某一つはかり事有、一同可<sub>レ</sub>有とて、子細を諸士に語る、何も同意して、是軍書秘事と同意す、時に修理農民にあたへをこらせ酒をすすめて、夥敷筏を拵、其上に土俵を調て、暮方に及て、川上より是を流し、味方之勢の至所迄流入れて、増井山之下に手勢を隱置、一森宮前にて旗を卷、弓をふせて、合言を定て、夜にまされ一同に土俵筏を橋となして、是政勢と一手に成て、夜打にせの込、青柳城山前より、一度にとつとせめ込けり、小田原勢心懸け無き故、一時にみたれ鎧を合事無く、弓を引事無く、小田原へと逃退く、其夜一時にも及ぬ内、手も無乗取、味方の陣取を定て、赤坂ヶ谷籠る、佛道を通路と定、南請陣取す、小田原方漸に小野々宿の落行、爰にをいて陣屋に入、人馬休む、駿州勢諸士軍功の老臣故、此度の働第一をあらはす、元來此の場せむる事、伊豆武藏兩國より、相州間に包せめんか爲也、諸士心を合、森赤松駿州の歸陣を爲<sub>レ</sub>成、事の様子を注進す、後日に小田原より大勢追來るへし、前度の耻をす、かん爲、矢先堅かるへき事を請、駿州の諸勢至る事を得、數日を遇すといへとも、小田原より沙汰に不<sub>レ</sub>及、如何故



有事と心得す有しに、駿州より早打到來て、將軍義元公信長の爲に御生骸とつける、依之渡邊富澤兩士足輕少し差置、駿州へ歸國す、忌中明る迄、諸士駿州に集る、然るに修理思へらく、後將軍義政公は御心に働無き事思、亦他家に至事家の面目、世のあさけりと、仁義を守て世間をすましをしき哉、今川を去て武門をとして、旗卷弓をくしき、鎧を切折て、馬をはなし、農士と成て、家臣小山與三次をくして武州青柳に到る、此地は我謀り事をめくらしして功を得たる、よし有土地也とて、此所に引退て居住し、世上を樂、此事小田原にも聞及者、譽の士成りとて、旗本にも入度爲に、諸士に語り加るとも、修理用事無、よて青柳赤坂谷日野崎迄を給り、野武士と成り送る、後世家康公將軍天下一同に納る、大平の御大將軍と稱、元來赤坂ヶ谷鎧先の陣所、依て佛道に居住す、是今川横鎧の地と號す、如し是舊祖功、有レ文有レ武有レ勇有レ亦仁義一家訓相續、或は妻娘等銘々左に印す、且年來元安天正永祿に及て、今川旗本に組て、義元公逝去以來、君父のあたともに天を不レ戴、賢人は二君不レ仕、禮義を守り、弓馬道を休て、野武士の農を送、政本三代の

孫修理と號す、是民士の初也、  
家續之順連

嶋山治部大夫忠政孫三子 嫡子治之 上州次永家  
二男政即 信州小玉家  
三男爲政 武州富澤家

附爲政二子 嫡子主膳  
二女本多内藏に嫁す、

妻岩間修理娘

主膳事  
富澤六角入道政珍三子 嫡子 丹下政守

妻本多彌太郎娘 嫡子 丹下政守  
二男新三郎爲安  
三女小玉義重嫁す、

丹下事  
富澤一學忠景二子 嫡子 修理政本  
二男 對馬廣勝  
下服外記甲州居す、  
子細此末に有レ之、

妻金澤九郎光家娘 嫡子 丹下景定  
舍弟新三郎 森三左衛門養子す、  
二男 修理忠政

富澤修理政本二子

妻川合與四郎娘

富澤對馬之助廣勝

嫡子無し、

妻無レ之、短命也、

富澤修理忠政二子

附、舍弟丹下景定、片見家へ養子す、

妻相州より嫁す、

富澤忠右衛門政春五子 妻同國寺方村より嫁す、杉田七郎左衛門娘、

富澤市郎兵衛本春九子 妻同國府中柴田助六妹

富澤八郎兵衛宗重四子 妻同名三郎兵衛娘

富澤忠右衛門貞政六子 妻同國是政村井田佐兵衛娘

富澤久米右衛門正直 妻同名貞右衛門娘

富澤新平昌豊

妻同國小野宮次左衛門娘

富澤義兵衛重政

早世

後養子

富澤久平信辰 日野宿谷宇兵衛弟、都築郡玉禪寺村

妻養父新平娘 志村富右衛門悻

藤原家富澤由緒

阿房風親王流孫阿教王子宮御子富教宮冠にす、ま

す、鳳冠之以弓馬を護御子、大貳之君御誕生、世に

勝れ禁中合會難成、依而武冠を建る、大貳重政是也、

御子嶋山大膳大夫廣本御子嶋山官者、夫より武家中

興、嶋山祖庄次重忠、武藏將監と號、居城武州深谷、

領三拾五萬石也、將軍頼朝公に勤仕す、一子太郎重

安、其子治部大夫忠政、三男爲政一子主膳入道政珍、

一子一學政之、三子政本廣勝、外記綱政一子隼太綱

廣、三州に至て松平太郎左衛門方に居す、夫より勢州

神邊之城にも至て、天文年中也、夫より同年中、廣忠

公御供奉に依て、又三州岡崎に居す、天文拾一年寅の

十二月廿六日、家康公御誕生、竹千代様と奉申、其後

女子御誕生、竹千代君貳歳之御年、御母御離別、廣忠

公御室信長方水野右衛門殿娘也、御離別已後、久松佐

渡守殿へ御入御、御子有り、松平隱岐守定勝也、御母



は傳通院殿是也、次に廣忠公篋頭今川へ、御嫡子竹千代君人質之爲に御入被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、其時御供奉、拾騎之内也、高祖富澤誰某今川に下る、依て駿州によし深く、去るに依て、御供奉之人數に加る、同年中三月六日に、廣忠公御病死、夫より永祿三年、信長を責めて、元康公拾九歳之御年、近習拾八人勝り、其外人數相濟て、此節も御供奉、元康公の御大將にて、大高の城へ御移り、義元公は五月出馬、道すから手柄有て、三州桶はさま野にて、毛利新八と云者に討れ給ふ、同十九日夕方、義元公討死の由を元康公御聞、實否如何と御逗留の處に、水野下野守殿より阿座井六之助と申者御使者、依<sub>レ</sub>之一先御落有り、水野下野守殿は信長方にて、君公の御伯父也、夫より三州大樹寺に御入、同年中に、御本城家康公の御手に入、慶長年中に及、關八州の御制主たり、信長に御發向、或は小田原へ御發向の砌、人數御供奉に加る、富澤源藏是也、文祿年中、富澤對馬之助短命不妻にて死、本家を立て、源藏に一所して丹治と改、慶長九年辰の年に、秀政公に勤仕、古播磨守是也、子細は家康公御賀御息女天樹院殿御入被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、依て舊公にまかせて御供奉、文祿二年

に及、信濃守吉政公に勤仕す、播州龍野城主、後任<sub>二</sub>大和守<sub>一</sub>と、右京大輔吉英、後又大和守也、慶長十八年大坂取合に、天王寺口に加る、其節御供奉、富澤甚四郎勝本也、寛文六年午の年に及、修理亮吉重公に勤仕す、小幡播磨守吉重公は、泉州木し和田の御城主也、御高六萬石、同年甚四郎勤仕す、延寶元丑の年に到り御隱居、同二年寅の年正月十八日に御病死、御法名眞常院是也、富澤甚四郎子富澤甚藏、其子富澤源四郎政重、是にて家絶、高公御家來御末流に及、御年三歳にて御家絶、御家督也、翌年御病死、依<sub>レ</sub>之御條目の通、依<sub>レ</sub>之法に、大家家絶、公御曾子家御本家御直傳御旗本の歷々有<sub>レ</sub>之趣也、

武州丹の七黨棟梁旗大將富澤末流誰某記<sub>レ</sub>之、領數高千石也、

甲州居住外記事

富澤一學忠景三男同外記綱政、嫡子隼太綱廣、三州松平太郎左衛門殿へ加る、從<sub>レ</sub>是家康公御家臣に勤仕す、隼太子源藏、此時に至り伯父對馬同家に出勤す、依<sub>レ</sub>之本家一同之流家と成る者也、

富澤外記、同隼太、同源藏、同甚四郎、同甚藏、同源四郎是迄にて家名絶、富澤對馬共、に、代七代にして終る者也、本紋丸いね計雀なし、

正代塚の事

赤坂ヶ谷の北河の登りに有り、正代塚也、軍書云、武道塚、又は將事塚共云、

政本土役 鹽釜軍太 後長齋と號す

同足輕役 荒磨兵太

右塚之意趣は、政本武道具祭り納の塚也、名付て正代塚と號、軍太兵太塚の邊守の居者也、右の塚は、中川原村作左衛門本屋鋪の内に有<sub>レ</sub>之、

丹七家の事

富澤 石田 小玉 片山 松本 竹下 本間 七家

家代々重寶の事

- 一唐なしその鎧甲、附りあうれ髦の面掛け、
- 一平安城の太刀打刀、忠吉の添刀、
- 附り忠吉の刀、甚五左衛門方<sub>一</sub>持す、
- 一長儀貞宗九寸五分、
- 一小志津十文字鍵、

此外簡狀朱印有<sub>レ</sub>之趣、

富澤家代倍臣の事當村に住す

小山庄三景廣 同藤九郎景直 同與惣治光景 同六左衛門 同茂左衛門 同六右衛門 同六左衛門 同茂左衛門 同六左衛門

母方<sub>今川御家人徒小頭</sub> 絹笠藏人行冬より嫁す、

小山本紋丸に二ツ引

未云、

右此條々は、富澤十代の孫名忠右衛門尉貞政、多年家の傳來面掛、忠吉の刀、簡狀、此故有以、先祖相續可<sub>レ</sub>記之願有て、武州に至り諸士に約束、初て高祖の記録得り、是先祖思ひ依て願請、天命を累代の子孫に及、記録可<sub>レ</sub>改之者、此一巻之爲<sub>二</sub>拜覽<sub>一</sub>、正に可<sub>レ</sub>知者也、

享保十三戊申二月日

富澤忠右衛門尉貞政 (花押)

添簡の事

一今川民部少輔光房御方より、先祖爲<sub>二</sub>旗本<sub>一</sub>依て、其故を以、貞政願の諸則差添者也、

貞 政 (花押)



今川家  
簡狀寫

今度森長次手諸士  
在之處、就中無比類  
働、依馳使者、射其功  
者也、

義元(花押)

申六月廿三日

送

富澤修理政本

富澤家記録一卷、連光寺村農家口口所藏也、

文化己巳仲春廿六日於三布田村驛窓二寫畢、

杏 花 園

依田君碑銘

君諱真鎮、字伊織、自號偏無、爲武之府中人一也、姓源、五十嵐其氏、後有故、改氏依田、父井田攝津守是政之曾孫、來繼家姓、母乃五十嵐氏也、父母已歿、卜居東都谷中一者有年、君爲人温雅、樂善好靜、神儒佛之學、無所不窺、奉佛非佞、事神不泥、操履

愿慙、脇不著席、凡四十年矣、中年以來、私濟先代舊事本紀、研精覃思、深造此學、其所著書號本紀箋者三十三卷、曰諸神鎮座記者二十一卷、曰秘傳錄者十八卷、空華集十七卷、至灌傳深秘之書、總計百三十有餘卷、是君之志可觀焉、延享三年丙寅秋、東叡大王特命攝之四天王寺、傳君所修神事祭法、言念師、標忝賜衣冠而褒飾焉、閩卷之人以爲榮矣、君齡邁杖闕、壯志未減、欲觀天下神道之瀾、奮然而起、遊于帝都、西詣雲之大社、南探熊野神窟、慨然歎曰、神道之政、其明夷乎、千歲已下、有治真至聖皇之業者、吾不待而讓矣、復還帝京、寓居三年、遂達天聽、於是三種神器傳并從璽十寶傳、就姉小路公文卿以進、上撫其書而歎曰、翁誠國之寶也、惜哉老矣、九條左大臣尙實公誓約稟學、雖歸舊廬、音問不絕、先是享保十三年戊申夏、德廟之近臣大島古心謂君曰、未然本紀、媿嬰難曉、乞審註解獻焉、於是操觚勤成二卷以進矣、故沼田侯直邦素以尊信大經、好尙相俸、雖在顯職、蘭契殊篤、至遺囑令其令孫直享從君稟學、其他長門侯重就、故佐倉侯正亮、園部侯英智、僉誓約稟學、延享元年甲子夏、與善明寺

話、己巳仲春  
清明後日、

小林氏系圖

家圖寫

人皇貳拾貳代雄略天皇御宇

藤原氏

須輕大臣より拾三代の末孫

須輕清太清勝 印

荆鞭蒲朽て瑩空く去る、諫鞭苦深して鳥不驚、御代自寂寥成る、主名頼朝公、信州淺間山狩見と被爲仰付、其頃某上野國松枝にて三百町拜領仕候、依之上州通被爲仰付御案内、建久三壬子六月七日、御立被遊、武藏國關戸御着被遊、同八日に入間久米と追鳥狩初り、入間宿御泊り、松枝宿御着被遊候、其以後某被爲召出、此度之忠節には、名字御下し給る也、則小林義出、家の紋井筒之内野竹二本、生澤村と云所に拜領仕也、依之爲子孫之自筆にて、依而如件、  
建久三壬子年六月廿五日

小林源太義出

主證海一謀、移寺於君之舊宅、改爲律苑、其田園家資、悉充持律僧伽之費、甲申春正月元旦、謂侍人曰、吾事畢矣、今日而後、雖生猶死、有客勿告、季春疾漸、其前三日、願證海及門人、囑以事後事、終自及手、泊然而逝、實明和紀元之年三月十七日、天不遺此老、嗚呼哀哉、君自少精進鍊行、不娶無嗣、凡稟學者四百有餘人、蓋君行事可記者衆矣、今誌一二以貽後昆矣、君以天和元年辛酉三月十三日生、享年八十四、歸葬善明律寺先人墓側一矣、執衰者大僧都覺印也、治葬建碑者青木對馬守政勝也、論次其所得於政勝、而爲之銘者、釋證海也、銘曰、惟明和之粵春三月己卯之辰、寔吾依田君於善明之寺後、嗚呼千歲而下、曰此偏無爲翁之古墳、

偏無爲翁

府中本町の長百姓五十嵐定右衛門、田地七八百石も持しものなり、弟子證海沙彌上野より谷めありて、十五ヶ國御構になり、伊豆に塾居す、東叡准后御再住の時召かへされしか、正月池の端の里坊に住し、其七月伊豆に行道にて、疾を得て遷化ありと、杏陽宿矢鳥氏



源八義清 印  
天文元辰歲、北條氏直公御奉公出、侍大將仕候、

義重

宗平

義政

天文三亥正月、同斷、

女子

佐藤内藏妻

雅樂亮義道

天正十午正月、同斷、

文祿二巳歲牢人、武府住、

寛永十三子十月十五日、八十二歳にて死、

太郎右衛門春時

水戸中納言様御奉公出死、

女子

椎名伊豫妻

傳藏 義利

水戸中納言様御奉公出死、

文祿二巳年、武府住五郎左衛門と申者、立除候跡屋敷

取、百姓致し候、

慶長元丙申年十一月日 小林雅樂義道書判

右府中番場宿百姓小林氏系圖之由、

文化己巳上巳前一夕於世田ヶ谷領大藏村一寫畢

遠櫻居士

飯田氏譜

夫滂濤流、衍揚其波、必訊其源、檜幹蔓蕃、達其枝者、必培其根、堯親族、禹聚族、周睦族、蓋皆以篤親之道、教天下、孔子曰、君子篤親、則民興仁、爲政以正名、爲先、意又有旨哉、收合人心、必厚於譜、故三世不修譜、謂之不肖、譜立而世次系名分正、恩相慶、死相弔、親睦之道、莫加于此、以此古仕者、死有廟、生有譜、廟棲神祭、以集生者之心、死以載名、系以紀死者之世故、又家之急務也、

寛政八歲丙辰四月十七日 飯田建基謹識

清和帝 譜

六男 貞純親王 曰桃園親王、住京師西八條、

長男 六孫王經基 京師西八條、六孫王宮、

五男 從五位上左衛門尉志摩守源滿快 天慶役、隨父兄、

屯筑前博多、

長男 從五位下甲斐守滿國、

長男 從五位下甲州河州刺史源爲滿 娶河内守源賴信女、

從五位下信州大守源爲公

住信州伊那郡知久庄、而知久庄在下信州伊奈郡飯

田城與高遠城之中間、添天龍川南邊也、子孫

蕃延于本國二十四氏、中津、伊奈、林家、諏訪部、

室賀、芳美、瀬橋、植田、平塚、松本、飯田、小田、佐

那田、二柳、村上、夏目、依田、手塚、諏訪、飯沼、片

桐、那須、大島云々、案二十三氏なり、飯富

次男 伊奈太郎源爲扶 或三郎、曰眞久、

五男 飯田三郎源爲實、

長男 飯田小太郎源實信 小田佐那田飯富祖、

治承四庚子十月十七日、戰於駿州清見關上渡西

岸、突平氏裨將伊藤景綱、不克討死、曰清關院上

嫡男 渡羽駭魁毛大居士、

飯田四郎源

正治庚申正月廿日、梶原景時操五百兵士、去相州

一宮壘、走京師、到駿州久能山下狐崎、時在國衛

士、以的矢、素肌追擊之、賊甲冑戰強、飯田四郎戰

死畢、菅原工藤飯田三澤苦戰猶不止、于時國兵吉

香澁川船越矢部救來、塞賊前途、故義勢蘇而破威、

景時父子隱狐崎後峯、自殺、曰狐崎院南峰先追素

劍大居士、

嫡男 飯田左近將監源家能

治承四庚子八月廿四日夜大雨、賴朝敗軍、逃豆州

土肥杉山後峰、景親追迫之五段、飯田五郎家能在

彼隊中、忽生同宗思、令等六騎遮景親、自持武

衛所落水晶念珠、到窟中進之、請俱潛土井實

平、曰、窟中糧少、不如待後計、家能爲然退本

國、

治承四庚子十月廿七日、平將維盛、忠度、通盛帥三

萬、東征、到駿州富士川西岸、武田信義、安田義定、

一條忠賴、北條時政以三萬屯清見關、或夜信義



一萬、潛渡上流、擊平陣、飯田家能帥五百兵、先登、破伊藤武者景綱、又討其子常久、武田信義大追、平氏駭富士沼水鳥、翌日不及一戰、大敗走、翌日家能以首級參三島、謁賴朝感辭曰、石橋敵中救予難催、今亦破裨將、進首級、前代未曾有云々、武衛帥二十萬、初入鎌倉、賞元功九人、家能第八也、

承久三辛巳六月十三日、北條泰時五路攻京師、佐々木信綱渡宇治川、飯田家能涉戰宇治橋討死、東軍大勝、流三帝於隱州佐州土州矣、三浦義村破淀、足利義氏破、一日武田小笠原五萬、追東山道、供御瀨破之、北條朝時、加地信實進北陸道、破今津、曰菟道院親衛左拉尉東刀橋翁大居士、

飯田五郎源家重

建長四壬子正月七日、將軍賴嗣院飯田家重、同年六月、閉院宮造營、二條築垣一本、飯田家重築之、曰饗師院天龍河上神嶺帶城大居士、

飯田太郎源

應永三十一甲辰八月十五日、南朝後醍醐帝三皇子實良嫡男一品兵部卿征夷大將軍尹良親王、母井伊

介政親女、出上州、帥桃井世良田羽川一宮沼井熊谷大庭本多以下、過信州伊奈郡飯田城西神御坂麓大野、于時未刻大雨、飯田太郎、駒場次郎水陸兩進擊南兵、大井田一井官軍、且戰且走、防戰術盡入小山、尹良親王以下廿五人自殺自盡、同年十月、將軍義量拜參議、曰襲擊院殿水陸并進信鎮南武大居士、

飯田次郎源

永享七乙卯十二月二日、南朝尹良親王男良王君、母世良田政義女、出上州領、移尾州津島、而諸士護送過信州伊奈郡天龍河上、等木名所神御坂南麓浪合嶮、三里中、時飯田駒場連兵攻之、世良田桃井勇戰、討取百三十人、以此除良王君遷入三州、同日、世良田桃井以下勇士廿四人自殺、

飯田左衛門源

天文五丙申年、武田晴信略信州、飯田左衛門尉□□□□、曰隨峽院殿左金吾衛帶谷大居士、

飯田左馬助源

天正元癸酉五月廿日、武田信玄確執織田氏、企上

洛煉兵、信基左遊軍爲第七、帥二十五騎、曰遊隊院殿典厩左少令城譽月谷大居士、

遷武院隅水帶家光圓居士 號飯田長右衛門、

信基生天正元癸酉於信州伊奈郡飯田、天正十壬子正月、信州木曾左典厩令義昌叛于武田勝賴、令兵征之不克、二月、織田信長大起五路兵、救木曾氏、金森發飛州口、佐々成政向越中口、織田信忠出木曾路、織田信長征信州伊奈郡東山道、德川氏向東海道、陷駿州矣、

勝賴令保科越州二百五十騎、救應伊奈郡飯田城、再令小幡因州五百騎、救飯田城矣、而木曾口先破、織田信忠大追、屯兵於信州筑摩郡諏訪郡伊奈郡三境、陷伊奈城下條氏、板尾城小笠原信岑、畢、大島城飯田城往來斷、且保科小幡不和、故飯田城難守、小幡引兵歸國、城兵退散、三月、甲府陷、諸家子弟分散國々、光圓居士于時十歲、武州葛飾郡隅田川東帶木塚、壽九十歲終、明曆元乙未十二月十九日、帶木塚光圓宅地所築也、以爲名蹟、後年里民呼之如在石云々、妻光清大姉、同姓、

本武院念譽淨心居士 號飯田長右衛門滿重、

慶長十七壬子年生於武州葛飾郡隅田川東帶木塚後、移同郡本所菊川、壽六十九歲隱市、延寶八庚申五月八日死、葬同郡葛西領下小岩村善養寺末寺同郡深川寺町堅臺山法乘院、妻臨花妙壽大姉、同姓名留、

巖正院心月淨圓居士 號飯田長右衛門爲重、

承德三甲子年生同鄉、壽八十四歲、元文二丁巳年六月廿七日、葬送同寺、

温德院相屋差遊居士 號飯田金十郎能扶、

元祿五壬申年生同鄉、八十二歲、生五女、明和九壬辰十一月八日死、葬同寺、妻、

應業院一河道吐居士 號飯田金十郎能扶、

元祿十丁丑生同鄉、壽五十二歲、繼兄家、寶曆十三癸未七月十三日死、不具妻子、

養繼院高岳達道居士 號飯田與兵衛滿能、

享保三戊戌年、生甲州巨摩郡、若巫堀込氏、妻差遊信女、飯田氏、名長、享保十三戊申年、生武州葛飾郡本所菊河、

飯田長右衛門建基



寶曆甲戌九月廿八日、生武州葛飾郡本所菊河、爲  
長移武州橋樹郡川崎、領市場邑、耕百五十田、  
以之讓弟飯田金十郎信爲、出仕備州松山侯板倉  
勝政君、食五十石、爲妹桑山名跡、

妹桑山仕濃州大垣侯戶田氏教朝臣、從與仕備州  
松山侯板倉勝政君、產上州安中侯板倉勝尙朝臣、  
產羽州龜田侯岩城氏、夫人富姬、  
建基初娶武州橋樹郡市場熊谷氏女、夫後娶同鄉  
倉橋氏女、

文化六年己巳年暮春十三日 杏花園  
右自井田系圖 至飯田譜六種、國川堤防在役中所  
寫也、

文化六年己巳孟秋初二裝釘 杏花園

家傳史料卷之十

御桶大工頭御木具屋細井氏

拜領屋鋪下谷長者町、坪數百三拾坪、

御切米貳拾俵

本國三河  
生國武藏

御桶大工頭  
御木具屋

細井藤十郎  
亥四十二歲

私儀、元文六酉年六月父藤十郎取來候御切米、御桶  
大工頭御木具屋如父時、相勤候様、佐渡守殿御書  
付を以被仰渡候旨、古郡孫太夫申渡、年始御目見  
罷出候節、扇子献上仕候、御謠初路御盃臺每年献上  
仕候、當亥年三拾五年御用相勤申候、

一高曾祖父

細井藤十郎

權現様御代三河より御供仕、桶大工頭并桶町名主  
役被仰付候、其節は御朱印頂戴仕罷在候、年始御  
目見罷出候節、扇子献上仕候、御謠初路御盃臺每年  
失仕候付、年號月日相知不申候、

一高祖父

細井藤十郎

父跡式被下置、桶大工頭并桶町名主役被仰付候、  
年始御目見罷出候節、扇子献上仕候、御朱印の

儀、明曆三酉年正月大火之節燒失仕候、書物等燒失  
仕候付、跡式跡職被仰付候儀、年號月日相知不申  
候、明曆三酉年正月病死仕候、

一會祖父

細井藤十郎

父跡式被下置、桶大工頭并桶町名主役被仰付、年  
始御目見罷出候節、扇子献上仕候、萬治四丑年正  
月病死仕、書物等燒失仕候に付、跡式跡職被仰付  
候之儀、年號月日相知不申候、

一祖父

細井藤十郎

父跡式被下置、跡職被仰付、相勤申候、跡式跡職  
被仰付、年號月日、書物等燒失仕候に付相知不申  
候、御目見罷出候節、扇子献上仕候、元祿元辰年五月  
御木具屋吉兵衛相司に被仰付候、其以後吉兵衛  
御用御免、藤十郎壹人にて相勤申候、御謠初路御盃  
臺献上仕來候、桶町名主役の儀は、病身に罷成、役儀  
多御座候に付、寶永元申年御願申上御免被遊候、  
享保三戌年奉願候通、隱居仕、養子藤十郎に跡式  
被下置、跡職共被仰付候旨、御賄頭小川空左衛  
門申渡、同五子年九月病死仕候、

一父

細井藤十郎

桶大工頭野々山氏

拜領屋鋪下谷長者町貳町目

坪數百貳拾六坪

御切米拾五俵

本國三河  
生國武藏

桶大工頭

野々山孫助  
亥四十一歲

私儀、寬保元酉年十二月父時之通、取來候御切米  
被下置、跡職可相勤旨、隱岐守殿御書付を以被



仰渡候段、御賄頭古郡孫大夫被<sub>レ</sub>申渡候、年始御目見の儀、父時の通可<sub>レ</sub>罷出旨、同年十二月隱岐守殿被<sub>レ</sub>仰渡候旨、古郡孫大夫被<sub>レ</sub>申渡候、御代々御年御忌御法事の節、拜禮に罷出候、

一 玄祖父

野々山 彌兵衛

權現様御代從<sub>三</sub>河<sub>二</sub>御供仕、其節より桶大工頭被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>御切米被<sub>レ</sub>下置、年始御目見罷出扇子献上仕、御用相勤申候、

一 高曾祖父

野々山 彌兵衛

父跡式被<sub>レ</sub>下置、父時の通桶大工頭被<sub>レ</sub>仰付候、年始御目見罷出扇子献上仕候、

一 高祖父

野々山 彌兵衛

百四拾年以前元和二辰年二月、父取來候御切米被<sub>レ</sub>下置、跡職可<sub>レ</sub>相勤旨被<sub>レ</sub>仰付、年始御目見罷出扇子献上仕候、

一 曾祖父

野々山 孫助

九拾四年以前寛文二寅年、父跡式被<sub>レ</sub>下置、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>跡職可<sub>レ</sub>相勤旨被<sub>レ</sub>仰付、年始御目見罷出扇子献上仕候、五拾三年相勤、正徳四年病死仕候、玄祖父より曾祖父迄の書物等先年頼焼仕、委細の儀

相知不<sub>レ</sub>申候、

一 祖父

野々山 孫助

七拾九年以前延寶五巳年八月、父取來御切米被<sub>レ</sub>下置、父時の通跡職相勤可<sub>レ</sub>申旨、御賄頭山高宇右衛門被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見に罷出扇子献上仕候、享保十九寅年病身に付、養子仕度段奉<sub>レ</sub>願候處、願の通被<sub>レ</sub>仰付旨、太田備中守殿被<sub>レ</sub>仰渡候段高井藏人被<sub>レ</sub>申渡候、享保二十卯年三月養子孫助<sub>レ</sub>跡式被<sub>レ</sub>下置、跡職可<sub>レ</sub>相勤旨被<sub>レ</sub>仰付候、同年七月病死仕候、

一 父

野々山 孫助

享保二十卯年三月、養父孫助願<sub>レ</sub>之通跡式被<sub>レ</sub>下置、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>相勤旨、隱岐守殿被<sub>レ</sub>仰渡候旨高井藏人被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見罷出扇子献上仕候、以上、

寶曆五亥年十月

御鑄物師推名氏

拜領屋敷糶町壹丁目、坪數百三拾三坪、

御切米貳拾四俵

御鑄物師

推名

平藏

私儀、寶曆五亥年六月三日父跡式被<sub>レ</sub>下置候旨、佐渡守殿御書付を以被<sub>レ</sub>仰渡旨、江口文左衛門被<sub>レ</sub>申渡、如<sub>二</sub>養父時<sub>一</sub>御鑄物御用相勤申候、

一 高曾祖父

推名 伊豫

權現様御代、百五拾壹年以前、慶長十一年年從<sub>三</sub>三州<sub>二</sub>御當地に御供仕、御切米貳拾四俵被<sub>レ</sub>下置、御鑄物御用被<sub>レ</sub>仰付<sub>二</sub>相勤、年始御目見罷出候、百拾年以前正保三戌年病死仕候、

一 高祖父

推名 兵庫

百拾年以前戌年父病死に付、取來御切米被<sub>レ</sub>下置、鑄物御用相勤、年始御目見罷出候、九拾八年以前萬治元戌年病死仕候、

一 曾祖父

推名 土佐

九拾八年以前父病死に付、取來御切米被<sub>レ</sub>下置、鑄物御用相勤、年始御目見罷出候、貳拾九年以前享保十二未年病死仕候、御切米被<sub>レ</sub>下置、跡職共に被<sub>レ</sub>仰付候、書留等焼失仕候に付、月日相知不<sub>レ</sub>申候、

一 祖父

推名 兵庫

六拾九年以前父土佐養子被<sub>レ</sub>仰付、貳拾九年以前享

保十二未年八月十一日父土佐儀病死に付、取來候御切米被<sub>レ</sub>下置旨、同年十一月四日水野壹岐守殿御書付を以、御賄頭被<sub>レ</sub>仰渡、御用相勤候、年始御目見には部屋住の内より罷出扇子献上仕候處、老衰仕候に付、享保二十卯年三月奉<sub>レ</sub>願隱居仕候、

一 父

推名 伊豫

享保二十卯年三月父兵庫老衰仕候に付、取來候御切米願<sub>レ</sub>の通渡<sub>二</sub>下置、父通鑄物御用被<sub>レ</sub>仰付候旨、隱岐守殿御書付を以御賄頭被<sub>レ</sub>仰渡、年始御目見罷出候、當亥三月十四日病死仕候、

一 曾祖父

推名 伊豫

以上、  
寶曆五亥年十月

御土器大工松井氏

拜領屋鋪下谷長者町、坪數百三拾坪、

御切米拾五俵貳人扶持

本國三河 生國武藏

御土器大工

松井 新左衛門

私儀、延享二丑年八月父新左衛門病身に罷成奉<sub>レ</sub>願、養子被<sub>レ</sub>仰付候旨、隱岐守殿御書付を以御賄頭



野澤伴次郎に被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、同五辰年四月父新左衛門病死仕候付、取來御切米御扶持方被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>御土器大工可<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>旨、同年七月堀田加賀守殿御書付を以、御賄頭野澤伴次郎に被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、同年十二月年始御目見父時の通可<sub>二</sub>罷出<sub>一</sub>旨、宮内少輔殿御書付を以被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>旨、江口文左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、翌巳正月より扇子献上御目見仕候、

一高曾祖父

松井 彌右衛門

權現様御代、百七拾四年以前、天正十年年初て岡崎御城に被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、御土器御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御切米拾五俵貳人扶持被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、御目見被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、江戸御入國の節、從<sub>二</sub>三州<sub>一</sub>御當地に罷下り、於<sub>二</sub>御當地<sub>一</sub>御切米御扶持方被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、御土器御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、年始御目見仕扇子献上御用相勤候、隱居仕候、年久敷儀故年月相知不<sub>レ</sub>申候、

一高祖父

松井 新左衛門

父跡式被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>御用相勤、年始御目見仕候、扇子献上仕、六十三年前元祿六西年七月病死仕候、跡職被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>の儀、年久敷儀故年月相知不<sub>レ</sub>申候、

一曾祖父

松井 新左衛門

元祿六西年七月父新左衛門病死仕跡式被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、年始御目見仕扇子献上仕相勤候處、病身に罷成、元祿七戌年養子仕度段奉<sub>レ</sub>願候處、願の通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、取來御切米御扶持方養子新左衛門に被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候旨、秋元但馬守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候旨、其節の御賄頭鈴木内藏之助申渡候、同十五年病死仕候、

一祖父

松井 新左衛門

元祿七戌年父新左衛門跡式被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、年始御目見仕扇子献上仕御用相勤候處、病身に罷成、三十壹年前、享保十巳年養子仕度段奉<sub>レ</sub>願候處、願の通養子被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候段、御書付を以石川近江守殿御賄頭淺野利左衛門被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、享保二十卯年六月病死仕候、

一父

松井 新左衛門

享保十巳年二月、養父新左衛門病身に罷成、養子仕度段奉<sub>レ</sub>願候處、同年五月願の通養子可<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>旨、石川近江守殿御書付を以、御賄頭淺野理左衛門に被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、享保二十卯年六月養父取來候御切米御扶持方被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>御用相勤候様、養父新左衛門奉<sub>レ</sub>願候處、同年九月六日願の通跡式被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、跡職相勤候様、隱岐守殿御書付を以被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候旨、御

賄頭鳥井藏人申渡候、前の通り年始御目見仕扇子献上仕候、

以上、

寶曆五亥年十月

御菓子屋大久保氏

拜領座鋪元飯田町、坪數三百坪、

本國三河

御菓子屋

大久保

主 水

亥十六歲

私儀、寛延元辰年六月父主水病死仕候付、跡御用幼年に付、成人仕候迄は、伯父庄次郎御用向取計候様板倉佐渡守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候旨、野澤伴次郎青山忠兵衛被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候、御代々御法事之節、御香奠白銀壹枚奉<sub>二</sub>献上<sub>一</sub>、拜禮罷出候、御目見の儀幼年に付不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>願候、

一先祖

大久保 主 水

權現様御奉公仕、三州上和田に一家共一所罷在候、永祿六亥年十月一向宗蜂起の刻、一家不<sub>レ</sub>殘上和田に引籠候、同十一月廿六日賊等岡崎欲<sub>レ</sub>攻、大久保

一家駈合相戰、此節藤五郎鐵炮腰に當、疵平愈以後步行不自由に罷成、知行三百石被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>、三河上和田罷有候、駿河に御下向被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候節被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>、江戸御入國の節御供仕候、於<sub>二</sub>江戸<sub>一</sub>水之手見立候様に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、爲<sub>二</sub>御褒美<sub>一</sub>主水と申名被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候、御菓子御用の儀、藤五郎常々御菓子拵候事好き申候間、於<sub>二</sub>三河<sub>一</sub>節々御菓子の御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候付、御菓子拵上候奉行相勤罷在候、夫より御菓子自分宅にて拵上、年始の御禮御菓子献上仕、獨禮申上御紋附時服拜領仕候、慶長十九亥年正月五日江戸於<sub>二</sub>御城<sub>一</sub>御膳被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>召上<sub>一</sub>候節御献上初り、主水菓子と脱<sub>レ</sub>乘<sub>レ</sub>り申候、此御吉例今以相残り申候、元和三巳年病死仕候、其以後御菓子御用同人後家に日室と申尼に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、知行三百石被<sub>二</sub>召上<sub>一</sub>、町屋敷拜領仕相勤申候、御菓子御用絶不<sub>レ</sub>申候様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、十右衛門養子仕候、日室儀病身に罷成候付、跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様奉<sub>レ</sub>願、寛永二十一申年病死仕候、

一玄祖父

大久保 主 水

百三拾六年以前、元和八戌年母日室跡御用被<sub>二</sub>仰



付、御上洛之節支度金拜領仕、御傳馬御紋の繪對、指道中鍵御免被遊御供仕、長崎表にて御砂糖直買被仰付、慶安三寅年病死仕候、

一高曾祖父

大久保

主水

三四郎事

百六ヶ年以前、慶安三寅年父主水跡御用被仰付、日光御社參の節支度金被下置、御紋の繪對、御傳馬、道中鍵御免被遊御供仕候、父主水御用相勤候節迄、一年始の御禮獨禮仕、時服拜領仕來候處相止、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、貞享元子年病死仕候、

一高祖父

大久保

主水

十五郎事

七拾貳年以前、貞享九子年父主水跡御用被仰付、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、刀一統御停止に付相止申候、其後相願候處、追て相願候様被仰渡候、女にて御菓子拵差上申候處、向後男にて仕立候様被仰候、寶永七戌年病死仕候、

一曾祖父

大久保

長古

主水事

六拾貳年以前、元祿七戌年父主水跡御用被仰付、年始八朔歳暮の御目見仕、年始は扇子献上仕候、御

菓子御用の儀、古來の通一式壹人にて相勤可申旨被仰付、相勤申候、病身に罷成候に付、跡御用悴へ被仰付、被下置候様奉願隱居仕、享保四亥年病死仕候、

一祖父

大久保

長古

主水事

寶永六丑年九月父主水跡御用被仰付、年始八朔歳暮御目見仕、年始には扇子献上仕候、病身に罷成候に付、元文元辰年八月願の通隱居仕候、悴藤五郎儀部屋住にて御目見仕候、

一父

大久保

主水

藤五郎事

元文元辰年八月父主水跡御用被仰付、年始八朔歳暮御目見罷出、年始には扇子献上仕、寛延元辰年六月病死仕候、以上、

寶曆五亥年十月

御糸花師二連木氏

拜領屋敷下谷長者町、坪數百貳拾坪、

本國三河  
生國武藏

御糸花師

二連木九左衛門

亥五十九歳

私儀、元文元辰年九月父九左衛門病死仕候に付、跡御用被仰付候旨、御賄頭高井藏人申渡、同年十二月如父時御目見可罷出旨、佐渡守殿被仰渡候段高井藏人申渡、翌巳年正月年始御目見罷出扇子献上仕候、御代々様御年忌御法事之節拜禮仕、御用當亥年迄貳拾年相勤申候、

一高曾祖父

松平八九郎事

二連木九左衛門

權現様の松平美作守五代目松平惣四郎儀、京錢貳百貫被下置御奉公仕、天正十年三月於甲州討死仕、跡式無御座、其後惣四郎弟松平八九郎三州に罷有候處、兄之由緒を以被召出、御切米貳百俵被下置候旨、本多佐渡守殿被仰渡、御用相勤罷有、正保二酉年病死仕候、

一高祖父

二連木九左衛門

百拾一年以前、正保二酉年父九左衛門跡御用被仰付、相勤申候處、御切米貳百俵被召上、上野に引込申候、委儀年久敷儀故相知不申候、翌年御謠初之節献上御盃臺御吉例に付、同年十二月土井大炊頭

殿、松平左衛門殿より御呼出之、御臺所頭天野圖書上野に被相越同道仕、御本丸御膳所罷出、御吉例之御用被仰付、其後段々引續御用被仰付、年始御目見罷出候節扇子献上仕、拾八年御用相勤、寛文二寅年病死仕候、

一曾祖父

二連木九左衛門

九拾四年以前、寛文二寅年二月父九左衛門跡御用被仰付、年始御目見罷出候節扇子献上仕、拾八年御用相勤、延寶七未年病死仕候、

一祖父

二連木九左衛門

七拾七年以前、延寶七未年十二月父九左衛門跡御用被仰付、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、元祿十丑年十一月町屋鋪被下置候旨、秋元但馬守殿被仰渡候由、御賄頭小川空左衛門申渡、貳拾七年御用相勤、寶永二酉年病死仕候、

一父

二連木九左衛門

寶永二酉年閏四月、父九左衛門跡御用被仰付候旨、御賄頭小川空左衛門被申渡候、年始御目見罷出候節扇子献上仕、三拾貳年御用相勤、元文元辰の年病死仕候、



以上、  
寶曆五亥年十月

御酒屋小坂氏

拜領屋敷米澤町壹丁目、坪數百貳拾坪、

本國共大和

御酒屋 小坂 治左衛門

亥二十六歲

私儀、寛延元辰年十月父時之通跡御酒御用、野澤伴次郎青山忠兵衛被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候、年始御目見之儀父時之通可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>旨、同年十二月十五日宮内少輔殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候旨、江口文左衛門被<sub>レ</sub>申渡、當亥年迄八年奉<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>候、

一高曾祖父

小坂 治左衛門

權現様御代、百四拾貳年以前、慶長十九寅年十一月十五日和州奈良<sub>レ</sub>御出馬の節、村越茂助殿を以<sub>レ</sub>一類の者、櫻井入道法橋宗清方<sub>レ</sub>御酒御用被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>早速奉<sub>レ</sub>獻上<sub>レ</sub>候處、乍<sub>レ</sub>恐甚奉<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>御意<sub>レ</sub>候段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候、翌十六日奈良より住吉<sub>レ</sub>御着陣、奈良にて奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候通、御酒住吉御陣館より村越茂助殿を

以、被<sub>レ</sub>仰越<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候、同二十卯年五月三日大坂表發向の砌、奈良酒三斗入壹樽松下淨慶殿より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>差上、同五月七日天王寺勝山御陣館より御合戰御利運御祝に付、御軍勢<sub>レ</sub>御酒可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下由にて、村越茂助殿を以<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>御酒三斗入五樽差上、御軍勢配分の御酒百五拾樽、宗清并一類共奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>御軍用相勤候依<sub>レ</sub>之駿河よりも被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候に付、江戸表<sub>レ</sub>出店仕候て奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候處、台徳院様御代寛永五辰年五月稻葉丹後守殿御酒御用の義被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>候て、延寶五年六月病死仕候、

一高祖父

小坂 治左衛門

延寶六年、月日相知不<sub>レ</sub>申、御酒御用父時之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>拾九年相勤、元祿九子年十一月病死仕候、

一會祖父

小坂 治左衛門

元祿九子年、月日相知不<sub>レ</sub>申、御酒御用父時之通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、同十丑年十月評定所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召出<sub>レ</sub>誓詞被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、江戸井上方五ヶ所共造酒屋改御運上取立可<sub>レ</sub>申旨、萩原近江守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>、十ヶ年余無<sub>レ</sub>恙奉<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>御運上相止申候、拜領屋敷元祿十二卯年十二月米澤町にて可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>旨、秋元但馬守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>

候旨、小川左衛門被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候、御目見元祿十五年より井上大和守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候旨、小川左衛門被<sub>レ</sub>申渡、正月二日扇子差上御目見罷出候、二十四年相勤、享保四亥年五月病死仕候、

一祖父

小坂 治左衛門

享保四亥年十二月御酒御用の儀、父時の通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>旨、境野六左衛門被<sub>レ</sub>申渡、十七年奉<sub>レ</sub>相勤、享保二十卯年十二月病死仕候、

一父

小坂 治左衛門

元文元辰年二月御酒御用の儀、父時の通被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>旨、上野二太夫被<sub>レ</sub>申渡、十三年奉<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>候、寛延元辰年八月病死仕候、

以上、

寶曆五亥年十月

御酒屋正法院

拜領屋鋪横山町貳丁目

坪數百貳拾坪

本國大和

御酒屋

正法院八左衛門

亥四十九歲

私儀、元文五申年十月父時の通御酒御用、石川宮内野澤伴次郎被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見の儀父時の通可<sub>レ</sub>罷出<sub>レ</sub>旨、同年十二月佐渡守殿被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候旨、飯室三郎兵衛被<sub>レ</sub>申渡<sub>レ</sub>候、當亥年迄拾六年奉<sub>レ</sub>相勤<sub>レ</sub>候、

一高祖父

正法院八左衛門

權現様御代、百四拾貳年以前、慶長十九寅年十一月十五日和州奈良<sub>レ</sub>御出馬の節、村越茂助殿を以<sub>レ</sub>一類共横井入道法橋宗清方<sub>レ</sub>御酒御用被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、早速奉<sub>レ</sub>獻上<sub>レ</sub>候處、乍<sub>レ</sub>恐甚奉<sub>レ</sub>叶<sub>レ</sub>御意<sub>レ</sub>候段被<sub>レ</sub>仰渡<sub>レ</sub>候、翌十六日奈良より御立被<sub>レ</sub>遊、住吉上御着陣、奈良にて奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候通の御酒、村越茂助殿を以<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候、同二十卯年五月大坂表御發向の砌、五月三日奈良酒三斗入壹樽松下淨慶殿より被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、宗清方より奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>候、同五月七日天王寺勝山御陣館より、御合戰御利運御祝に付、御軍勢<sub>レ</sub>御酒可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下置<sub>レ</sub>旨、村越茂助殿を以<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、御酒三斗入五樽、御軍勢配分の御酒百五十樽被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>、宗清並一類共寄合奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>御軍御用相勤、依<sub>レ</sub>之駿河よりも御酒被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>差上<sub>レ</sub>、御當地よりも被<sub>レ</sub>仰



付、御當地に引越申候處、台徳院様御代寛永七年三月、堀田加賀守殿御酒御用被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>、寛文三年九月病死仕候、

一曾祖父

正法院

了<sub>八左衛門事</sub>湛

寛文三卯年父時の通、御酒御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、拾七年相勤、延寶七未年八月病死仕候、

一祖父

正法院八左衛門

延寶七未年父時の通御酒御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>、元祿十丑年十月評定所に被<sub>二</sub>召出<sub>一</sub>誓詞被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、江戸井上方五ヶ所共、造酒屋改御運上取立可<sub>レ</sub>申旨、萩原近江守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>、十ヶ年餘無<sub>レ</sub>恙相勤御運上相止、右御用上<sub>レ</sub>申候、拜領屋鋪元祿十二卯年二月横山町貳丁目にて被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候旨、秋元但馬守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候之段、小川空左衛門、牛田甚左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候、御目見元祿十五年より井上大和守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候旨、小川空左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、正月二日扇子差上御目見罷出候、寶永元申年迄貳拾六年御用相勤、同年二月病死仕候、

一父

正法院

宗<sub>八左衛門事</sub>湛

寶永元申年四月御酒御用之儀、父時之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>

候旨、小川空左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候、三十七年御用相勤、元文五申年十月年寄候に付、御用向悴に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候様奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>、願之通被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候段、石川宮内、野澤伴次郎被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>候、  
以上、  
寶曆五亥年十月

寶曆五亥年十月

御酒屋伊勢屋

拜領屋鋪中橋上横町壹丁目

坪數六十坪

本國伊勢生國武藏

伊勢屋

彌

兵<sub>亥六十五歳</sub>衛

私儀、元文五申年十月、父時之通御酒御用、石川宮内、野澤伴次郎被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、年始御目見之儀、父時之通可<sub>レ</sub>罷出<sub>一</sub>旨、同年十二月佐渡守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候之段、飯室三郎兵衛被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、當亥年迄十六年御用相務申候、

一高祖父

作

兵<sub>衛</sub>

權現様御代、百九拾貳年以前、永祿七子年三州崎崎

にて酒商賣仕罷有、高力與左衛門殿、天野三郎兵衛殿御取頭を以御酒差上候、元龜元年正月濱松御城に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御移<sub>一</sub>、御在城拾七年之内御酒差上、天正十三酉年迄二十二年之内御酒差上、同四月病死仕候、

一曾祖父

作

兵<sub>衛</sub>

天正十三酉年四月父時之通御酒差上、同十四戌年駿府御城被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御移<sub>一</sub>候節、御酒屋にも被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、同十八年八月江戸御城に御移被<sub>レ</sub>遊候節、前々之御吉例を以御供仕、御酒御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>奉<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候、寛永十四丑年迄五十三年御酒御用相勤、同九月病死仕候、

一祖父

宗

味<sub>作兵衛事</sub>

寛永十四丑年九月父時之通御酒御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、四十六年相務、天和二戌年三月病死仕候、

一父

彌

兵<sub>衛</sub>

天和二戌年父跡御用幼少に付、父弟作之助並從弟傳三郎兩人にて御酒御用相務候所、段々困窮仕、御用の儀御免奉<sub>二</sub>願上<sub>一</sub>、元祿四未年願の通御免被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、然共櫻田御殿御酒御用相務來、寶永元申年西九

御酒屋松山氏

拜領屋鋪米澤町壹丁目

坪數百貳拾坪

本國山城生國武藏

御酒屋

理

兵<sub>亥三十九歳</sub>衛

私儀、享保六寅年九月父跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>御酒御用相勤候、其節幼年に付年始御目見の儀は、



享保十七子年十二月奉願上候處、父時の通御目見可罷出旨、太田備中守殿被仰渡候旨、御賄頭一色源太郎被申渡、翌丑正月二日より御目見罷出、扇子献上仕候、

一 高曾祖父

松山 吉右衛門

權現様伊賀越被爲遊候節、御忠功申上御奉公奉勤候、御機嫌の折節冥加に相叶、菊屋へ被爲掛御腰、則御酒被爲召上候節、拜領物等被仰付頂戴仕候、乍然下賤の者宅に所持仕候儀奉恐入候に付、山城國木津御靈天神に奉納仕置、御代々様爲御祈禱、右兩宮の燈籠差上、爲油料、先祖より所持仕田地附置、毎日燈明日所作の護摩、慶長年中より今以無懈怠執行仕候、右御由緒を以御供仕、其後山城國木津郷侍にて罷有、慶長十五戌年御當地に罷下り、御酒御用の儀被仰付、元和七酉年病死仕候、

一 高祖父

松山 理兵衛

元和七酉年八月父病死に付、跡御用被仰付、台徳院様御代御酒御用相勤、天樹院様にも御酒差上、大猷院様御代隅田川御成の節度々御供仕、御酒御燗

の儀被仰付、御城にも毎日相詰御酒御燗仕候、御桑酒法組書付被仰付、伊奈半十郎殿より桑の根請取造り上申候、寛文十三丑年六月病死仕候、

一 曾祖父

松山 理兵衛

寛文十三丑年八月父跡御用被仰付相勤、如父時二年始御目見仕扇子献上仕候、延寶九酉年六月病死仕候、

一 祖父

松山 理兵衛

延寶九酉年八月父跡御用被仰付相勤、年始御目見如父時罷出、扇子献上仕候、元祿十丑年十月御評定所に被召出、誓詞被仰付、御當地並に上方五ヶ所共、造酒役被仰付候旨、萩原近江守殿被仰渡、拾ヶ年餘無恙相勤連上相止、右御用上り申候、元祿十二卯年十二月拜領屋敷、米澤町壹丁目にて被下置候、秋元但馬守殿被仰渡候旨、小川左衛門被申渡候、二十六年奉相勤、寶永三戌年十月病死仕候、

一 父

松山 理兵衛

寶永三戌年十一月父跡御用被仰付相勤申候、年始御目見の儀は、元祿十四巳年十二月父理兵衛相

勤候内奉願候處、願之通被仰付、翌午年正月父前々罷出扇子献上仕候、拾七年相勤、享保七寅年七月病死仕候、  
以上、

寶曆五亥年十月

三木 松盛

御用相勤、高曾祖父より曾祖父松盛迄打續御用奉相勤候處、元祿年中類焼の節、書物等焼失仕候に付、年月委細の儀相知不申候、元祿五申年六月病死仕候、

一 祖父

三木 松盛

元祿五申年六月父跡御生花御用、父時之通相勤可申旨被仰付候由、御賄頭小川左衛門被申渡、正徳元卯年三月神田松枝町にて屋敷被下置候旨、久世大和守殿被仰渡候之旨、小川左衛門、伊藤新兵衛被申渡、貳拾四年御用相勤、正徳五未年九月病死仕候、

一 父

三木 松盛

正徳五未年父跡御生花御用、父時之通相勤可申旨被仰渡之由、御賄頭小川左衛門被申渡、貳拾四年御用相勤、元文六酉年二月病死仕候、  
以上、

寶曆五亥年十月

一 曾祖父

三木 松盛

台徳院様御代御立花御用高曾祖父松盛に被仰付、

御花指三木氏

拜領屋敷松枝町、坪數百三坪餘、

本國共武藏

御花指 三木 松盛

生國共武藏

亥四十八歳

私儀、元文三午年五月父跡御用父時之通、御生花御用被仰付候旨、御賄頭小林惣兵衛被申渡、同年十二月年始御目見之儀、如父時可罷出旨、水野壹岐守殿被仰渡候旨、御賄頭石川宮内被申渡、翌未年正月年始御目見罷出扇子献上仕候、御代々様御年忌御法事之節拜禮罷出候、當亥年迄拾八年御用相勤申候、



御醉屋鳥居氏

拜領屋敷湯島三丁目  
坪數百七拾三坪五合

生國  
本國共武藏

御醉屋 鳥居 治右衛門

亥三十三歲

私儀、寛延四未年五月如父時、御醉御用可相勤旨、青山忠兵衛、江口文左衛門被申渡候、年始御目見之儀、父時之通可罷出旨、同年十二月宮内少輔殿被仰渡候旨、江口文左衛門被申渡、翌正月年始扇子奉獻上候、御目見仕候、當亥年迄御用五年相勤申候、

一高祖父

鳥居 治左衛門

大猷院様御代百六年前、慶安三寅年月日不相知、御醉御用被仰付、貳拾壹年御用相勤、寛文十戌年病死仕候、

一會祖父

鳥居 治左衛門

寛文十戌年、月日不相知、如父時、御醉御用被仰付、寶永七寅年八月久世大和守殿被仰渡、湯島三町目にて屋敷拜領仕候、右之段伊藤新兵衛、山田小兵衛被申渡、四拾九年御用相勤、享保三戌年病死仕候、

仕候、

一祖父

鳥居 治左衛門

享保三戌年、月日不相知、父時之通御醉御用被仰付之段、小川空左衛門被申渡、貳拾壹年御用相勤、元文三午年病死仕候、

一父

鳥居 治左衛門

元文三午年、月日不相知、如父時、御醉御用被仰付之段、石川宮内被申渡、拾四年御用相勤候處、病氣に付悴跡御用被仰付、被下置候様奉願、寛延四未年五月願之通被仰付候、  
以上、

寶曆五亥年十月

御麴屋

拜領屋敷糺町壹丁目御堀端

坪數三百五坪程

本國  
生國

御麴屋 兵 右 衛 門

亥三十七歲

私儀、七年前寛延二巳年九月如父時之御麴御用、青山忠兵衛、江口文左衛門被申渡候、年始御目

見の儀、父時の通可罷出旨、同年十二月宮内少輔殿被仰渡候旨、江口文左衛門被申渡候、翌午年年始御目見に罷出扇子 上仕候、當亥年迄七年御用相勤申候、

一高祖父

三 四 郎

台徳院様御代、百貳拾五年前、寛永八未年より御麴御用被仰付、三拾三年相勤、寛文四辰年病死仕候、

一會祖父

三 右 衛 門

九拾貳年前、寛文四辰年、父時の通御麴御用被仰付、貳拾九年相勤、元禄五申年病死仕候、

一祖父

三 右 衛 門

六拾四年以前、元禄五申年會祖父時の通、御麴御用被仰付相勤、同十丑年十一月於麴町壹丁目御屋敷拜領被仰付候旨、秋元但馬守殿被仰渡候段、小川空左衛門被申渡、拜領仕、九年相勤、元禄十三辰年病死仕候、

一父

三 右 衛 門

五拾六年以前、元禄十三辰年祖父時の通御麴御用被仰付相勤、正徳三巳年の年始より御目見可罷

出旨、正徳二辰年十二月 水野監物殿被仰渡候旨、小川空左衛門被申渡、翌巳年正月初御目見罷出扇子献上仕、四拾九年相勤、年罷寄候に付、悴兵右衛門跡御用被仰付、被下置候様奉願候處、願の通青山忠兵衛江口文左衛門被申渡候、  
以上、

寶曆五亥年十月

御溜屋

拜領屋敷下谷長者町

坪數百貳拾坪

本國攝州  
生國武藏

御溜屋 又 左 衛 門

亥三十二歲

私儀、延享四卯年二月父又左衛門跡御用、父時の通可相勤旨、御賄頭野澤伴次郎被申渡候、當亥年迄九年御用相勤申候、年始御目見の儀は、病身に付未奉願候、

一高會祖父

又 左 衛 門

權現様御代百五拾七年前、慶長四亥年三州岡崎、



伏見向島御殿御用御溜り御醬油御用差上、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、寛文四辰年病死仕候、

一高祖父

又左衛門

九拾貳年以前、寛文四辰年大坂に住宅仕候處、土屋但馬守殿被<sub>レ</sub>仰渡、御當地に罷下り御用相勤、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、都合貳拾年御用相勤、天和三亥年病死仕候、

一會祖父

又左衛門

七拾三年以前、天和三亥年、父又左衛門跡御用父時の通相勤、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、元禄十丑年十一月屋鋪被<sub>レ</sub>下置候旨、秋元但馬守殿被<sub>レ</sub>仰渡候由、御賄頭小川空左衛門被<sub>レ</sub>申渡、五拾年御用相勤、享保十八丑年病死仕候、

一祖父

又左衛門

享保十八丑年八月、父又左衛門跡御用父時の通可<sub>レ</sub>相勤旨、御賄頭上野三太夫被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見の儀如<sub>レ</sub>父時可<sub>レ</sub>罷出旨、同年十二月水野壹岐守殿被<sub>レ</sub>仰渡候由、御賄頭高井藏人被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、五年御用相勤、元文二巳年病死仕候、

一父

又左衛門

元文二巳年六月、父又左衛門跡御用父時の通可<sub>レ</sub>相勤旨、御賄頭石川宮内被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見の儀如<sub>レ</sub>父時可<sub>レ</sub>罷出旨、同年十二月本多伊豫守殿被<sub>レ</sub>仰渡候由、石川宮内被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見罷出候節扇子献上仕候、拾壹年御用相勤、延享四卯年病死仕候、

以上、

寶曆五亥年十月

御定器師赤澤氏

拜領屋敷奉<sub>レ</sub>願候處、寶曆二申年八月可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下旨、場所見立相願候様に信濃守殿被<sub>レ</sub>仰渡候段、江口文左衛門被<sub>レ</sub>申渡候、

本國山城 生國武藏

御定器師

赤澤八之助

亥三十歳

私儀、寛延二巳年八月、父八之助跡御用父時の通御用可<sub>レ</sub>相勤旨、江口文左衛門被<sub>レ</sub>申渡、年始御目見

の儀如<sub>レ</sub>父時可<sub>レ</sub>罷出旨、同年十二月宮内少輔殿被<sub>レ</sub>仰渡候旨、青山忠兵衛被<sub>レ</sub>申渡、翌年正月年始御目見罷出候節扇子献上仕候、當亥年迄七年御用相勤申候、

一玄祖父

赤澤八之助

權現様御代百六拾八年以前、天正拾六子年三州被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座候節、玄祖父八之助正月初て御祝御定器奉<sub>レ</sub>差上、夫より相續、濱松、駿府被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>御座候節御用相勤、慶長四亥年伏見向島御殿被<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>御移<sub>レ</sub>節、御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候旨、岩間兵庫殿被<sub>レ</sub>仰渡、年始御目見罷出扇子献上仕、寛文四辰年御當地へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下旨、土屋但馬守殿被<sub>レ</sub>仰渡、御用相勤、年始の御目見罷出扇子献上仕候、玄祖父より會祖父迄御用相勤候儀、正徳年中類焼仕候付、書物等焼失仕、委<sub>レ</sub>儀は相知不<sub>レ</sub>申候、

一祖父

赤澤八之助

寶永五子年、父八之助跡御用、父時之通御用可<sub>レ</sub>相勤旨、御賄頭小川空左衛門被<sub>レ</sub>申渡、三拾貳年相勤元文四未年病死仕候、

一父

赤澤八之助

御錫師久左衛門

拜領屋敷湯島三町目百七拾坪

本國山城 生國武藏

御錫師

久左衛門

亥四十歳

私儀、寶曆二申年十月父久左衛門跡御用父時の通相勤候様、御賄頭青山忠兵衛被<sub>レ</sub>申渡、當亥年迄御用四年相勤申候、父病身に付御用相勤候内、年始御目見不<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>願候に付、打絶御目見不<sub>レ</sub>仕候、

一玄會祖父

久左衛門

權現様御代百五拾九年以前、慶長二酉年於<sub>レ</sub>三州、御辨當錫御用被<sub>レ</sub>仰付、其節京都住居仕罷有候間、右御用被<sub>レ</sub>仰付候に付、從<sub>レ</sub>京都參州に引移、御當地まで御供仕罷下り、元和八戌年病死仕候、



一高曾祖父

久左衛門 元和八戌年父久左衛門跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、父時之通御用相勤、明曆二申年病死仕候、

一會祖父

久左衛門

明曆二申年父久左衛門跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、父時之通御用相勤、延寶六午年病死仕候、

一祖父

久左衛門

延寶六午年、父久左衛門跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、父時之通御用相勤、元祿十七申年始より御目見可<sub>レ</sub>仕旨、久世大和守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候段、小川左衛門申渡候、御目見罷出扇子献上仕候、拜領屋敷の儀は、寶永八卯年三月於<sub>二</sub>湯島三町目<sub>一</sub>被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候旨、久世大和守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候段、小川左衛門申渡拜領仕候、寶永五子年病死仕候、

一父

久左衛門

寶永五子年、父久左衛門跡御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、御用相勤、寶曆二申年十一月病死仕候、

以上、

寶曆五亥年十月

御瀬戸物御用久下田屋

拜領屋敷東叡山仁王門前

坪數百三拾貳坪余

本國下野 生國武藏

久下田屋

喜右衛門

私儀、延享三寅年二月、兄時之通御瀬戸物御用、野澤伴次郎、青山忠兵衛被<sub>二</sub>申仰<sub>一</sub>、當亥年迄拾年御用相勤申候、

一祖父

吉右衛門

常憲院様御代、元祿年中御瀬戸物御用初て被<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、先年類焼し御書物等焼失仕候付、被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候年月相知不<sub>レ</sub>申候、拜領屋敷之儀、寶永八卯年四月東叡山仁王門前にて被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候旨、大久保長門守殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候段、小川左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>拜領仕候、享保九辰年十一月病死仕候、

一父

吉右衛門

享保九辰年十二月父時之通、御瀬戸物御用淺野理左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、拾七年相勤、元文五申年三月病死仕候、

一兄

利右衛門

元文五申年五月、父時之通御瀬戸物御用、石川宮内、野澤伴次郎被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、延享三寅年迄七年相勤、病身に罷成御用難<sub>二</sub>相勤<sub>一</sub>御座候に付奉<sub>レ</sub>願、弟喜右衛門に同年二月御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候、

寶曆五亥年十月

御菓子御用虎屋

本國共武藏 生國

虎屋織

江

私儀、寛延四未年正月、父織江儀病死仕候に付、跡御菓子御用父時之通、青山忠兵衛江口文左衛門被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>相勤、年始御目見之儀同年十二月奉<sub>レ</sub>願候處、父時之通可<sub>レ</sub>罷出<sub>一</sub>旨、宮内少輔殿被<sub>二</sub>仰渡<sub>一</sub>候旨、青山忠兵衛被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>、翌寶曆三酉年正月二日より年始御目見罷出扇子献上仕候、當亥年迄五年相勤申候、

一高祖父

茂左衛門

權現様御國之節、元飯田町々屋に被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候節、地面被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>住居仕候、萬治三亥年五月病死仕候、

一會祖父

三左衛門

萬治三亥年父茂左衛門病死仕候以後、名主役相勤候に付年始御目見、先祖より代々御菓子商賣仕候に付、桂昌院様御菓子御用相勤、天和二戌年八月病死仕候、

一祖父

織江

常憲院様御代、七拾五年以前、天和二戌年八月父跡名主役仕候内、御膳御次共御菓子御用被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>相勤候、依<sub>レ</sub>之名主役は其節差上候、元祿元辰年迄兩度所替被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、爲<sub>二</sub>引料地<sub>一</sub>於<sub>二</sub>同所<sub>一</sub>に添地百貳拾坪被<sub>二</sub>下置<sub>一</sub>候、元文二巳年八月病死仕候、

一父

織江

元文二巳年八月父病死仕、如<sub>二</sub>父時<sub>一</sub>御菓子御用高井藏人、小林惣兵衛被<sub>二</sub>申渡<sub>一</sub>相勤候處、寛延四未年正月病死仕候、

寶曆五亥年十月

御賄方御用達

町人四人

由緒書

御目見仕 御切米取 町屋敷拜領



御目見仕  
町屋敷拜領  
町屋鋪拜領

町人拾三人 由緒書  
町人貳人 由緒書

地頭名義考目錄

卷之上

名義の事

莊司代官等を地頭と稱する事

地頭は追捕使なる事

地頭職勅許の事

地頭非法増長の事

同批判多かりし事

地頭代の事

在國地頭任官の事

卷之下

本補新補の地頭の事

地頭得分員數の事

建武以來形勢の事

應仁以來形勢の事

御當代御制度の事

地頭錢の事

守護職の事

守護不入の事

家傳史料終

地頭名義考卷上

藤原春村草

名義の事

守護地頭の地頭職は、鎌倉の始めに起れりとのみは、誰しの人かは意得ざるべき、されど古記ともに據て考ふるに、夫より前にもや、古くより見ゆめり、又頭の字を貫首の義とやうに意得んには、其義理甚く違ふべき物を、抑此地頭の名義は、社頭路頭などいふ頭字の如く、ほごりといへる文字の意にして、地頭は土地といふ義にこそ有けれ、(仁安元年十月十五日人車記、大嘗會御禊河原點地條に云、上卿遲參之間、以判官史一令申事具由、此間、陰陽頭賀茂茂在朝臣、助安倍泰親朝臣臨地頭一打二丈尺云々、或家所藏永曆元年文書云、自守殿依被仰下候、在廳令實檢地頭之後、于今無音云々、嘉祿元年十二月廿五日明月記云、雪埋地頭云々など見へしは、何れも其土地をさして、地頭といへる明文なりかし、其土地といふ徴は何そといふに、唐代宗の大曆年中、限りある租税のほか、地頭錢といふを加徴せしより起り、其地頭

錢といふ名目の意は、地子といふに最近くかよひて、其實用の所課をいへば、軍糧の設けなりしなりけり、段別に、錢十五など見へたり、されば此方にて地頭といへるも、夫を原にて名つけそめたりしか、おのつから貫首の義にも協へは、終には職名とさへなれりしなるべし、地頭錢の事は、下文に詳にいふをみるべし、

莊園代官の徒を地頭に稱へる事

扱諸國の莊司代官の輩をさして、私に地頭と稱ひそめたりしは、いつはかりなる時代にかあるらむ、今さたかには知り難しといへども、慥なる書に就て其證を致ふるに、

河内國小松寺縁起、保延五年奉加帳、寄附名簿云、交野郡領家代蓮覺房、高宮郷地頭代宗時、田原郷地頭代僧道印、寺村郷地頭代蓮信、同郷下司代信教、田原郷公文代教智、鷹山郷下司代西信、甲賀郷目代定真云々、

と見へたるはかりの、古き物はいまたおほへず、こは鎌倉より申し請はれて、職とせし文治の度よりも、四十六年以前に係れり、但當時既に地頭代とさへみゆれば、打任せて地頭といへるは、今四五十年乃至百年



も以前より、常に耳馴たる名目なりしなるへし、猶此  
彼見及へる物を擧へし、

平忠常記長元年二月條に云、過ぬる治安の比、さきの左兵衛  
督從四位賴光相果給ひし後、武家の政道西より東  
に至迄おたやかならず、故に將軍河内守賴信に仰  
て、國々の地頭都におかる云々、中略去年冬の比よ  
り東國西國さはかしくして、諸士都に馬を入れ、あ  
はれ何事もあらんと窺ける條、是た、事にあらす、  
爰において將軍、中國の地頭三十餘人皆山城にお  
かる、云々、

又四月十六日條云、三州なか澤と云所に城をきつく、爰に安  
正居城すへしと、尾州三州の商賣人能人按に、農を  
人なり、農を  
集て普請をせさせ、是らに一人に付き所の地頭に  
云て、米石一升五合錢七文を以て城普請す云々、  
かく見へたるは、文治の度より百五十七年以前に係  
れは、上件にいへる時代にも協へり、  
源平盛衰記卷四十六義經行家出  
都條云、昔將門か合戰の時御  
方したりし俵藤太秀郷か末葉に、陸奥出羽兩國の  
地頭にて、權大夫常清、其一男に權太郎御館清衡、  
其男に御館元衡、其男に御館秀衡、其男に安衡是

也、

かく見へたる常清は、諸書に經清とありて、天喜康平  
頃の人なり、

尊卑分脈云、秀郷、千時、千清、正賴、賴遠、經清、  
巨理權大夫、十二年合戰之時、貞任、清衡、後三年合戰濫賜此仁也、  
同意、後降三賴義朝臣、被刎首畢、清衡、異父同母之舍弟與三清原  
家衡、相論此事也、權大  
夫陸奥押領使、與御館、  
陸奥話記云、庚平五年九月十七日未時、將軍令三士  
卒二日、各入三村落、壞三運屋舍、填三之城隍、亦每レ人  
茹三萱草、積三之河岸、中略是時、賊中敢死者數百人、  
被レ甲振レ刃突レ圍而出、必レ死莫三生心、官軍多三傷死  
者、武則告三軍士、曰、開レ圍可レ出三賊衆、軍士開レ圍、  
賊徒忽有三赴レ外心、不レ戰而走、官軍橫擊悉殺之、  
於レ是生三虜經清、將軍召見責曰、汝先祖相傳爲三子  
家僕、而年來忽三緒朝威、蔑三如舊主、大逆無道也、今  
日得レ用三白符、否、經清伏首不レ克言、將軍深惡之、  
故以三鈍刀、漸斬三其首、欲三經清痛苦久一也、  
なと見へたるか如し、康平五年は文治元年に先たつ  
事百廿三年に及へり、  
古事談卷四廿段、云、宗形宮内卿入道師綱陸奥守に  
て下向之時、基衡押三領一國、如レ無三國司威、仍奏三

聞事由、申三下宣旨、擬レ檢三注國中公田之處、忍郡  
者基衡藏、先々不レ入三國使、而今度任三宣旨、擬三檢  
注之間、基衡件郡地頭大莊司季春合心禦之、國  
司猶帶三宣旨、推入之間、已放レ矢及三合戰了、下略  
按ふに、此國司入部は、保延五年なるへく推考ふるよ  
しあれば、さては彼小松寺縁起見上件と同年に係れり、  
文治元年より廿  
六年以前なり、其徵は何ぞといふに、康治二年四月一日  
の除目に、陸奥守師綱朝臣、大膳大夫に任するよし物  
にみゆればなり、康治二年より五箇年以前は保延五  
年なり、此年國司に任せられしなるへし、猶師綱朝臣  
の小傳を注して、詳に其時代を示すへし、  
尊卑分脈云、小一條左大臣藤師尹公二男、左大將濟  
時卿四代後胤、正四位下甲斐守師朝臣孫、從五位  
下刑部少輔尹時嫡男、正四位下宮内卿師綱、鎮守府將  
守、大膳大夫、母大  
納言源師忠卿女、九月六日卒、六十歳、六以下三字、以三  
又云、御子左大納言藤長家卿流、權中納言俊忠卿、  
保安四年七月九日薨、年五十三、三女、宮内卿  
袖中鈔卷七かつみふ、師綱室、云、宮内卿師綱朝臣は、陸奥國司  
にて下向せる人なり、  
十訓鈔卷十五十三段、云、小一條左大將濟時卿の六代に

あたりて、宗綱の子按に、古版本にはの子の二字なし、今本  
は非澤長秀、さかしらに加へたりしな  
るへし、また宗綱は、宗像  
の誤字なるへき事決なし、宮内卿師綱と云人ありけり、  
白川院に仕へける、中略陸奥守になされにければ、  
彼國に下りて檢注を行ひけるに、信夫の郡司にて  
大莊司季春と云者、是を妨け、り云々、  
外記日記云、康治元年十一月廿六日小除目、正五位  
下藤原師綱、左大臣石清水  
選宮行幸賞讓、  
又云、康治二年四月一日除目、大膳大夫藤原師綱  
元陸奥守、相傳、陸奥守藤原基盛、伊豫守、大膳大夫相傳、私讓  
任之、○久安五年十月二日參議惟方卿記に、從四位、大膳大夫師綱  
朝臣と  
みゆ、  
永曆元年十一月一日山槐記云、秉燭供膳、中略、但  
朝饌許也、夕宮内卿師綱朝臣可レ供之、猶在々見  
又云、應保元年九月十一日、主上御惱、非三強大事  
御云々、已令レ熟御云々、宮内卿師綱朝臣供三御膳、  
按に、此後ほみへす、もし病なきに  
依て、籠居せられしにもやあらむ、  
仁安三年七月三日人車記云、宮内大輔親綱、父師綱、師綱  
卿申任、  
かく見へたるに據て猶按ふに、此朝臣の陸奥守とし  
て入部ありしは、廿七歳の時に係るめるを、まうにい  
みしくもふるまはれたりけり、た、し此朝臣の鎮守  
府將軍に補せられしよしは、更に其明文なし、疑ふら



くは尊卑分脈の失考なるへし、又宗形を稱號とせられたりしは、小一條院には古くより、宗像明神鎮りますよし古記ともにみゆれば、其御社近く亭宅を構へられて、おのつからしか名に負れけるにても有へし、又飛驒國司姉小路家は、此ぬしの後裔なり、さて上件に載るところ、何れも地頭の名は古しといへども、平忠常記以下の三書は、並後世よりかけるなれば、忠常記は至徳年中、盛衰記は鎌倉の、うけはりては證ともしか未、古事談は建長頭のものさ覺し、

吾妻鏡卷二云、治承五年閏二月七日、武衛御誕生之初、彼レ召子御乳付之青女、今日者尼、號三摩々住國相模早河庄、依レ召干御憐愍、故彼屋敷田畠、不可有相違之由、被レ仰合惣領地頭云々、又云、養和二年三月五日、山田太郎重澄、日來朝夕祇候、殊竭懇懃之忠、仍今日賜一村地頭職、又云、壽永元年六月五日、熊谷次郎直實者、匪レ勵朝夕恪勤之忠、去治承四年追討佐竹冠者之時、殊施三勳功、依レ令感其武勇、給武藏國舊領等、停

止直光之押領、可領掌之由被仰下、而直實此間在國、今日令參上賜件下文云々、下武藏國大里郡熊谷次郎平直實所定補所領事右件所、且先祖相傳也、而久下權守直光押領事停止、以直實爲地頭之職、成畢、其故何者、佐汰毛四郎、常陸國奧郡花園山楯籠、自鎌倉令責御時、其日御合戰、直實勝萬人、前一懸一陣、懸壞、一人當千顯高名、其勳賞、件熊合郷之地頭職成畢、子々孫々、永代不可有他妨、故下、百姓等宜承知、敢不可違失、

治承六年五月卅日  
(按ふに、當時鎌倉は、いまた御敵なりしからに、養和壽永等の改元をも、關東には施行せられさりしなり、されは鎌倉にては、猶治承の年號を用られけむとみへて、次上の下し文に、並治承六年とみへたり、たし壽永の末に至りては、はしめて其事聞へたるさまなり、)  
同卷五云、壽永三年正月三日、武衛有御祈願之間、奉寄領所於豐受大神宮、給、依爲年來御禱師、被レ付權禰宜光親神主云々、狀云、

奉寄御厨家

合一處、

在武藏國崎西足立兩郡内大河土御厨者、右件地、元相傳家領也、而平家屬領天下之比、所神領也、而今新爲公私御禱、奉寄于豐受大神宮御領所、令勤仕長日御幣每年臨時祭等也、抑令權神主光親祈請天下泰平之處、依有感應、爲殊祈禱所、可令知行也、但於地頭等者、不可不有相違、仍爲後代寄文如件、以解、

壽永三年正月日 前右兵衛佐源朝臣  
又云、元曆元年四月廿三日、下河邊四郎政義者、臨戰場、竭軍忠、於殿中積勞効、仍御氣色殊快然、中略、以當國常陸南郡、宛賜政義之處、此一兩年國役連續之間、於事不諧之由屬筑後權守俊兼愁申之、仍可隨芳志之由、被遣懇懃御書於常陸目代、中畧  
以當國南郡、宛給下河邊四郎政義、此一兩年上洛度々合戰竭忠節、畢、而南郡國役責勘之間、云地頭得分云二代官經廻、於事不合期之由所歎申也、彼政義者、殊絲惜思食者也、有限所

當官物、恒例課役之外、可令施芳志給候、於所當原脫所字、今依前後例補官物、無懈怠、可令勤仕之旨被仰合候畢、定令致其沙汰候歟、地頭職所當官物無對捍儀者、雖何輩、何其煩候哉、以此旨可令申旨、鎌倉殿所仰候也、仍執達如件、

四月廿二日 常陸御目代殿 俊兼奉  
又云、同年五月廿四日、左衛門尉左、古鈔本、右、藤朝綱拜領伊賀國壬生野郷地頭職、是日來雖仕平家懇志在關東之間、潛遁出都參上、募其功守都宮社務職無相違之上、重被加新恩云々、又云、同年九月廿日、玉井四郎資重濫行事、所被下院宣也、今日到來于關東、武衛殊依恐申給、則可停止之旨、被仰下云々、  
丹波國一宮出雲社者、蓮華王院御領也、預給能盛法師、年來令知行、何有稱地頭之輩哉、年來又不聞食及、而號彼御下文、玉井四郎資重恣押領、其理可然哉、有有限御領不可有異儀一事也、早可停止件濫行之由、令下知給原脫給字、今依古鈔本補、可宜之由、院御氣色候也、仍執達如



件、

八月卅日

右衛門權佐

謹上兵衛佐殿

同卷五云、文治元年十一月七日云々、去三日行家義經等、原脱三等字、今依古本補於中國、落西海、之由有、其告、但件兩人賜院廳御下文、四國九國住人、宜從、兩人下知之旨被載、之、行家補四國地頭、義經補九州地頭、之故也云々、

儒林拾要寄文、按に、此書を丹鶴叢書本條、云、には雜事要集と標せり、

寄進莊園一所事、

在某國某郡内字、某莊、但於田代荒熟員數、者、

見于本券面一矣、

右伴莊者、重代相傳之私領也、而爲某現當二世悉地成辨、相副本公驗、所寄進於某寺也、但於地頭職者、某之子孫相承可令執行、仍向後龜鏡、寄進之狀如件、以解、年月日 官位姓名判

以上は、文治元年十一月廿八日の勅許より先きに係れる限りなり、既にいへる如く、地頭はもと土地の義なれど、此方にて稱するところは、地主領主等の意なるあり、或は莊司代官等の異名の如く、こゝろうへき

もあり、又治に屬ては地頭といひ、亂に屬ては追捕使押領使と稱するありて、聊つゝのかはりめあれば、只一やうにはいひ難きものなり、まつ地主といふに等しきよしは、

吾妻鏡卷一云、治承四年十二月十四日、武藏國住人、多以三本知行、地主職如本可執行之由蒙、下知、北條殿并土肥次郎實平爲奉行、邦通書、下之云々、

とあるを見るへし、地主職も地頭職も、自ら同義なるへき事決なし、又領主職とあるも同じ義と聞ゆ、

同卷三云、治承五年九月七日、從五位下藤原俊綱字足利者、武藏守秀郷朝臣後胤、鎮守府將軍兼阿波守兼光六代孫、散位家綱男也、領掌數十町、爲郡内棟梁也、而去仁安年中、依或女姓之凶害、得替下野國足利庄領主職云々、下略

など往々見へたり、但こは何れもうけはりたる職名にはあらねば、職の字は輕く、こゝろうへし、又莊司代官等の異名の如しといへるは、古事談に、忍郡地頭大莊司季春此文上件にと見へ、(但し此事を十訓鈔には、信夫郡の郡司にて、大莊司季春云々といへれば、郡司

をも地頭といへるかとも疑ふへけれど、郡司はおほやけの職名なるを、此季春は、基衡か私に莊司とせしにて、郡司にはあらしを、しかかけるは、十訓鈔の作者の杜撰なるにこそ、吾妻鏡に、出雲社は蓮華王院御領也、預給能盛法師一年來令知行、何有稱地頭之輩哉此文、また既に見ゆ、ともあるを見て推量へし、能盛は蓮華王院の代官なる事勿論なれど、別に地頭と稱する輩あらむやとあるにて、代官はおのつから地頭に相當せる事をおもふへし、しかのみならず、

吾妻鏡卷五云、文治元年十二月廿一日、於諸國莊園下地者、關東一向可令領掌給云々、前々稱地頭者、多分平家家人也、是非朝恩、或平家領内或原作其、今依古本改、號補置之、或國司領家、爲私芳志、定補于其莊園、又令原脱令字、今依古本補、違背本主命之時者、改替之云々、

と見へたる頗明文といふへし、(文治勅許の後といへとも、猶此ちやうにて、關東の進止なれば、公家の恩澤にはあらざりしなり、但し此文治以來は、國司領家の代官莊司をさして、地頭とは稱せざりしなるへし)又儒林拾要の趣きは、此文も前條に見へたり、諸國のうち何れの地

にまれ、先祖相傳の由緒によりて、累代其土地に土着し、自ら所領の田畑を耕し、租税地子等の官物を辨濟し、其餘稻をもて眷族を撫育す、是を名主といひ、地下人といひ、其名田多分の者を大名と稱す、さて事あるときは、追捕使將軍等の催促に應じて軍事に従ふ、此ときは甲乙人といふ、則此輩の寄文の體なり、於地頭職者、某之子孫相承可令執行とみゆるは、其土地なから渡したらんには、寺家にては不便なるへければ、所謂藏前渡しにすべく捷てたるものなり、猶上件に載たる地頭職地主職に補すといへるもの、子孫相傳の年序を経たるを、重代の私領とはいふになむ有ける、又宇都宮左衛門尉か伊賀國王生野を給はり、下河邊四郎か常陸南郡を賜はれる何れも上文にみゆ、などは、實は追捕使に補せられしなり、但此事は姑く置て、此文にいふ、まつ下河邊四郎か愁訴の趣をいふへし、彼條に御目代殿とあるは、當時常陸太守の御目代なり、常陸太守は親王家なれど、是は何れの御方ならん、未考へず、もしくは當時關國にして、公領なりけむも知るへからず、下河邊四郎は南郡の領主なるからに、其地の租税地子等を、遲滞な、輸したためれど、猶その外に何くれと臨時の國役を懸らるゝか故に、自分地頭の得分を



もて、その國役を辨濟し盡し、吾活計を失へるよし、俊兼に付て愁へ申し、なり、彼條に、所當官物を見ゆるは、則此租稅地子等を見ゆる、又目代の方に於ては、國中の租稅を公に貢ぎ、地子をもて國用に宛、其餘稻を國司の所得とす、但租稅に併せては、地子の收納は多分なれば、其うち僅を國用に宛て、殘るところ莫大なるものなり、延喜主稅寮式云、凡公田獲稻、上田五百束、孫註按に、田一町より獲るところなり、中田四百束、下田三百束、下々田一百五十束、地子各依田品令輸五分之一、令抄上云、今案公田獲稻五百束、爲地子則一百束、是五分之一也、町根二十一束、而輸二百束、則租少、地子多也、拾芥鈔中末云、弘仁式云、上田一段、地子十束、中田一段、八束、下田一段、六束、下々田一段、三束、今按、租地子雖出一流、格式之時、租者數少、地子數多、其見本文など有を見て、租と地子との多少を辨ふへし、

(續日本紀卷廿云、天平實字二年五月丙戌、大宰府言、中略其諸國地子稻者一依先符一任爲公廩、以宛府中雜事とあるをも見るへし、)

さるをもし、此國司目代等不當にして私欲深きときは、官物を未進し、雜用を減少し、國中の神社佛閣造

營等をも閑き、加之、一國の百姓に、時々臨時の加役を課せて、ひたすら非分を行ふものまゝあり、又領主のかたも同じく不當なる時は、所當の官物を對捍し、郡内の土民を徴るならひなれど、下河邊は廉直なりけんからに、彼非分の國役等をも、自分に收納の所得のうちより、盡く辨濟せし故に、定例地頭の得分は名ありて實なきを愁訴せしなりけり、(貞永式目追加云、仁治元十一廿三評云々、仍可被召召實屋用途也、但隨其所之多少可被召之、假令五十町所者、可被召錢五十貫文也、但地頭得分也、寄事於左右不可成土民之煩、また建武式目追加、諸國守護人、非法禁制條々のうちに、稱國司顯家年貢謹納、號佛神用催促、放入使者於所、追捕民屋事、號兵糧并借用、責取土民財產事などあるは、や、後年の制法なりといへども、)文治以前はた、守護地頭の掟は、猶此ちやうなりしを、下河邊は正しく守りて、土民の煩をはかけさりしにこそ、た、しかやうの愁訴ありといへども、常陸は權門領なるによりて、鎌倉よりも嚴重の制止は加へられ難きか故に、穩便に仰せ遣はされしさまなり、彼條の文義よく味は、されは

解しにくかるへし、但し以上は、地頭の所知とも辨知すへき眼目なれば、いとうるさきまで辨へたるにこそあれ、なほ文治以後といへども、大旨は、此ちやうに心得て違ふ事なし、

地頭は追捕使なる事

扱又地頭は、追捕使なる事を、委曲に明すへし、抑此追捕使は、諸國非常の警衛の爲に、國郡司の外に此を補せられ、其部内より得分を賜はる、此得分の員數の事載るを見、國務には預らざる例なり、但某國某地に反逆盜賊の輩ある時、臨時に此を補せられて、平定の後停めらるゝ事もあり、又常住に置るゝ事もありて、此常住に置るゝ者を、古來亂に屬ては追捕使と稱し、(或は押領使、追討使、征討使、征罰使、假字ふみにはうてのつかひなど、さまざまに見ゆれど、畢竟は同職にして、別義あるにあらず、されは、天慶の純友の軍事をいふとて、一書には追捕使と見へ、一書には征討使といひ、又一書には押領使といへる類ひ、古書ともに少なからず、但此事は吾諸使名纂に委曲にいへるを見るへし、又因にいふ、追捕使の名目を、つゝほしとは稱すへからず、古來の讀癖はつゝふくしといふなら

ひなりとこそ、こはけにもさる事なるへし、吾妻鏡卷一に、追捕と傍訓をほどこし、愚管抄卷四には、つゝふくしたり、長門本平家物語卷六には、つゝふくのつかひと見へ、後世なから文祿五年の義殘後覺卷四には、追伏とさへかけるを見るへし、猶此他にも此彼見ゆめり、(頭註)猶増鏡にもみゆ、下文卅一丁右見るへし又慶長十六年刊本節用集に川部、追捕とあり、治に屬ては地頭と稱せり、但前條にいへる如く、文治の勅許以前には、彼領家の莊司代官等をも、同じく地頭と稱したりしか、文治以後にはた、此徒のみを、さやうに稱する事となんなりける、猶追捕使と地頭とは等しきよしを委曲にいふへし、吾妻鏡に行家義經二人のぬしを、四國九州の地頭に補せらるると見ゆるも、此事は上件に保元物語卷一に、源爲朝ぬしを、九國の惣見へたり、追捕使に補せられし事の見ゆるも、其領掌する所に於ては、差別あるまじき事おもふへし、又文治二年三月、平時政朝臣か地頭職上表の事に係れる院廳の奉書に云、一地頭辭退事、爲三人愁一停止之條、尤爲穩便歟、一惣追捕使事雖替其名一只同前歟云々、とあるをも見るへし、こは吾妻鏡に見へたり、下條雖替其名一同に全文をも載るを見るへし、



前歟と見へたる明文なるへし、加之、

北條記卷上云、文治元年十二月廿一日、諸國地頭職拜領給旨到着、去六日宣下也、廣元加計議諸國均等可相受關東沙汰也、仍守護地頭補任事行<sub>レ</sub>之、承久軍物語卷一云、右京大夫義時敕詔をうけ給て、勅答申さん其爲に、一千餘騎の勢を引具し、上洛せられけり、中略都に上着せしかは院參して、仰の趣一々に勅答せられけるは、先地頭職と申事は、いにしへはなかりしに、故右大將賴朝卿、平家とうち亡はしたるけんしやうに、後白川院、日本國の惣地頭を賜はりたるなり、朝敵つゐたう六かねんか間、或は親をうたせ、子をうたせ、或はしうをうたせ家の子失なひたる御家人ともに、勳功のしなく<sub>レ</sub>にしたかひて、わかちたひたらむ地頭職を、させる罪科もなくして、義時かはからひととして、改め申へきやう候はずとて、許容し奉らざりしかは、君大きにけきりんあつて、其時よりいよく、關東を亡さはやどそおほしめしける、

保曆間記卷下云、其後北條四郎時政、源二位の使として上洛して、日本國の國々に守護を置き、郡庄に

地頭を居て、惣地頭職を給はらんと申す、法皇未た日本國に無<sub>レ</sub>例事なれば、思食し煩けれども、源二位申所難<sub>レ</sub>閣とて被<sub>レ</sub>免けり、平家に天下を行れしより、尙武家の權威は倍りけり、  
などあるをも見るへし、抑此事は、吾妻鏡、百鍊鈔、神皇正統記、増鏡等に、諸國惣追捕使、平家物語、明惠上人傳記等には、日本惣追捕使、承久軍物語、太平記等には六十六國惣追捕使と見へて、普く聞へ高き一條なるを、かく惣地頭職とかけるものもあるこそ、いと慥なる徴には有けれ、なほ

吾妻鏡卷十七云、建仁三年八月廿七日、將軍家御不例、綽危急之間、有<sub>二</sub>御讓補沙汰<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>關西三十八箇國地頭職<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>奉<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>舍弟千滿君<sub>一</sub>、十歳、以<sub>二</sub>關東二十八箇國地頭<sub>一</sub>、并惣守護職被<sub>レ</sub>宛<sub>二</sub>御長子一滿君<sub>一</sub>、六歳、

とあるを見ても、上件に論らふところは、いよく慥に明らめらるへし、但此地頭職の上にも、惣字を置てこゝろうへきなり、又地頭職をこそは、今ふたつに分られたり、守護職の方は、關東關西一圓に、一滿君に付られしなり、さるはやかて一滿君をして、將軍に補

せらるへきあらましなめれば、此を二つには分かつき故あるにこそ、扱守護職もまた追捕使にして、地頭職の追捕使なると同義なるを、こは一滿君に惣守護職を宛らると見へたるにて、まづは疑ひなく聞へてはあれども、猶委曲なる證を擧んには、

長門國守護職次第云、長門國、平家以往守護職之者號<sub>二</sub>押領使職<sub>一</sub>、

と見へたる、頗明文なるへし、押領使追捕使等の別義なきよ  
如し、又守護職の事、しは、既に上件に辨へたるか  
は下にいふを見よ、猶忘れたる事あれば爰にいふへし、惣地頭職の惣字は、諸國を統たる意なれど、惣追捕使の惣字は、僅に一國一郡にも限る例にて、(假令越前國惣追捕使藤原爲頼、南海道惣追捕使紀忠房、九州惣追捕使源爲朝など、系圖ともに見へ、吾妻鏡に、鹿島社惣追捕使鹿島三郎政幹とみへ、或家所藏の古文書に、伊賀國名張郡惣追捕使など、見へたるもの猶おほかり、)彼勅許の度の如きは、必その惣字のうへに、諸國とか日本とか、或は六十六國とかいはされは埋り協はず、此差別ある事をも、こゝろえてあるへきものを、扱また平家追討の間は、諸國に此職を置れたりしか、平定の期に及びては、統て此を停められたり、

百鍊鈔卷十云、文治元年六月十九日、源二位狀到來、而云、諸國惣追捕使事、平家追討未斷之間、暫雖<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>置其職<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>今者可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>停止<sub>一</sub>之由、所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>下知<sub>一</sub>也云々、

かく鎌倉より奏せられて、まづ一端は停止ありしか、こは當時の事情に従ひ、やむ事を得ず止められしのみにて、鎌倉の右大將家も、實はあかぬ事にこそおもはれたりけめ、又程もなく同年のうちに、廣元朝臣のおもひかねによりて、かの請奏には及はれたるなりけり、

右是までは勅許以前の、さまざまなる差別どもを、いかて委曲に解き試みはやとて、くたくしきまていひつゝけたるなりけり、恐らくは文拙かるか故に、聞へかたきをちよくも有へし、見む人なほ補ひてよかし、

地頭職勅許の事

文治元年十一月十二日、廣元朝臣の才かくに依て、惣地頭職管領の事を請奏ありしに、同十二月廿一日に、勅許の給旨鎌倉に到來して、一天下平均に、守護地頭を置く、事、一端は治定せしかと、其後國司領家の訴



訟ども、多くて、翌年に至り改定せらるゝ事ども、見ゆるを、此條に明さんとす、されど事々委曲には辨知しかたき事ども、多きをいかはせむ、

吾妻鏡卷五云、文治元年十一月十二日、因幡前司廣元申云、世已澆季、梟惡者尤得秋也、天下有反逆輩反原作返、今據古抄本改、之條、更不可斷絶、而於東海道之内者、依爲御居所、雖令靜謐、奸濫定起於他方、歟、爲相鎮之、每度被發遣原脱遣字、今據古本補、東土者、人々煩也、國費也、以此狀、諸國交御沙汰、每國衙莊園、被補守護地頭者、強不可有所怖、早可令申請、給上云々、二品殊甘心、以此儀治定、本未相應、忠言之所、令然也、

廿八日、補任諸國平均、守護地頭、不論權門勢家莊公、可宛課兵糧米段別、之由、今夜北條殿謁申藤經房卿中納言云々、

卅日、原作廿九日、殿カ今從古本、北條院所被申之諸國守護地頭兵糧米事、早任申請、可有御沙汰之由、被仰下之間、帥中納言被傳勅北條殿云々、十二月廿一日、於諸國莊園下地者、關東一向可令領掌、給上云々、前々稱地頭者、多分平家家人

也、是非朝恩、或平家領内、或原作其、今從古本、號補置之、或國司領家爲私芳志、定補于莊園、又令違背本主命之時改替之、而平家零落之刻、依爲彼家人知行之跡、被入沒官、畢、仍施芳恩、本領主、空手後悔之處、今度諸國平均之間、還斷其思云々、かく見へて、此廿一日に、惣地頭職を管領すへきよしの繪旨、鎌倉に到來せり、此事は、北條記にみへて、既に上件追補使の條に載たるが如し、此管領の始末は、北條記、保曆間記、承久軍物語の類ひ、何れも前條に載たり、其他にも是彼見ゆるを、猶以下に載るをも見るへし、扱かく領掌せられたりしかは、やかて諸國に守護地頭を盡く置れたりしに、此輩ども非儀多くして、國衙莊園の煩ひ少なからず、諸國の訴訟忽ちに起りしかは、翌年に至りてはまた改定の沙汰あり、其趣は、

吾妻鏡卷六云、文治二年二月廿八日、被申京都一條々、有其沙汰治定云々、

一仰五畿七道諸國莊園、免除兵糧米未進未原今以意、可令安堵土民事、

依此米催事、民戸殊費、於今者殆無乃貢運上計之由、頻有領家訴之間、及此儀、然者賦遣

使者、可觸廻之由、可被仰北條殿者、

三月一日、諸國被補惣追捕使并地頭内、七箇國分、北條殿被拜領、畢、而深存公平、去頃上表地頭職、其上重被付書狀於帥中納言、黃門又付定長朝臣被奏聞之、按に、此に惣追捕使とあるは、守護職とこゝろ得てみるへし、七箇國分の守護職、地頭職ともに拜領のよし也、但此七箇國は、何れの國なりけんしりかたけれと、時政朝臣相傳の私領の外に、此國々を拜領せしなり、ざるを其七箇國の、地頭職を拜退して、守護職のかたのみ、領掌すへきよし上表せしなり、かく上表せるこゝろしらひは、守護職に守補せん上は、其國々の反逆盜賊等を、成敗せんに妨なければ、其上になほ莊保の給田を領せんは、領家の煩ひある事を、憚れるによりてなり、

抑一日參拜之時、七箇國地頭職之條、雖令言上候、未承分明之仰、罷出候畢、仍於時政給七箇國地頭職者、各爲令遂勸農候、可令辭止之由、所令存候也、於惣追捕使者、彼凶黨出來候之程、按に、彼凶黨といへるは、行家義經の二人なり、且爲承成

敗可令守補之由、所令存知也、凡國々百姓等、兵糧米使等、寄事於左右、押領所々公物之由、訴訟不絶候也、且糺明如此等之次第、若兵糧米有過分者、即糺返件過分、又百姓等令未濟者、計糺田數、早可令究濟之由、尤可蒙御下知候、兼又沒官之所々蒙院宣并二位家仰候之間、可令見知之由、同所令存也、以此由可令言上給候、時政誠惶誠恐謹言、

三月一日 平 時政 申文

進上 大夫屬殿 二日、今南石原莊兵糧米、可停止之由、昨日帥中納言以使者、被傳院宣於北條殿之間、今日所被成進下文也、亦北條殿言上事、奏聞之由、左少辨所被示送于帥中納言之狀、黃門遣北條殿云々、

時政申狀奏聞候畢、七箇國地頭辭退事、尤穩便聞食、惣追捕使事、可何様哉、爲令遂原無令字、今據上文、勸農、停止地頭職、無入愁者、旁神妙、定爲其儀歟、兵糧米未濟事又以同前、迎春謹責窮民、若爲歟、其條又定相計旨候歟、沒官所々



檢知事、自二位卿許、申上旨不候、次第何様候哉、委趣尋問古本、子細、且可令計申、給上之由、内々御氣色候也、恐惶謹言、

三月二日

左少辨古本、右

帥中納言殿

今日故前宰相光能卿後室、比丘尼阿光、去月進使者於關東、相傳家領、丹波國栗村庄、爲武士被成妨由訴申之、仍早可停止濫吹之趣、被仰云云、

下 丹波國栗村莊、

可下停止武士狼藉、如元爲崇德院御領、備進年貢、隨領家進止上事、

右件莊、可爲崇德院御領之由、被下院宣也、而在京武士、寄事於兵糧催、暗以押領、於今者早如元爲被御領、隨領家進止、可令備進年貢所當之狀如件、以下、

文治二年三月二日

四日、主水司供御所、丹波國神吉、依補地頭職、有事煩之由、依訴申之、可被免除之旨、被遣御消息於北條殿、因幡前司沙汰之、

七日、北條殿被申七箇國地頭上表事、兵糧米事、沒官所々事、已經奏聞一畢之由、左少辨古本、遣奉書於帥中納言、彼卿又送其狀於北條殿云々、

時政申狀、奏聞畢、

一 地頭辭退事、爲人愁、停止之條、尤爲穩便歟、一 惣追捕使事、雖替其名、只同前歟、但義經行家不出來、以前、二位卿不申行之外、一向可被止之由、難被計仰、世間不落居之間、每國置惣追捕使、若又廣博莊園許許字依、計補者可宜歟、按、廣博の莊園には、地頭を補古本、計補者可古、作、悉、補者、喧嘩不絶、訴訟不盡歟、且令散萬人

之愁、可爲尋出兩人之術歟、  
一 兵糧米未濟事、任道理、尤可有沙汰歟、  
一 沒官所々事、二位卿無申旨、仍不能被仰、左右、以前條々、以此趣、可被計仰歟、如此事不知、子細事也、殊可令斟酌、給、今春不勸農者、諸事有若亡歟、能々優如致沙汰者、定叶天意歟之由、内々御氣色候也、仍言上如件、

三月七日

左少辨定長

進上 帥中納言殿

十日、伊勢大神宮領地頭等之中、乃貢已下事、可致精勤之由、日來有其沙汰、今日被施行之、御信仰異他故也、

下 伊勢國神宮御領、御園御厨地頭等、

可下早任先例、辨備御上分神役、并給主禰宜得分物上事、

右當國神領神民之中、令停止狼藉、有限御土分雜事、并給主禰宜神主得分物、不致對捍、任先例、可令辨備也、若依處之異損、泥本法之辨者、雖地頭得分、儘可令急用正物、於神役者、敢不可闕之故也者、御園御厨住人、宜承知、不可緩怠之狀、如件、

文治二年三月十日

十六日、諸國兵糧米催事、漸可被止之由、仰北條殿、是及狼藉之旨、預所々原脱々字、今以意補、有訴之故也、依之可被奏達此趣之旨、被申帥中納言許云々、

廿一日、諸國兵糧米催事、於今者、可停止之由、被宣下云々、是依爲神社佛事、權門勢家、凡人庶愁歎、及所々訴之間、度々被經御沙汰、可

令停止之旨、被申京都已畢云々、  
六月廿一日、爲搜尋求行家義經隱居所々、所原作、從、古、於、畿、内、近、國、被、補、守、護、地、頭、之、處、其、輩、寄、事、於、兵、糧、譴、責、累、日、萬、民、爲、之、含、愁、訴、諸、國、依、此、事、令、凋、弊、云、々、仍、雖、可、被、待、義、經、左、右、有、人、愁、歎、諸、國、守、護、武、士、并、地、頭、等、早、可、止、但、於、近、國、沒、官、跡、者、不、可、然、之、由、二、品、被、申、京、都、以、帥、中、納、言、可、奏、聞、之、旨、被、付、御、書、於、廷、尉、公、朝、飯、洛、便、宜、

七月七日、諸國地頭職事、平家沒官領、並梟徒隱住所處之外、於權門家領等者、一々偏止之由、所被申京都也、

閏七月十九日、因幡前司廣元、飯參關東、去頃所上洛也、諸國守護地頭條々事、委細預下問、言上所存了、

九月五日、諸國莊公地頭等、忽緒領家所務之由、依有其聞、有限地頭地利之外、不可相交、乃貢以下、不可存懈緩、於違越輩者、可有殊罪科之由、被定云々、

十月一日、賀茂別當按、疑、領、出雲國福田庄、石見國久



永保、參河國小野莊等成<sub>三</sub>御下文<sub>二</sub>被<sub>レ</sub>遣<sub>三</sub>社家<sub>一</sub>、常宮事二品御飯依異<sub>レ</sub>他之故也、此外院宮貴所以下權門領事、爲<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停<sub>三</sub>止地頭新儀<sub>一</sub>、先日自<sub>三</sub>公家<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>目錄<sub>一</sub>、仍連々被<sub>レ</sub>尋<sub>三</sub>究子細<sub>一</sub>成<sub>三</sub>御下文<sub>一</sub>、今日被<sub>レ</sub>進<sub>三</sub>京都<sub>一</sub>云々、

十一月廿四日、去月八日宣旨、同九日院宣、去頃到來、今日被<sub>レ</sub>奉<sub>三</sub>御請文<sub>一</sub>、大夫属入道、筑後權守等加<sub>三</sub>所談<sub>一</sub>云々、是平氏追捕跡地頭等、以<sub>レ</sub>非<sub>三</sub>指謀叛<sub>一</sub>原<sub>レ</sub>作<sub>レ</sub>反<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>跡、宛<sub>三</sub>行課役<sub>一</sub>、煩<sub>三</sub>公官等<sub>一</sub>之間、國司領家所<sub>三</sub>訴申<sub>一</sub>也、現在謀叛人<sub>一</sub>跡之外者、可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>停止<sub>一</sub>之由云々、

太政官符諸國、應<sub>レ</sub>原<sub>レ</sub>脫<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>字<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>、早<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>三</sub>止國衙莊園<sub>一</sub>地頭非法濫妨<sub>一</sub>事、

右内大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅備、依<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>追<sub>三</sub>伐平氏<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>其跡之地頭<sub>一</sub>、稱<sub>三</sub>勳功之賞<sub>一</sub>、非<sub>三</sub>指謀叛跡<sub>一</sub>之處、宛<sub>三</sub>行加徵課役<sub>一</sub>、張<sub>三</sub>行檢斷<sub>一</sub>、妨<sub>三</sub>惣領之地本<sub>一</sub>、責<sub>三</sub>煩在廳官人郡司公文公官等<sub>一</sub>之間、國司領家所<sub>三</sub>訴申<sub>一</sub>也、然者仰<sub>三</sub>武家<sub>一</sub>、現在謀反人跡之外者、可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>停<sub>三</sub>止地頭<sub>一</sub>、符到奉行、

文治二年十月八日

かく見へたる條々を委曲に讀解たらんには、今年改定の趣きは、大旨辨へ知らるへし、但さはいへど此條のうちにも、猶了解かたきところなくなきにしもあらねば、其を抜出て爰に明すへし、先六月廿一日條云、諸國守護武士并地頭等、早可<sub>三</sub>停止<sub>一</sub>、但於<sub>三</sub>近國沒官跡<sub>一</sub>者、不可<sub>レ</sub>然之由、二品被<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>京都<sub>一</sub>と見へたるは、前年宣制の諸國平均と見へし新儀を改め、其あらたに補せられしものを、すへて停止せんとおきてられしなり、但遠國沒官の地も同やうなれど、近國沒官の地の守護地頭をば停止しかたしとなり、其故は何ぞといふに、未だ義經行家の人々、五畿内に隱<sub>レ</sub>忍<sub>レ</sub>ひをるよし、風聞あるによりて、其人々を追伐せんか爲なり、扱此一端補せられたる武士等は、又更に止られたりとて、一向に財産を失ふにはあらず、さるは外に、自<sub>レ</sub>本相傳の私領の地頭あるか故に、只思恩の加増を削らるゝまてなり、(七月七日條に、諸國地頭職事、平家沒官領、並梟徒隱住所<sub>レ</sub>處之外、於<sub>三</sub>權門家領<sub>一</sub>等者、一々偏止之由、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>京都<sub>一</sub>とあるも、上文の趣にてよく聞ゆへし、但平家沒官領の上に、近國

の二字を置いて聞へし、然らされは前條に協はす、又九月五日條云、諸國莊公地頭等、忽<sub>三</sub>緒領家所務<sub>一</sub>之由、依<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>其間<sub>一</sub>、有<sub>レ</sub>限地頭地頭之外不可<sub>レ</sub>相交、乃貢以下不可<sub>レ</sub>存<sub>三</sub>懈緩<sub>一</sub>云々とある地頭は、彼相傳の私領に住せる、名主の武士にて、前條にいへる新儀の地頭とは別なり、此事は上件、十三張左、儒林拾要、を注せる條をも、見合て意得へし、彼は去六月中に、停止すと見へたるを、もし此差別を辨へすして見んには、彼停止の制行れさりしにやなと、其疑ひを氷解よしなれば、此文分明には了解かたかるへし、扱此領主の地頭の上には、或は國司の公領あり、或は領家の莊園あれば、その乃貢以下のものを、所謂租税と地子となり、此事はた既に、懈緩すへからずとおきてられしなり、又有<sub>レ</sub>限地頭地利之外云々と見へたるは、年貢所當の辨濟の外は、國司領家の所務等に、口入すへからずとの事にこそあれ、又十一月廿四日條に、平氏追捕跡地頭等、以<sub>レ</sub>非<sub>三</sub>指謀叛跡<sub>一</sub>、宛<sub>三</sub>行課役<sub>一</sub>、煩<sub>三</sub>公官等<sub>一</sub>之間、國司領家所<sub>三</sub>訴申<sub>一</sub>也とあるは、平家の武士等の知行せし跡を、源氏の武士等勳功の賞に、賜はれる所領の地なり、此地にも國司領家ある事、前條と同しやうなり、上件の文は、何れも只地頭とは見ゆれど、かく三やう

の差分ある事を、よく意得てよまさらんには、とてもかくても解し難かるへし、扱又立かへりて勅許の事をいふへし、

長門本平家物語卷十九云、元曆二年十一月六日、按、今年八月十五日、關東より源二位の代官、北條四郎時政上洛す、九郎判官義經みやこを落ければ、合戦するにおよばず、天下しつまるうへは、諸國に守護人をおき、莊園に地頭をすゑて、國衙莊保をいはず、段別をあて、十一町に一町の給田を給はる、中略源二位ひらに申されければ、諸國七道に守護地頭をおかれけり、

此文頗る杜撰なり、時政朝臣の上洛は、同月廿五日のよし吾妻鏡に見へたり、又此勅許の一條、同月十二日に思ひた、れて、十二月廿一日に宣下ありき、既に前件に見ゆ、加之、十一町に一町の給田の事は、此よりは四十年許後なる、貞應二年の制に係れり、此地頭得分の員數は、下條にいふを見るへし、るを推くるめて、ひとつにかけるはいと漫りなりかし、又

源平盛衰記卷四十六云、同廿八日、按、文治元年十一月也、兩使數百騎の兵を率して入洛す、義經行家は都を落ぬ、時



政實平上洛したれ共、合戦なければ洛中静也、時政源二位の依<sub>三</sub>下知、諸國に守護を置き、庄園に地頭を可<sub>レ</sub>成由、吉田中納言經房卿を以て奏し申す、又二十六箇國を相分て、莊領國領をいはす、段別兵糧米を宛つ、義經行家追討のためとを聞ゆる、無量壽經云、王敵を亡<sub>レ</sub>す者には賞するに半國を賜はると見えたれ共、我朝にまた無<sub>三</sub>先例、賴朝申狀頗過分也、君も臣も思召ければ、御返事有<sub>三</sub>御猶豫<sub>一</sub>ければ、時政奏すらく、中略國を守り人をめくまなか爲に、被<sub>三</sub>奏申<sub>一</sub>處也、なごか御免なからんと申上たりければ、道理はさも有<sub>レ</sub>けれども、當時の威應に恐れて任<sub>三</sub>申請者<sub>一</sub>、諸國の守護人段別の兵糧米、平家知行の跡に、地頭職を被<sub>レ</sub>許けり、

此文も亦解し難きをち<sub>レ</sub>多し、古書ともうへには、ごかくにかく不審しき事とも多くて、詳かにも氷解かたきものなり、まつ諸國に守護を置き、莊園に地頭を成すへしとは、前年の宣制の趣き、二十六箇國を分て云々とは、翌年の改定なるを、二十六箇國の事は一つ次にいふへし、うに書つ、けたれば、文義齟齬して聞へ難きものなり、又次文に諸國守護人段別の兵糧米とあるは、前年

の趣き、平家知行跡に地頭職を許さるゝとは、平家の公達武士等の所領跡を、源氏の武士の勳功を賞して、相傳の知行に宛らるゝをいへり、た、追捕使にのみ置るゝものとは、替りめある事をおもふへし、只それもこれも地頭とのみ見ゆれば、ごにかくにまごはしきものなり、扱又二十六箇國と見ゆるは、恐らくは平家没國の員數なるへし、此二十六箇國と、關東知行の九箇國とは、公家より國司を置れすして、右大將家を國司代とし、或は一族の武家を受領として、國衛の雜事も年貢所當も、都て關東の所務とせしなり、關東知行の九箇國とは、

吾妻鏡卷六云、文治二年三月十三日、關東御分國々乃貢、日者依<sub>三</sub>朝敵征伐事<sub>一</sub>、頗懈緩、然者被<sub>レ</sub>免<sub>三</sub>以前分<sub>一</sub>、自<sub>三</sub>今年<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>合期沙汰<sub>三</sub>之由<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>三</sub>京都<sub>一</sub>也、  
諸國濟物事、治承四年亂以後、至于文治元年、世間不<sub>三</sub>落居<sub>一</sub>、先朝敵追討沙汰之外、暫不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>他事<sub>一</sub>候之間、諸國之士民、各結<sub>三</sub>官兵之陣<sub>一</sub>、空忘<sub>三</sub>農業之勤<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>中關東之武士、爲<sub>レ</sub>討<sub>三</sub>手敵人<sub>一</sub>、數度合戰、都鄙之往反、于<sub>レ</sub>今無<sub>三</sub>其隙<sub>一</sub>候、賴朝知行國

國、相模、武藏、伊豆、駿河、上總、下總、信濃、越後、豊後等也、被<sub>レ</sub>優<sub>三</sub>免<sub>一</sub>去年以往未濟物、自<sub>三</sub>今年<sub>一</sub>隨<sub>三</sub>國々<sub>一</sub>堪否、可<sub>レ</sub>令<sub>三</sub>勵濟<sub>一</sub>之由、所<sub>レ</sub>沙汰候也、凡<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>限<sub>三</sub>此九箇國<sub>一</sub>、諸國一同可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>事歟、惣被<sub>レ</sub>優<sub>三</sub>免<sub>一</sub>去年以往未濟物、令<sub>レ</sub>安<sub>三</sub>堵窮民<sub>一</sub>、自<sub>三</sub>今年<sub>一</sub>有<sub>レ</sub>限濟物、任<sub>三</sub>先例<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>沙汰<sub>一</sub>之旨、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下<sub>三</sub>宣旨<sub>一</sub>候也、仍言上如<sub>レ</sub>件、賴朝恐々謹言、

三月十三日

賴朝

進上 帥中納言殿

かく見へたるか如し、又一族の源氏等受領すといへるは、

同卷四云、文治元年八月廿九日、去十六日有<sub>三</sub>小除目<sub>一</sub>、其間書今日到來、源氏多、以承<sub>三</sub>朝恩<sub>一</sub>、所<sub>レ</sub>謂義範<sub>三</sub>守<sub>一</sub>、惟義<sub>三</sub>相模<sub>一</sub>、義兼<sub>三</sub>上總<sub>一</sub>、遠光<sub>三</sub>信濃<sub>一</sub>、義資<sub>三</sub>越後<sub>一</sub>、義經<sub>三</sub>伊豫<sub>一</sub>等也、義經朝臣官職事、中略其外五箇國事者、任人方面、直懇望申之間、且募<sub>三</sub>勳功之賞<sub>一</sub>、爲<sub>レ</sub>添<sub>三</sub>二品<sub>一</sub>眉目、殊所<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>嚴密御沙汰<sub>一</sub>也云々、各可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>行國務<sub>一</sub>之由云々、皆是當時關東御分國也、

とあるを見て知るへし、但此六箇國のうち、伊豫は平家の没官跡なり、抑平家、盛衰記の二書は、上件に辨

へたるか如く、訛謬ありて解しやすからねは、後のまごひを解へきか爲に、故にかく論らへるなり、猶帝王編年記卷廿三云、文治二年十一月、賴朝御代官平時政<sub>三</sub>北條四郎時方男、遠江守<sub>一</sub>、母伊豆守伴爲房女、上洛、諸國置<sub>三</sub>守護<sub>一</sub>莊園補<sub>三</sub>地頭<sub>一</sub>、と見へたるも亦、元年を二年に係たる誤りなり、

地頭の非法増長の事

前條に述るか如く、時々公武の嚴制ありといへども、年月の轉るに従ひ、守護地頭の武士は勢ひまさりて、いよゝも非分も増長せしさまなり、此事ともをも聊記して、當時の事情を示すへし、

吾妻鏡卷十八云、元久元年十月十八日、諸國莊園郷保地頭等、寄<sub>三</sub>事於勳功賞<sub>一</sub>、構<sub>三</sub>非例<sub>一</sub>濫<sub>三</sub>妨所務<sub>一</sub>之由、國司領家訴訟出來之間、今日有<sub>三</sub>其沙汰<sub>一</sub>之、名田之所職、任<sub>三</sub>本下司之跡<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>沙汰<sub>一</sub>、背<sub>三</sub>御旨<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>職之旨、被<sub>レ</sub>仰下<sub>三</sub>云々<sub>一</sub>、仲業清定奉行云云、

此に名田之所職とあるは、前々も辨へたる如く、地頭私領の名田の限りは、其租稅地子等を對捍せず、先例に任せて備濟すへしとなり、



貞永式目云、一諸國地頭令<sub>レ</sub>抑<sub>二</sub>留年貢所當<sub>一</sub>事、  
 右抑<sub>二</sub>留年貢<sub>一</sub>之由、有<sub>二</sub>本所之訴訟<sub>一</sub>者、即遂<sub>二</sub>結解<sub>一</sub>、  
 可<sub>レ</sub>請<sub>二</sub>勘定<sub>一</sub>、犯用之條、若無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>遁者、任<sub>二</sub>員數<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>  
 辨<sub>二</sub>償之<sub>一</sub>、但於<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>少分<sub>一</sub>者、早速可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>過  
 分<sub>一</sub>者、三箇年中可<sub>レ</sub>辨<sub>二</sub>濟<sub>一</sub>也、猶背<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>令<sub>二</sub>難濫<sub>一</sub>  
 者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>易所職<sub>一</sub>也、

右に本所と見へたるは、國司領家寺社に限らず、國領  
 莊園の本司をいふ、結解を遂よとは、解状をした、め  
 て、勘定を明白にし、武家の裁許を請くへしとなり、

又云、一隱<sub>二</sub>置盜賊惡黨於所領内<sub>一</sub>事、右件輩、雖  
 有<sub>二</sub>風聞<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>不<sub>二</sub>露顯<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>其科<sub>一</sub>、斷罪<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>炳  
 誠<sub>一</sub>、而住<sub>一</sub>國、人等、差申之處、召上之時者、其國無爲  
 也、在<sub>レ</sub>國之時者、其國狼藉也云々、仍於<sub>二</sub>縁邊之凶  
 賊<sub>一</sub>者、付<sub>二</sub>證跡<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>禁<sub>一</sub>、又地頭等、至<sub>レ</sub>隱<sub>二</sub>置賊徒<sub>一</sub>  
 者、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>同罪<sub>一</sub>也、先就<sub>二</sub>嫌疑之趣<sub>一</sub>召<sub>二</sub>置地頭於鎌  
 倉<sub>一</sub>、彼國不<sub>二</sub>落居<sub>一</sub>之間者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>身暇<sub>一</sub>、矣字、次被<sub>レ</sub>  
 停<sub>二</sub>止守護所使入部<sub>一</sub>所々事、同惡黨等出來之時  
 者、不<sub>レ</sub>日可<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>渡守護所<sub>一</sub>也、若於<sub>二</sub>拘惜<sub>一</sub>者、且令<sub>レ</sub>  
 入<sub>二</sub>部守護使<sub>一</sub>、且可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>補地頭代<sub>一</sub>也、若又不  
 改<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>沒<sub>二</sub>收地頭職<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>入<sub>二</sub>守護使<sub>一</sub>

矣、

又云、一惣地頭押<sub>二</sub>妨所領内名主職<sub>一</sub>事、右給<sub>二</sub>惣  
 領<sub>一</sub>之人、稱<sub>二</sub>所領内<sub>一</sub>、掠<sub>二</sub>領各別村<sub>一</sub>事、所行之企、難  
 遁<sub>二</sub>罪科<sub>一</sub>、爰給<sub>二</sub>別御下文<sub>一</sub>、雖<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>名主職<sub>一</sub>、惣地頭若  
 伺<sub>二</sub>厄弱<sub>一</sub>之際、有<sub>レ</sub>限沙汰之外、巧<sub>二</sub>非法<sub>一</sub>致<sub>二</sub>濫妨<sub>一</sub>  
 者、可<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>別納御下文於名主<sub>一</sub>也、名主又寄<sub>二</sub>事於左  
 右<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>顧<sub>二</sub>先例<sub>一</sub>輩、違<sub>二</sub>背地頭<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>名主  
 職<sub>一</sub>也、輩字、

同追加云、一畿内近國并西國堺相論事、右共以爲<sub>二</sub>  
 公領<sub>一</sub>者、尤可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>國司之成敗<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>莊園<sub>一</sub>者、爲<sub>二</sub>領  
 家之沙汰<sub>一</sub>、經<sub>二</sub>奏聞<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>聖斷<sub>一</sub>、而地頭等任<sub>二</sub>自由<sub>一</sub>  
 相論之條、儘可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>停止<sub>一</sub>矣、

侍所沙汰篇云山賊海賊事、糾<sub>二</sub>明出入之在所<sub>一</sub>有<sub>二</sub>  
 領主同意之儀<sub>一</sub>者、於<sub>二</sub>其所<sub>一</sub>者、永可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>改<sub>二</sub>補地頭  
 職<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>本所寺社領<sub>一</sub>者、靜謐之保、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>  
 哉、可<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>奏聞<sub>一</sub>焉、

かく見へたる條々を打見て、うち續き地頭の所行に、  
 非儀ありけん事推量るへし、猶此類ひ記すに堪ねは、  
 さのみはとて大かたはもらしつ、  
 地頭の批判多かりし事

文治に地頭を補せられしよりこのかた、國土の煩ひ  
 多かりければ、世上の誹謗止む時もなかりき、是はた  
 事情を知る一助とおもへは、事の次に並へ載くへし、  
 承久軍物語卷一云、鎌倉の右大將賴朝、後白河院の  
 院宣を給はり、治承四年の秋の頃、やまきの判官を  
 うちとりてより、文治元年に至て、平家の一類こと  
 ごとく打なひかし、一天おたやかにをさまりしか  
 は、帝えいかんのあまりに、賴朝を六十六かこく  
 の惣追捕使にふせられけり、いにしへは國司領家  
 といふはかりなりしを、此時に當つて、國々に守護  
 をおき、郡郷に地頭をすえて、絶す兵糧米をあてと  
 らるゝ間、國司は守護をそねみ、領家は地頭を仇と  
 思ふ云々、

神皇正統記卷六云、いはんや文治のはしめ、國に守  
 護を補し、莊園郷保に地頭をおかれしより此かた  
 は、更に古へのすかたと云事なし、政道をおこなは  
 るゝみち、ことごとく絶果にき云々、

増鏡卷一新島守卷云、此時そそうつゝふくしと云事う  
 けたまはりて、地頭職に我家のつはものともなし  
 あつめける、この日本國のおとろふるはしめは、こ

れよりなるへし云々、  
 愚管鈔卷七云、武士將軍を失ひて、我身にはおそろ  
 しき物もなく、地頭々々として、皆日本國の所當と  
 りもちたり、院の御ことをは近臣の腋を、地頭の得  
 分にてこそくれは、ゑますと云ふ事なし、武士なれ  
 は當時心に叶はぬ者をは、おれくゝとにらみつれ  
 は、手むかひするものなし、たゞ心にまかせなん  
 と、ひしと案したりと今は見ゆめり云々、  
 今物語云、文覺上人の歌に、世の中に地頭ぬす人な  
 かりせば、人の心はのどけからましとよみて、我身  
 は業平にはまさりたりと云々、  
 など猶おほかるへし、

地頭代の事

關東の御家人等、正身は鎌倉に勤仕せるか故に、その  
 領所には代官を置いて、公役等を掌らしむ、是は今の世  
 の御制にも替る事なければ、殊更に云までもなけれ  
 は、其郷保に土着の武士とは、少しかはりめ有事を  
 は、こゝろ得てあるへきなり、  
 吾妻鏡卷卅三云、延應元年九月十一日、諸國地頭  
 等、以<sub>二</sub>山僧并商人借上輩<sub>一</sub>補<sub>二</sub>代官<sub>一</sub>事、一切被<sub>レ</sub>停



止、是爲貧當時之利潤、不願後日之煩、以如此輩、補代官之間、偏忘公物備、只廻私用計之由、依有<sub>レ</sub>其聞也、  
など見へたる類、此他にも勝計しかたし、但商人借上輩とは、今の世の請負人なるへし、

在國の地頭任官の輩の事

諸國の地頭等、衛府等に任せらるるといへども、在國して供奉せざる輩は、公役として、行幸等の用途を進濟せさしめし事みゆ、

吾妻鏡卷卅三云、仁治元年九月卅日、御家人等中、任官之輩、不勤行役事、依有<sub>レ</sub>其恐、召<sub>レ</sub>進用途之由、今日有<sub>レ</sub>評定、所謂左右衛門尉分、人別百匹、左右兵衛尉分、人別七十四、左右近將監分、人別三十四、内舍人分、人別廿四等也、不供<sub>レ</sub>奉行幸等者、爲<sub>レ</sub>毎年役、可<sub>レ</sub>進濟云々、且加<sub>レ</sub>催促、令<sub>レ</sub>致沙汰、可<sub>レ</sub>注進交名之旨、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>諸國守護人<sub>レ</sub>也、  
こは公武こそ等しからね、御當代の小普請金に似たり、

地頭名義考卷下

本補新補の地頭の事

承久三年兵亂の後、勳功の武士に恩賞の事あり、是を新補の地頭といへり、本補とは古來相傳したるも、右大將家以來承久以往に、新恩の輩をいふ、こは其地頭の得分に、各別の制あるかゆるなり、此得分の事は、次條にいふを見る

將軍執權次第云、貞應二年癸未、六月十五日、新補地頭得分、十二町別一町、段別加<sub>レ</sub>徵五升之由、被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>宣旨云々、

貞永式目追加云、一新補并本地頭、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用御下知<sub>レ</sub>事、嘉祿四九九、齋藤兵入奉行、右新補地頭者、云<sub>レ</sub>本司跡、云<sub>レ</sub>新補率法、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>混<sub>レ</sub>領兩様之由、被<sub>レ</sub>下<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之處、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>用其狀、猶令<sub>レ</sub>違犯<sub>レ</sub>者、改<sub>レ</sub>易其處、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>行勳功未給之輩也、按に、此事吾妻鏡卷卅一にも、同日條にみへたり、兵入は兵衛入道淨圓也。  
仁治元十一廿三評、被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>所領<sub>レ</sub>者、就<sub>レ</sub>之所<sub>レ</sub>評訟無<sub>レ</sub>盡期<sub>レ</sub>歟、仍可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>實屋用途<sub>レ</sub>也、但隨<sub>レ</sub>其所之多少、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>之、假令五十町所者、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>錢五十貫文也、但、地頭得分也、寄<sub>レ</sub>事於左右不

可<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>土民之煩、按に、此事普通の吾妻鏡には、脱次本地頭之輩、或背<sub>レ</sub>先例、或違<sub>レ</sub>父祖例之由、訴訟之時、不<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>御下知<sub>レ</sub>者、召<sub>レ</sub>其所、可<sub>レ</sub>宛<sub>レ</sub>行宮仕忠勞之輩、并所知之替<sub>レ</sub>也云々、此事は、又吾妻鏡卷卅二にもみへたり。  
吾妻鏡纂云、延應二年六月十一日、於<sub>レ</sub>前武州御亭、有<sub>レ</sub>臨時評定三箇條事、一新補地頭得分田畠加徵物事、於<sub>レ</sub>本年貢一斗所<sub>レ</sub>者、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>參分<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>者、以下二箇條略之。  
此式條に依て推考ふるに、是よりさき、

侍所沙汰篇云、貞應二七六、犯過人料事、右領家國司三分之二、地頭三分一、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>沙汰之、  
かく見へたる三分の一二は、國司領家の過料は年貢三分の二、地頭の過料は年貢三分の一を、可<sub>レ</sub>徵とおきてられしなるへし、但彼は加役、加徵物<sub>レ</sub>ある、是は過料<sub>レ</sub>是則犯過人料なり、にて、今えうなきに似たれど、かやうの制度は大概傍例をもて、准據とする理なれば、且は照し合て法則をも明らめ、且は此文の僻聞せらるべきをも恐れて、事の次に並へ載たるにそ有ける、猶此後、また加役の事評あり、

北條記卷下云、永仁元年五月廿日評云、領家與<sub>レ</sub>地頭<sub>レ</sub>中分事、於<sub>レ</sub>新補地頭<sub>レ</sub>者、被<sub>レ</sub>折中<sub>レ</sub>、限<sub>レ</sub>本補地

頭、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>許容<sub>レ</sub>之條、先々沙汰不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、向後隨<sub>レ</sub>事時、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>中分<sub>レ</sub>云々、

かく見へたる文の意は、先々新補の地頭の限りは、加役の物を折中して、領家は年貢の三分の二を徵し、地頭は三分の一を徵たり、されは本補の地頭の限りも、同例たらねは理り協はず、自今以後は時宜に隨ひ、折中の法を用ゐらるへしとなるへし、前條どもを照し併せて、心をこめて熟視せすは、此文分明には解しかたかるへし、

尺素往來云、新補地頭可<sub>レ</sub>守<sub>レ</sub>率法<sub>レ</sub>之段、承久以來所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>定置<sub>レ</sub>也、國衛所務者、任<sub>レ</sub>先規<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相綺<sub>レ</sub>、但地下侮<sub>レ</sub>微弱<sub>レ</sub>、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>敍用<sub>レ</sub>者、守護地頭同葢<sub>レ</sub>彼所、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>沙汰<sub>レ</sub>居<sub>レ</sub>雜掌<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>莊家<sub>レ</sub>者<sub>レ</sub>也、

此往來は、杏に後なる、永享の頃など出來けむとおもふを、さすがに法度の残りてや有けん、さらすはかうはか、せ給ふましくおほゆる、

沙汰未練書云、地頭とは、右大將家以來、代々將軍家奉公蒙<sub>レ</sub>御恩<sub>レ</sub>人之事也、新補地頭とは、承久兵亂之時、以<sub>レ</sub>沒収<sub>レ</sub>之地、宛<sub>レ</sub>給<sub>レ</sub>所領<sub>レ</sub>等事也、本新兩様所務事、兩様兼帶所務とは、本補地頭として、下地一



圓管領之上、又新補率法の得分與之、兩様兼帶とを云也、  
など見へたる條々を打見て、本補新補の分別をしるへし、

地頭得分員數事

鎌倉の征夷將軍、右大將家以來の地頭は、三様の差別あり、此三やうの差別あるによりて、得分も亦等しからず、此事ともは、上の條々所々に徴してあれども、猶ごり統て委細にいふへし、一には古來相傳の輩、或は右大將家以來新恩の輩、或は私に買得せし類ひ、何れも其郷保の内を、一圓に管領して、地下の土民に耕作せさしめ、所當の官物租稅地を辨濟し、其餘稻をば取あくる限り、我得分にするをいふ、(假令、田地より獲る所の米百斛あれば、此内租稅は五斛に足らず、地子は廿斛なり、餘る所の七十五斛餘は、私に是を得るなり、但しその地下の名主土民は、其七十五斛餘のうちより、作得を分ちとるなり、) 此地頭の輩管領の地の廣狹によりて、大名あり、小名あり、御家人もまた此うちにより、次下のも同じ、本補の地頭といへるものはなり、但此うち新恩の限りは、五百町の外は削るへき

よし、横しまなる沙汰も後には聞へぬ、されど廣元善信などの人々、諷諫を加へられしかは、空しく其沙汰止たりしなるへし、  
吾妻鏡卷十六云、正治二年十二月廿八日、金吾仰政所、被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>出諸國田文等、令<sub>レ</sub>源性算<sub>三</sub>勘之、治承養和以後新恩之地、每<sub>レ</sub>人於<sub>二</sub>五百町<sub>一</sub>者、按、於上脫召<sub>二</sub>放其餘、可<sub>レ</sub>賜<sub>二</sub>無足近仕等<sub>一</sub>之由、日來内々及<sub>二</sub>御沙汰、昨日可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>施行<sub>一</sub>之旨、被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>下廣元朝臣、已珍事也、人之愁世之謗、何事如<sub>レ</sub>之哉之趣、彼朝臣以下宿老殊周章、今日如<sub>二</sub>善信<sub>一</sub>類盡<sub>二</sub>諷詞<sub>一</sub>之間、愁以被<sub>レ</sub>閣<sub>レ</sub>之、明春可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御沙汰<sub>一</sub>云々、  
と見へたるか如し、一には新補の地頭なり、此大旨は前條に述たるか如し、是は假令百十町の地なれば、其内十町を給田に賜はり、其外の百町よりは、段別五升の兵糧米を賜はるよしなり、此事は將軍執權次第、前條に長門本平家物語上件廿三張、等に見へたり、且此うち、本新兼帶の地頭には、頗大名の武士もあるへし、一には莊園郷保のうちに、謀叛盜賊の輩あれば是を補せられ、平定の後には停止せらるゝをいふ、委しくは前件十六張左、地頭は追補使なりさいへる條に見ゆれど、猶明文を載て徴

とすへし、

吾妻鏡卷卅一云、嘉禎二年十月二日、六波羅飛脚參着申云、自去月中旬之比、南都蜂起構<sub>二</sub>城廓<sub>一</sub>巧<sub>二</sub>合戰<sub>一</sub>、六波羅遣<sub>二</sub>使者<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>相宥<sub>一</sub>彌倍增云々、  
五日、被<sub>レ</sub>經<sub>二</sub>評議<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>鎮<sub>二</sub>南都騷動<sub>一</sub>、暫大和國置<sub>二</sub>守護人<sub>一</sub>沒<sub>二</sub>收家徒知行莊園<sub>一</sub>、悉被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>畢、中略又南都領在所、悉不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>行<sub>二</sub>可<sub>レ</sub>行<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>食<sub>一</sub>之處、武藏得業隆圓、密々與<sub>二</sub>其注文於佐渡守基綱<sub>一</sub>、就<sub>レ</sub>送<sub>二</sub>進關東<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>新<sub>二</sub>補地頭<sub>一</sub>云々、

六日、大和國守護等御下文、被<sub>レ</sub>遣<sub>二</sub>六波羅<sub>一</sub>云々、  
十一月一日、未刻六波羅飛脚參着、南都去月十七日夜破<sub>二</sub>城廓<sub>一</sub>退散、是於<sub>二</sub>所領<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>塞關<sub>一</sub>之間、失<sub>二</sub>兵糧之計<sub>一</sub>難<sub>レ</sub>聚<sub>二</sub>人勢<sub>一</sub>之故也云々、  
十三日、六波羅飛脚到着、南都蜂起落居、自去二日<sub>一</sub>僧綱已下飯<sub>二</sub>寺<sub>一</sub>、閉<sub>二</sub>寺門<sub>一</sub>行<sub>二</sub>佛事<sub>一</sub>云々、  
十四日、匠作武州著<sub>二</sub>評定所<sub>一</sub>給、其衆參、南都事有<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>、衆徒靜謐之間、止<sub>二</sub>大和國守護地頭職<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>元可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>付<sub>二</sub>寺家<sub>一</sub>云々、

かく見へたるにて詳なるへし、此趣なる地頭の所得は、段別五升の兵糧米のみ、宛行はるゝ定めなるへ

し、もし給田をも賜はるならぬ、段別五升は、文治の度の制にて、ひきは、鑑にはしりかたし、段別五升は、文治の度の制にて、張右、に見へたるか如し、此三やうを辨知せされは、所得の差別も知り難きものを、  
以上文治以來元弘以前は、其制大旨かくの如しと知るへし、但此地頭の所職は、謀叛殺害等の事に預るのみにて、其他郷中の所務の限は、領家の下知に従ふへき例なり、

建武以來の形勢の事

鎌倉將軍の御代革りて、一度公家の政務になり飯れりしか、程もなく又武家に變れる、建武の頃の形勢をおもふに、守護地頭等の制度に於ては、大旨先代の跡を繼れしさまなり、しか有けんとおもはるゝよしは、建武式目等に、貞永式目の旨を守らるゝよしども、見へ、且上件廿五張左に載せたる、尺素往來などに據て、推量らるゝか故なり、然れども當時月を超て公家は衰へ、日を逐て武家の勢ひは増れは、式目はたゞ表のみにて、守護地頭等の自由の所行も、さのみ制止をは加へられさりつと見へたり、こは舊記ともに往々見ゆれば、聊<sub>二</sub>こ<sub>一</sub>に載るを見るへし、  
神皇正統記卷六云、天下を治ると云事は、國郡を專



らにせずして、其事となく不輸の地を立らる、事のなかりしにこそ、(按に、不輸地は、公に正税を收めざる地なり、玉篇に輸式朱切、委也、更也、盡也、寫也と見へて、しゆの音なり、ざるを此にゆの音としたるは、續字彙補に、輸云俱切、與渝同變也とある後世音なり) 國に守あり郡に領あり、一國の内みな國命の下にて治めしゆゑに、法にそむく民なし、かくて國司の行迹をかつかへて賞罰ありしかは、天下の事掌をさして行ひやすかりき、其中に諸院諸宮に御封あり、親王大臣又かくのことし、其外官田職田とてあるも、皆官符を給りて、其處の正税を受るはかりにて、國は皆國司の吏務なるへし、但大切のものそ、今の莊園など、て傳ふることく、國國にいろはすして傳へける、中古となりて莊園多く立られ、不輸の所いてきしより、亂國とはなれり、上古には此法能かたかりければにや、推古天皇の御時、蘇我の大臣我封戸を分て寺に寄んと奏せしを、終に免されず、光仁天皇は、永く神社佛寺に寄せられし地をも、永の字は一代に限るへしとあり、後三條院の御代こそ、此つひるを聞せ給ひて、

記録所を置れて、國々の莊公の文書を召て、多く停廢せられしかと、白河鳥羽の御時より、新立の地いよ／＼おほくなりて、國司のする所百か一になりぬ、後さまには國司任に越く事さへなくて、其人にもあらぬ眼代をさして、國を始めしかは、いかてか亂國ならざらん、况文治のはしめ國に守護職を補し、莊園郷保に地頭をおかれしより、此かたは、更に古の姿と云事なし、政道を行はる、道盡く絶果にき、たま／＼一統の世にかへりぬれば、此度を古き費をも改められぬへかりしかと、夫まてはあまさへの事なり、今は本所の領といひし所々さへ、皆勤功に混せられて、累家もほと／＼其名許に成ぬるもあり、是みな功にはこれる輩君をおとし奉るによりて、皇威もいと、軽くなるかどみへたり、かゝれば其功なしといへども、古よりは勢ひある輩をなづけられん爲にか、或は本領なりとて給へるもあり、或は近境なりとて望むもあり、闕所を以て行はるゝにたらされは、國郡につきたりし地、若は諸家相傳の領までも、きはひ申けりこそ、治まらんとして彌々亂れ、安からんとして倍々あやふく

なりける、末世のいたりこそ誠にかなしく侍れ、太平記卷一、後醍醐天皇御治世事條云、永仁元年より鎮西に一人の探題を下し、九州の成敗を司しめ、異賊襲來の守を堅す、されは一天下普彼下知に不隨と云處もなく、四海の外も均く其權勢に服せすと云者は無りけり、朝陽不犯とも殘星光を奪る、習なれば、必しも武家より公家を蔑にし奉るとしもは無れども、所には地頭強して領家は弱く、國には守護重くして國司は輕し、此故に朝廷は年々に衰へ、武家は日々に盛也、  
建武式目追加云、一寺社本所領事、觀應二六〇、三御沙汰、諸國地頭御家人以下輩、押領所々之條、濫惡之至、不レ可レ不レ誠、所詮嚴密、可レ停レ止其妨、若不レ敍用者、可レ被レ收レ公所領半分、押領已後得分物、同可レ返レ進之、無レ所帶者、可レ處レ遠流一焉云々、  
かく見へたるを讀わして、當時の事情を推量るへし、但元弘建武以來、忽に制度を更られ、先代には従はれぬ箇條も、またなきには非ず、そは、  
建武式目追加云、一寺社本所領事、應安元、六十七、禁裡仙洞御料、寺社一圓佛神領、殿下渡領等、異于他之

間、曾不レ可レ有レ半濟之儀、固可レ停レ止武士之妨、其外諸國本所領暫相二分半分、沙汰付下地於雜掌、可レ令レ全レ向後知行、此上半分之預人、按に、花營三代、記作頭人、或違亂雜掌方、或致過分掠領者、一圓被レ付本所、至濫妨人者、可レ處レ罪科也、將又、雖有本家寺社領之號、於領家人給之地者、宜准本所領、歟、早守此旨、云一圓之地、云半濟之地、嚴密可レ打渡于雜掌一矣、次自先公御時、本所一圓知行地事、今更稱半濟之法、不レ可レ改動、若令違犯者、可レ有レ其咎一焉、次以本所領、誤被レ成御下文地事、被レ宛レ行替之程、先本所與給人、各半分可レ爲知行、不レ可レ有レ守護人之綺一矣、次月卿雲客知行地頭職事、爲武恩被レ補任之上者、難レ混本所領、可レ停レ止半濟之儀一焉、按、花營三、代記亦同  
かく見へたるうち、いまた解しかたき事とも、みゆれど、まづ其大概を推量るに、先々の制度とは等しからす聞ゆる事おほし、そは禁裡仙洞御料、乃至殿下渡領云々、(殿下渡領といふは、世々藤氏の長者たる人、傳領せらるゝ莊園なり、關白内覽の宣旨を蒙れる、すなはち前關白より譲り渡さるゝ莊園なるか故に、わ



たし領といへるなり、此領地は四箇所有て、大和國佐保殿、河内國楠葉庄、越前國方上莊、備前國鹿田莊等なるよし、日本紀略、朝野羣載、中右記、人車記等、そのほかにもこれかみへたり、とあるを見るに、諸國一圓に公領ならんには、禁裡御料とはいふへくもあらしを、當時は纔に五箇國か十箇國ばかりを、其御料に宛奉り置て、(こは何箇國なりけん、猶考ふへし、但此限りある御領國をも、諸國の武士等の心に任せ、年々歳々に押領しければ、文明以來天正頃に至りては、地を拂ひて減少しつくし、一國一郡一郷たにあらずなんなり果たりける、) 其他の諸國は私物とし、武家より沙汰せし事と見へたり、但此御領國を定め

義満公の治世なればなり、又領家人給云々とは、假令おもては或は仙洞御領、或は寺社領の名目なれど、内内は京家の人の、或は給はり或は譲り受て、私に知行せるなり、又守護人とあるは本所の目代にて、守護職の武士には非ざるへし、何れもよく文意を味ひ、事のやうを推量るへし、猶月卿雲客云々の文は、今少し解し難きふしあり、識者なほ考ふへし、抑建武より以降應仁の亂れ以前は、制度の主旨此ちやうなめれど、此はた、表のみにて、實には行はれず、年月の移るに従ひ、武家の押領増長しつゝ、諸國のうち七八分は、武士の所得となりしさまなり、

應仁以來の形勢の事

させ給へりしは、公家御一統の御世のはしめに、宣下ありし事とこそおほゆれ、扱其禁裡仙洞御領云々の外にも、宮方、親王方、攝家、關白家等の領々までを、押並へて本所領といふなるへし、此本所領のうち、彼渡領以上は格別にして、其他貴所の分の年貢所當は、半を地頭の所當とせしなるへし、此等は殊に先々の制度に違へり、雜掌口あるは、貴所の目代なり、先公とは尊氏義詮の兩公なり、此應安は足利三代の將軍

應仁元年より大きな亂れいてきて、都のうちすら戰場となりはて、公はさらにもいはす、將軍さへすら其威を失ひ、禁裡其外貴所の御領も、寺社の所領も國司領家も、守護地頭に奪ひつくされ、掛まくもかしこき大宮のうちたに、大炊寮の煙も絶はて、攝家關白の止事なきさへ、罪なくして遠き國々にさすらへ、朝倉大内などの富有の輩に身を寄せ、辛うして世をも過さるゝ事となりなき、しかあるからに國司も領家も、

た、名のみにして其實を失ひ、諸國一圓田畠の限りは、守護地頭のものご成果たりける、こは應仁以來次第次第に移り變りこし天正頃のさまなり、但伊勢飛驒の兩國司なりける、北畠、姉小路家等運歩色葉抄云、一色、伊勢北畠殿、は、頗る武威をも兼られしに依て、暫く飛驒姉小路殿、其吏務をも失はてそ有ける、然れども限りある國司の任をも、(帝王編年記卷十二、弘仁六年條云、是歲諸國司遷替以三四年二爲限、河海抄卷九、玉鬘卷云、仁明天皇承和元年七月、勅諸國守介者、以三四年二可爲限云々、花鳥餘情卷二、若紫卷云、國司は一任四ヶ年とて、國司に成ては五ヶ年目に、かならずかはる事なれば代々の司とはいへりなど、猶おほく見ゆ、) 永く公に返し奉られさりしは、猶みづから奪へりしなり、猶禁闕より初めて、當時の京家のさまは、

老人雜話卷下云、信長の時禁中微口なりし事、邊土の民屋に異ならず、築地など口なく、竹の垣に茨なとまき付たるさまなり、老人兒童の時は遊びに行て、縁にて土なごねやし、破れたる簾を折節あけて見れば、人もなき體なり、信長知行など付られ、造作等寄進ありし故に、少し禁中の見なし能くなり

し、夫故信長を御崇敬有て、高官にすゝめられぬ、又云、禁中信長の時より興隆すといへども、太閤の初まては未微々なり、近衛殿に歌の會などあるに、三方の臺の色あく迄黒きに、赤小豆餅を載せて出されたり、されども歌も手跡も今時の人に十倍すとなり、

かく見へたるにて其程の趣き、推量られ奉るそかし、あなかしこゝ、かくて豊太閤の治世になりては、大名小名おしわたして、地頭とは稱しけれと、守護職の名をは廢せられしさまなり、  
豊臣秀吉譜卷下云、文祿四年八月下三九條法制于諸人、中略其三曰、天下之賦稅、三分二者地頭取之、三分一者耕民可自取之、慎莫使田畝就荒蕪云々、

かく制度をも立られし後は、禁裡仙洞の御料はさらなり、尊卑の雲客寺社領等をも、其ほとゝくに宛行はれて、年貢所當は武家とひとしく、彼三分二に定められしなるへし、扱古來よりの地頭の沿革、大旨はかくの如しといへども、微細なる差別どもは、盡し難く明らかめ難くて、不審なから止みつるもましければ、もどか



しどや人おもふらんかし、  
御當代御制度の事

かくて慶長年中御治世のはしめに、天下の諸法度御改正の折から、諸氏の安堵を計らせ給ひて、かの豊臣家の舊制を革め、三分二の賦税を減して、今の御制度をは立給へりしなるへし、今の世の御制度のやうなは、耕民に尋ねて知るべし、こゝには詳かに述べたし、抑御當代の國主領主は、上代の國造縣主にかよひて、漢國の封建の制に似たるを、孝徳天皇の御時より、郡縣の制度を建られ、其後さまざまに變ひきぬるを、竟に上古の御制度のまゝに、おのつからかへり改れるは、掛まくもあやにかしこき、神のみしわざにこそおはしますらめ、但今の世の國主領主を、なほ地頭とも稱ひなれためるは、其舊名を傳へたるのみにて、私の俗稱なり、ゆめ鎌倉時代の職名になまかへそ、

地頭錢の事

唐代宗の大曆年中、はしめて地頭錢といふを加徴せしより、此地頭の稱は興れりといふ事、上件に述たるか如し、されど其明文を載さらんも、猶あかぬこゝちすれば、うるさけれと爰に云へし、

九品準下下戸、餘品並準依此等税一若一戸數處、任官亦每處、依品納税、其内外官、仍據正員、及占額内闕者按、二字、税、其試及同正員、文武官不在税限、其百姓有邸店行舖、及鑪冶、應準式合加本戸二等税者、依此稅數、勘責徵納、其寄莊戶、準舊例、從八等戶稅、寄住戶、從九等戶稅、比類百姓、事恐不均、宜各遞加一等稅、其諸色浮客、及權時寄住田等、無問有官無官、各所在爲兩等收稅、稍般有準八等戶、餘準九等戶、如數處有莊田、亦每處稅、諸道將士莊田、既緣防禦勤勞、不可同百姓例、並一切從九等輸稅、其年十二月勅、令恐今開輔墾田漸廣、江淮轉漕常加、計一年之儲、有口半之助、其於稅地、固可從輕、其京兆來秋稅、宜口作兩等、上下各半、上等每畝稅二斗、下等每畝稅六升、其荒田如能佃者、宜準今年十月二十九日勅、一切每畝稅二升、仍委京兆尹及令長、一一存撫令知朕意、五年三月、優詔、定京兆府百姓稅、夏稅上田畝稅六升、下田畝稅四升、秋稅上田畝稅五升、下田畝稅三升、荒田開佃者、畝率二升、八年正月二十五日勅、青苗地頭職、天下每

舊唐書食貨志卷上云、天寶元年正月一日敕文、如聞百姓之內、有三戶高丁多、苟爲規避、父母見在、乃別籍異居、宜令州縣勘會、其一家之中、有三丁已上者、放兩丁征行賦役、五丁已上放三丁、即令同籍共居、以敦風教、其侍丁孝假、免差科、廣德元年七月詔、一戶之中、三丁放二丁、庸調地稅、依舊每畝稅三升、天下男子、宜二十三成丁、五十八爲老、永泰元年五月、京兆麥大稔、京兆尹第五琦、奏請每十畝官稅一畝、效古什一之稅、從之、二年五月、諸道稅地錢使殿中侍御史韋光裔等、自諸道使還得錢四百九十萬貫、乾元以來、屬天下用兵、京師百寮、俸錢減耗、上即位、推恩庶寮、下議公卿、或以稅畝有苗者、公私咸濟、乃分遣憲口、稅天下地青苗錢、以充百司課料、至是、仍以御口大夫、爲稅地錢物使、歲以爲常、均給百官、大曆口年正月十八日、勅有司、定天下百姓、及王公已下每年稅錢、分爲九等、上上戶四千元、上中戶三千五百元、上下戶三千元、中上戶二千五百元、中中戶、二千文、中下戶一千五百元、下上戶一千文、下中戶七百文、下下戶五百元、其見官一品準上上戶、

畝率十五文、以京師煩劇、先加至三十文、自今已後、宜準諸州、每畝十五文、建中元年二月、遣黜陟使、分行天下、其詔略曰、戶無主客、以見居爲薄、人無丁中、以貧富爲差、行商者在郡縣、稅三十之一、居人之稅、秋夏兩徵之、各恐有不便者、三之、餘征賦悉罷、而丁額不廢、其田畝之稅、率以大曆十四年墾數爲準、徵夏稅、無過三十六月、秋稅無過十一月、違者進退長史、史當、令黜陟使各量風土所宜、人戶多少、均之定其賦、尙書度支物統焉、三年五月、淮南節度使、陳少遊請、於本道兩稅錢、每千增二百、因詔、他州悉如之、八年四月、劍南西川觀察使、韋臯奏請、加稅什二、以增給官吏、從之、  
新唐書食貨志卷一云、廣德元年詔、一口三丁者、免一丁、凡畝稅二升、男子二十五爲成丁、五十五爲老、以優民、而疆寇未夷、民耗斂重、及吐蕃逼京師、近甸屯兵數萬、百官進捧、按、方曆本、又率戶以給軍糧、至大曆元年、詔、流民還者、給復二年、田園盡則、授以逃田、天下苗一畝稅錢十五、市輕貨、給百官手力課、以國用意、不及秋、方苗青



則征之、號青苗錢、又有地頭錢、每畝二十、通名爲青苗錢、又詔、上都秋稅分三等、上等畝稅一斗、下等六升、荒田畝稅三升、五年始定法、夏上田畝稅六升、下田畝四升、秋上田畝稅五升、下田畝三升、荒田如故、青苗錢畝加一倍、而地頭錢不在焉、

かく見へたる兩書の文意を、おろ／＼参考して讀味はふるに、青苗錢は夏成ともいふへく、地頭錢は軍役に似たり、然れども文義微細にも了解かたければ、推決めてもいひ難けれど、ごにもかくにも此地頭錢こそ、此方の地頭の濫觴なる事は決なし、(小林百枝曰、代に口錢賦錢といふを徴し事あり、唐世の地頭錢は、漢是に倣へる物なるへし、漢舊儀卷下、算民條云、年七歲出二口錢、人二十三、二十錢以食天子、其三錢者、武帝加二口錢、以補車騎馬、又令民男女十五以上、至五十六、出賦錢、人百二十爲一算、以給車馬云々)と見ゆといへり、但此地頭錢の事、此方にも既くより沙汰あり、

續古事談卷上云、或人云、地頭と云名心えず、いかにつけたるやらむと、年來思ひし程に、或唐書の中

に、世に俄に謀反のものいてきたるをうたんとて、率爾に兵をあつむるとき、兵糧米のために、國王郡郡をせめてあつめたるを、地頭錢と云といふ文あり、これ今の地頭の義にかなへり、この文を見たりける人つけそめたるか、又星などの童謡して云いてたるか、ふしきの事也、

かく見へたるは、建長年中に係れり、當時既に本縁をも知らずして呼なれたるを、しかおもひ得しは、いごよき心つきなりけり、又此文を取て、  
壺囊鈔卷一云、諸國地頭と云は何なる故ぞ、古來より沙汰ある事也、難心得一名也、諸莊園に於て、本家領をば皆領家と云、尤不審なる所に、或記云、諸國地頭の名、年來難心得之處に、後漢書或本中、世俄謀叛者出來時、是誅伐の爲率爾兵集時、兵糧の爲、國王士民を責集めたるを、地頭錢と云、是尤今地頭の義に叶へり、此文を見て名たる歟、不不然星なんとの來下して名付る名歟、不思議の事也と書る物あり、誠に此文を不見程は不審の名也、今思へは鎌倉源二位頼朝卿、平家の亂を靜めて、文治の始に新補の地頭と云ふ、是則武士を勇めて、海内の

守護を全せん爲の義なれば、地頭錢の心相諧者哉、と見へたれど、唐書をもて後漢書といへるは誤なり、後漢書中には所見なし、又文治の庭を濫觴といへるも、いふまでもなき失考なりかし、

守護職の事

地頭の本文を述るに就ては、おのつから又守護職の事にも係れば、是はたふつにいほさんには、なほし盡さぬ事もあるなれば、其大旨をついてにいふへし、抑文治元年十二月廿一日の宣旨によりて、鎌倉の右大將家、諸國の守護職地頭職を、一圓に領掌せられたりしかば、國々の公領には、大小名を守護職にする、其國中の莊園には、御家人をもて地頭職に補せられ、謀叛盜賊の守禦に備へて、段別五升の糧米を宛らる、(こは唐制に、每畝十五文、或は三十文、と見へたる、地頭錢に倣へるなり)但大小名も、御家人も、實は天下の耕民なれば、本より所領の田畠ありて、此糧米は其役料なり、扱此所當を兵糧米と名つけたり、さるは守護職も地頭職も、其實は追捕使なるか故なり、(此事は、上件十六張左に、委曲に辨へたる、こゝに、されは一國の政務は、國司の預かる所にして、守護職の沙汰すべきは、謀叛盜賊并せて大番の催促のみなりしを、世を經るほどに、

武家の權威まさりて、はてはては國司をも倒して、己れほしきまゝに國々をも領せり、此事ともを委曲にせんには、事ししく煩らはしければ、た、其大概を次にしるすへし、

吾妻鏡卷五云、文治元年十一月廿八日、補任諸國平均守護地頭、不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>權門勢家莊公、可<sub>レ</sub>宛<sub>二</sub>課兵糧米<sub>一</sub>、(段別)之由、今夜北條殿、謁<sub>二</sub>申藤經房卿中納言<sub>一</sub>云々、

此事玉海はた同じ趣なり、其文云、十一月廿八日夜、時政謁<sub>二</sub>經房<sub>一</sub>、諸國不<sub>レ</sub>論<sub>二</sub>莊公、可<sub>レ</sub>宛<sub>二</sub>催兵糧<sub>一</sub>、(段別)五升、非<sub>二</sub>管兵糧之催<sub>一</sub>、總可<sub>レ</sub>知行田地云々と見へたり、但此他にも是彼見ゆれど、大方は上文、地頭職勅許條<sub>廿二</sub>張右、に載たり、

かく見へたるかはしめにて、  
同卷廿六云、承久四年正月三日、相州賜<sub>二</sub>伊豫國守護職<sub>一</sub>、(是去年依<sub>二</sub>合戰賞、拜領之處、彼狀燒失之由、依<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>申<sub>レ</sub>之重所<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>成下<sub>一</sub>也、此外同國中、十六箇所賜<sub>レ</sub>之云々、

此相州は、北條相模守平義時朝臣なり、伊勢國のうら公領の限りは、守護職の役料として、段別五升の兵糧



米を賜はり、又其公領の内十六箇所を、加増として賜はれるなり、こは莊園の地頭にはあらで、十六箇所の名主として、年貢所當をは國司に輸し、耕民には作得を與へ、其餘稻を得分とするなり、本所領の地頭となりて、段別五升を賜はるものと、一やうに混する事なかれ、但此十六箇所は、承久の没官領なるへし、

貞永式目云、一諸國守護人奉行事、右大將家御時、所被<sub>レ</sub>定置<sub>一</sub>者、大番催促、謀叛殺害人付夜討強盜山賊海賊等事也、而至<sub>二</sub>近年<sub>一</sub>、分<sub>三</sub>補代官於都郷<sub>二</sub>、宛<sub>三</sub>課公事於莊保<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>國司<sub>一</sub>、而妨<sub>三</sub>國務<sub>一</sub>、非<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>、而貪<sub>三</sub>地利<sub>一</sub>、所行之企、甚以無道也、抑雖<sub>レ</sub>爲<sub>三</sub>重代御家人<sub>一</sub>、無<sub>二</sub>當時之所帶<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>能<sub>三</sub>驅催<sub>一</sub>、兼又所々下<sub>二</sub>司莊官<sub>一</sub>以下、假<sub>三</sub>其名於御家人<sub>一</sub>、對<sub>三</sub>捍國司領家<sub>一</sub>下知<sub>二</sub>云々<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>然之輩、可<sub>レ</sub>勤<sub>三</sub>守護<sub>一</sub>役<sub>二</sub>之由<sub>一</sub>、縱雖<sub>レ</sub>望申<sub>一</sub>、一切不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>加催<sub>一</sub>、早任<sub>三</sub>右大將家御時例<sub>一</sub>、大番催促催促二字、并謀叛殺害之外、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>停<sub>三</sub>止守護之沙汰<sub>一</sub>、若背<sub>三</sub>此式條<sub>一</sub>、一作相交自餘事<sub>一</sub>者、或依<sub>三</sub>國司領家之訴訟<sub>一</sub>、或就<sub>三</sub>地頭士民之愁鬱<sub>一</sub>、非法之至爲<sub>三</sub>顯然<sub>一</sub>者、被<sub>レ</sub>改<sub>三</sub>所帶之職<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>穩便之輩<sub>一</sub>也、又至<sub>三</sub>代官<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>定<sub>三</sub>一人<sub>一</sub>也、

此式目の文に依て、守護職の本跡をば、詳に辨ふへし、扱又嘉禎二年十月上旬、南都の衆徒等蜂起しければ、俄に大和の守護職を補せられ、衆徒の莊園を沒收して、悉く地頭をも置きたりしか、程なく其事靜謐しければ、本の如く返し賜ひて、守護地頭をば停止せられたりし事、吾妻鏡卷卅一に見へたる、上件、地頭得分員數の條卅八に載たるか如し、さる例もまゝ有へき事、見合せてこゝろうへし、右式條の趣きにては、頗嚴重の制度も有けんやうに見ゆれど、かへすくもいへるか如く、ごかくに諸國の武士等の非法は、制止にも及はさりしさまなり、まして鎌倉の執權亡ひたりし後には、いよ、増長しけん事、思ひやるへし、太平記卷卅三、公家武家榮枯易<sub>レ</sub>地事條云、前代相模守の天下を成敗せし時、諸國の守護大犯三箇條の檢斷の外は、綺ふ事無しに、今は大小の事、共に只守護の計ひにて、一國の成敗雅意に任すれば、地頭御家人を郎從の如くに召仕ひ、寺社本所の所領を、兵糧米とて押へて管領す、其權威只古の六波羅、九州の探題の如し云々、

云、むかしこそ受領とも、任のほど其國をした、めおこなひしか、此頃はた、名ばかりにて、いつくにも守護といふもの、目代よりはおそまじきをするたれば、武家のなひきにてのみ、おほやけさまの事は、よろつおろそかにそしける云々、

など見へたるにて、當時の事情は、おのつから知られたれど、其後も式目の表は、さのみ先代にかはらさりしなり、  
建武式目云、一諸國守護人殊に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>擇<sub>三</sub>政務器用<sub>一</sub>事、如<sub>二</sub>當時<sub>一</sub>者、募<sub>三</sub>軍忠<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>守護職<sub>一</sub>歟、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行<sub>三</sub>恩賞<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>宛<sub>三</sub>給莊園<sub>一</sub>乎、守護職者上古之吏務也、國中之治否、只依<sub>三</sub>此職<sub>一</sub>、尤被<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>器用者<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>叶<sub>三</sub>撫民之義<sub>一</sub>乎、  
同追加云、一諸國守護人事、建武五後七廿九、御沙汰、奉行諏訪大進房圓忠、右被<sub>レ</sub>補<sub>三</sub>守護<sub>一</sub>之本意、爲<sub>三</sub>治國安民<sub>一</sub>也、爲<sub>レ</sub>人有<sub>レ</sub>德者任<sub>レ</sub>之、爲<sub>レ</sub>國無<sub>レ</sub>益者、可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>之處、或募<sub>三</sub>勳功之賞<sub>一</sub>、或稱<sub>三</sub>譜第之職<sub>一</sub>、押<sub>三</sub>妨寺社本所領<sub>一</sub>、管<sub>三</sub>領所々地頭職<sub>一</sub>、預<sub>三</sub>置軍士<sub>一</sub>、宛<sub>三</sub>行家人<sub>一</sub>之條、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>然、固守<sub>三</sub>貞永式目<sub>一</sub>、大犯三箇條之外、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>相<sub>三</sub>綺<sub>一</sub>、(按に、此三箇條の名目、貞永式目に分明なる文なし、恐らく

は彼文に謀叛殺害人、付夜討、強盜、山賊、海賊云々とあるを取て、謀叛殺害強盜の、大犯三箇條といふなるへし、夜討山賊海賊等は、強盜のうちにもこれをはそかし、爰近年、不<sub>レ</sub>敍<sub>三</sub>用引付等之奉書<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>及<sub>三</sub>請文<sub>一</sub>、徒涉<sub>三</sub>旬月<sub>一</sub>、多累<sub>三</sub>催促<sub>一</sub>、愁鬱之輩、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勝計、政道之違亂、職而由<sub>レ</sub>斯、仍就<sub>三</sub>違背之科條<sub>一</sub>、須<sub>レ</sub>有<sub>三</sub>改定之沙汰<sub>一</sub>矣、  
又云、一諸國守護、并武家御家人等、望<sub>三</sub>補<sub>一</sub>吏務職、知<sub>三</sub>行本所領<sub>一</sub>事、曆應二、五十九、右云<sub>三</sub>右大將家御時<sub>一</sub>、云<sub>三</sub>貞永式目<sub>一</sub>、一向被<sub>レ</sub>停止<sub>三</sub>訖<sub>一</sub>、而近年背<sub>三</sub>禁制<sub>一</sub>、致<sub>三</sub>自由之競望<sub>一</sub>歟、縱雖<sub>レ</sub>替<sub>レ</sub>面、自今以後、於<sub>三</sub>有<sub>一</sub>其聞<sub>一</sub>之輩者、可<sub>レ</sub>處<sub>三</sub>罪科<sub>一</sub>也、  
又云、諸國守護人非法條々、  
一大犯三箇條付新田狼藉、使節遵行外、相<sub>三</sub>綺所務以下<sub>一</sub>、成<sub>三</sub>地頭御家人煩<sub>一</sub>事、  
一號<sub>三</sub>公役對捍<sub>一</sub>、稱<sub>三</sub>凶徒與同<sub>一</sub>、無<sub>三</sub>左右<sub>一</sub>、令<sub>三</sub>管<sub>一</sub>領同所領<sub>一</sub>與<sub>三</sub>耻辱<sub>一</sub>及<sub>三</sub>牢籠<sub>一</sub>事、  
一得<sub>三</sub>論人當知行人語<sub>一</sub>、下知<sub>三</sub>遵行難澁事<sub>一</sub>、  
一或分<sub>三</sub>取訴論人所領<sub>一</sub>、或押<sub>三</sub>領國中闕所<sub>一</sub>、構<sub>三</sub>表裏沙汰<sub>一</sub>事、



一 成<sub>レ</sub>縁者之契約、致<sub>レ</sub>無理方人<sub>一</sub>事、  
 一 號<sub>レ</sub>請所、假<sub>レ</sub>名字於他人、令<sub>レ</sub>知行本所寺社領<sub>一</sub>事、  
 一 稱<sub>レ</sub>國司領家年貢謹納、號<sub>レ</sub>佛神用催促、於<sub>レ</sub>入使者於所々、追<sub>レ</sub>捕民屋<sub>一</sub>事、  
 一 號<sub>レ</sub>兵糧并借用、責<sub>レ</sub>取土民財產<sub>一</sub>事、  
 一 誘<sub>レ</sub>取他人借書、令<sub>レ</sub>呵<sub>レ</sub>責負人<sub>一</sub>事、  
 一 以<sub>レ</sub>自身所課<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>分<sub>レ</sub>配<sub>レ</sub>一國之地頭御家人<sub>一</sub>事、  
 一 構<sub>レ</sub>新關<sub>一</sub>號<sub>レ</sub>津料、取<sub>レ</sub>山手河手、成<sub>レ</sub>旅人煩<sub>一</sub>事、  
 以前條々、非法張行之由、近年普風聞、雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>一<sub>レ</sub>事、有<sub>レ</sub>違犯之儀<sub>一</sub>者、忽<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>改<sub>レ</sub>易守護職、若<sub>レ</sub>正員不<sub>レ</sub>存知、爲<sub>レ</sub>代官結構<sub>一</sub>之條、蹤跡分明者、則可<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>上彼所領、無<sub>レ</sub>所帶<sub>一</sub>者、可<sub>レ</sub>處<sub>レ</sub>遠流之刑<sub>一</sub>矣、かやうに嚴重の條目見ゆれば、室町將軍七八代の間の制度も、大旨前々に替らさりしなめれど、さはいへど此禁制の旨を、守れる武士は希なりけんからに、かく甚しき非法ともをも、書連ねて禁しめられたるにこそ、當時武士の濫行のさま、此式目によりて推量るへし、かゝりけるほどに、國司受領は無下に無實の遙任にのみなりはて、諸國は守護職のおのか物とし、自

由に國務をも司とる事となりぬ、  
 令開書云、諸國に國司と云は、其國の人民を司とる官なり、今の世の守護職也、  
 こは一條禪閣兼良の御講釋を、御息關白冬良の聞書せさせ給へるなれば、文明頃に係れるなるへし、國司は今の守護職とあるにて、當時の形勢相像へし、かくて暫くは此ちやうなりしか、豊太閤の文祿の頃には、おのつから此守護職の名は廢れて、總て大名と稱ふならひとなりにき、されは此稱は文治より起りて、天正頃まで四百年許の間、武家の職名にて有けるをかし、  
 守護不入の事  
 室町時代よりこなたの、神社佛寺の禁制の證書に、守護不入事といふ箇條の多く見ゆるは、寺社其外も莊園の限りは、もし謀叛盜賊の輩有とも、地頭の預る所にして、一國のうち公領のほかは、大旨綺ふましきならひなるか故なり、されど必一やうにはいひ難き事あり、さるは、  
 吾妻鏡卷卅二云、嘉禎四年九月廿日、賀茂別當雷方領、近江國安曇河御厨内、藤江村事、可<sub>レ</sub>止<sub>レ</sub>使入部<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>守護人近江入道虛假、是依<sub>レ</sub>敬神之異

レ他也、

十月十一日、丹後國會我部莊者、依<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>後白河院法華堂領、不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>補<sub>レ</sub>地頭、仍可<sub>レ</sub>停<sub>レ</sub>止守護使入部、夜討以下事出來之時者、莊家糾<sub>レ</sub>明犯否<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>渡其身<sub>一</sub>之由、今日被<sub>レ</sub>施行前武藏守、故右幕下御遺命、殊被<sub>レ</sub>重<sub>レ</sub>彼法華堂事<sub>一</sub>之間、令<sub>レ</sub>申行<sub>一</sub>給之云々、  
 接<sub>レ</sub>之、  
 十二日、畿内西國中莊園郷保住人、好以<sub>レ</sub>強竊博奕及傷殺害、爲<sub>レ</sub>業輩事、不<sub>レ</sub>嫌<sub>レ</sub>神社佛寺權門勢家領、不<sub>レ</sub>相觸<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>取其身、且可<sub>レ</sub>注<sub>レ</sub>進在所<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>仰<sub>レ</sub>含守護人等<sub>一</sub>云々、  
 と見へたる如く、或は地頭をも補せず、守護使をも入られず、或は貴所の莊園中にも入られたりし事も見へたり、今の世格別なる寺門などには、たま〜濫行の者ありと聞へ、ある時にも、寺社奉行より速には手を入かたき事あり、是おのつから守護不入の義に協へり、

於多滿幾卷之一

猪飼彦續筆記

記曰、先祖有<sub>レ</sub>善、而弗<sub>レ</sub>知不明也、知而弗<sub>レ</sub>傳不仁也、彦續於<sub>レ</sub>父祖之事、多<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>未<sub>レ</sub>聞者、或所<sub>レ</sub>聞而未<sub>レ</sub>詳者、恐久<sub>レ</sub>之失<sub>レ</sub>其事實、是以每趨庭之次、談及<sub>レ</sub>往事、則必審問而謹<sub>レ</sub>錄之、家大人憐<sub>レ</sub>其志、不<sub>レ</sub>憚<sub>レ</sub>煩數懇々告<sub>レ</sub>之、輒執筆記<sub>レ</sub>之、輯爲<sub>レ</sub>四卷、命曰<sub>レ</sub>於多滿幾、蓋家大人生長市井間、家亦貧窶、固鮮<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>赫赫事跡、然學植德望表<sub>レ</sub>顯一代、其嘉言善行、何止<sub>レ</sub>於此、唯其歷年之久、遺忘者不<sub>レ</sub>尠、而人之記<sub>レ</sub>之者亦稀矣、今姑錄<sub>レ</sub>膝下所<sub>レ</sub>聞見、以質<sub>レ</sub>諸舊友、且冀免<sub>レ</sub>夫不明不仁之罪<sub>一</sub>云爾、  
 弘化乙巳二月望  
 彦續か祖父、諱は順彦、通稱卯右衛門、幼名喜七、老て安右衛門と稱す、近江志賀郡上坂本山門の公人、川喜多長門法名千乘坊都維那法眼正是の子なり、五世の祖、千乘坊法印大僧都正純と云、世々山門正覺寺に屬す、正是の父を正法坊都維那法眼正春と云、正是二女一男有り、長女は同郡真野中村地名中村茂左衛門に嫁

地頭名義考終



す、中村氏は、比叡山三千坊の中、寂蓮坊の孫にて、村方にては侍株と稱す。一男は、即ち祖父なり、四十二の二つ子なるを以て、幼より同郡北船路村猪飼金右衛門に與へて子とし、次女名は松、是に婿養子を取て、其家を繼しむ、祖父四五歳の頃、其父母共に早世す、養家猪飼氏には、前に男子有て幼にして不<sub>レ</sub>育、因て祖父を養ひしに、三年有て一男を生ず、然れども父母共に、祖父を愛すること所生に勝り、祖父も亦父母に事へて孝順也、十四五歳の時、獨り思ひ玉ふに、吾は假子也、弟は實子也、實子を愛するは人の眞情也、父母吾を愛すると弟に勝ると雖ども、是れ世の義理と云者ならん、吾は京に出て立<sub>レ</sub>身、家を弟に繼しむへしと、因りて暫く京に出て商人の家に仕んと請玉へとも、父母其志を察して堅く許さず、祖父密に家を出て、養家の姉の京に住る方に行きてこれを頼み、西陣絲屋町菱屋某の家に仕ること二十餘年、其家の管家と爲り、遂に自ら絲商を業として家を起せり、父母も亦思ふに、養子を出して實子に家を傳ること義理不<sub>レ</sub>立と、又弟を京に出して、祖父の主人の隣町菱屋某に仕へしめて、是も二十餘年篤實にして、其間一事の過失無く、遂に又絲商にて家を起す、凡そ田舎

の人、京の商家に仕る者、金銀自由なるより狹邪の遊ひを爲し、主家に罪を得て親戚の累ひと成る者多し、唯々祖父兄弟は然らず、故に村中の人、皆これを羨むと云ふ、父母年老に向へるを以て、同族の子を養ひて其家を繼しむ、傳四郎と稱す、十三四歳の頃、家大人未<sub>レ</sub>生前、祖父の家に有りて手習算術等を學へり、其後親族の女を娶りてこれを妻とせり、是亦十五六歳の頃家大人の家に來りて、祖母に物縫ふ事を學へり、家大人一二歳の頃にして、家大人を愛して懷抱せし事など、後來家大人近江に到り玉ふ時に、物語りありしよし、

祖父、性質直にして少しも假飾無し、養父母に孝にして毎年必ず歸省す、生涯養子と云ふことを言はず、故に家大人十歳を過るまで是を知り玉はず、坂本は如何成る親類成りと、祖母に問ひて、始めて其事を知られし也、祖父の養父故有りて屢家産を失ふ、祖父これか爲に出金して、其産を繕ふこと數度、其居宅を新にす、是を以て其家安きことを得たり、實子の弟は家富れども、其助は無りしに、祖父嘗てこれを弟に談する事無し、兄弟亦睦しく、居宅近き故毎日互に往來し、

生涯少しの隙無りし、如<sub>レ</sub>此事、祖父未た嘗て祖母にも語れること無しし、養父は八十六、養母は九十二にて終る、存生中、祖父毎年歸省して其歡を致す、故に父母亦これを愛すること實子に過く、郷人皆これを稱す、祖父も歿し玉ふ後、其家の夫婦其事を祖母や家大人に語りて、我居宅田島は皆祖父の功也と云、相續て其郷の神職を攝し、猪飼主殿と稱す、其遺徳を思ひて、家大人老年に及まても、家大人を親しむこと骨肉の人に過く、祖父坂本の實家川喜多氏に於ても、亦厚くこれを世話致されたり、

祖父灑落なる氣象にて、物に凝滞苦惱すること無く、往事を不<sub>レ</sub>悔、舊惡を不<sub>レ</sub>念、瑣細の言を取上ず、人の隱事を聞くことを好まず、人皆云ふ、其氣象竹を破たるか如しと、人皆其正直を信す、家大人幼年手習の師大橋自門翁は、故舊にて親しかりし、嘗て家大人に云、吾子か父壯年より物に滞らす、拘忌有ること無し、人一休と異名せりと、祖父年三十七八、眼を患ひ殆んど失明す、細見することを得ず、然れども、弱年より舶來の生絲を嚮く、其術に熟習するを以て、暗中に是を握りて其色を辨す、是五色の染色を辨するに非ず、生絲なれば固より白色也、其白絲中

にて、極て白乎否を辨する也、故に猶絲を商ふを以て家業とす、手代三人有り、皆故有りて其主家を出る者にて、年齢も亦祖父に近し、尋常にては難<sub>レ</sub>使者なり、然れども、祖父の使ひ方宜しき故、皆其恩に伏す、祖父嘗て祖母に戯れに云、吾に使はる、者、吾を主人として不足ならば、他家に歴仕して吾か事へ易きを知りて、後又歸るへし、汝と雖ども亦然りと、是れ祖父の磊落成る氣象の所なり、

祖父如<sub>レ</sub>此養家に厚けれども、その實家に於ても亦厚し、祖父の姉婿死して後、其婦に婿有り、代々長門と稱す、其妹女及姉の所生の二女、皆幼年の時かはるかはる家大人の家に有りて、手習縫物等を爲し、其婿死後、其子は皆祖父の姪孫也、弱年なる故家事皆祖父の計ひにて、京の伯父さまとて、實家にも甚た重んぜられしなり、委曲の事は、實家の人家大人に語らされは知らずと、

祖父幼年の時、大學を素讀せり、善く其文を諳記す、記憶善くして、數十軒を歴て賣り買ひ事多く有れども、其絲の斤兩を手帳に附る事無し、數日の後と雖ども猶これを忘れず、老年に至りても猶然り、假名本を



讀むことを好み、圍碁を善くす、眼病の後はこのを廢す、老來毎日午後北野に行き、三國志太平記等の演史を聞て閑を消す、石田梅岩通稱の高弟齋藤全門、老て等持院門前に隱居して、人を教へて本分を知らしむ、本分は其教の要を云、宋儒の道體を云、如し、從者全門の事を北山先生と稱す、祖父も是れに従ひ學ふ、常に云、石田門の教は、神儒佛のあへませ繪也と、蓋し其意、是れ亦一家言と云ふか如し、略其大意を取る而已、他人の其道を一向に信して、此道より外に道無しと思ふか如きに非ず、北山已に歿して、石田の末弟手島堵庵翁、本心本心亦其教の要を云、を知らしむる事を唱へ、盛りに行はる、祖母及び家大人これを信して、毎々其講席に出つ、固より祖父の勸めに非ず、家大人の義兄姊婿はこれを好まず、祖父亦これを勸むる事無し、祖父の意は學ふも可也、不學も亦可也、他の手島翁を崇信する人々とは、其識趣大に異なり、後家大人の義兄、他人の勸めにて手島翁に謁し、其心學を聞く、夫なりにて止し、家大人は十二歳の時よりこれを學び、十三歳にて其の許可を受く、祖父歿後數日を歴て、手島翁來弔せらる、義兄に云、吾子善き時に本心會得すみて、先考も安心なるへしと、

家大人の義兄唯々する而已、是は手島翁謬り記す、義兄已に許可を受たりと、家大人側らに在てこれを聞き、竊に思ひ玉ふ、此の翁本心の會得を以て無上の寶とせらる、は、自信するの篤しと雖も、世の本心を許さる、者、其行ひ豈に皆善ならんや、我父の安心豈に此に關からんや、翁未だ先考の卓識有るを不レ知と、翁歸られし後、祖母と語りて竊笑す、祖父の行跡、真率簡易なれども慎も亦深し、男女の嫌を避ること、自身は言ふもさらなり、家人なども男女の別を正すこと嚴也、常に云、慢レ藏誨レ盜真に確言也、凡て其禁を慢にし、人を罪に陥入る事多しとて、家事を治ること甚た正し、又常に云、柳下惠を學ぶ者は、魯の男子を學ぶに及かず、未熟の人、古人の奇行を學ぶ者有り、是は上手の眞似する下手也、古人の才徳無くして、古人の疵瑕を學ぶは大なる誤り也と、因りて家大人を戒めて云、汝ら年少にして慮淺し、此を深く警むへしと、祖父平日、家人の言取擧るに不レ足こと、或は親族の是非に涉ること、耳不レ聞か如くにて、其應答無し、唐代宗所謂不レ言不レ聾不レ爲、家翁の言に合へり、

祖母の妹、徳大寺入道殿の御母堂に任へしに、此御方は伊豫大州の城主加藤遠江守殿の御姫にて、せいたい院字今忘と稱し玉ふ、初め仕へし時、大州より附らる、役人、其事に附て來られしに、祖父酒肴を出しもてなし、且彼士人國元の事など咄し、雑話に及ひしに、祖父彼我を忘れ率直に談話せらる、祖母は愼密なる性質故、側に在りて其失禮と思はれんと、氣の毒に思ひ侍られける、其後祖母の妹事有りて歸られしに、祖母に語りて云、彼士人歸られて云れしは、其元の宿の主人は正直にて俗情見えず、都下の町人には甚た稀なる人也と稱せられしと、祖父年五旬を過ぎて家大人幼也、故に其姊の子を養子とす、時に年廿八歳、四年の後家大人の姊に配して家を繼しむ、即ち家大人の義兄也、質素にして家業を怠たらず、因りて其頃は家益興る勢也、然れども、其氣象行跡大に祖父と趣を異にす、祖父其是非を云こと無く、家内間意無しし、或時祖母に云るは、人いつまでも壯健ならば、人の氣に入ると云ふこと無るへし、我身衰へて事を勤むること能はざるより人も氣に入也と、是れ蓋し義兄の爲めに發するなるへし、唯

此一言を聞而已と、祖父歿後祖母家大人に語られし祖父の親族に接する、真率にして情親し、養家實家の親類、及び祖母の親族、交互上京して、朝に一客を送れば暮に一客來る、平生節儉にして、□□□□□□好むには必ず薦む、美食を設る事無し、されど其底意無きを悦ひて、他に親族有る人も多く來宿せり、内外諸親類祖父の助力を受る人多し、祖父身まかり玉ふ其春、家大人を誡めて云、汝ら聖教の端を聞けり、粗事理を知るへし、今汝に告るは釋迦に經なしと、凡そ人の行事、第一として先にすへき事有り、第二として後にすへき事有り、其次第を違ふ時は善と雖も不善と爲るへし、大學所謂、物有二本末事有終始、知所先後、則近道と云も此理也、凡そ人、我意の所レ向より、其先後の次第を失ふ可レ察也と、祖父も常に家大人の人と爲りを信して、歿するに及んても一言の遺言無しし、家大人十八歳、安永七年戊戌四月七日祖父歿し玉ふ、千本佛眼院に葬る、年六十五、恭簡善性禪門と云、



於多滿幾卷之二

彦續か祖母諱は千久、姓は辻氏、其祖父を辻作兵衛と云、世河内茨田郡六番村の人也、其家傳言す、大坂陣の時、其祖先某の妻懷妊して臨月也、其家人具足櫃に入れて負ひて避く、途中其寺に至りて出産す、俄の事にて、其池水を以て其兒を洗ひたりと、家大人少年の頃祖父これを語りて、其詳なる事は知らねど、祖先是大坂の浪人なるへしと云へり、祖母の從兄佐々木長藏、嘗て家大人に語りて云、辻は佐々木氏の別にて、其父只水翁祖母の兄、其由緒を記せる書有りしを、廿年前吾大坂を去る時、衣服と共に包み置しを人に盗み去られこれを失ふ、吾改めて佐々木と稱するは是を以て也と云し、長藏所謂廿年前、即ち今を去るこゝ七十年餘也、祖母の祖父に二子有り、長は家を繼ぎて作兵衛と襲稱す、弟は吉兵衛、諱は教知、法號は默翁居士、即ち彦續か祖母の父なり、幼より京西陣に出て商賈と爲り、森川東悦と云へる醫者の女を娶る、諱は加代、即ち祖母の母也、東悦は大坂の人にて、藤原秀郷の後胤、武田家の臣原隼人佐の裔也、東悦死して家絶す、故に家大人の外祖母よ

り、此家系に浪平行安の作の懷劍を添へて、祖母の姉へ傳へられたり、家大人幼年これを見られたり、其後懷劍は故有りて他人の手に渡る、家大人嘗てこれを得んことを思ひ玉へども、財常に乏くして不<sub>レ</sub>果中に、其持たる人いつかは死去りて、其後尋ぬへき由も無くして止みぬ、家大人の外祖父母京に居られて、一女二男を生れしに、河内の兄家大人の外祖父、早世して其子幼也、因りて本家に歸りて後見を爲すこと十年許り、其姪を守立て、成長して又作兵衛と襲稱せしめ、其間に又一男二女を生す、再ひ京に出て商を爲す、出京の後又二女を生す、凡て三男五女、長女、名今忘、河内八番村大森伊左衛門へ嫁す、是京にて生る女也、次は僧妙道、號不傳坐元、京にて生る、京大徳寺東林庵の弟子、攝津尼ヶ崎栖賢寺の住持也、此人豪邁、平生武術を好み、僧なれども杖の中へ鎗の身をしこみ杖れたり、其鎗身今見に彦續か家に有り、又祐定の作の懷劍、月山の作の懷劍有り、是不傳坐元の平生自身持れし物也、月山の懷劍は、自ら讃岐の金毘羅へ奉納し、祐定の懷劍は、亦今見に彦續か家に有り、家大人常に家内にて賓客に應對の時、所<sub>レ</sub>帶の短刀是れなり、槍

も城州住藤原一法の銘有り、其利鈍は知らず、次は兵右衛門、京にて生る、廿三歳にて早世す、次は佐助、名は安俊、號古水、河内にて生る、後に大坂に住す、家大人先妻の父也、次女名は久、河内にて生る、菱屋又兵衛妻也、老て尼と爲り知宣と云、又兵衛は山本氏、丹波大井村の産也、京に住す、次女は尼廣知と云、河内にて生る、初め京師酒家の婦と爲り、二子有り、年三十計りより禪尼と爲り、丹後三原村の草庵に住す、次女は即ち彦續か祖母也、京にて生る、季女名はまさ、京にて生る、人に嫁して早世す、外に二女有り、京にて生るや河内の産や未だ知らず、其一は幼にして死し、其一は幼より不通に、京人に養子に遣し、其父母零落して其踪迹を不<sub>レ</sub>知と、祖母より家大人へ語られたり、不傳坐元以下は家大人皆知るに及へり、祖母の父默翁、諱は教知、通稱作兵衛、祖母十六歳の時、七旬餘にて歿す、家大人これを知るに及はず、默翁大徳寺の僧と親しく往來を爲せり、因りて長男即ち坐元、六七歳の時より、寺を好て僧と爲んと請ふ、長子の事なれば不<sub>レ</sub>許しに、懇請して止まず、親族故舊皆佛縁有ならんと思ひ、遂に東林庵の弟子と爲す、三男

即ち佐助、號古水也、も既に他家へ養子に遣はす、次男即ち兵右衛門、實にして、家を繼すへき心なりしに、不<sub>レ</sub>計早世し、末子は皆女子にて、其上家道衰へて、默翁老後貧しかりき、然れども質直の性質、老ひて益壯也、其妻と大聲にて家事を談せしに、其妻は隣家へ聞え候、小音にて云玉へかすと云、默翁益大聲にて、貧乏は恥かしき事に非ず、何ぞ外聞を憚らんやと、常に諸女を誡めて云、汝等成長の後、若し嗟來の食を食は、教知か女に非すと、其行跡の詳なるは聞ねども、此の二事は祖母の親く見聞する所にて、家大人の親く聞所也、其志操知るへし、故に祖母の二兄は云もさらなり、姉妹も皆氣概有りて、尋常の婦人に非ざりきと、家大人の説話也、知宣老尼は、殊に家大人を愛せらる、こと其子に勝りて、後來必ず名を成すこと有んと、其成立を期せられしに、家大人廿四歳の時六十にて歿せらる、家大人今に是を追慕し玉ふ、皆一癖有りて、苟も人に合せざる氣質故に、祖母と姉妹中親き中に、互にりきみ有るやうに見えしよし、祖母の母は、性質律義にして婦道を盡す、俗に云女らしき人也、諸女の中、祖母獨り其行狀氣質に似たり



と、家大人の外兄の年長なる者の家大人に語りき、祖母の母嘗て云、吾諸子唯兵左衛門と房とは孝なりと、房は祖母の幼名なり、

祖母の母、少き時より佛法を信すること篤し、老後尼と爲りて栖賢寺に在りて、長男不傳坐元の孝養を受く、諸女皆京に在る故、年々上京逗留有り、祖母祖父に配せしより十四年、家大人の八歳の時七十三歳にて歿す、其間祖母へ來れる文多し、家大人これを見玉ふに、其親族への懇情、相知れる他人へ意を致されし事など、誠に行届きたる文體也、諸孫三四歳の小兒までも、度毎に皆委しく名を擧て加筆有りて、成人の者と同し、家大人七歳の頃手習の清書、祖母より文の便りに見せられしにや、祖母の母の文に、安治郎家大人の幼名の幼名、きよふに見ゆ、手習學問油斷無く勤むるようになし、教ゆへしと有り、家大人云、余當時商賈七歳の小兒、町盡し國盡し書習ひ、今川を讀習ふ而已、何の學問と云ふことか有らん、然れども、余幼より繪草紙の類にて、只書物を好むを奇とせられし故此志願有ならん、今不才なれども俗儒の數にも入たれば、外祖母の遺訓不空と云ふへしと、家大人廿二歳の時、商を厭て

儒者に爲りたき望を立て、薩摩豪川先生通稱の紹介にて、巖垣龍溪先生の塾に入玉ふに、祖母より其事を其兄家大人の伯父に當る不傳坐元へ、年賀の書の次に云遣されしに、坐元より答書に、安治郎事儒學望みの由承り候、何卒眞儒と爲りて聖賢の道を學候は、家門の大慶たるべく候、文辭而已の學者は儒者にては無御坐候、能々御申聞け可被成候と有り、家大人は平生、今に此書を誦すれば、中心より愧汗を流すと云居らるれども、今を以て觀れば、名を天下に揚げ、人にも眞儒と稱へられ玉へは、實に不傳坐元の望にも副ひ、家門の大慶と云ふへし、祖母歿し玉ふ時、家大人其外祖母舅氏從母の文を篋に納め、棺中に入れて瘞め玉ふ、唯祖母の母と坐元の此二書は、家大人終身の警戒にとて遺し玉ふ、

祖母の幼き時、其頃世に聞えし郭西翁と云る相者、これを相して云、此女貴相有り、必ず有位の人の妻と爲り、貴き子を生すへしと、祖母幼より舉止端正にして、未だ嘗て戲容有らず、潔癖有りて身を潔くし、起居に塵穢を避らる、故、衣服など久く服せらるれと垢つくこと無し、家大人の先姉少き時、母と吾と同日

に衣を出し服するに、吾も可垢事は不爲に、衣を更るに至りては、吾は垢つき母は然らず、如何なる故にや奇と云ふへしと、其清潔の操、非禮を惡むことも亦如此、晩年或人云、女中の伯夷也と、青年の頃も端正にて、白色く清らか成る面貌なれども、一點の媚態無く、毛詩に所謂、南有喬木、不可休息と比興せし如し、人皆これを憚る、廿歳餘の時、使はれし婢云、主婦の他出する時從ひ行くに、往より歸るまで、嘗て左右を顧視すること無く、只眞正面を見る而已、宛も御公家さまの如しと、晩年膳所齋藤出雲、家大人の家に寄寓すること二三年、常に家大人に語りて云く、御老母の坐し玉ふを見るに、所謂正其瞻視、儼然人望而畏之者也、先生に此の威嚴を加へなは、人の畏信すへきに可憐と、信州櫻井恭齋云、其人に接するに恭敬にして儀有り、其他家大人に寄寓の門人、年長して稍世態に通する者は、皆これを稱し、儼然たる武家の老婦人也、市井成長の人とは思はずと云へり、是を以て見れば、幼より貴相有りしこと左も有なん、或人云、春臺の門人云、春臺正肅の人にて、家に在る時は家中肅然たり、不<sub>レ</sub>在は人聲有り、故に人其門に踵れ

は、不<sub>レ</sub>問して其在否を知ると、祖母も亦然り、平生假名物語を讀むことを好み、古人の忠義を感じ、不義を惡むこと誓の如し、人或は足利尊氏の事など云出せは、今目前に其人を見るか如く怒られし、足利又太郎殿阿波に居玉ひし時、嘗て家大人に質疑の事有りて、書牘及び土産の物を贈らる、故に出國して京師等持院に在りと聞き、家大人これを言ふ、其後家大人の甥來りて祖母に問ひて、此頃阿波の公方等持院に來り玉ふと聞けり、叔父これを言ひ玉ふやと云ひしに、祖母微晒して、彼の人若し新田楠等の裔にて有らば、敬所これか爲めに力を盡して世話すへし、尊氏の子孫たるを以て、書信の好み有れば、これを言ふ而已と戲言せられき、是常に尊氏の逆賊たるを惡むこと深きに因れり、嘗て家大人に語りて云、先夫市中に在りて商賈を業と爲すと雖も、仁義の道に暗からず、其行跡の眞正なること君子に恥ぢず、吾幸に此人の妻と成れば、何を貴人の妻たるを求んや、況んや吾は貧賤の女也、貴人の妻たるに由無し、人の妾と爲る事は、貴人と雖も吾か好まざる所也、今汝も不才なれども、少しく學有を以て人の崇敬に遇ふ、是れ貴子を生



するに近からん、彼の相者の言全く不レ應には非るか  
 家大人廿八歳、京師の大火に遇ひて尼ヶ崎に僑居す、  
 事有りて大坂に出し時、安土町なる清水藤藏と云眼  
 鏡師に眼鏡を買ふ、此藤藏年已に七十、善く人を相  
 す、其の頃大坂の相工、是に及ぶ者無しと聞及玉ふに  
 因りて、家大人相せんことを求め玉ふに、彼の翁眼鏡  
 にて家大人の面を一看して云く、賤家貴子を生し、貴  
 家賤子を生すと、吾子は賤家の子也と雖も貴相有  
 り、年四十に至らば必ず貴からん、其生める父母身賤  
 しと雖も、必ず心正き人なるへしと、家大人の嘗て  
 これを語りて云、余今年老ひてさせる事業も成らず、  
 碌々として舌耕して身の貧を救ふ、何の貴相か有ん、  
 彼の相者の言徴無しと云ふへし、但余か父母の心正  
 きを云るは不レ謬と云へしと、  
 祖母の事を勤むる、明日の事を今日爲して、今日の事  
 を明日と延せること嘗て無し、祖父常に云、世俗に  
 云、平生往生と、凡そ人は死の常に有ることを知るへ  
 し、これを忘れて不覺悟の事を爲し置て、思ひの外に  
 死期來りて悔恨すへからすと、祖母も亦少きより、世

情の不潔を屑とせず、常に云、佛氏人世を厭離して、  
 生死を脱する事を云るは實に然り、假令ひ富貴に生  
 すとも、不レ屑の事多かるへし、然らば苦惱を免れ難  
 し、心残りも無き世界成れば、生を貪り死を忌むの心  
 無し、何時死するや知れされは、死後に人の笑と爲ん  
 は恥かしければ、其遺憾無きやうに、常に物事片附置  
 事也と云れしよし、  
 祖母、天性貞肅にして義烈也、其非禮非義の事如レ將  
 レ挽ニ其身、不忠不信の行一不レ忍レ置レ身、少きより讀  
 書を好まれ、冬夜などは亥の刻まで女工の事を勤め、  
 夫より子の刻過る頃まで、儒家の教訓和漢の野史な  
 どを讀み、明君賢相忠臣貞女の事に至りては流涕し  
 て感歎し、姦佞非義の事に至れば切齒して激憤す、宛  
 も我身其時に遇るか如し、兒孫家大人義兄の云、婢女等旁に  
 在りて竊笑す、五十過て眼氣衰へ、物讀難くしてこれ  
 を止められたりしに、家大人、徂徠の政談太宰の經濟  
 録を、長日の慰みに少しつゝ、にても讀玉へと勧めら  
 れしに、其書の面白さに、眼の疲れを忘れ、速に讀終  
 り、其事の當否などを家大人と論せらる、老莊佛理を  
 述し書などは好まれさりき、

祖母の母、家大人の外、佛法を信すること深し、故に祖母  
 の幼より、遊行上人の念佛を受けて日課を勤めしむ、祖  
 母の母老後、年來信する觀音地藏の小像を譲り與へ  
 られしに、祖母家大人の儒を立る故に、佛を奉するこ  
 と不似合成りとして、觀音は尼寺へ寄附し、地藏は親  
 族に與ふ、其身も佛を不レ信とも、一旦約せる事なれ  
 はとて、朝夕日課念佛の念を爲して、命終の宵まで怠  
 ること無し、家大人常に云、宋の尹焞か母は、賢婦人  
 にて列女傳にも見えたり、然れども、佛を信して尹焞  
 に日々觀音經を誦せしむ、尹焞孝にして母の歿後に  
 も猶これを怠らす、終身これを誦せり、朱子これを論  
 して、尹焞か其母を諭すこと、不レ能を過ちとせり、尹  
 焞か母は元來儒家の婦人なり、余か母は市井の婦な  
 り、是を以て觀れば、尹焞か母に賢ること遠しと云  
 り、彦續按、尹焞、河南先生尹師魯名洙、之兄、河内先生、  
 名源字子漸之孫、而父林、官至三尚書虞部員外郎、母陳  
 氏、封三福昌縣君、○朱子語類云、和靜先生、日誦三金剛  
 經一卷、曰、老母臨終時命、今不三敢違、朱子曰、此便  
 是平日、闕下却論三父母於道、一節、便致三得如此、家大  
 人知命の年、新年の詩云、多年徒作三講經師、家之身衰

無ニ一兒、只頼三慈親、知三善養、囂々自得此生涯、彦續  
 按、宋史道學傳、尹焞母謂焞曰、吾知三汝以三善養、不  
 レ知三汝以三祿養、此詩正に此の古事を用ゆ、祖母常に  
 家大人に告て、汝ち事情に潤にして言を慎まず、今の  
 世に出て仕へは恐くは咎を受ん、家貧しければ由に  
 餓を免れ、志操を不レ辱すんは吾足れりと云れし由に  
 て、此詩是の事を述たる也、家大人其頃は家貧くし  
 て、祖母年七旬に過たり、所謂不レ擇レ祿而仕の時也、  
 然れども祖母の志も如レ此なる故世に求めず、清貧を  
 樂むの志を遂ることを得玉ふ也、前に尹焞の母の事  
 を論するに因りて此に及ふ、  
 祖母其私親姉妹に私すること無く、世人の無レ子者、  
 夫の姪などを養子と爲すに養母と不レ睦、遂に出して  
 妻の弟或姪など、養子として相續すること往々これ  
 有り、祖母如レ此の事見聞ては、其妻の夫黨に薄く、私  
 親に私するを深く惡めりと、  
 家大人云、近頃風俗悪く成りて、老寡婦など人と私通  
 し、或は其養子と姦通する類多し、余か母か、る事な  
 ど聞ては、耳汚る、か如くこれを惡みて、所謂狗猪  
 不レ食ニ其餘、か如くに云りと、祖母云、人生誰れか死



無らんや、古より可然人の妻其死を恐れて貞操を失ふ、如何無恥や、息媯の楚王の夫人と成り、諏訪頼茂の女武田信玄の妾と爲る、正しく夫や父の讎成るを、假令復讎の力無くとも、夫れか妻妾と爲るは、諸侯の夫人將家の女とも思はれぬ有様成りと、

祖母云、漢の王陵か母の事、古今賢婦と云傳れど、士の母たり妻たる者、固より如此なる可きはす也、彼の敵の手に渡り、己か死を畏れ、子や夫に節義を失はざる者は、爲士者の母と爲し妻とせんやと、

祖母の志操苟も人に取らず、人の恩恵を受けず、古人所謂難進而易退者也、其人に接するに佞諛を悦びず、所謂不以其道則不悅者也、其人物は所謂厚義者尊而不親者也、諸親類も己か不正の事有れば、皆祖母の耳に入らんことを憚りたるよし、

家大人一日家塾にて、禮記檀弓孔子合葬於防の章を講ず、祖母居間に在りてこれを聞き云、孔子年長するまで父の墓所を知らず、又其母を嚮に殯すること、路人無家者の爲すか如く、甚疑しきと云ことは實に其説の如く思はる、又今丘也東西南北之人也と云ことも、孔子此頃は、未だ列國に周流なさる年に非ざる

由なれば、此言も亦疑しき也と、

家大人初め、商を止めて儒者と爲んと祖母へ請玉ふ時、祖母家大人の忘年の友植村正助悦齋と號す、下卷に見ゆ、に談して、儒者は生業に乏しくと親族皆これを止むれども、彼れ儒者と爲りて世人の益と成らば、其志に従ひ止め玉ふまじと云り、正助これを家大人に語りて云、足下の母氏は賢女也、足下徒に詞章記誦の俗儒と爲らば、母氏の望みを失ふへし、恐れ戒めざるへけんやと云り、

家大人五十六歳、文化十三年丙子八月廿五日祖母歿し玉ふ、年八十也、眞如堂に葬り、四辻中納言殿其墓に表し玉ひ、題して明肅知性と云、

明肅辻氏墓碑銘附

明肅辻氏、飼猪順彦之妻、而敬所先生之母也、世爲河内茨田六番村人、父教知出居京師、母森川氏、文化丙子八月壬申歿、年八十、爲人貞肅清潔、非禮非義、不忍斯須措身、自幼學止端莊、未嘗戲容、孝順父母、及嫁事夫甚謹、教子尤嚴、厚遇夫族、不昵私親、忠信慎密、敏事力行、節儉取予不苟、當義傾盡其裝、無惜、性聰明好讀書、慷慨

希古賢、惡々如仇、中年喪夫、終身追敬如在、既耄老、猶守身如處女、事無專制、温恭接人、且夕事女工、不敢自逸、嗟乎賢哉母氏、生長市井、有此純德、先生學識志操、實由基教、而明達了死生、寧靜終天年、所謂生順死安、無復遺恨者歟、既葬、余乃表其墓、

正三位行權中納言藤原朝臣公説撰并書

於多滿幾卷之三

家大人姓猪飼、名彦博、字希文、號敬所、號を以て行ふ、幼名安治郎、善性禪門通稱卯右衛門の子也、桃園院寶曆十一年辛巳三月廿二日、京師大宮五辻上の宅に生る、後五辻大宮西入所に移る、兄弟無し、只姉一人有る而已、幼にして言語明亮にして記憶能く、常兒に異なること有り、三歳の十一月、髮置にて今宮に詣す、彌平と云手代、家大人を肩くまに乗せ、權七と云小者挑灯を持ち、大徳寺東門の前を過る、東門關

けて別の一門闔有り、是を不開の門と云、手代鯉の瀧登りは何と云て登る山を川しやと云て登ると流行の歌を唱ふ、此事覚え有り、是生來事を知るの初也と家大人云、家大人四歳の秋、祖母辻氏女子を生む、數日にして夭す、其懷妊中より産後に至るまで始終甚病り、故に僮婢家大人を抱て、鄰町の朋輩の家に遊はしむ、其家の妻名は兼、家大人を深く愛し、百人一首を教ゆ、數日の間に皆是を讀得玉ふ、諸人意ふ、其文字を認得て讀には非ず、恐くは其次第を以て暗記せるならんと、其本の中半を開て是を問ふに、人名と歌と一字も不違、是は圖にて見覺えたる成らんと思ひ、圖を隠して問ふに更に不違、其文字を盡く見覺たる事を知て、皆其記憶の善きを稱せり、兼女其年の十一月に病死す、明和元年、後櫻町院御即位の年にて大嘗會にて、夜密葬す、其駕籠家大人宅の前を過る、祖母家大人を攜て戸を開き是を見送る、家大人問て云、兼はなせに死なれしやと、祖母戲て云、安家大人か問殺せし也と、是家大人間を好み、物毎に根問して會得せされは不措、兼女に於ては、深く愛して百人一首をも教



る程なれば、尤是に根問せられし由にて、如レ此戯れ玉ふ也と、  
 五歳の時、家大人酒を飲て酔て甚困む、大に怒て大聲に云、我天下を取りたらは酒を法度にせんと、後來祖母の物語にて知れりと、  
 五六歳の時、祖母家大人に實語教童子教を教へ玉ふ、六歳の時、家大人々に伴はれ、近江親屬の家に至り、片田の浮御堂を觀る、堂湖水中に在り、岸を去こと僅に二間計、家大人云、是浮御堂に非すと、人其故を問ふ、家大人云、嘗て八景の圖を見に此れと異也、是を以て其浮御堂に非るを知ると、其頃近江八景片田の落雁の圖を、甚風景善くせんとて、浮御堂等も大に眞を失ふ圖有し由にて、家大人是を見玉ひし故如レ此疑はれし也、三浦梅園年甫八歳、視近江八景圖、問其父曰、服襪横把炬、是何圖、曰唐崎夜雨、梅園曰、目之所映曰景、夜暗雨降、眼光何及、屬之情致、則可、列之眺望、則不可、見近世叢書是亦夙慧なり、家大人は假を以て眞を疑ふ成れ共、亦其幼より物に分辨有て難レ欺を見つへし、後來讀書し玉ふに、眼光紙背に透り、辯妄糾繆するも、亦此類也と人も云り、

此歳、家内の者と共に始て皇太神宮に詣拜す、幼なる時容貌奇麗にて、人女子に似たる男子也と云、又駕籠の者互に相棒と呼を聞て、宜しき事と思はれしにや、歸宅後も相棒の所に咄に行んと云れし由、  
 七歳の時、大橋自門翁の門に入り、十三歳の七月まで日々往て書を學ふ、家大人云、余天性筆に拙し、故に手習を不レ好、久しく學へとも書を不レ善、余百事に拙きこと皆此類也と、翁は石田梅岩の高弟齋藤専門の門人にて、毎日八つ上り時群童を集め、謠を教るか如く、室鳩巢の六諭衍義の大意を一二句つ、口授す、群童同音に是を學ふ、父母に孝順にし惡道を爲すこと勿れ、又小兒の時は楮立の糰の如く、四角にも圓くと爲る者にて、成長堅く爲りての後は直らぬ者也、小兒の時より能々心得へしと、懇に戒て去しむ、手島堵庵翁偶至て是を聞き感心せられ、是に於て彼門に童子を集て教諭し、是を前訓と云、堵庵翁常に云、我が前訓は大橋に出つと、家大人自門翁に四書小學の句讀を受く、學問の本師と謂つへし、自門翁の室、名はりさと云、家大人成長後祖母に云、我家童子を集め手跡を教ること二十五年、前後群童七百人、あの子一人

自ら別也しと云れしよし、自門翁夫婦家大人三十歳の時、併に歿せり、子無し、又此頃太平記を讀み、初め二三冊を盡く誦讀し玉ふ、老後に至ても猶忘れず、家大人自門翁にて書を學ふ、朋友に柴田亥三郎勝秀と云者有り、聚樂の石灰屋の子にて、幼にして發明なる者也、家大人の少慧なるを見て、常に呼て智者と稱す、一日家大人に語て云、古の人貧賤に生て富貴の身と爲る者有り、其人固より才力衆に超出する成れとも、亦其時に遇へは也、子と吾と今幼にして手習の友と爲り、卑賤の身には有れども、何ぞ知ん成長の後其時に遇て、各富貴の身と爲んことを、吾先に富貴を得は必は子をもり立ん、子先に富貴を得は亦如レ此せよと、家大人晒て不レ對、成童の後久しく不レ逢、四十年計り過て家大人五十歳の時、故有て面會し玉ふに因り、手を執て共に往昔を談し、詩を賦て贈る、曰、憶昔垂髫日、學書大橋翁、聚樂院址北、魚麗群童叢、競逐街路上、角力戶庭中、總是市人子、嬉戲狀態同、後先二三百、幾個志氣雄、余欽古將相、兄擬今王公、兄雖在、上第、視余與衆異、常々對凡學、投筆曾相謂、古人生草莽、雄飛取富貴、我輩長大後、安知不レ生

レ翅、鵬舉上青雲、壁祿必相庇、成童各營生、操行異臭味、契濶四十年、誓言兩心識、今日故尋訪、抵掌談往事、愧全元非才、少慧誤稱智、壯年學經國、僅解讀文字、多病無所成、歲月馳如駒、霜雪未上鬢、面容已焦瘁、共笑昔日約、今爲眞兒戲、感懷曷可已、情話更蔓延、當年同學兒、大半歸黃泉、或有敗家產、飄零踪跡浪、且喜兄與余、年齡到五旬、兄能保祖業、煖飽養老親、餘力玩散樂、善謳稱於人、余亦侍慈母、舌耕聊救貧、旦夕一杯酒、寬懷閱簡編、壽夭已有命、富貴還在天、人生宜知足、歡樂以度年、不レ見古來營求富貴者、行險冒岨履危禍、縱得雄志一時榮、多味良心百世罵、如今幸值太平時、貴賤賢愚高枕臥、疏食水飲亦有樂、何憾徒老白屋下、柴田成長の後散樂謠を善す、殆と人に稱らる、故に詩中散樂善謳の句に及ふ、家大人已に此詩を贈り、且幼年友たりし時語りし言、何より出たるか問ふ、柴田對云、十一歳の時、北野の森に三日太平記と云演劇有り、其演劇に、木下藤吉か松下嘉兵衛の草履執り爲りし事有を觀て、感慨して云し也と、  
 十二三歳の時なりし、北野の森に通俗演義三國志を



講する者有、家大人毎日に先たち、これを聞きに至られしか、常に人に先たち行かるゝことなれば、講師に近づき坐せらる、講師一日其徒に謂て云、毎日席前に進み聞く小兒あり、其眼つきより起坐の様子不<sub>レ</sub>凡の人なりと、今其講師の名を失せり、  
 十四歳の時より、家大人其兄也、從て絲問屋に至りて、其買れし絲を見習玉ふ、自ら云、余天性不才にて、絲の品を見ること不<sub>レ</sub>能きと、三井店の對門に家大人の縁者有り、三井の手代それに家大人の事を語て云、彼人は用達御服所等の人物にて、商買などをせらるる人物に非すと云しよし、家大人幼き時容貌美にして人皆是を愛す、三四歳の時より言語明亮にして、不<sub>レ</sub>學して文字を作り、天性強識にして一度聞し事久しく不<sub>レ</sub>忘、西陣織人の中なれば、誰か儒學を知る人有んや、此兒宜く僧と爲すへしと勸る者も有しよし、家大人自ら云、余か先考妣共に愛に不<sub>レ</sub>溺氣象故、左のみ奇と爲る心無く、先妣などは、余か氣短くた<sub>レ</sub>け泣する故きひしく呵られたり、其堵庵翁の講席に會し、其會談に出るに頗る穎稱せらる、先考近江に下り玉ふ時、余常に從行す、途中にて古今の治亂、神儒佛の異同

など、余か所<sub>レ</sub>疑を尋問に、汝少しく所見有りと、許されしこと只一度有り、他人は余を稱すれども、余か人才氣象の人に超たる所無きを知ること明也、余幼より記憶善して算を善し、商賈の事不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>爲をけ者にも非す、且世の學者の不行跡成を賤み、只家業の餘暇に讀書を許さる、而已、先考歿して後五年、余遂に家業を厭ひ、儒學に志し、于<sub>レ</sub>今粗文字を解し義理を談すと雖ども、其心術德行先考に不<sub>レ</sub>及こと遠し、父若し九原より來らば、我を賞せんか我を罪せんか、余必ず其罪責を受けるを知る、故に先考の位牌に對して常に耻と云へり、摩島松南家大人七十を賀する文に、先生志高而貌寢の語有り、按に漢書田蚡傳云、蚡爲<sub>レ</sub>人貌侵、一音寢與寢同生貴甚、註云短小也と、又寢陋と續き貌の醜なるを云、其時家大人松南に謂て云、余か容貌寢に非す、足下の文寢字不<sub>レ</sub>當と、松南是を改む、其後松南文集に原稿のまゝにて載有り、津藩督學石川竹厓先生亦是を云り、上容貌を云により此に及ふ、  
 十四五歳の時より二十二歳の頃まで、植村正助の家に到り、講論し玉ふこと殆ど虚日無し、真に一日三秋の情有り、家大人嘗て正助に詩を贈て云、今古稀<sub>ニ</sub>知

已、虚傳管鮑名、四方同志友、不<sub>レ</sub>足<sub>レ</sub>比<sub>ニ</sub>交情、正助笑て云、足下の鮑叔爲んこと我か所<sub>レ</sub>樂也と、正助名安濟、字子啓、號素惘、又號悅齋、西陣の織屋也、平野屋嘉兵衛と云、幼より聰明、並河仙藏と云る儒醫に從て學ふ、弱年手島堵庵先生の門に入る、儒佛の大理に通し、能辯にして能く人を諭す、年未た五十ならず、家事を其養子婿に譲り、正助と改名し、諸國朋友の求に應し、遊説して石田氏梅岩、の學を弘む、晩年作州津山松平越後守殿、市郷の民を諭さしめんとて招き玉ひ、津山に到りしに、越後守殿聰明にして學を好み、政治に心を盡し玉ふ、故に先御前にて講釋を御頼有て、自分袴羽織にて聞玉ふ、故に袴羽織にて可<sub>レ</sub>出と命せらる、正助云、經書を講し候義に候へは上下著用仕度候と願しに、役人越後守殿の命を傳て、軍書講釋は茵褥に在て是を聞く、經書の講釋故に茵を徹す、是此方の禮也、左云は我にも上下を着せよと云意也やと云、正助云、殿様の御義は如何に在せられ候共此方より可<sub>レ</sub>申上<sub>ニ</sub>や、先師石田勘平、梅岩通稱、自宅講釋、年始開講と歲末畢講には上下著用し、他にて講釋する時は必上下著用致し、夫故門流の者何方にても、開講畢講には

上下著用仕候と申上しかば、然は其方の意に可<sub>レ</sub>任とて、上下著用して出つ、家中の士皆次間に列坐して聞く、中庸首章天命之謂<sub>レ</sub>性の一節を講す、専ら士大夫以上の事を以て説く、命有て退て暫く休息す、又役人を以て命せらる、士大夫以上の道は既に是を聞く、是より農民下賤の者に諭すの道を可<sub>レ</sub>説と、正助對て云、講經するは曲藝者流と異也、士大夫に向ては士大夫の道を説き、賤民に向ては賤民の道を説く、今席上賤民無し、賤民無くして其道を空く説くことを不<sub>レ</sub>得、左候は、賤民を御出し可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候と申上る、越後守殿聞し召し、尤の義なりとて、早速に町人二三十人召て、筵を鋪て庭上に坐しめ、席を移し庭に向て講釋せしめ、後面に簾を垂て是を聞玉ふ、正助又説を改て、道者不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>斯須離<sub>ニ</sub>の節を、下民不學の者聞て有<sub>レ</sub>益様に講せしに、越後守殿大に感賞有り、夫より城下及在郷所々にて、一月餘講釋せしに、町人百姓皆感服して、善に移り惡を改むる者多し、掛りの役人大へし、今より年々來て諭されは、誠に風を移し俗を易ふへしと云、正助云、何方にても耳珍らしき故如<sub>レ</sub>此、



數年の後は開習て其益少く候と申せしに、既にして厚く禮物を賜ひ、年々來り講する様命せられしか、正助對へに、身不肖に候へ共、四方諸國より招請有れば、定て年々來り候事約束申難し、此段恐ながら御斷り申上候と云、越後守殿御感心有り、下賤の人物禮物に目を不掛、道を弘むるを志と爲ること殊勝の至り也、何卒此者へ扶持遣し、當所の士と爲し、年々來る様取計らへと役人に命せらる、正助も其眷命の厚きにめて、命に應し、遂に小十人格にて十人扶持を給り、年々三十日來り、市郷巡講すへき旨命せらる、其後年々下て其往來に、但馬出石關宮、播州宍粟明石等に巡講す、如レ此すること數年、五十五歳にて身まかりぬ、正助家大人より長すること二十二歳、家大人十二歳の時、正助に始て會す、十四五歳の頃より其家に至て其講釋を聞く、正助常に機の向に釣り見臺を作り、機を織りながら讀書す、家大人夫より二十二歳の頃まで、間暇有れば日々至て、其機の傍に立て質疑す、家大人善く問て正助善く對ふ、道德性命の奥より日用人事の變に到るまで、問難して其理を究む、正助家大人を愛すること比無し、常に云、足下は天下の才

子也、足下と事を論するに聞レ一知レ十、四十以後の人の慮有りと稱せし、正助の養子は家大人と同年也、或時家大人に、近邊に喧嘩有しことを語る、家大人是を聞て扼腕して快と稱せられしに、正助側にて莞爾として云、足下も未だ歳は歳成りと、正助嘗て家大人に語て云、人各其分限有り、唯身然る而已に非ず、立レ心も亦然り、我か石田氏の學は、各其分を知て徒に志を高きに不レ馳を主とす、吾は織屋の君子と爲んと期す、足下も絲屋の君子と爲るを期すへし、古の大人君子の如き、吾儕賤人敢て期すへき所に非ずと、是家大人の志の高きに驚せて、其分を忘るゝこと有んかと憂て戒めし也、裁過の意也、又嘗て家大人と事を論して後云、吾か足下を期する、何ぞ唯石田手島の兩先生を以てせんや、要するに、孔孟を以て歸宿とすへしと、是家大人の兩先生の言に於て所レ疑多く、其志兩先生を以て足れりと爲さることを知て、是を抑裁せは必ず外に馳すへしと思ひ、家大人の志に不レ逆して是を籠絡せんと爲る也と、家大人の咄なり、然とも、家大人は遂に儒學に志し、漢唐諸儒程朱陸王、近世仁齋徂徠等の書、及諸子百家に至るまで涉獵せられ、程

朱の學、古の學に非るを知る、尤陸王二子の學術人を誤ること多しと云て是を嫌ふ、石田氏の學は全く陸王の旨にして、深く是を厭ひ玉ふ、後來常に程朱所レ謂、天地之氣、即我氣也と云説を、是れ人の天地間に在るは、猶大海中に籠を入れて、籠中の水も大海の水も同一水にて、我か身中の氣も天地の氣も同一氣と云説にて、此等の説は余壯年の頃、厭まで學ひ聞たりと云玉ふは、蓋し此時の事也、如レ此なる故に、所レ謂道不レ同不レ相爲謀一の道理にて、其以後は正助と面會すること稀なる由也、然とも、其同學の朝夕親しむ人よりも猶家大人を知己とし、異事有れば必ず來て談す、異を立てるを以て家大人を惡ます、家大人も亦これを知己と稱し、常に其事を云出し玉ふ、太宰春臺其弱年の時の師、學術不レ同の野擽謙を知己と稱す、家大人の植村正助に於ても亦然り、是を以て觀れば、同志と知己とは別也、家大人正助に於て智を弘むること尤多しと、常に語り玉ふ、正助歿して二年の後、手島氏の都講山添某正助か親友なりし、父子不和の事有り、少し心得違ひも有り、同社の友彼是誇りしを、正助の寡婦其氣の毒に思ひ、正助病中に、山添に、心を盡て其

短を戒めしに、山添正助より長すること數年なれとも、其心切を感じ、落涙せし事など思ひ出て、正助若し在らば必ず是を諭すへきにと、其事黙止難く思ひ、遂に家大人の家に来て、其事の委曲を語り、山添に論しくれよと請ふ、家大人對、余山添と年大に隔り、折面會せしまでに、嘗て往來せず、交淺ければ如レ此の事言へからすと、寡婦云、正助死する前遺言す、死後家事吉凶親族及社友に可レ謀、若し親族社友の計ひ心に不レ合、難レ堪事有らば猪飼に語り、心の結れを可レ解と、故に吾子を亡夫と思ふ也、今社友は山添の子に黨する意有り、且山添の所レ服に非ず、何ぞそ亡夫に代りて是を諭し玉はれと、家大人其知己の情と、寡婦の亡夫の友に忠にして、亡夫の言を厚信するを感し、即諾して彼に到り、寡婦の言を演へ、余と足下と交淺けれども、其情黙止難く來ると述べられしに、山添其事は全く左に非ず、然とも、寡婦の所レ愛心切辱しと、酒を出し家大人を謝せり、年齢も隔り且格別に入魂にも無き故か、幡然として其心を改めず、家大人亦辯詰することを爲さず、唯忠告の情を述て歸らる、然とも、亦其心に不レ逆しにや、此後山添時々家大人



の家に来り親めり、植村悦齋か親友成るを以て、家大人を見ること悦齋か如くなるへしと也、後幾なく山添も歿し、悦齋の寡婦も歿して、皆昔と爲しよし、十八歳の夏四月七日、祖父歿す、京師韻鏡家某者有り、謝金百疋を受て其秘奥の道を傳授す、家大人此歳の頃、土藏中に入り、靜に韻鏡の理を考玉ふに逐次融解す、但中間一事難々曉所有り、潛思日久竟に曉得て、彼韻鏡家に至り、此一條如レ此如レ此の理に非ずやと云、韻鏡家手を以て額に加て云、然り、金百疋を取られたりと、蓋此一件を傳授する而已にて百疋取し也、又家大人幼年の時、四書小學の素讀本を祖父に買ってもらひ讀玉ふ、其後二十歳の頃、謠の師某其子に四書小學を讀しむるに、家貧にして買ことを得ず、因て家大人に其書を借覽せんことを求む、家大人已に學問に志有て、素讀本の如きは意とせず、盡く是を彼師に贈る、家大人老後に至り、此事を語て云、今此を追思するに、父より買ってもらひし書は唯此四書小學而已、然るを猥りに人に贈りしこと今甚後悔す、禮記所謂手澤存レ焉爾の意也と、家大人此頃、堵庵先生時習舎に至る、門人集る、先生

間を出す、諸人欲レ答して先づ發せず、家大人末座に在り、先生遙にこれに向て云、吾子先答へよと、家大人輒ち可否を不レ顧して其所見を述ふ、諸人は是に繼て各其意を答ふ、家大人の所レ答、或は中り或は中らず、然ども、人皆其駿を稱す、十九歳の時、但馬木の崎の温泉に遊ぶ、三河の老醫紀嘉民も四五日逗留せしに、此人詩人にて、五言絶句二首を書て是を柱に張り置く、家大人是を讀こと不レ能、是を問て其意を知る、姑らく話されしに、又一詩を作て家大人に與ふ、其詩曰、中原才子鳳毛生、豈料清言慰客情、逆旅相逢罄歡處、世人誰妨秀皇城、家大人に、足下大才有り、學問を爲せよ、必ず世に秀てんと勸められし由、家大人云、此詩後來思ふに、鳳毛生の古事引用其義に違ふと、又姫路の藩士上野左源太に遇ふ、此人國學に長せり、年四十餘也、家大人と一、二言を交へて云、豎子可レ教と、職原鈔を出して家大人の爲に數條を講す、夫より親くなられ、同く船にて瀬戸に遊ぶ、甚磊落なる人にて、大坂より父子來遊する者と相親み、其子十五六歳なるを呼て悻と云、其父を實父と云、船中にて酒興の上にて、家大人を弟と

呼ふ、家大人不レ應、忽ち改て先生と呼ふ、是れ家大人天性戯れにも人に不レ屈所なり、

二十歳の春、鳳岡先生の門に入り、詩經文選賦類の句讀を受け、五七言の絶句を作ることを學ひ玉ふ、先生姓は宮、名は重薫、字子蘭、俗稱中村正助、年已に六十餘、獨身にて世俗の求め無く、一奇人也、然ども、家大人は是を甚た信せざりし、家大人彥續に謂て云、全此人より宋儒心性の説、佛老の大意を窺ひ、天上天下惟我獨尊と、家大人此語を發する時、獨り笑を含み玉ふ、其意蓋し宋儒心性の説、佛老の大意を、眞に會得せらる、故ならんか、又此頃一畫師有て、赤壁賦の圖を畫くを傍觀し玉ふ、已に斗牛の圓を畫き、月を何の處に置んと按排す、家大人席を進て云、七月既望月、斗牛の間を徘徊するの理無し、是坡老一時筆を走せ偶失するのみと、時に坐客四五輩有り、皆駭然として顧みて言無しと、二十一歳、薩埵藁川先生に従ひ史記を讀む、高祖本紀不レ事、家人生産作業に至り笑を含み玉ふ、先生怪て其故を問ふ、家大人云、余亦生産を不レ好と、家大人此頃より已に儒者と爲んとの志有り、然ども、家大人の

叔父、姓は猪飼、莖屋喜兵衛と稱す、近江北船路猪飼金右衛門實子に出川下る、彦續、祖父恭簡善性禪門通稱卯右衛門の義弟也、大宮今所に住す、及兄、姉、家大人か學を好み、家業に害有んことを憂ふ、故に宮薩埵二家に至ることを隠し玉ふ、故に五六日の日間に一度至る耳、夫故はかゝる事無しと、此年の夏六月十九日、家大人の叔父猪飼喜兵衛歿す、二十二歳の春、江戸に遊ぶ、同伴者の中一人、途中雜費を盡く手帳に記す、家大人は是を不レ記して皆記憶し玉ふ、江戸に到て後、其道中の雜費を、某日某宿にて若干錢と、憩息の茶代に至るまで、一々擧て是を數へ記し、後彼手帳を出さしめて其數を照し見るに、一錢も違ふこと無し、同伴の者皆其強識を感賞す、後來書を讀み講釋を聽き、或は自ら講釋し玉ふに、紙折を入ること嘗て無し、岩垣龍溪先生是を戒て云、記憶難レ頼し、何事も書記し、又紙折等も入れて、其讀去し所を記し、萬一の忘れに備ふへしと、家大人老後此事を語て、余常に記憶を頼み、何事も多く胸中に託して書記せず、故に老後に至て事の不明なること多く有り、龍溪先生の言今思ひ當れりと云り、江戸より木蘇路を歸る時、板橋を江戸の入口にあり、過きて心に竊に誓ふ、再



たひ此橋を過る比は、必ず名を成す所有んど、時に無幾年、又江戸に至んど思ひしか、終に再たひ至ることを不得と家大人云、

此歳の冬、家大人商事は人より拙く、是にて渡世せんこと覺束無し、幼より讀書を好み記憶も有れば、今より志を起して儒者と爲んと願ひ、薩埵藁川先生に是を談し玉ふに、先生云、子か才を以て學を爲さは、諸侯に仕へて槍挾箱を持せること、鐵炮より早かるへし、又惜むらくは漢土に生れざることを、若し子をして漢土に生れしめは、學問も爲し易く、必ず一代の人と稱せられんと、家大人は老後又此事を語て云、余當時僅に五七言の絶句を作り、史記も高祖本紀當りまで讀しまての事也、先生何の所見有て如レ此云れしや、先生の後より是を見れば、先生の見誤りなるへしと云居らるれども、今を以て見れば、家大人諸侯に仕へざる故に、其槍挾箱を持せる事は無れども、其學術德行當今の儒宗と稱せられ玉へは、藁川先生の識鑒能く當れりと謂へし、先生名は元雌、通稱雄甫、藁川即ち其號也、三河の人にて京師に移居す、其先祖故有て遠州薩埵にて東照神君に謁す、因て姓と爲せし由、

資性無我、好て人の善を稱す、門人皆其德に服せり、大凡近來の儒者、其門人其師の才に服する者有れども、其德に服するは無しと、家大人云り、先生歿後、家大人其親友門人に聞玉ふに、先生常に家大人の學を稱して、我か不レ及所と云へりと、先生寛政九年丁巳三月歿す、今年弘化二乙巳に至り、家大人年已に八十五なり、時に津藩に在り、明年丙午三月は薩埵先生五十年回忌に當る、家大人能く是を覺え居られ、明年は薩埵先生五十年忌に當れども、余極老にて明年の存亡難レ期と云て、今年弘化乙巳二月に書帖代筆させ、香奩金一封を薩埵氏に贈らる、薩埵氏只今の主人は雅一郎と云、先生の曾孫也、其母名は孝、先生の孫也、孝女は實の孫にて、其夫は養子也、三月初め此母子より返書に、誠に年久しき事共能く御覺えにて、御厚志辱しと謝し、且藁川を知たる人は、只今にては唯老先生一人而已、在京ならば御招き可レ申に、遠路故其義難レ成と云て、五遷猪飼卯右衛門を其代りに其齋席に招き、又家大人に先生遺筆客中九日詩の一軸を寄贈す、其詩曰、幾度重陽滯帝京、琴書何日老柴桑、賃居元乏東籬地、喚買菊花浮酒觴、家大人此掛物を床壁に掛け、平松

喜藏氏 津藩士、名正愨、字子愿、號樂齋、を招き、牡丹餅を作り、其軸前に薦し玉ふ、上に薩埵氏の事を云に因り、此に是を終言す、家大人の兄は、家大人の儒者に爲んと云を聞て、大に困窮せんと思はれ、町の年老家大人と親き故、是を止めくれよと云れしに、年老云、人各其才有り、儒者に爲らるゝこと可レ然と、誰か目も同じ事にて是を許す、家大人の兄は家大人の伯姑の子也、中村茂左衛門子、從兄に當る、家大人より長すること二十二歳、祖父年老て家大人幼きを以て、姉に配して家を嗣しむ、祖父歿前家大人の兄に託して云、安次郎若し商を不レ好は、公家士にても可レ爲と、家大人是を人に語て云、先考も余か幼より讀書を好むを知れども、儒者に爲よと云れさりしは、子を見ること父に如かず、余か不才不徳なるを明に知れるか故也、若し余をして仁齋程の才徳有らしめは、考始より儒者に仕立へしと、

二十三歳の春、薩埵先生の紹介に因て、岩垣龍溪先生の門に入る、龍溪先生時に論語筆記を作る、口授して家大人に記せしむ、又論語折中を作る、是亦家大人に記せしむ、是家大人の道理に敏く、其言を聞取るを以て也、龍溪先生其才を愛して云、二三十年の後、吾子

必ず學を以て世に聞えんと、近江の老儒某先生の家を訪ひ、家大人とも面會有しか、其人歸て其友人に謂て云、岩垣塾に猪飼某と云人有り、大才の人と見ゆ、然ども、惜むらくは體弱ふして長命は出来ましと云れしよし、外より聞けりと、先生は、東涯門人宮常之進の門人也、伊藤を宗と爲るにも非れども古註を用ゆ、家大人是より古學に志す、初め宋儒の説を見て深く其道理を曉り、今仁齋の説を讀玉ふに及んで、發明する所少からず、然ども、人各所見有り、家大人の經說、龍溪先生と多く不レ同、故に先生の學を宗と爲さず、家大人先生の家に寓すること一年餘、人三禮を先生に問者有れば、先生云、三禮は猪飼に預け置たり、これに問ふへしと、先生家大人に語て云、吾初年世間の儒者皆仁齋、東涯の如き博學強識の者とは不レ思ひも、然ども、大抵は是に繼ぐ程の者ならんと思ひしか、今儒者と爲り見れば、世間の儒者も其學問は知れし者也と、又當時文人利を貪るを觀て云、吾は家甚た貧しからず、故に利を營むことは不レ爲、若し吾をして貧しからしめは、必ず世間文雅人の如く貪ること爲ん、自ら其實地を踐て後に非れば、人の事も譏ら



れぬ者也、又家大人の手跡の不<sub>レ</sub>善を見て、家大人に謂て云、今にては夫れにてよけれども、後來人の書を望む者必ず多からん、其時拙筆にては甚不便也、其時の爲めに、今より少々書を學ひ置へしと、家大人因て朋友に、董其昌流の肉書の手本を借て、少し學ひ玉へとも、不<sub>レ</sub>面白<sub>レ</sub>して止められたり、家大人老後津藩に在る時云、余晩年誤て虚名を得、四方より來て書を乞者甚多し、果して龍溪先生の言の如しと、又云、日野南洞公は平生甚た余を愛し玉ふ、然とも、終に一紙を乞玉ふ事無し、是公御自身書を善遊され、余か拙筆を見るに不<sub>レ</sub>忍故ならん、又津藩石川督學名之聚、字士向、通稱貞一郎、號も亦然り、此人余と交誼甚厚し、博學にして眞實恭謙也、一通りならば義理にも一紙乞はるへきに、不<sub>レ</sub>然<sub>レ</sub>こと、是亦自ら書を善せらる、故也、其爲<sub>レ</sub>人篤實なること、此一事にても可<sub>レ</sub>見也と、又云、石川督學恭謙中心より出つ、故に人これを尊む、愈謙にして愈光有り、人は兎角謙遜に有り度もの也、易曰、謙者尊而有利、信なるかなと云へり、津藩一書家、家大人の書を評して云、宛も唐人の書の如し、自無<sub>レ</sub>固我の體を見はす、先生若し法帖を學はは、恐らく今日よりは

悪くならん、其書を不<sub>レ</sub>學所か反て面白しと、龍溪先生其塾生を待するに、朋友の禮を以てせられし由にて、家大人後來も亦然り、故に平生門生を呼て某子と稱し、又足下と稱す、嘗て其名を呼すてにせず、食する時は並坐し、香の物等にては先自ら惡き方を取り、門生をして其味善き方を取しむ、常に督察を嚴にせず、己を正ふして人を導く、故に塾生の、或は狡黠なる者も、皆其行誼に感伏せざるは無し、稱して人師とす、二十四歳の秋、祖母と同居し、時に思ひ玉ふ、三十歳まで勤學し、三十歳の後開業せんと、二十七歳、先妻辻氏を娶る、彦續か祖母の兄佐助、名安俊、號古水翁の女也、二十八歳の春、京師大火す、家大人も災に遇ひ、祖母に従て攝州尼ヶ崎に居り、三十歳の春京に歸る、尼ヶ崎に僑居する時、崇儉錄を著す、又本島恕庵と云醫師を友とし、其家水濱にて、夏夜或は其家に至り納涼す、恕庵は大坂船問屋の季子也、性豪氣、吉益か門人に非れとも、専ら其法を用ゆ、藥一服を目方五匁を以て常とす、曰、藥は病者の性に應すれども、小服にて

は其功を得難しと、貧家より藥禮の無きを不<sub>レ</sub>厭、己れは僮服にて一切身を飾らず、尼ヶ崎城の南、築地に住す、城西を西町と云、城東を東町と云、城下の町人、東西に事有る者、皆外城の中を往來す、恕庵云、城内は通り抜けの道と爲すへからすと、城内に事有るに非れば、嘗て城門に入らず、澹臺滅明か行不<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>徑の類と謂へし、其人頗る讀書を好む、曰、孫師思カ遜曰、爲<sub>レ</sub>醫者造次顛沛必於<sub>レ</sub>是すと、吾か讀書も皆以て醫に資する也、孫子十三篇の如き、臨機應變を知を爲すの要也と、別れに臨て云、平生事無れば書を通せず、若し京師に難<sub>レ</sub>住<sub>レ</sub>こと有らば必ず來るへし、十年を隔つれども其情兄弟の如し、必ず一臂の力を添んと、後四年にして死す、家大人常云、此人可<sub>レ</sub>稱事必ず多し、眞奇士也と、家大人亦臨<sub>レ</sub>別詩を贈て曰、偶來一話見<sub>レ</sub>胸襟、兩歲交情似<sub>レ</sub>斷金、歸京應<sub>レ</sub>憶<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>君對、豪氣屹<sub>レ</sub>吾鄙<sub>レ</sub>懦心、又此時每度<sub>レ</sub>顯常に見へ、文章の削正を乞玉ふ、顯常々に其文を賞す、後佐藤一齋翁も、家大人の文を評して、理を以て勝者とす、顯常は學問有て文章を善す、僧侶には稀なる人なりと、又此時中井履軒を訪ひ玉ふに、履軒は此頃年老、遊歷人を厭て、吾面見

世物に非すと云て、賓客を謝絶して不<sub>レ</sub>遇、其兄竹山に面會し、尙書古今文の眞偽を論す、竹山云、大禹謨も偽作と見ゆれども、宋儒の宗と爲る惟精惟一の語有れば、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>止眞書と爲し、講し居る也と云て一笑せらる、又論語會點言<sub>レ</sub>志章を論したまふに、竹山云、此に一臂有り、假令は料理人の上手有り、僻陋の地に住してこれを用ゆる者無し、一日其弟子に對し其志を問ふ、一人の云、大諸侯の國に大衆を會する時、某これを引受、少も滯無くこれを辨せん、一人云、大寺の開山忌等の大法事を引受んと、一人云、勅使饗應、七五三、五々三等の盛饌に、某これを爲んと、最後に答る一人思ふ、今此郷迎も我等を用ゆる者無し、是樂屋に聲を咽す也、因て云、某は此の春色暖和なるに乗し、歌など唄ひ、向の川邊に逍遙し、嫁菜にても摘み、ひたし物にして一杯飲申さんと、是に於て彼上手も、當時用ゆる人無きを歎息して居る時なれば、忽ち此言を聞て、なる程と感す、此章の事情もこれに類すと云、家大人、竹山此譬甚通し易し、竹山は專程朱を宗として、履軒と大に異なり、然とも此章の解は、兄弟全同しと稱せられ、此章を講し玉ふ毎にこれを述玉ふ、



三十一歳の秋、西陣に於て開業す、地偏なるを以て從學の人少し、

三十二歳の時、二條番衆の爲に招かれ、講釋し玉ふ、大番頭近藤石見守殿家士、家大人に請て儀禮を會讀す、家大人亦文公家禮義節を校正す、儀禮鄭注正誤深衣考、凶服考、家禮儀節正誤等の書、此時の作也、荀子考、管子通、管子補正、左逸糾繆、操觚正名は、三十六歳の頃までの作也、家大人老後云、人は段々根氣薄く爲ると見ゆ、今にては三禮等を讀人稀也、又中年の頃は、夏夜或は塾生達を伴ひ、四條河原へ納涼に出るに、塾生達仰て星の名を問ひ、又畧天學を知る人は、其運行の道理など問れしか、今にては夫れも無し、段段根氣薄く爲りたる也と、荀子考は已に其稿を屬し、増註に致し、板行せんとするに、其後信州久保の増註刊行有り、其說家大人の説と多く暗合せし故、其不同の所而已を、荀子補遺と題し刊行す、  
三十四歳、但馬出石家中高山一滴家大人を招待す、實は執政仙石内藏允殿の内意也、初め逆旅に館して、寺院に於て論語を講す、藩中の士人多く來聽す、儒官櫻井俊藏良藏、願を出し、學館へ招請し講釋せしむ、是に

於て家大人櫻井か宅に逗留し玉ふ、學館出石學館、弘道館と號すにて、孟子湯武放伐の章を講せし時、論して云、孟子の言未だ其理を盡さるに似たり、君臣は人の大倫、君無道なれども其臣たる者、獨夫を以て口實としてこれを放伐すへけんや、竊に思ふに、禹、契、后、稷肩を比て帝舜に事へ、諸侯に封せらる、商は夏の封する所に非ず、周は殷の封する所に非ず、是皆純臣に非ず、其上西土の道々徳有り、天命を受く、天下は一人の有に非ず、故に湯武放伐して民を救ひ、彝倫に逆ふと雖ども、是大權たり、若し齊、魯、晉、鄭の如きは、周の封を受ける者にて純臣也、周王無道と雖どもこれを放伐すへけんや、假令湯武をして、夏商の純臣たらしむれば、此の大權を行ふへからず、純臣と純臣に非るの別、當今諸藩に觀て其義見つへしと、藩士皆悅聽かれ、前賢の未發の所と稱し、隱居の老人なども皆出席せらる、弓奉行西山平左衛門上書して、家大人を御召抱へ可被成と云、俊藏も年老身病候へは、敬所を御抱へ可被成と勸む、内藏允殿大守に從て參府、猶又來年御下り、委細は俊藏より可申入と云置れたるに、時に藩の老醫、今其姓名を忘れたり、家大人に請

ひ、又人にも語て云、此方の主人は藤の文公の如く也、國小なる故、假令先生來講することを不レ好とも、此方より孟子を待するか如くせん、明年も必ず來講し玉へと、藩の士人家大人を信すること篤く、皆來年も必ず御頼にて招待有るへしと思ひしに、内藏允殿手島學を信せられ、家大人を招くことを好まれます、家大人は固より仕官の望無くして、其事竟に止め、  
三十五歳、操觚正名を作る、

三十七歳の春、高橋元春の勸めにて、麩屋町二條上る所に移居す、是より稍々人に知られ玉ふ、管子補正を上木す、出雲の藩儒桃白鹿通稱、京師葛西市郎兵衛天寺屋と云、寺親に住す、親し、此れに書を贈て云、猪飼敬所の事、先便具に御申聞致三承知候、親本は絲問屋之由、富豪察入候、兄弟に家職を譲りて、其身は儒者に被成候由、行跡も正敷候由、見識は管子補正にて、老拙か眼力には、明白に見届け申候、此人京都に住して、書籍を思ふ儘に見候程ならば、後には天下の大儒に成り可被申存候、敬所は別號なるか、名は何字は何を、具に承度候、老拙か著述は此人の笑具と存候得共、近來著したる世説考の補遺、場子法言増註、荀子遺乘、說苑考

の類見せ申度候、貴殿より御貸渡可被成敷、評は追可承候、此書帖今彦繼、か家に有り

此歲天經或問を校正し、授時曆を學ひ、又歴代の度量權衡を考んとし、已に其稿を屬し玉ふ、身心何と無く疲れ、算術に勞心すること宜しからずと、人も止むる者有り、故に其事を不レ果、果して明年正月痲症の病を發し、其後も亦再たひ考へ玉ふことを得ず、  
三十八歳の正月五日、始て瘧氣大に發し、是より痲症と爲り、一字も讀こと不能、一步も出ること不能、三月に至り、友人柚木大淳、村山以文の誘掖にて、稍遊行を爲し、和漢の小説雜戲を讀み、又圍碁に日を暮し、或は卓子會に行て、廢學し玉ふこと二年、然ども其間、河邊か周牌算經圖解を、折々二三枚つ、讀て、其非とする所に赤紙を附け、病癒るの後、盡く是を正し玉ふ、  
三十九歳、富小路夷川上る所に移居す、  
四十歳の秋、廣橋大納言殿招請して會讀せらる、六十歳二歳の春まで、毎月六度無レ闕、  
四十一歳、太史公歷書管窺を作る、  
四十三歳、補修史通點煩竄正、名家叙事を作る、岡田南



涯是を見て云、水戸の大日本史文章未だ善からず、今此書を上木して水戸へ見すへし、彼藩或は其識見有るを見て、日本史の文を校正せんことを乞はるへしと、翌年<sup>四十</sup>是を上木す、又日本史源頼朝の傳を削正して、これを江戸の友人に示し玉ふ、又翌年<sup>五十</sup>江戸の小泥立齋來て在京數月、立齋水戸の諸儒と親し、家大人これに補修史通點煩竄正、名家叙事を贈て且其意を云、立齋云、水戸諸儒其人は善なれども無才、故に史を校正するの志無しと、家大人於て是云、如し此ならは、無益の書を以て、李東を累せりと一笑せらる、後佐藤一齋翁、補修史通點煩竄正、名家叙事を見て、日野南洞公へ書を贈り、敬所に大日本史を削正せんことを勧め玉へと云、然ども私に削正せんこと、憚る所有て竟に止みぬ、

四十四歳、廣橋公傳奏と爲り玉ふ、毎年東行し玉ふ、十年公白川侯と親し、公事の暇必ず是に會す、家大人を従行して白川侯と面語させんと欲す、家大人其頃痲症再發し、猶全く愈えず、故に従行し玉ふこと能はず、

書の門人也、春水天真に家大人と親きやと問て、甚補修點煩を稱せり、補修點煩の序は天真書せし故、春水これを見て親きかと問也、頼山陽は天真に託して、家大人の教を受んと傳言して乞ふ、山陽京師に出るの後、家大人を信すること厚き由にて、家大人も常にこれを知己と稱す、山陽歿後、家大人時々其家を訪ふ、不奠の物を贈り玉ふに、其後室、名李枝、必是を其夫神版前に供し、且云、先生の賜夫をしてこれを悦しめん、未亡人の心に於ても安しと、甚た愛敬せらる、家大人彦續に語て云、凡儒家或は詩文書畫家等其主人の所好に因り、賓客を致し酒食を設け歡樂を爲す、其妻孥は乃ち是を厭苦する者多し、池大雅の如く、夫婦臭味を同じ、翰墨を樂む者罕なり、山陽後室其夫を敬するよりして、其故舊の人を敬す、平生賓客を無厭の心亦可見と、

此歳の頃、京師坂田飛驒掾、坂上姓也、某世々大工の棟梁也、建仁寺<sup>在寺</sup>に屬し、其門前に家す、家に建仁工匠記を藏す、何人の所作なるを不知、蓋七八百年以前の故物也、傳へ云、其祖某漢土に至り匠法を學ひ、歸て殿宇を建立せし記なりと、巧に表装し卷物に爲

せり、飛驒掾これを碑に彫り、建仁寺に建んと欲し、其記を家大人に示し、且文の巧拙建方の法を問ふ、家大人これを閱するに、文甚拙して千二三百言に及へり、其實とし藏するを以て敢て塗抹せず、附簽して爲に斧正を加へ、凡三百言計りを削り、又所<sup>レ</sup>加も有り、且碑の建方の法を教ゆ、飛驒掾悦ひ、安藝林天真に請て書せしめ、碑を建たり、飛驒掾云、吾か所<sup>レ</sup>職棟梁の道を以て論するに、凡殿宇を建立するに、衆工は斧鋸の類を執て力を勞し、棟梁は坐して指揮する而已、然ども其功は棟梁一人に歸して、棟梁某建と云、今林氏は筆勞不<sup>レ</sup>少と雖ども猶衆工也、猪飼氏は指揮する而已なれども猶棟梁也、然れば謝物は猪飼氏に厚くして、林氏は其次也と、家大人聞て笑て云、此言暗に柳子厚梓人傳に合りと、

此年十月廿二日、先妻辻氏歿し玉ふ、年四十四、其二十日計り前より、辻氏も死を極て、藥力功驗無きを知て、肯て藥を嘗めず、家大人も亦謂て云、世人病者大革に及て家を擧て混雜し、大醫を招き生んことを頼む、然ども其實醫の所<sup>レ</sup>能に非る者有り、故に余亦甚たこれを好まず、大病の時醫を招くは、半は病者の爲

にときを爲すか如く、平常親しく氣の合たる醫を招き、脈狀腹體の緩急虚實をも語て、病者の心を慰し、まさきと爲す也、若し大醫等を招きては、反て病者の妨げと爲る、余若し病ること有ても亦如此爲ん、唐の李績の言に、吾壯歲賊を爲し人を殺すこと數を知らす、今高位に上り、死に臨て憐を醫に乞ふことを爲んやと、余亦甚た世人の憐を醫に乞ふことを笑ふと、藥を嘗むることを勸め玉はす、祖母も亦醫者さわきは好まれます、故に祖母の疾病なるに及んても、亦大醫を招かれさりき、

家大人又常に云、先哲叢談に、物徂徠死に臨て、五色の雲出んと云しことを載たり、其譎妄を笑ふ人有り、然ども是徂徠一時の戲言、深く辨するに足らず、古人往往辭世の詩歌を作る者有り、明智光秀死に臨て、五十五年夢、覺來歸一元と云か如き、余甚これを好まず、夫れ死を惜むは人の常情、道玄和尚<sup>二百年計り以前の人也</sup>、終に臨て甚た死を惜みさわかれしを、弟子見苦しと云て止めしを、道玄云、此に至て猶名聞を爲すやと、一休和尚病革なるに臨て人有り、如何と問ふ、一休云、死にとむないと、此に和尚者眞情を吐くと謂へしと云



へり、辻氏已に歿し、東山真如堂に葬り、所考有て碑を塚の前の左に建つ、家大人自ら其墓に銘し、題して猪飼妻辻氏之墓と云、家の神版貞純蘭腕辻氏と號す、

先續辻氏墓碑銘附

辻氏名思圖、父河内古水翁、乃夫之叔舅也、生於大坂、嬪於平安、無子、文化乙丑十月庚子歿、年四十有四、葬於城東鈴聲山、植碑家左、其夫猪飼彦博銘曰、貞一儉素、匪自矯修、樂清知足、寒士好仇、如兄如弟、予知子女、甘操井臼、二十春秋、宰如其墳、長夜斯休、

立碑家左說附

猪飼彦博

庚戌春、余遊嵯峨、上小倉山、因過伊藤仁齋東涯二先生墓、皆立碣於墓前正中、刻銘其面、適其家人省謁、拜跪碣前、余旁觀之、墳隔在碣後、其狀如拜銘文、然、因覺其制之不適事宜、歸家即檢朱文公家禮曰、墳高四尺、立小石碑於其前、是乃伊藤氏之所依據也、竊疑所謂其前者、泛言墳前之地耳、非的指前之正面也、地道尚右、故神道碑立墓地之東南、墓碑亦當立墳前之左側、漢

土之人皆所常見、故文公不詳言之也、今揆於事宜、邦俗以木標石碑、表識古墳名木者、〔頭註〕彦之木字、原稿同、疑氏字之訛、皆立於其前之左、亦可類推矣、且漢土之俗有墓祭、陳饌於墓前、若碑在正面、則是隔碑而祭之也、豈於事體為宜乎、後讀晉書束皙傳云、門生故人立碑墓側、又讀柳子厚集故御史周君碣云、柳宗元立碣于其墓左、於是始信余之臆量不妄、近聞、今人往往有擬馬鬣封者、余謂或有得其制之宜者、既而見之、則皆倣伊藤氏立碑於正面矣、四五年前、又讀朱舜水所削正林春齋先生泣血餘滴、春齋記葬其母事云、築墳其前立小石碑、繚以木柵、向碑設門、舜水駁之曰、石碑無建於墳之南面者、安得向碑設門、豎石碑於墳之正中、非禮也、以是觀之、伊藤氏亦倣林氏之墓歟、將同依家禮而不復詳攷也、舜水之言既已如此、則夫立碑於墳之正面者、是漢土之所無有、而為本邦儒者之失攷也、益較然矣、去冬余喪妻、葬于東山極樂寺真如堂之側、墳高二尺、周尺一尺、當本邦鐵尺七寸六分、余著三器攷詳論之、亦擬馬鬣、立小石碑於前之左側、或疑余之杜撰、故為

此說、

對亡妻墓碑題面之間附猪飼彦博

乙丑冬、余葬妻于東山、及丙寅秋、立小碑於墳側、請安藝林天眞題其面、曰猪飼妻辻氏之墓、或問、婦人之碑、唯稱其夫之姓者、某未嘗見、有說否、余曰有、文公家禮云、婦人誌石、夫在則刻蓋云某官姓名某封某氏之墓、無封則云妻、夫無官則書夫之姓名、夫亡則云某官某公某封某氏、夫無官則云某君某甫妻某氏、石碑、夫在則俟夫葬乃立、面如夫亡誌蓋之刻云、今按、婦人夫在者、墓誌葬時即下之、立碑則俟夫之葬者、誌石埋藏地下、題夫之姓名、自是無妨、石碑則顯立地上、若刻姓名、如誌蓋、則後來子孫不忍見其祖禰之諱刻在碑面矣、然天既主其葬、則不可自題其字焉、故俟其夫之葬而後立碑也、而余貧賤、無子弟、乏親友、若俟余之埋骨而立碑、恐或不得適其宜、故今為銘而建之、嘗讀明人集、有張母李孺人碑銘、是為子在故唯書其姓也、雖非禮法之正、亦可推下以為婦人夫在立碑者題面之例矣、故今如此題之也、又問、辻字々書

所無、故作漢文者、或疑用之如何、余曰、辻字从十从辵、十字街也、本邦所造鳥柵之類、朝野用之久矣、且夫姓氏者所以分族類、豈可妄改文字乎、清徐葆光中山傳信錄記琉球地理云、那霸港有辻山、辻字一字兩音、國人讀為失汁、紀實之文、本自如是、正使漢土之人見此碑文、必當收之字書、而注云日本姓也、則字書雖未載、而用之漢文、又何疑焉、况又已見清人之書乎、四十六歳の春より、四辻中納言殿より招かれ、會讀に出ること凡十年、最親く接待せらる、此歳の秋九月廿七日、家大人後妻廣瀨氏を娶り玉ふ、即ち彦續か母也、母年二十三にして、初め來り玉ひしより、嘗て紅粉を施さず、家大人初めこれを知らず、旬日にして始めてこれを知り、其故を問ふ、母云、如吾者紅粉を施さば、倍醜を顯し可厭ければ也、家大人云、世の醜婦往々紅粉を施し、鏡面に對し容つくることを爲し、反て其醜を益す、唯婦人然る而已に非ず、男子も亦其拙きを隠さんとして、小才を飾り倍醜態を顯す、汝婦人にして其識斷如此、奇と謂つへし、昔者、孟光狀肥醜而黑、擇對至年三十一、父母問其故、



曰、得賢如梁伯鸞者、鴻之名、聞而聘之、及嫁始以裝飾入門、鴻曰、吾欲裘褐之人可與俱隱深山者、今乃衣綺縞、傳粉墨、豈所願哉、妻曰、妾自有隱居之服、乃更爲椎髻、著布衣、操作而前、今汝擇對の孟光に非れども、此事孟光に過ること遠しと、因て改名して光音照と云、家大人又戲に詩を作て曰、非惟面貌乏姿粧、舉案齊眉眞孟光、爲值國家全盛日、梁鴻不作五噫章、母祖母へ孝養は勿論、家大人に奉し玉ふこと甚謹む、故に詩中學案齊眉の句に及ふ也、家大人云、先妣の、余か儒を立るを以て佛を奉せざる事と、妻の此一事とは、余か家に取ては珍らしきこと也と、家大人老後亦彥續に謂て云、阿光、人と爲り樸質貞固、詩所謂、無非無儀、唯酒食是儀と云者なり、然とも思慮深し、凡渠か所圖の事往々當れり、又資性淡泊にして美服美食を好まず、財寶を愛まず、余か或は親戚朋友門人等の急を周ふにも、毫も顧惜するの意無し、余と雖とも心にこれを耻るること有り也、

此歲御老中京師に至らる、若し御尋有ん時の爲にや、町奉行より町役人を以て、京中儒者の姓名、年齢、學

流及門人の數まで詳かに問はる、岩垣龍溪先生は、門人唯猪飼敬所一人有る而已と答らる、家大人は町役人に答て、某は古の聖賢を學ふ而已なり、是即ち吾か學流也、若し強て名つけんと爲は、孔子學と云んか云はる、家大人又常に云、凡そ學者固く古説を好むは、猶茶人の古器を尊むか如し、學問の道たる、唯人をして善ならしむる而已、何の新古の別有ん、佛者は地獄極樂を唱へ、儒者の學術を立つる、これを要するに、皆人を誘して善に歸せしめんとなり、程朱は自ら程朱の學術、陸王は自ら陸王の學術にて、修身齊家へし、余は自ら吾學にて修身齊家、余か平日學術を辨する所の者、其經旨に乖く所有るを以て也と、此歲龍溪先生歿す、

四十七歲、新町榎木町下る所へ移居す、此歲皆川淇園歿す、淇園周易開物成務の語に据し、自ら僻説を唱へ、これを開物の學と稱す、其五典を以て上中下左右と爲し、唐詩選清平調三首を、始一詩を清の聲とし、終一詩を平の聲とし、中一詩を調の聲とす、又齊の桓公の桓字の音に因て、其弱たるを知ると云、或難て云、然らば魯の桓公は如何と、淇園其對へ

に窮せる由、其僻説皆此類也、然とも固より才有て書畫も善し、文も不巧されとも達者に作り、博覽にして老後猶力を著述に用ゆ、故に今にては其著書を見る者も無く、其學廢して、又其説一も可取者無しと雖とも、當時に在ては其學大に行はれ、京師は勿論四方遊學の士、皆々川の門人籍に入れり、其歿するに及んで明道と私諡す、初めは明經と私諡せんと議し、又其著書を漢土へ贈らんと議せし程に、人皆これを信せり、家大人は一人其人と爲りを薄んし、其經説を非とし、屹立して嘗て其門に踵らす、人開物の説を以て來問者有れば、必ずこれを排斥す、家大人の先妻これを厭ひ、常に客至ること有て其説に及へば、又辯論有んかと氣の毒に思ひ、手に汗を握らる、一日家大人に謂て云、今より後、人皆川の説を謂者有らば、唯云へ、名聲は得たき者也と、彼人自ら皆川の説の非なることを知らんと、家大人笑て云、古曰、市虎三至と、當今人皆皆川を信する故、恐らくは余か辯論を聽者無し、然とも安そ知ん、此後如余者有て其説を辯し、後又一人有て其説を辯す、已に余と三人と爲らば余必

す勝ん、故に余これか始を爲して、以て後の余と同じ者を待つ也と、

赤穂藩村上眞輔云、余新街寄寓の夏星を問ふ、先生云、近夕堀河の納涼に往て教ゆへし、一夕相從ふ、余燒酎一壺金米糖を携へて之をすむ、時先生仰觀して嘆して云、余昨年まで星を觀ること明了、今之を望むに、甚朦朧にして指點すること能はず、此眼氣の衰ふるなり、因て暗記する所を以てこれを云ん、足下能く觀るへしと、銀河の内如此星あり、これを某星と云、之を東して某星、これを西して某星、それを距ること若干にして某星々々と、二十八宿外の星に至るまで、之を掌に暗るか如し、余甚た其記憶の神なるに感す、松南の先生畫賛に、所謂其視雖短眼月妍々とは亦これの謂なり、

村上眞輔又云、余新街寄寓中、以前堀川古義堂の都講何某と云者、姓名忘却爾後陽明學に志を變し、當今古學朱學を唱ふる者、皆孔門の舊に非ず、陽明學に非るよりは、聖賢の場には至り難きなり、甚高遠なる見識を發明し、これを文章に著し、諸名家に評を乞、既に頼山陽、中島等へ評を乞ふに、兩人彼か人物舊より剛愎



我慢の者ゆゑ、所謂さはらぬ神に祟無しの諺の通り、兩家とも評を加へ、猥りに諛言を以て稱揚す、右評杯持參、先生へ同様評を乞來る、然るに先生兼ての氣質ゆる更に許容無之、眞に面折數々、陽明學術の非を擯斥せられ、且其文章に評を爲すからは、排擊致すより外は無之とて、翌日只其文章の錯置字句等を削正するのみにて、門人をして持せ遣す、彼人一言の申譯も無く、只謝辭を厚く陳するのみ、彼人けしからぬ我慢の者にて、元來古義堂の學風は、飽まで會得せし上のことゆゑ、中々凡儒の手には乗るまじき處、先生ケ様の取扱、外々儒家の出來まじき處と、實に愉快千萬と感服せり、

四十八歳、小倉石川彦嶽通稱一助、小倉藩督學、其父石川麟洲の五十年忌にて、墓を省謁せんか爲に上京し、岡本遜齋を主とす、在京百日、理學類篇の評これか爲に作る、是より先き、遜齋彦嶽と親し、彦嶽自ら所著の神遊紀行を遜齋に示し、且猪飼に示せと云、遜齋これを家大人に示す、家大人これを閲し、頗る疵瑕有ることを告ぐ、遜齋一々これを削正せんことを乞ふ、家大人固より遜齋の彦嶽と親きことを知らず、又此書彦嶽より

家大人に示せと云を知らず、只思ふ、遜齋自ら講文の資と爲すならんと、故に所憚無く附簽削正して遜齋に返し玉ふ、孺子可教等の語有て、頗る不遜に涉る所有り、圖らざりき、遜齋此附簽を併せて彦嶽に返す、彦嶽は小倉の老儒也、必ず怒られんと思ひ玉ふに、彼人固我無く、己を捨て人に従ふ人にて大に欣ひ、遜齋に書を贈て厚く謝せしめ、且云、猪飼の吾に教ゆること、恰も孺子に教ゆるか如しと、遜齋來て此言を達す、家大人驚き、亦席上遜齋に贈る書意を筆記し、これを遜齋に與ふ、其言曰、老兄不挾三年齒之長、才學之富、辱與余交三年、老兄少暇、余亦多累、相見雖疎、談古今、論經史、更僕忘疲、余性狂直、言率易、而老兄虚心無我、休々容之、又屢示其文稿、俾余駁難、每擊節以稱善、猶薛道衡之於高構、所謂以能問於不能者、古賢者無以尙焉、余亦時質宿疑、聞所未聞、甚喜得益友、是以交情過舊、故縱言忘彼我、去夏見示小倉彦嶽先生坤遊紀行、余率爾云、頗覺有疵瑕、老兄言、一々指摘示我、余妄意、老兄止爲講文之資、故附簽以據管見、不圖併此附簽、還小倉、余始聞之、愕然謂、先生必罪余、唐突追

悔、老兄誤我、既又以爲、先生既與老兄同臭味、其爲人亦必如老兄虚心納言、故老兄示之不疑也、不然則老兄何不爲余隱如此、於是余聊降其心矣、今夜老兄儼然來臨曰、彦嶽書來、服爾駁難、欣情溢紙、託余厚謝、故來示其書、余即奉讀再三、乃詳其虚心納言、果如余之所料、實可景仰已、但其中有孺子可教、及知人之明等語、雖是戲言、先生錯認余獻愚於先生者也、若果然乎、其辭直簡不遜、幸先生洪量能容之、而無禮之甚、余謂之何、夫彦嶽先生、名藩老儒、學富德邵、達尊皆具、余寒微晚生、未嘗奉問、豈特無半面識、余雖狂愚、敢無忌憚、如是其甚哉、今也雖喜其不見罪、而中心惘然、更不能安、豈敢受其謝、因贈老兄以此意、請爲余鄭重說先生、使余免狂妄無禮之罪、幸甚幸甚、仲春下七夜、彦博頓首、筆記口語、と彦嶽今上京するに因て、家大人に理學類篇を評せんことを乞し也、彦嶽又太田錦城九經談を示さる、家大人又これか爲に評す、九經談の評大に世に行はれ、これか爲に世人、或は錦城の學を信すること薄くなりたり、錦城家大人の評を見て、一言も辯すること無し、蓋し家大人の説に

服すと雖とも、彼固より剛愎の人故言に出さず、常に家大人を恐る、意有り、家大人六十歳の時、錦城京師に至る、家大人と居を隔つること僅に半町、竟に來らす、家大人も亦往てこれを訪ふこと無し、摩島松南、錦城に日野南洞公に會す、松南云、當今京師人無し、唯猪飼有る而已と、錦城唯々す、甚た家大人を恐る、の色有りと、松南家大人に語れり、一日松南家大人に謂て云、錦城吾輩に會して輕侮するの意有り、願くは先生一度面會して其鋒先を挫けど、家大人は固より争心無し、然とも彼博學の人故、必ず多く事を記識せん、故に其旅館を訪て其説を聞くと欲す、二三日過て錦城竟に去て會することを不を得りき、錦城歸途大津に至て云、猪飼は殆んど狂人の如し、不乞に吾著書を駁正せりと、家大人又佐藤一齋翁論語欄外書を評す、一齋翁これを見て日野南洞公に託し、昌言を拜する意也と云て雁皮紙を贈らる、是其人と爲り錦城に過る所也と家大人云り、家大人又云、太田錦城躬行を不愼人なり、然れとも其言可取者多し、梧窓漫筆の如き其著書中の第一也、又九經談云、近世學唐宋之詩者極夥、而學韓歐古文者、殆希矣、間有學古



文者、而學古經、講義理者、極罕矣、間有學經義者、而遡迴洙泗之淵源、以聖道自任者、予未見其人、也、學唐宋之詩者、務追時好、取容於人、其志亦卑矣、是桑榆燕雀、飛不過尋丈、一飲一啄、以爲饜足者耳、學韓歐古文者、其見頗高矣、鴻鵠高飛、不入汚池者也、學古經講義理者、豈易行乎、是日下白鶴、雲間紫隼也、若夫迴洙泗、自任聖道者、大鵬一舉九萬里、以天池爲期者、世無其人、亦宜矣哉、云か如き、甚た味有り、論語云、君子不以人廢言、信なり、因りて意ふ、余天資愚拙、凡百技藝を解せず、又居室飲食服玩の好無し、如レ此の愚也、故に詩文を能せず、唯學古經講義理、ことを知るのみ、常自ら其不才を耻ぢぬ、近者翻然以爲く、余をして學經講義、時に一得有らしむる者は、實に天資愚拙にして他事を不解故也、不然是時好に馳せ流俗に従ひ、奚そ力を此に用るに暇あらんや、是によりてこれを觀れば、これを天の寵靈と云も亦可なり、今此論を讀み、不虞の譽を得るに似たり、竊に幸と爲すと、余又これを九經談評に載せたりと、

詳見九經談評

四十九歳、文化六、己巳年、此年の四月、彦續母名照、の兄廣瀬作十郎死す、

五十歳、高倉二條下る所に移居す、丹波龜山若林玄齡乞に因り文語解を評す、家大人此年移居し玉ふは、昨年彦續か母の兄死し、其父母皆老蓋にて少年の養子を取る、即ち今の廣瀬九十郎是也、其親縁者にしかと頼むべき人も無き故、此所に移居して其家の世話を致されたる也、廣瀬の宅は高倉二條なればなり、五十一歳、播磨の大熊半藏入門し、中井履軒の七經彫題を示す、家大人の説と暗合する所多し、家大人二十八歳の時、中井竹山に面會すること二度、當時履軒は人の竊み去んことを恐れて其著書を出されず、故に七經彫題等も知る人甚稀にして、只竹山よりは學問勝ると云風聞有れども、履翁賓客を謝絶して遇さる故、家大人其人を知らず、履翁は無程物故せられ、又龍溪先生は師にて在世なれども、其説全くは合はず、又足下好藤と云れしこと有し由にて、深衣、凶服、周量、堂室四考其他著し玉ふ書も、皆辯難することを得す、凡て家大人の學は獨學て發明有し也、此歳に至り始て履軒七經彫題を見玉ひ、其説の暗合するを大に

悦ひ、弱年の時履軒に従學せざるを悔み、若し履軒門人と爲らば、余か學業も早成し、復た此に止まらず、著述も多く爲さん、履翁も亦必ず余を得るを樂み、輔けと爲んと云玉ふ、  
家大人又云、朱子云、以レ我讀レ書云々、以レ書讀レ書、掩レ卷忙然と、以レ我讀レ書者は全く識斷に在り、是尤難し、中井履軒の經を説く、往々武斷に過る者有り、然とも其識見加於人二等と、

於多滿幾卷之四

五十三歳、界町夷川上る所に移居す、語孟字義を評す、家大人是より先三十七歳、寛政九丁巳年、西陣より麩屋町に移り、三十九歳、寛政十一己未年、富小路に移り、四十七歳、文化四丁卯年、新町に移り、五十歳、文化七庚午年、高倉に移り、此歳文化十、癸酉年、界町に移り、此に至て凡五度移居す、因て戲賦の詩有り曰、東甌西僑幾徙居、老來家計與レ身虛、瘦顔猶具二、双眼、隨

レ看雌黃天下書、家大人平生讀書、徒に看過さす、必ず批評を加へ、又句讀の誤りまでもこれを校正し、甚精密にして、後の讀者に便り有り、今僅の家藏書なれども、批評校正の無きは稀也、故に此詩隨レ看雌黃天下書の句、人皆これを實録となせり、家大人云、余壯年の頃、語孟字義の評を爲んとて筆を取りしか、甚恐るるの意有りし、其頃は未熟なる者にて有りきと云、此歳に至りこれか評を爲し玉ふ也、

五十四歳、日野南洞公、家大人の宅へ再び來見し玉ふ、南洞公は皆川淇園の門人也、皆川死後七年、豊岡右兵衛佐殿、家大人の淇園文集の竄正を南洞公へ見せ玉ふ、公大に目を覺し、豊岡公を紹介として來見し玉ふ也、不日にして公院の傳奏と爲り玉ふ、御身柄故町家へは御出なされ難く、其後は來り玉はず、然れども家大人を信し、摩島助太郎松南、より借りて、錦城が九經談の評を寫し取り、又錦城が大學原解に評を乞玉ふ、家大人これか爲に評し、又中庸原解にも評す、六十二歳の時、竹屋右兵衛佐殿を介して、家大人に入門し、教を受んとを乞玉ふ、夫より毎月六度日野家へ至り、尙書儀禮々記の講釋を爲すこと凡七年、嘗て戴氏



叢書を示し、其御手札に、才學有る人皆偏見有り、只先生は偏見無く、古今を折中し、正大の説を取る、憚此御手札、津藩因り贈られし、其後も御手札にて毎日御質疑有り、家大人常に云、公御聰明衆に越え、貴人中第一の余か知己也と云へしと、平生御對座にて對輩の御挨拶、講釋の時は家大人を南面にし、自ら西面して聽玉ふ、公及四辻公、常に自ら門人と稱し、禮待甚厚し、船橋三位殿と豐岡公とは、講譯式日毎に、家大人の宅へ御平服にて來聽し玉ふ、會者皆席を避け、一間次にて聞く、二公常に御心易く、先々これへ入らるへしと御挨拶有し由、

五十五歳の十二月、患レ眼百日、竟に左眼を失ふ、右も亦明ならず、祖母の云、汝失明の後、面貌和らかに爲りたりと、是家大人失明前、面貌峭峻なれば也、五十六歳、八月二十五日、祖母辻氏歿し玉ふ、祖母平生手帳を作り、自ら年々珍らしき世間の事共、年代記の如く記されたるに因り、家大人もそれに繼て、自ら委細に記し玉ふ物有り、家大人祖母に仕へ玉ふこと孝敬にして、其在す時、出るに必ず告げ歸て面す、或

は已むことを不得して臨時友人の家を訪ひ、歸期祖母に告る所より遅くなる時は、祖母殊の外案思られ、敬所歸宅せば、急度申さねはならぬと云居らるれども、歸宅すれば喜色面に顯れ、何事も云玉はず、故に家大人近邊へ出るにも、嘗て歸期を違ふこと無し、又遠遊の志有れども、侍養人に乏しきを以て、在世中は遠遊し玉ふこと無し、所謂父母在不遠遊、遊必有方の意也、家大人云、子夏問レ孝、子曰色難、父母に奉るの間、顔色を和らかにすること尤難しとす、祖母老後婢を使ふにも、顔色の和らかなる者を探して使はれし、余竊にこれを疑しか、余今年老て失明すれば、先きに見覺し顔色の和らかなる人は愛し、峭嚴なる人を憚りて悦はず、是を以て母のことを思ひ出し、尤なりと思ふと云へり、祖母歿後三四年、家大人偶々祖母在す時の居間に坐す、適々祖母の使令せられし婢至り、これを見て突然として云、御隠居さま御過なされ玉ひ、さそ御淋しく思召るへしと、家大人乍ち其意を察して以爲く、母在す時平生坐し居られしを、婢日々狎れ見たる故、今余か此に坐するを見て、忽ち母のことを思ひ出して云ならんと、心殊に悽然と

し、爾後其席に坐するに不レ忍しと、家大人の説話なり、又生日を祝するの事、古今多くこれを論す、唐太宗曰、今朕貞觀十七年十二月癸丑、生日、俗間以生日可レ爲喜樂、在朕情翻成感思、詩云、哀々父母、生レ我劬勞、奈何以劬勞之辰、遂爲宴樂、甚是乖於禮度、見貞觀政要、程子亦曰、人無父母、生日當倍悲痛、更安忍置酒張樂以爲樂、若具慶者一可矣、見近思錄、是言固是なり、然とも祖母在世中、家大人の生日を祝するを見て、常常悦の色有り、母の心を以て心と爲せば、余か長壽して生日を祝するを、必ず悦玉はんと云て、家大人は終身生日には、饌を神版に備へ、自らもこれを祝し玉ふ、

五十七歳の頃、人有り家大人の玄關に來り、門人に對し、敬所先生は日本一の大儒なりと聞く、願くは大儒の門人爲んと云、門人其眼中言語を觀るに、全く狂人と見え、且紹介も無く突然來りしと故、辭を作り、敬所は病身にして教授すること能す、我聞く、鈴木恕平は善く弟子を教ゆと、吾子當さにこれか弟子爲んことを乞はるへしと、彼狂人云、鈴木は一向の小兒也、師と爲るに不レ足と、門人其來る故を問ふに、元來鈴

木の弟子の由にて、去れり、家大人云、余を日本一の大儒と稱すること、位徳有る人より言出せしに非ず、此狂人より始まる也、然とも今を以てこれを觀れば、佐藤一齋翁は識有り學乏し、實に彼狂人の言の如しと、其後何人にもありけん、日本儒者番附を著し、家大人を西の大關と爲す、家大人村上眞輔に贈る書に云、近來何者か儒者番附を出し候由、老拙は未レ見候、東關松崎、關脇佐藤、小結朝川、西は老拙、山陽、愚山と承り候、佐藤一齋愛日樓集、日野公へ托し拙評を被レ乞候、一覽致し候處、議論正大文章縝密にて、當時無レ双、不能贊一字、京師諸儒も、皆其文章に服し候、此人王陽明を宗とする故に、其學は可レ譏處有之候得共、夫は所謂細工流々にて、誠に可レ畏者は此一人なり、其他は不レ足レ畏候得は、關と稱せらるれども、左のみ面目と存不レ申候と、其愛日樓集に、十九ヶ條程評し申遣さる、

五十八歳鷹司左府公の招きに應し、尙書を講し、玉ふ、翌年五十九歳、鷹司准后公の招きに應し詩經を講す、鷹司公御父子御聰明にして談話を好み、講後常に御質疑有り、又他事に及ふよし、



此頃、普門律師佛國曆象を作り、今の渾天の説は、切支丹の天文也、是を用ゆれば日本は切支丹に成るべしと、他の佛書を誘引し、これを唱へ俗人を惑はす、小島典膳は、佛國曆象辯妄を作りこれを辯す、家大人これか爲に序す、或人家大人に告て、先生普門律師に面會し、曆象を辯論し玉へと勸む、普門律師も猪飼氏に至り面會せんと云れしか、其後彼是往來無くして止み、只家大人は病間一適を作り其妄を辯す、病間一適、西河折妄二書は、余一生得意の書也と云り、六十歳、西河折妄を作る、家資乏ふして上木することを得ず、門人駿府長田學之助これを活字に上す、頼山陽これを觀て、此書活字に爲すへき者に非ず、惜むへき也と云れ、家大人も亦甚たこれを惜み玉ふ、赤穂藩村上眞輔は、水口儒臣宮田五溪門人大谷春山と云者と親しきに因り、眞輔より此書を春山に示す、五溪亦これを見て、折妄弄丸を作り、此書中のケ條を摘てこれを譏る、家大人平心これを考へ玉ふに、其譏る所全く當らず、故に折妄弄丸質疑一卷を作り之を辯す、五溪兎角理窟を挽のみにて、公正の論無きに因り、剛愎勝心の人、不足與議、由にて、其後は應酬し玉はす、

五溪の著書尙書總辯に評を加へ、辯折し玉へとも、これも五溪へは示されず事濟ぬ、此事村上眞輔余に語る、家大人云、毛西河の集を見るに、多く明史の文を作れり、然とも明史作者の功西河に在らず、凡そ史を作るに、其功事實を考正する者に歸す、文章家は與からず、筆耕と伍を爲す而已、此歳、又高倉二條下の所に移居す、六十一歳の頃、摩島松南に知不足齋叢書を借覽し、二三所其誤りを朱にて正し、松南に返し玉ふ、此書は元來雨森黎園の所藏にして、松南これを借りし也、家大人は松南所藏の書と思ひ、松南は門人の事故、如レ此朱を入玉ふ也、黎園の子は松南の弟子故、松南此事を其子に告ぐ、黎園固より愚物にしてこれを憤り、珍藏の書を汚せし由にて、全部二十八帙を贈らる、於レ是家大人自ら黎園の家に至りこれを謝す、黎園樂を鍊るに托して見えず、因てこれを松南に謀る、松南云、一書を投して謝せん而已と、家大人笑て乃ち一書を裁し、これを叢書に附して返す、其書曰、向レ踵高門、足下適鍊藥、不得面謝、爾來余有寒疾、不可以

風、因托弄筆、聊陳愚衷、余平生讀書、不徒看過、管見所及、必批評校正、後進才俊、或謬賞之、王公貴人、亦不罪之、是以手熟筆滑、習以爲恒、往年有二小詩一曰、隨レ看レ唯二黃天下書一、人レ以レ爲レ實錄、今也轉二借一子毅之字、漫點二足下寶籍一、以受二罪責一、豈非二天警一、余恣二橫一哉、會有二遠方門人一、謂信州高遠儒書至、又規レ余曰、誇二己聰明一、駁二正群書一、閑二過歲月一、徒至二衰老一、不レ能繼二往聖一、開レ來學、是誰之過也、余讀レ之爽然自失、痛懲深誠、自レ今之後、不レ復唯二黃書籍一、足下汚二二三朱抹一、舉二全書廿八帙一、投レ余、不レ顧如レ委二溝壑一、可謂二豪舉一矣、或云、人棄レ之、我拾レ之、亦無二不可一、然余亦學二君子之道一、不レ忍二以レ身充二溝壑一、朱抹不レ可レ除、寶籍不レ可レ受、余甚窘焉、竊意、足下温雅好レ學、亦我臭味也、豈深罪レ余乎、蓋惡二余自負一、聊以レ是窘レ余、亦風流之戲耳、又何憚焉、敢附二愚牘一、反二璧全書一、不レ識足下雅量、粲然解レ顏、收二納卷帙一、否、餘托二子毅一、不宣、黎園猶受けす、蓋し梅辻春樵不レ好人にて、これに黨する故也、家大人又俗書を附してこれを返す、黎園終に受たり、黎園は佐野少進の門人にて、少進は母の從兄の夫なり、佐野少進、阿波の人、京師に住す、阿波侯より年々米五十石を賜ふ、少進より黎園に云

入るれば、早速に事濟むへけれども、家大人は此の往返の間に、悦ひて彼書を盡く讀み玉ふ故、これを爲さす、「頭註」吾亦其評を加へんものこ一笑し且云、頼山陽は此書を留置て通覽せんことこれを羨んで、我返して彼不受、是天の所與也、先生これを受へし、先生不受は願くは、吾挨拶人と爲り、彼書を受んと云、家大人此歳の頃、用事有て丹波氷上郡水所村に至り、滯留中其里人の請に寄り、大學中庸等の書を講す、尤在郷僻陋中の事なれば、讀書の者少きを計り、文義の詳細なるは置て講せず、唯不學者の聞て分り易く、其身に有益やう、古今の説話交りに講説し玉ふに、里人大に感心し、さて、經書の講釋は、甚佛説に似て難く有面白き者也と云り、是れ經書の佛説に似たるに非ず、僧の法談に多く經書を牽合し、里人其説を狎れ聽し故、儒を引て佛に入る、猶人の猿に似と云か如しと、家大人も一笑し玉ふ、家大人天性算理に曉し、天文歷律に至るまで、學問の餘事に學ひ玉へとも、深く其理を曉る、是を以て專業とする者も、多く家大人に質問して、これに及はさること有り、家内日用金銀の出入等、帳に記し有るを勘



定するに、失明後は其帳をさらく」と讀聞するに、讀に從ひて指を屈し、其數一も違ふこと無く甚速なり、六十二歳の頃、一日小島典膳氏を訪ふ、典膳曆學疑問中算術の難解所を問ふ、家大人倉卒其説を得てこれを告ぐ、果して毫釐を誤ること無し、後典膳田中適齋近江津人と同道にて、家大人の家に至る、是より先き、適齋西洋曆算の難解所を典膳に問ふこと有り、其事を如何と典膳に問ふ、典膳云、直にこれを先生に問へしと、家大人因て其術を告ぐ、亦誤ること無し、二氏大に感服せり、典膳は固より天文家なれば算術に精し、然れども算理に敏きこと家大人に不及なり、世人も家大人の算理に曉きを稱す、實に然り、六十三歳、文政六年癸未六月、彦續アラン甲母の父昌安死す、明年四月、又其妻死す、六十五歳、又新町榎木町下る前年の宅に移居す、此歳江州に遊び、志津ヶ嶽に上り、竹生島に遊ぶ、六十六歳の六月、痛風を病む、足不立こと一年、醫師鳥頭を丸藥にしてこれを服せしむ、甚た瞑眩して、書物の事など、少しうは言に云、又清朝帝王より余を招請せんとて使者至る、只今より彼朝に至らんと欲す

と云、時に在塾の書生皆云ふ、先生にして此瞑眩有り、藥力は眞に可恐者也、六十七歳の冬、泉州岸和田に遊び、門人其藩士三宅源之允を主として講書す、六十九歳の三月、伊勢山田に詣す、門人黒田五平治名善、近江膳所藩士一人を伴ひ一僕も無し、黒田氏自ら家大人著替への風呂敷包を肩に掛け、山田に至る、足代通稱、權大夫氏の請に因り、外宮の神庫に於て、論語一貫章を講す、一貫章の講義此時に作る、足代氏より他へ申遣す書翰に云、天下學者、來遊者多矣、大率所見不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>聞、唯埒檢校強識、豬飼敬所經學、所見勝<sub>レ</sub>於所<sub>レ</sub>聞と、家大人これを聞て云、此人の博洽識見も亦可見と、赤穂村上に答る書、歸る時師職二十人計りも宮川脱字アランまで送らる、家大人か駕籠人足興を醒して、見る所一僕も無く、彼士人黒田は老人の家來とも見えす、凡そ餘程身柄の人に非れば、如<sub>レ</sub>此く師職の人々大勢送らる、ことは無き也、此老人は本何人なりや不審也と云り、歸途津藩に於て、尙書二典を講すること三日、門人藩士野田九十郎名知彰、字士明、氏を主とす、家大人云、余吾か尙書纂傳の説にて講す、恐らく聞人余か博覽を

知る而已にて、其意を會得する人鮮からんと、又赤穂村上眞輔に答る書に云、老拙三日中に二典を講し候事、諸説異同等を論辯するを得ず、且又藩中老少淺學の人皆出候故、本文讀下し、老拙所<sub>レ</sub>取の説を聞き易き様に敷衍いたし候、宮崎御文庫にても、右同様の講釋いたし候、驚<sub>レ</sub>人口<sub>レ</sub>程の義は無<sub>レ</sub>之候と、此歳の五月、江北に遊び、講書二句、辻村子安氏を主とす、

七十歳、文政庚寅三月十六日、諸友門人等謀て、壽筵を東山碧雲樓に開く、家大人席上諸子に對し、憚る所無く大聲に、自慢雜りに經義の得失、古今の盛衰等を論す、時に頼山陽後れ來て云、先刻已に來會すれども、先生の談鋒を避て、次席に退き居たりと、彼れ才氣人に過ぎ文章を善す、故に其一言を發するにも、自ら味有り、東坡尋常說話、自ら文章を爲すか如しと、家大人云へり、山陽壽賀の文に、初め翁と稱して先生と稱せず、仁科白谷通稱、源藏、これを怒り、書を贈てこれを責む、山陽文中は、翁字に非れば句勢不<sub>レ</sub>宜と云て、題而已先生と改書す、又山陽文中に曰、翁非<sub>レ</sub>産<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>京<sub>レ</sub>者との言有り、家大人云、余は京産也と、山陽云、某も

先生の京産は知れども、如<sub>レ</sub>此言はされは文章面白からざる故也と一笑す、家大人著書に、近江猪飼と稱し玉ふは、父の生國なれば也、家大人阿州高橋赤水に答る書に云、山陽拙子か壽賀の文に、拙子を稱するは實意に出候て、虚美の文に非ず、中島か序、平安山水の秀麗拙子に鍾候と、溢美浮詭の詞にて、畢竟文人の弄筆、拙子不<sub>レ</sub>勝<sub>レ</sub>讀候、頼の文、翁とありても、拙子の意には悦申候、對面の節は、彼後生故、何にても先生と稱し、崇敬いたし候、

碧雲樓壽筵全集姓名附

- |         |        |        |
|---------|--------|--------|
| 山路左兵衛尉  | 清水 平八  | 伊地知出羽介 |
| 岡崎 彦太郎  | 北小路大學助 | 頼 山 陽  |
| 岩 垣 音博士 | 兒 玉 祥平 | 百々内藏太  |
| 西尾 河内介  | 宇都木泰一郎 | 山本 永吉  |
| 鈴木 恕平   | 石川俊右衛門 | 島津 寛藏  |
| 中山 安碩   | 村田 庫山  | 角鹿 清藏  |
| 薩埵與左衛門  | 大多左司馬  | 生谷 牧太  |
| 兼松四郎兵衛  | 高島 運八郎 | 堀江 要人  |
| 若林 玄成   | 神原 相模  | 溝口 木之助 |
| 岡本甲斐介   | 小川 貞藏  | 大橋 但馬  |



山西中務	堀地文助	堀江源兵衛
橘貞藏	山田伊織	百々一郎
川島正平	岡本昭吉	眞田内記
今井少允	中島寛藏	林大藏
佐々士良的	黒田拾藏	田中晋一郎
籠谷彌太郎	栗田周策	小島玄陸
清水東安	青山仲	市川清五郎
久下馬輔	植木孝之助	長澤周助
谷仙太郎	谷口眞藏	山本沈三郎
中村文之進	中村周吉	齋藤貢
妙玄寺義門	船曳紋吉	吉田元祥
伊東鶴之助	山崎天三	林又太郎
大音秀輔	山川新三郎	日比野梅次郎 <small>美濃高田人</small>
厩原玄堂 <small>長門人</small>	前川彦右衛門	兀山 <small>盲人、播州三木人</small>
進藤玄之	的場純藏	中島増太
星野源樂 <small>備前</small>	石原玄迪 <small>備前</small>	檀文平 <small>筑後柳川人</small>
小澤春定 <small>南豊人</small>	桐山椅三郎	吉村隆太郎 <small>安藝廣島</small>
宮脇興藏	岡本豊彦	中林竹洞
浦上春琴	小田百谷	雲山 <small>豊人</small>
澤渡精齋 <small>畫工</small>		

知事

仁科源藏 貫名省吾 摩島助太郎  
 齋藤出雲 伊東活二 神原但馬  
 黒田五平治  
 取持人  
 鳩居堂 林喜三郎 吉田治兵衛  
 楠見文助 井筒屋伊三郎 井筒屋平兵衛  
 此歳の冬、播州に遊び、河合氏姫路藩家老、通稱準之介の請に因り、  
 仁壽山河合氏の學舎に講書すること九日、河合氏來  
 春又來講せんことを請ふ、  
 七十一歳の春、再び播州に遊び、書を仁壽山に講す  
 ること一月、秋九月、又東遊、志州日和山に上り、歸途  
 津藩に留められ、講書半月餘、門人藩士市川清五郎  
 名長、字氏を主とす、  
 疾特に學館に於て中庸の卒章を聽玉ふ、養老の資と  
 爲し、俸十口を賜ふ、督學石川竹厓名之譽、字士尙、通稱貞一郎、先生  
 云、閑暇の時は隨意に來遊して講書し玉へと、  
 此歳天保二年、六月二日、京師地大に震ふ、民屋土藏破損  
 甚多し、人皆外に疊を布き其上に坐す、戰懼せざる者  
 無し、家大人適便所に行く、猶徐に手を洗ひ、居間に

歸り書物を取て、書生の玄關は材木軽く、用心宜しと  
 て集り居る所に至り、常の如く讀み、少も驚く色無  
 し、又其後在津の時、天保十四年癸卯八月廿五日朝、  
 家塾にて論語を講す、半にして地震す、格別のことに  
 は非れども、石碑燈籠等は多く倒る、家大人の怪我有  
 んことを恐れ、急遽に抱き庭上に出つ、家大人耳遠く、  
 初めより是を知らず、何事なりと問ひ、已にして其地  
 震なるを知り、席に還り其續きを講す、一字を誤ら  
 ず、地震よりは遽に抱き出して驚かるべきを、左無き  
 こと、精神の静りたる人と、人皆これを稱せり、  
 七十二歳の秋、又伊勢に遊び、津藩に講書四十日、門  
 人藩士川村竹坡名尙迪、字毅、通稱貞藏、氏を主とす、歸時學館に於  
 て饑宴し、諸君送別の詩文を贈らる、凡四十五人、石  
 川督學も詩有り、又其詩文の序を作る、  
 石川督學饑宴詩文序附  
 我津藩興學之六年、之襲承乏、統督文武諸學事、首  
 建言、選拔俊秀、求名師于四方、以取博習之益焉、  
 其抱經藝遊京師者、川村毅甫、市川藏六、野田士  
 明以下、率皆受業于敬所豬飼先生、乃如齋藤有終、  
 鹽田士鄂等、見任師職、亦因事北上、則先通刺于

先生之門、先生海内之儒宗也、襲之在京也、從栲亭  
 村瀬子、專攻其學、時側聽先生緒言、心竊欽慕之、  
 自顧才性庸劣、不遑永益及他、是以與先生同  
 其業、又同其所居、而閱歲踰紀、未嘗一就正焉、  
 先師歿、挈家南遷、離索日久、學無寸進、每有二人至  
 自京、必叩其所得于先生者、往々聞所未聞、  
 嚮慕愈切、而山阻川隔、常憾未由從之也、已、文政  
 己丑首夏、先生南遊、詣拜皇太神宮、途經我藩、館  
 于野田氏、襲之素願、於是乎始達矣、將欲進請教、  
 以爲私之于己、不若與衆、即日建言、具禮以請、  
 教授于有造館、先生許諾、爲留三日、講尙書二典、會  
 聽者三百人、咸悅其言之精切、莫不景仰、以希有  
 續學、至天保辛卯季秋、先先生再遊陽田、襲因與諸  
 子謀邀之、先生遂稅駕于市川氏、日入學館、說口  
 論語孟子演仁、及性之義、十數次、衆益悅服、吾公時在  
 藩、就見于學館、延之賓位、聽講中庸、特致饌幣、  
 謝之、又命有司、歲餽十口糧、以助頤養之費、蓋酬  
 積年育才之勞也、今茲壬辰、先生齡七十又二、耕道  
 獵德、孳々不休息、以秋冬之交、復來館于川村氏、  
 公例屢迎延、參講書禮論孟、日夕燕間、請業之徒滿



座、先生手畫口講、博喻而循誘之、温色勵言、使入躍然、嗚呼學而不厭、誨而不倦者、今於先生一見之矣、及其將歸也、總教隼人氏、命製餞、飲于學館、召集子弟之餘力習詞章者、賦詠以當一部鼓吹、爰卜陽月之望、請先生、少長環侍、奉觴致詞、凡四十五人、或頌德、或祝壽、寓意雖各異、而其縉纒惜別、約定前期、則一也、先生莞爾、謝且慰之曰、幸享餘年、週歲來會、不敢以衰老辭、酒中製願語、諸子曰、古人不云乎、士別三日、當刮目相待、苟志于道、不當如此耶、吾人遭逢于明時、優游乎樂土、其爲幸大矣、况得坐致天下宗匠、日親炙之、飲聞先聖之道、豈非千載奇遇哉、乃不及、時銳進、燕辟消日、寡陋自畫、固非老師之所望于諸子也、維時小春、陽氣將萌、仰觀俯察、各奮其志、服膺老師務實之訓、奉體君相崇學之旨、藏修切磋、夙夜從事文武、竭其才、成其業、以供國家之用、則老師頻年之勞不徒、諸子今日之言不虛、而有造之構、庶幾乎不爲太平文具矣、過此以往、使天下後世、仰維新之化、頌濟々之美、其亦可、以跋期焉、抑以製之驚下、謬負荷重任、亦相從策勵、幸得展微効乎、

不唯贖尸素之罪、又將與有榮焉、是其所下以代老師而致諄々也、咸曰、唯、於是更酌無算、盡歡而罷、其文詩若干首、輯錄成卷、呈之先生几前、製敢擲短筆、謹敘其顛末、以引卷端、  
七十三歲、天保四年癸巳淡路湊林一藏より招請し、迎ひの人を越す、因て早崎新平、宮崎彌三郎皆津藩士、二氏を伴ひ、四月廿日京を出て、同日夕大坂に到り留ること二日、筱崎小竹、齋藤五郎、奥野彌太郎を訪ふ、廿三日淡路鹽浦に到り、林氏友人田中平右衛門に宿す、廿四日夕湊に到り林氏に宿す、毎日午前は講書し、午後は松尾の濱に遊ぶ、那波辰之助其徒四人を携へ來見す、留ること三日、廿八日出船、阿波の鳴門を觀る、實に奇觀なる由、其夜阿那加村山口甚四郎に宿す、林氏親戚也、廿九日阿波に到り中田村澤山桃亭に宿す、高橋龍朔及び澤田士儉來會す、其翌晦日三子と田峯山名に遊ぶ、是れ亦絶景なる由、此の夕高橋氏に宿す、留ること一日、五月二日徳島を過ぎ、出船淡路へ返り福良地名、坂東半左衛門に宿す、三日の夕湊林氏へ歸る、五日稻田氏阿波侯大夫、通稱九郎兵衛、名譽、字眉、儒臣拜村瀧右衛門肅庵助父、使者と爲りて來り、家大人に須本稻田大夫所存、に到らんことを

乞ふ、六日成相庵に遊び、其の夕鳥井村島田茂太郎に宿す、七日須本に到り旅館玉屋甚藏に宿す、其明稻田大夫菟山別業に到る、孟子浩然之氣の章を菟山に講すること二日、稻田大夫云、如レ此講釋ならはいつまて聞ても聞あくこと無しと、瀧右衛門云、是まで大河赤松、頼山、篠崎小、等も、先代より年々來れども、先生の如き講釋は曾てこれ有らず、實に淡路島始りてよりの講釋也、先生若し壯んに有らば、猶幾度も招待し可レ請也と、十日那波諸子、家大人を後藤氏名雨荷、字十郎、通稱杏太郎、對仙樓に饗宴す、十一日より歸京す、此歳秋九月、又出津、講書一月餘、七十四歳、大和紀伊に遊ぶ、九月十七日出京、南都法隆寺龍田を経て、十九日大和八木に至り谷新介、氏を主とす、留ること五日、二十四日吉野に至る、二十五日諸瀧を觀る、其明五條に至り森田通稱文作、氏を主とす、二十七日吉野川に遊ぶ、翌日小山氏に招かる、二十九日再び吉野川に遊び漁獵を觀る、佐野周藏名世彌、字士輔、號峨山、阿波人、氏に宿す、留る一日、十月二日寶滿寺へ招かる、午後吉野川を出て歸途佐野氏に詣る、三日金剛山に登る、佐野氏に留ること三日、五日紀州切畑林周藏氏に到

る、留る五日、十日粉川根來を過ぎ、若山に到り林修道氏を主とす、留る七日、督學山本源五郎を訪ふ、十七日岸恒三郎氏に招かる、十八日泉州岸和田に至り、三宅通稱原之丞、氏を主とす、十九日尙書在璫璣玉衡一節を講す、二十一日易乾坤を講す、二十六日岸和田を出て大坂に到り、其明子前歸京す、家大人此歳より以前、三十五歳寛政丙辰の時、彦藩龍君玉名典二詮を讀む、これを愛し、且君玉の作に非ざるを疑ひ、其原本を搜出し、其作者姓名を知んと欲す、六十九歳に至り、北近江に遊び、辻村子安氏を主とし講經廿日計り、此家にて富永滄浪所著古學辯疑を見、始て辯疑は即ち名典二詮の原本なるを知り、此歳に至て校正して、序を作り又評を加へて、三角典藥少允と謀り上梓し玉ふ、七十五歳、天保六年乙未淡州稻田大夫の招請にて、吉田宗左衛門越前敦賀人、瀬川剛司二氏を伴ひ、三月十八日出京、十九日西宮今井氏に到る、廿日兵庫を過ぎ村田庫山を訪ひ、西須磨に到り宿す、翌日明石より渡海淡州巖屋に到り、武藤宇右衛門に宿す、廿二日武藤氏船にて送り、須本に到り旅館に宿す、拜村氏其黨三人を携へ來



見す、稻田大夫邸に講書十五日、愈感服せられ、猶幾度も請招せんと請はる、須本に留ること十八日、四月十一日離筵を菟山別業に設く、十二日須本を發し三谷謙讓を訪ひ、林一藏氏に宿す、留ること二日、吉田瀬川二氏をして鳴門を觀せしむ、十五日林氏を發し杉尾浦に到る、諸子の家大人を送る者、宴を松蔭に設け分手す、此日夕船を都志浦に泊し高田金兵衛に宿す、十六日播州高砂に宿す、十七日曾根地名、入江清兵衛に宿す、曾根に名松有、是を觀る、留ること二日、十九日市場地名、近藤龜藏氏に宿す、留ること二日、廿二日三谷伊右衛門所<sub>レ</sub>建國包の郷校へ招かれ、講書三日、廿五日市場近藤氏へ還る、廿六日丹波和田村に到り、中村佐五右衛門名正、氏を主とす、留ること二日、廿九日牧山地名、植木簡修に宿す、五月朔日又中村氏に還る、此時豊岡侯學校を創立せらる、家大人の丹波に來ると聞て、招き開講せんことを乞ひ、使者至る、翌日二日、其使者と共に出て、佐治地名、小島四郎兵衛に宿す、四日但馬の九日村渡邊七郎左衛門氏に宿す、翌日五日、豊岡藩士和田垣大記殿來迎す、家大人豊岡學校に到り開講す、留ること九日、其旅館に御紋附の幕を張り盛砂し、馳走役人附添甚

た禮待せらる、且つ學校の記を作んことを乞ひ玉ふ、因てこれか記を作る曰、玉不琢不成器、人不學不知道、故古之聖王、建國君民、設庠序學校、教之以人倫、所以造士化民也、方今海内昇平二百有餘年、列國封君、崇儒道、建學校、右文之治、可<sub>レ</sub>以比隆於古矣、然而士子或學而不知道、徒事記誦詞章、不<sub>レ</sub>修實行、是以學校之設、亦或爲<sub>レ</sub>虛文、無<sub>レ</sub>益於造士化民、爲<sub>レ</sub>武人俗吏所<sub>レ</sub>嗤、豈不<sub>レ</sub>慨嘆乎、豊岡封君京極侯、賢明好學、恭儉勤政、襲<sub>レ</sub>封之初、深憂近世士風漸衰、民俗不<sub>レ</sub>美、首興<sub>レ</sub>學校、立<sub>レ</sub>教官、使<sub>レ</sub>藩中士子講<sub>レ</sub>習經史、而士子靡然志<sub>レ</sub>學鄉道、天保乙未春、擇<sub>レ</sub>地於其府中、新建<sub>レ</sub>黌舍、至<sub>レ</sub>夏落成、名曰<sub>レ</sub>稽古堂、會<sub>レ</sub>彦博自<sub>レ</sub>淡播<sub>レ</sub>遊<sub>レ</sub>西丹、以<sub>レ</sub>其耄老、辱<sub>レ</sub>越國迎召開<sub>レ</sub>講、彦博不<sub>レ</sub>揣<sub>レ</sub>庸陋、即應<sub>レ</sub>命、五月端午、恭上<sub>レ</sub>堂開<sub>レ</sub>講、於是告<sub>レ</sub>於士子、曰、貴藩當今崇<sub>レ</sub>儉節<sub>レ</sub>用之時、捐<sub>レ</sub>資興<sub>レ</sub>工、新建<sub>レ</sub>此堂、者何也、蓋欲<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>士子學<sub>レ</sub>習經史、稽古之道、正<sub>レ</sub>心修<sub>レ</sub>身、入<sub>レ</sub>則孝弟、出<sub>レ</sub>則忠順、而士風以正、民俗以化也、凡<sub>レ</sub>上<sub>レ</sub>斯堂者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>祇<sub>レ</sub>承<sub>レ</sub>君上德意、孜孜潛心專意、循<sub>レ</sub>古之道、以修<sub>レ</sub>實學、立<sub>レ</sub>實功也、若夫學而不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>道、知而不<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>行、徒

事記誦詞章、則更爲<sub>レ</sub>君上之憂、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>勉乎、可<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>戒乎、十四日豊岡を出て、歸路城の崎温泉に遊ひ、丹後天の橋立を觀る、豊岡侯人をして笹山まで送らしめ玉ふ、此年豊岡侯江戸に在り、然れども御在國の禮を以て接待せらる、十八日笹山丹波、渡邊七郎左衛門<sub>上渡邊氏</sub>、氏に宿し、留る四日、廿三日龜山丹波に到り、若林玄齡氏に宿し、翌日歸京す、是れ家大人一生の壯遊也と云り、彦讚家大人の前後淡州に遊ふことを記せんとて尋問ふ、家大人詳に是を語る、其後其時の日記篋底より出しに因り、家大人の語と照し見るに、出京より歸るまで、某日某家に宿し某地に遊ふまで、一日も違ふこと無し、七十六歳、但馬豊岡侯御歸國、其秋、舟木外記殿<sub>豊岡家老</sub>より植木簡修を招請すへしと、書帖にて告げ來らる、其意家大人の老年にて高名なれば、盛待費用多きを憚からると見えし故、家大人舟木氏へ、植木は醫業日間無、半月も貴國へは出難し、且又醫師の學問、詩文風流而已にて經學は無し、江戸にて御出入の儒者など、は大に異也、老拙參り候ても、御迎の人には不<sub>レ</sub>及、往來人足を下され、滯留中御儉約の時節、殊に凶

年なれば諸事省約に、植木を御招被<sub>レ</sub>成候御心得にて、御あしらひ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下と云贈らる、舟木氏はれに従ひて家大人を招かる、門人渡邊信卿<sub>通稱七郎</sub>を伴ひ豊岡に到る、九月十三日御迎として、中田立馨、久保田小平二氏寺坂まで來らる、口上書、此度は遠路之處、誠に極老之御身を不<sub>レ</sub>願、猥に枉駕被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成下、千萬不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>謝候、御旅中所勞も無<sub>レ</sub>御坐<sub>レ</sub>哉、御伺且御迎旁、二生差向候、右之趣稽古堂掛り當番老臣申付候、則舟木外記也、

中田 立馨  
久保田 小平二

舟木 外記

先つ豊岡稽古堂に到る、待受挨拶、秋冷候處、愈御安寧、珍重被<sub>レ</sub>存候、今般御招請被<sub>レ</sub>申候に付、遠路無<sub>レ</sub>御厭<sub>レ</sub>御越被<sub>レ</sub>下、大慶之至、御太義千萬被<sub>レ</sub>存候、御到着に付、先此段御挨拶被<sub>レ</sub>申演<sub>レ</sub>候、十四日、御居間書院にて御對面、休息所より玄關まで、岡右内殿御誘引、玄關より客間まで、和田垣大記



殿御誘引、客間より三の間まで同人、三の間より御居間まで、御側用人猪子伊織殿誘引、引續き御茶を賜る、御對面候御挨拶の書附、

甲斐守御挨拶

初而懸御目候、秋冷之節、彌御無異珍重存候、將亦去夏爰許稽古堂開闢御頼申候節は、彼は無御腹臆預御教諭、忝存候、亦候此度家來之者より御談申候次第に付、格別之以御勘辨、御老體御厭も無之、遠堺預御出張、不淺致大慶候、猶萬端無御遠慮預御教示度、御頼申候、御逗留中可爲御不自由、諸事無御隔意、家來之者へ御申聞可有之候、

十月六日まで學館に滯留講釋す、六日御書院にて暇乞、御對面御挨拶、

甲斐守御挨拶

此度者遠方御招申候所、御老體御厭も無之御出張、初而掛御目、且日々御講義致聽聞、不淺忝致大慶候、御逗留中無御別條、明日者御歸發之旨珍重存候、旅中一入御厭可有之候、別段緩々懸御目、御挨拶も申出度候得共、却而御六ヶ敷可

有之存、不及其義候、尙此上共、家來共へ宜預御教示度、御頼申候、折克候者、來春參勤之節可掛御目候、且輕庵之至候得共、當年初獵之鴨并一品御贈之中候、

已にして稽古堂へ引取り、御使者として用人猪子伊織殿入來、口上書、

寒冷候處、彌無御障、珍重被存候、將又今般及御招待候處、遠境御老體之御厭も無之、格別之以御勘辨、御越被下、日々御講義、不替厚預御教導、不淺忝被存候、明日御發足之趣に付、御暇乞御挨拶旁、以使者目録之通被致進入之候、此年大凶年にて、道中米無しとて人を宿せざる所有り、荒政多用にて、諸事倉略殘念の至り、明後年は在國、必ず請待すへしと也、然れども御交代の年、御敕使御馳走の役を命せられ、御歸國無く、又家大人は勢州へ到られ、其後は復た往き玉はさりき、

七十七歳天下八、秋、又勢州に到り講書す、十月十二日津藩より歸途、伊賀上野に到り郷校に舍す、十四日より十六日まで三日、口口國覺に講經す、翌日より歸京す、

此時の事也しか、家大人津藩川村竹坡氏を主とす、家大人平松氏に謂て云、御頼申度事有之、右は當地にて、御庇にて所々參り相樂申候得共、老年故に未だ高山へは御伴不被下、何卒一生の樂に、最高の山へ上り申度候、御同道下され間敷やと也、平松氏竊に思はるゝには、先生老年にて甚不安心千萬なれども、又如

此老壽にて高山へ登り申度との志し、豪邁の人にも珍らしき事なりとて、御同道可申と云ける、家大人殊の外悦へは、平松氏乃ち同社の人竹坡氏、早崎三宅氏等同道にて家大人を伴ひ、未明に竹坡氏を發し、駕籠にて高坐原村若林氏まで至り、小飯を喫し、其村の人足にて、經ヶ峰最高處へ登り玉ふ、

七十八歳の七月、又津に到り客居す、俸十口を加賜ふ、家大人勢州に到り玉ふ時、人これを止る者多し、其意家大人の晩年に及て、若し仕官など爲ること有らば、後世への聞え悪からんことを恐れ、又或は京近邊の人は、時々質疑に不便なる故也、家大人云、余不才にて仕官を不欲こと固よりなり、然れども假令余をして仕官せしむとも、何の不可か有ん、古聖賢の意、皆仕て其道を行んと欲す、孔門諸子の言を觀て見

つへし、其不仕を以て高しと爲す者、老莊の意にて、後世儒者の偏見也、豈實學を爲す者の意ならんや、況や余仕官するに非ざるをや、因て思ふ、余中歳、陶淵明責子詩を讀み有之感、詩を作り自ら慰し、又戯に五柳先生傳に倣て、臥石散人傳を作り自ら況ふ、是等の議論、恐くは後學年少の者を誤らん、余これを遺すを欲せずと、津藩平松喜藏名正懸、字子愚、號樂齋、氏此言を同藩高槻九市郎氏に告らる、高槻氏先生の學は益上達せりと、

讀陶淵明責子詩附

淵明有五男、長幼嬉一室、有園植松菊、有田種黍稷、詩酒縱清興、悠然忘得失、猶作責子詩、嗟嘆天運屈、余年已半百、多病身不實、丁無一稚子、候門覓梨栗、無田又無園、傲居僅容膝、活計止講學、世不好經術、滔々尚浮華、誰人親樸質、慈母踰七旬、奉養當愛日、煖飽少帛肉、貧窶豈無恤、噫々比淵明、天運又太室、酒量殊淺狹、難進杯中物、詩才還乏匱、將何舒幽鬱、但樂几案上、且夕展書帙、博觀宇宙間、竊與古人匹、

臥石散人傳附

余頃讀陶淵明責子詩有感、因賦詩以自慰、



又戲做五柳先生傳、以自況云、

散人儼居市上、其姓字不顯、門外有臥石、因以為號焉、質直好義、不求聞達、性疎慵、詩文書畫、聲樂器玩、略無所好、唯潛心經史、寓目百家、而究事理、察人情焉、雖喜聞幽通、而不為穿鑿附會、每有所得、便愉々自娛、然自少多病、不得肆力於著述、常以為憾、形羸而氣豪、心小而志大、深慨士風不競、民俗日薄、世無同志、自絕交游、家貧親老、不肯祿仕、三碗麥飯、一杯薄酒、知命安分、優游卒歲、

贊曰、昔者李永和篤學著書、絕志仕途、常言、丈夫擁書萬卷、何假南面百城、其樂猶有待乎外也、今散人胸容天地、腹藏古今、則不必假簡帙之富矣、語曰、觀於海者、難為水、南面百城、又何足言哉、

八十歳の二月朔日、津藩平松、川村、早崎氏等謀て、壽賀の筵を東町寓居に開き玉ふ、各詩文有り、川村氏より此事を京仁科白谷へ云贈らる、白谷は固より家大人の津に在ることを不欲、初め勢州へ至らる時、深く是を止め、其後も毎々書狀にて歸京を勸むる程な

る故に、川村氏に書を贈り、衰老の先生を遠地に止め置、壽筵を開く、津藩にての壽筵は、京師三十六峯の下、二十萬家の東にて壽筵を開くの盛なるに孰與かと、不足を云來る、平松氏云、京にて真に先生の道を尊信するならば、先生は天下の道の爲に爲さる事なれば、京師と津と彼我の別無かるへければ、京に歸しもやらん、但三十六峯の下、二十萬家の東位にては、兎ても歸京は許されすと一笑す、

八十一歳の二月、河島聞達紀州尾鷲の人、山田氏の乞に因り、門人五十川邦太郎美濃の人、を伴ひ伊勢山田に至り、講書十二三日にして歸津す、津藩より道中人足を下され、藩士岡村專左衛門をして山田まで送らしめ玉ふ、此歳の三月八日より暫らく歸京す、津藩より宮田義平氏をして京まで送り、道中人足を下さる、京師舊友門人、家大人を三本木に招き宴會す、石川督學復來るへしと云れ、四月廿日發程、又津に到らる、津藩より岡村專左衛門氏をして京まで迎ひに上らしめ玉ふ、仁科白谷云、此度は勢州へ到ることを留むまし、此後歸京有らは決して止め置へしと、伊東活二氏等云、先生眼氣悪く、假令教授はなされすと、宜しく唯坐し

居玉ふ而已にても、京師の重りと爲り光を増すことなれば、在京し玉へと勸められたり、

此歳の九月、涓東町より京口町に移る、家大人云、隨園文集云、知己非唯知其所長、知其所短也、蓋し其所短を知て長を不知者、知己と爲すに足らず、其長短併せ知を以て知己とす、今天下に余か知己と思ふ人五人有り、其餘はをか目八目にて、大體は知れども、或は短に見下し、或は長に見過す、皆穩當ならず、所謂五人の知己とは植村悅齋、見上、山本清溪、任近江守、京師人、大炊殿諸大夫、通稱兵藏、夫たり、後浪人して江戸に死す、堤一雲齋、禁裏御附の同心也、後浪人して伏見に死す、今を去ること廿年也、頼山陽、此四人者今皆死せり、其一人は日野南洞公也、皆敢て口に不を出と雖も、其語氣面色を觀て、余か長短を併せて能知之、故に余此人に對しては遠慮無く自慢を爲す、彼人皆知慮余に過ること遠し、故に余か自慢を聞て唯微笑するのみ、固より余か人と爲りを洞見すれば也、是れ即ち眞の知己也、四人は余を深く愛す、山陽は甚た余を敬せり、  
家大人云、當今學士多く詩文を事とし、實學を爲さず、其徳を修めず、余深くこれを憂ふ、然れども詩文に拙

き者より言之は、人其言を信せず、詩は李杜の如く、文は韓柳の如き者有て、其修身齊家治國に無益を云出さば、此風漸く止んか、余幼年の時老人の物語に聞く、昔年淨瑠璃大夫に竹本政太夫なる者有り、音聲高ふして、老て益壯にして遠に聞ゆ、常に其徒に語て云、我道は音聲を以て第一とす、若き時より酒食を縦にせず房事を謹む、無他、其音聲を損せんことを恐れ也、彼輩の如き固より賤き者也、何事か爲さらん、而して其道を重んずることの深きより、其身を謹むこと如レ此深き也、以て其技に妙にして譽れを得る所也、今儒者は聖人の道を傳る者也、而して徒らに詩文を事として其徳を慎まず、故に其人不尊して其道不尊、是れ其道を重んずること賤技の者に及はず、哀きかなと、又曰、余か門人森田謙藏文作弟、大和五條人、頗る文才有り、然れども文に志して甚た讀書せず、余嘗て戒めて云、文は理を以て尊むことを爲す、學問有る者、辭句不巧と雖も其文可レ見、學問無き者、辭句巧なりと雖も、其文見に足らず、足下文章を作るを欲せは、先づ讀書して文章の種を蓄ふへし、  
家大人云、儒者講經事、不倫なれども猶ほ俳優者の



藝を爲すか如し、片岡仁左衛門、尾上菊五郎など、藝熟し氣盈る故、其舞臺へ不<sub>レ</sub>出前、或は障子を隔て一言を發するに、觀る者皆喝采して自ら其達者なるを知る、儒の年少にして學未<sub>レ</sub>熟氣未<sub>レ</sub>盈者、同經を講し同説を述るに、一坐渙散して靜ならず、余か講席に上り一言を發すれば、一坐自らしまりつく、無<sub>レ</sub>他、氣の盈ると否と也、

家大人云、韓文公文集多く求薦の文を載す、是等文章韓氏の人と爲りを見るに足れり、嘗て一小説を見るに、韓氏の書せし碑文の墓より毎夜幽靈出つ、人其故を問ふに、幽靈云、韓氏人の錢を受けて虚譽の言多し、故に吾成佛することを得すと、又韓氏媚<sub>ニ</sub>慕錢の事有り、其爲<sub>レ</sub>人概見すへしと、又云、物徂徠明の四大家蹇馬の走るか如き文を學ひ、自ら云、天の寵靈に因ると、特に不<sub>レ</sub>知四大家晚年これを悔るの文なるを、家大人云、南朝の楠有る、猶ほ蜀の孔明有るか如し、楠氏一人の力能く一旦中興の業を爲す、其知畧功業古今比無し、然れども但惜むらくは湊川の死甚た早きことを、彼れ事務已に去る、奈何ともすへからざるを知る、故に一死を致し國に報する也、君臣の義當さ

に心力を窮盡し、可<sub>レ</sub>爲の事不<sub>レ</sub>爲こと無く、其君を輔佐し、而後これに次に死を以てす、新田義貞北國にて所<sub>レ</sub>爲の如くなるへし、湊川の戦、時勢未<sub>レ</sub>た此に至らず、而るを遽に死を遂く、是を以て觀れば、正成恐くは純忠と言難し、其子正行も父に倣て早く死す、又曰、南朝中興の後、大塔宮を太子と爲し、楠等の功臣を賞し高位を授け、公家武官打混せは、或は永久ならんか、其大功有る武將、反て寸功無き公家の下に立つ、何ぞ幾時無く不<sub>レ</sub>亂を得んやと、

家大人云、嘗て貳臣傳を讀む、多く明朝より清へ投誠の者を載す、是れ大に不可なり、左氏傳貳字義を以て之を律す、陽に此君に仕へ、隱に彼君に心を寄する者を貳と云、婦人の其夫に事へ、又他の男に通するか如し、前朝已に亡び、歸降して清に仕ふれば、則ち是れ清朝の臣たり、亦婦人の其夫死して再醮するか如し、其失<sub>レ</sub>節ことは則ち有り、之を貳と云へは不可なり、若し果して之を貳と謂は、前朝に仕る者、盡く死を致すか隱遁するか、無<sub>レ</sub>人に至て可なり、豈に此の理有んや、今時清の朝紳、其祖先嘗て明朝より降る者多からん、其子孫たる者一人も、祖先の爲めに此義を發する

者有るを聞かす、何ぞやと、

家大人云、余嘗て村瀬栲亭か藝苑日涉を評す、石川督學は其門人にて、博學恭謙にして篤實の人也、余か評を見んと乞はる、余督學の其師を甚た尊敬せらる、故、氣の毒に思ひて終に貸與せず、又云、藤堂出雲殿、藤堂數馬、殿脱カ平松喜藏殿等は津藩の忠臣也、其平生格別に余か耄老なるを愛敬し玉ふも、余か一身の爲めに非らず、國家の爲めを思ひて也、

家大人始めて津藩に至り玉ふ時、一藩士刺を通し始めて見へ、直ちに江戸勤番に至る、後一二年又歸て見ゆ、家大人云、某年某月日某宅にて始めて見ゆるの人也、此時に當り初めて來見の人甚多し、此人其強記に伏す、

家大人云、出雲氏數馬氏は津藩の巨室なれども、平生余を甚た愛敬し玉ふ、是れ其知の明なる也、余は高貴の人に見へ尊まる故に、人に於てこれを敬すれども、恐れ憚ること無し、二氏は如<sub>レ</sub>此なるを知り玉ふ故也、世人或は貴を挾みて謾する者有り、愚と謂ふへし、中庸曰、極<sub>ニ</sub>高明<sub>ニ</sub>而道<sub>ニ</sub>中庸<sub>ニ</sub>と、人富貴に屈せず貧賤を侮らず、これに與ふるに韓魏の家を以てすれ

ども、自ら視ること貌焉たるは、是れ亦極<sub>ニ</sub>高明<sub>ニ</sub>也、而して其可<sub>レ</sub>敬を敬し、其可<sub>レ</sub>尊を尊み、甚た人に異なるを爲さず、是亦道<sub>ニ</sub>中庸<sub>ニ</sub>也、余或は高貴の方より物をもらふこと有れども、格別に心實有難しとも思はず、然れども厚く禮謝するは、中庸に道んと欲する也、家大人嘗て鷗陽氏六一居士に倣ひ、千一居士と稱す、意を千慮の一得に取れる也、又洛下儒隱と稱す、中村佐五右衛門水野壹岐守殿藩士也丹波和田役所に在りに答る書云、余雖<sub>ニ</sub>不才暗劣<sub>ニ</sub>天性不<sub>レ</sub>好<sub>ニ</sub>迂僻<sub>ニ</sub>、常覺<sub>ニ</sub>先儒之說多有<sub>ニ</sub>此病<sub>ニ</sub>、近稱<sub>ニ</sub>洛下儒隱<sub>ニ</sub>、隱<sub>ニ</sub>於儒<sub>ニ</sub>之謂也、非<sub>レ</sub>謂<sub>ニ</sub>儒之隱居者<sub>ニ</sub>也、余不<sub>レ</sub>甘<sub>ニ</sub>儒名<sub>ニ</sub>者爲<sub>レ</sub>是也、

家大人云、陸王の學は、禪家の所謂本來無一物より出つ、是れ亦禪學耳、程朱陸王の學の別を不<sub>レ</sub>知者、無<sub>レ</sub>目者也、香川景樹其門人に教へて云、古今集を面白しと思ふ人は、必ず新古今集は不<sub>ニ</sub>面白<sub>ニ</sub>はす也、其古今集、新古今集共に面白しと思ふ人は、必ず歌を不<sub>レ</sub>知者也、今王學を尤と思ふ人は、必ず宋學は尤と思ふまじ、宋學を悦ぶ人は、必ず王學は不<sub>レ</sub>悦はす也、宋王併て尤と思ふ人は、必ず程朱王陽明の別を不<sub>レ</sub>知也、



家大人字は希文、范仲淹の人と爲りを慕ひて也、名は彦博、必しも文潞公の人と爲りを慕ふに非ず、谷新介來書云、先生學識文潞公に過ること遠し、然れども其壽可レ希也と、蓋し文潞公の人と爲りを慕ひ名つくる也と錯認すれば也、

家大人人と談す、右手にて右耳を掩ひ、左耳全く聾し、右耳少し聞ゆればなり、左手膝に在り、右肩軒し左肩輕す、顔色嚴正、氣盛に聲勵し、條理分明にして遠きに達す、回撓すへからず、人多く感服す、是れ程子所謂、義理明直にして内無不足、其言に發する者自然なる也、

或人彦續に語て云、漢土にては程朱二子、本邦にては伊藤仁齋古今の大儒にして、後學の所レ宗なり、後世學者、假令三子に過る者有りとも、恐くは其上に居り難し、況や必しも不レ有之をや、敬所先生の學識仁齋に過く、然れども時勢不レ同、恐くは人これを仁齋の上に居くへからずと、又或人家大人に謂て云、敢て所好に阿ねるに非ず、竊意ふ先生の學問識見を以て、仁齋と同時周旋せば、或は之に過ること有ん、唯其時を同せず、是以て恐くは人望此に至らずと、家大人云、余亦常に貞享元祿の際に生れ、伊物二子と相共に經

義の得失を論定せざるを憾む、然れども余か如き不才無能の者も、所レ發明ニ有て、能く漢唐以來の諸儒、程朱伊物の説の非を釐正することを得るは、是生れて後世に在るの一得也、若し其地位を論せば、程朱は勿論、仁齋に不レ可レ及、仁齋は豪傑之士、所謂無レ待而起者也、之を角牴戯に譬ふ、仁齋は幕内也、余は幕外也、時々能く飛入て一場の勝を得るのみ、

家大人云、余壯歲俳優を観るに、いろはなど云名人有り、因て思ふ、今時名人と稱せらる者、決して六七十年前余か所レ觀の名人には不レ可レ及と、或人云、今の俳優は昔と違ひ、花道を出るにも所作有て、甚優美にして花やか也と、家大人云、是必ず昔に不レ及所ならん、

八十四歳、天保甲辰<sup>十五</sup>年、正月十日、津淨明院年禮に來らる、家大人席上の話に、佛に觀念の語有り、此語甚た人の教と爲る也、人諸事我より上を見れば、段々目上有て極無し、之を希ふ時は常に不足の心を懷き、威儀容貌の間も自ら樂易ならず、然るを我が授りし身分、本自ら如レ此、他を可レ羨に非ず、又羨むともて不レ及こと、不レ如分に安せんにはと、觀念しあきら

むれば、自ら心に不足無こと故、威儀容貌の間も優になる也、東照神君近臣に謂て云、人に五字の教七字の教有り、汝等常に是を忘るへからず、五字の教は、うへをみな是也、七字の教は、みのほとをしれ是也と云玉

ひしも、亦觀念の意也、佛教は末を推て觀念し、老莊は本を指て觀念す、其實皆算盤詰の如くにして、方便の道也、佛は在世にて如レ此惡を爲せば、如レ此地獄に墮落す、故に惡は不レ可レ爲と、又或は愛兒を喪ふ時、其父母たる者傷に堪へず、然るを此く歎く時は、死人冥途の障りと爲ると諭して、哀傷涕泣を止む、是れ皆末を推て觀念する也、老莊の道は以レ無爲レ本、故曰、有は生ニ於無一と、假令は人と我と對す、故に爭論有りて怨惡生ず、其本を推せば、人も無く我も無し、本來無一物の時の事と思は、可レ怨可レ惡可レ哀可レ喜の事も無しと、本を推て觀念する也、是れ皆方便の道にして人と怠る也、然れども觀念に二道有り、善き方に觀念するは固より善し、惡き方に觀念するは大に害有り、假令は惡人一命を投出し惡を爲すに恐るゝは、本と命の惜き故也、此の一命本と無き物とあきらむれば何の恐れか有んと、主父偃所謂、生不<sub>三</sub>五鼎食、死

て即五鼎に烹ると云か如き、大に害有り、是亦不レ可レ不知也と、

家大人云、程明道曰、一命之士、苟存<sub>三</sub>心於愛物、於<sub>レ</sub>人必有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>濟、余か門人神原但馬、山城八幡の人也、幼より好<sub>レ</sub>學、京に遊學せんと欲す、其家不甚貧、故に其父母も拒止むることを不レ得とも、當時京師儒者、無用の詩文を事として行状宜しからず、是に従學せは反て行を損せんことを恐れ肯せず、余か行状宜しと聞て塾に寄寓せしむ、八幡の例、神職の當役を一邑の者入札して、札多き者を當役人とす、邑人皆但馬の人物善きを以て之を薦む、但馬役は不<sub>レ</sub>好とも不<sub>レ</sub>得レ止役に就く、其父母云、猪飼氏の深切にて、泥地の者にしこまれず、幸也と云て一笑す、是れ亦人を善に誘ふと欲するより、自然にして然る也と、

家大人云、古昔所謂理は働き有り、其説深妙也、竊に思らく、集注中理字改て徳若くは道字と爲し看る、自ら礙無し、一書生西國の人也、幼より宋學の説を習聞て、家大人の塾に入て後、猶先入主と爲て、百方宋儒説の非を諭せども、更に會得せず、其聞くこと有を恐るゝか如



し、家大人々に語て云、宋學を爲す者、或は人才を屈すること有り、諸儒の説を聞き、其異同を考へ見るに、其才識を増益する也、今宋學を爲す者は、往々偏固にして人の異説有るを恐る、復受用の意無しと、備中小野本太郎、彦續か友人、同國倉敷の人、大橋徳藏、親屬に謂て云、吾往年頼山陽塾に寓する時、猪飼翁訪はる、山陽周易中一章を問ふ、翁詳に其理を説く、吾側に侍し、初め竊に以爲く、先生膚淺の事を問ふと、翁の循々辯論するを聞て、盡く其意を會得すること能はされども、只經義の無極と、翁學問の精博なるを覺ふと、

大鹽平八郎嘗て家大人に謂て曰、先生爲人、外朴に似て内實に敏なりと、家大人他日此語を學て云、善く余か爲人評せりと、中井履軒遊歴人を厭て云、吾面見世物に非すと、又云、若し伏見海道に坐せば往來人の一錢を得んと、彦續か家も、四方遊歴人の家大人を來訪する者甚多し、大率或は其面貌を見、或は其書を乞て去る、言義理に及ぶ者鮮し、家大人或は面のあたり語て履軒の語を擧げ、且曰、余か面貌これを見て益無し、余か拙書こ

れを得て用無し、願くは經史の疑を質せ、子に不有るは益は必ず余に益有ん、余衰老、朝不及夕、一言にても人に益有る者有らば云遣さんと欲すと、

家大人平生讀書、夏日も晝寝ること無く、夜は子刻に達す、七十歳の頃より、盛暑中は少頃く机に憑り坐睡し、寤て後塾に至り書生と談話、少頃にして又机案に對し讀書す、是を以て常とす、老年に及て發斑發し、毎年五月頃より九月頃まで甚し、常に云、余か發斑は地爐と入代り也と、故に夜安睡すること能はず、因て玉の讀書燈を作り、寢に就て後眠の氣催すまで、小冊子を臥ながら讀み、年八十に至るまで猶如此、暑中と雖ども未だ嘗て晝日枕に就て睡ること無し、其勉強有常こと如此、然れども猶自ら勤たりと爲さす、一日頼山陽家大人に謂て云、先生中年痼症有り、老年目疾有り、其廢學多し、いつの間にして之を學得たる、先生は殆んと天授也と、家大人對て云、然り、余壯歲より人に異なる勉強せしこと有るに非ず、況や多病なるをや、余か學は天授也と、頼山陽自宅に於ても亦これを語られしにや、山陽歿後家大人其家を訪ふ、後室名は李枝謂て云、山陽常に先生の事を語

て、中年多病の由、又目惡きに、何の間に學問成されしにや、歴代の事共能く覺居らると云居たりと語らる、其在津の時、其寓居の所を京口町と云、

津侯御寺御詣拜道筋にて、毎度寓居の前を御通行有り、家大人其度毎に必ず席を下り恭坐す、又人をして他に使せしむる時、其口上を使者に命するに、或は地爐に憑と雖ども、必ず下て端坐し兩手を地に著け、宛も面前其人に對して言か如し、少し敬する所へ遣す使者には、齒上に坐すれども必ずこれを下り、謹て其辭を命す、少しも怠惰の色有ること無し、使者復命の時も亦然り、平生四方舊友門生よりの書帖甚多し、家大人自身皆其答書を裁し、一度も代筆せしむること無く、又遲滯すること無し、其文辭詳細にして委曲を盡す、越前吉田宗左衛門云、先生より大鹽平八郎諍動の事を告らる、其書帖言盡大鹽傳と爲すに足ると、八十歳の春頃より眼氣大に悪くなる、猶自ら苦みて書帖を裁し玉ふ、位置亂れ字體不分明に至る、竟に讀書すること能はず、書帖も亦難見なり、吉田氏これを聞て、書帖を半紙に大字に認め贈らる、然れども猶不分明也、是より始て四方の書帖代筆せしむ、和州

谷新介よりは、先生いつに無き代筆の書帖、眼氣愈惡きかと案思る旨云來らる、其代筆せしむるにも、一筆啓上より當名自身の名及び月日に至るまで、能く知れしことまで、一々書に從て其文言を詳かに口授す、一言も漏すこと無し、又宜きやう認よと云こと無し、如此と雖ども猶自ら不認、故に不安の色有るを見る、來書甚多けれども、何日に到着と云ことまで忘れ玉ふこと無し、所敬へ贈らる、書は、必ず席を下て謹て之を口授す、貴人より來る書を讀聞すに、亦席を下り敬てこれを聞く、凡そ何事も無人をして欺くこと無し、其慎獨の功至れりと謂つへし、毎朝早起手水を使ふに、先づ左手に杓を執り右手に洒き、又右手に執り替へ左手に洒き、左右の手をもみ、又杓を執て左右の手に洒き、後杓の柄を洗ひ水鉢に返す時、杓の柄分明に見えさる故、又手にて搜り、必ず柄を前に直し玉ふ、毎日常度有て變すること無し、夫れより衣を替へ袴を著け、又手水を使ひ、如前、神牌前に坐し、左手を尙にして組み、目と齊く舉げ、組ながら手を却て地に著け、頭を左右手の上の下け拜す、寸度を變すること無し、其誠敬の意面に溢る、彦續傍に侍して之



を觀る毎に不レ動レ心こと無し、失明後は自ら膳を供すること能はず、母代りて供す、然れども猶ほ心に不レ安の所有しにや、自ら立て神牌前に至り、膳を搜り見て後に拜す、是れ亦常度有て變せず、父母の双忌に遇へば、或は肩衣にて塔世橋津城北に在り、上に出て、西望して京師父母の墓を拜し玉ふ、其頃は固より見覺え有れば、四書本文の大字なるは、目元に寄すれば猶ほ彷彿と見ゆ、故に時々庭上に出て、立ながら日に映し少しつゝ讀玉ふ、又出雲殿に頼まれ、毎月六度講釋に出られ、講後其家内の人の爲に、道の枝折の歌書を講す、講前其歌を讀聞せ暗記し玉ふ、八十一歳の秋頃よりこれも見えず、家内にても或は人に手を引かる、是に至て始て晝日枕に就て睡り、睡覺ればこれ仕事に掛らんと云て立上り、見えされども猶ほ四書を開きのそき玉ふ、人より頼まれ、額面掛物等大字に盲書に多く認らる、然れども落款出來難き故に、平松氏より年號干支年齢姓名を印に彫らせ年々賜はり、是を落款の代りと爲す、平松氏は生質好レ善人にて、家大人と面を不レ相知、前、家大人の語孟子義の評を讀み、又其人と爲りを聞て家大人を慕ひ玉ひ、津藩醫師小島

元陸上京するに因り、平松氏京師にては、猪飼と頼の二氏に面會致し度と噂有り、元陸これを家大人に達す、其後家大人平松氏の姓名を忘れ玉ふに、川村竹坡氏上京に因り、貴藩に面會致し度と云人有り、誰也と問はる、川村氏云、是れ必ず平松ならんと、果して然り、故に家大人始て津に至るの後、深く家大人を信じ、殊に相親し、或は毎日或は三五日必ず來訪、其徒然を慰し玉ふ、平松氏又藤堂數馬殿、藤堂出雲殿にて、家大人德行の事共時々説話有し由にて、二氏亦深く家大人を信じ禮待せらる、其在津中、進講月に三次、學館及出雲殿及家塾にて、月に各六次、其他數馬殿、平松、川村氏等諸家に時々招かれ講釋す、其講席に上るに、經書を誦誦し口にし、精神未レ衰音聲猶勵し、嘗て蹉跌すること有らず、諸説を錯へ擧てこれを折中し、假借せず回護せず、又穿鑿附會の説有ること無し、務めて學者受用の地を爲す、嘗て自ら云、初めより善き説而已を述て、必しも先儒の謬りを駁せずして可なり、然れども賢人君子は人自ら其言を信す、如レ余不徳の者、其言信を取るに足らず、故に先儒の説を兼擧て、其非を辯し其是を取り、人にして至當

の地を知らしめんと欲する也、岡田南涯余か七十を壽して云、學徳曾欽レ今邁レ古、古人恨不レ見今人こと、余徂徠仁齋と同時に周旋せざるを恨み、又二子をして余を見せしめざるを恨む、假令今大賢程朱の出ること有りども、必ず余か説を聞かれんと、御當代御改革前までは、何事にや有けん、大に天下の事を憂て云、東照神君の德澤御子孫に遺す者、此に盡くへからず、必ず一新の時有んと、其元旦の歌に云、

老くれてあすをも知らぬ身なれども猶後の世を遠く憂ふる

御改革の時に至り大に喜び、又元旦の歌に、

なからへて移り行世の心うき翁も今は老を樂しむ御改革前までは、進講に激するの言多し、嘗て論語一則以喜、一則以懼の章を進講す、曰、東照神君御在世の時の思召には、如レ此長久に御子孫連續して、天下太平ならんとは恐くは思召るまし、然るを此く長久に太平なれば定めて喜玉はん、是一喜也、又其中に今天下如レ此澆季に及ひしを必ず懼玉はん、是一懼也、喜中自ら懼有り、懼中自ら喜有り、兩件の事に非すと、御改革後は進講に氣の張り止たりと云、進講には

野田九十郎氏御城へ附添出られしか、歸宅後常に其家内にて感心せらる、由、其家内の人の話なり、其平生人に接するに誠實を以てす、所レ謂淡而如水、人の忠を盡さず人の志を傷らす、始終其交りを全ふす、其誠實の言色に發見する者、必しも辨且令ならずして人多く感服す、川村竹坡氏云、先生百行一の誠より出つと、知言と謂ふへし、志州鳥羽藩士林茂作在塾中、又彦續に謂て、先生平生の言語より何かの様子、誠有る者に非れば能はずと云り、其學博して要を得、其行厚して常有り、善く人情に通し、甚た俗に異なるを好まず、然れども其中自ら確乎として不レ可レ動者有り、嘗て自言、學者人情に通すること要すへし、世の學者論高くさつはりとしたること而已にて、道理は當れども人情に於て通せず、如レ此にては忠臣義士は不レ可レ出、忠臣義士の志は、世上一通りの俗情なり、今試に一事を擧て云んに、楠正成戦死の時、正季に謂て云、今日死を九泉に送る、汝魂を何處に託せんとす、正季云、生替り死替り、朝敵を滅さんと云しを、學士或は云、人死して何を又生するの理有んと、又中井竹山兄弟は無鬼の論を立つ、此等議論皆人情に通せず、



忠臣義士の志を加ふること能はざる也、如是我聞消夏録等に、多く因果輪廻の道理を説く、是皆人情也、如レ余者も學て用を爲んと欲す、假令今に知られずは、再生して其志を達せんと欲す、少しく有レ志者皆然り、況や忠臣義士其主の難に處するをや、其有鬼無鬼、再生不再生の理、姑く置て論せずして可也と、又云、孟子曰、泄柳申詳無レ人乎、繆公之側、則不能レ安ニ其身、今余は泄柳申詳の場所也、其津に久留終焉の志有るも、石川督學余を敬し、これを維持調護するに因る也、若し大邦余を輕侮するの意有らば、亦義苟も容られず、何ぞ久留の志有ん、先妣は所謂不レ屑レ就者也、余は所謂不レ屑レ去者也、然れども無レ守者に非ずと云、家大人一切他の嗜好無し、唯學これ好む、常に木柄に雲龍を刻せし脇差を帶る、殆んど五十年に及ぶ、未だ嘗て修飾せず、人脇差を贈らんと云者有れども、皆辭謝して受けず、嘗て一門人原在中に乞て、家大人肖像を畫く、在中家大人に問て云、先生又時々他の脇差を帶ること有りやと、家大人對て云、何方へも此脇差にて、別に差替無しと、在中因て肖像に此脇差を畫く、其後家大人の肖像を畫く者多く此に倣ふ、家

大人亦人に頼まれ、往々其畫像に自贊を加ふ、其一曰、名聞四方、不レ爲レ不レ達、年開三八帙、不レ爲レ不レ壽、殘疾疲癯、不レ棄於世、天耶人耶、何其多幸、又自贊曰、書讀萬卷、壽踰八旬、無一不レ朽、深恥古人、福井丹波守美宅を構ふ、人其家に到る者皆これを見んと乞ふ、家大人毎に其家を訪に、嘗て顧視すること無し、福井氏云、凡そ賓客の吾家に過て顧視せざる者、恐くは先生一人耳と、又一日頼山陽を訪ふ、壁上明畫を掛けたり、蓋し山陽平生所レ愛也、家大人固より書畫を好まず、故に壁上畫軸有るを知らず、顧視すること無し、山陽云、先生書畫を不レ好か、乞經史を談するを聞くと、家大人云、然り、名家の書畫も猶ほ見ること欲せず、其經史の談は固より所レ願也と、其嗜好無きこと皆此類也、又終身双刀を帶ひず、嘗て自言ふ、双刀を帶れば必ずごごの家來也、唯其不レ帶所か宜しと、凡そ京師の儒士多く双刀を帶ふ、或人家大人の不レ然を訝かる、家大人因りて戯れに二詩を賦す、其一曰、綸巾羽扇扶西蜀、壓却中原百萬兵、况乃太平窮措大、雙刀不レ若一刀輕、其二曰、五十衰翁氣不レ豪、猶師小范立心高、雖無數萬胸中甲、何用濫

腰三尺刀、書籍も美本を好まず、因て又人に貸與することを惜まず、丹波笹山藩士渡邊亮太郎、少年より寄寓すること十年、歸國の後又來て逗留一月餘り、其時云、少小より先生の家にて、書籍を自由に借覽せしに因り、何方の儒者も皆如此と思ひ居しか、歸國後人に借覽するに、往々惜む意見えて甚借りにくし、因りて始めて先生の家にて自由なりしを知ると云、又世儒往々人の己か説を勦竊せんとを恐れ、敢て其稿を人に不レ示者有り、中井履軒の、其頃彦藩龍君玉か好て人の書を竊み取る等の事有て、其著書を人に不レ示か如きは是れ也、家大人は則ち不レ然、平生談論の次言、自ら發明し書認められしことに及へば、親疎を論せず必す其稿を出し示し、且云、道は天下公共の道也、一人一家の私に非ず、余か説若し人に益有らば、誰にもあれ傳て後世に遺すを幸也とす、何そ人の竊去るを憂んやと、其書籍借貸も、帳に記することなく、皆能覺え居らる、失明後は歳暮に、明年一年の月の大小を一度尋ね問て、一年中忘れ玉ふ事無し、平生排佛ことを好まれます、嘗て云、善人禍に遇ひ、惡人福を得る、儒道にては命也と云、其所以然は、聖人も不レ能知

所有り、故に安命は君子に非れば不能なり、佛法にてはこれを因果に歸す、是れ能く人をして其不幸をあきらめしむ、又地獄天堂の説、甚た勸善懲惡に益有り、皆儒者の所レ不及也、是れ其古今治國者、佛法を不レ禁所なり、富永仲基翁所著の文に、神儒佛三教の外に、修己治人の道を述べ、之を誠の道とし、主張して云、神儒佛の三教、其有弊無益の虛文を除き去れば、皆誠の道に同しと、是れ亦其眼を著る所大にして、要を得ると謂ふへし、凡そ人の師たる者、此識見無んはあるへからすと云、其失明後も、猶ほ孜孜として思道て怠らず、嘗て谷新介に書を贈りて云、老拙日に目悪く、此節にては全く失明、家内にも手を引かれ、誠に不自由困入候、乍去精神未レ衰、讀書は廢候得共、所謂五十而知四十九年之非、學問行事に就て改レ過移レ義、長生も不レ徒然と悦申候と、其平生讀書を不レ得を憾み以爲く、今讀書を得は唯己れ有レ益而已に非ず、亦人の爲め益有ること多からん、今然ることを得を憾む、然れども孜孜として斃れて後止んと欲すと、世人老後自らが在世の不レ久を知り、自身無用の玩好に財を費し、子孫の爲めを不レ思者甚多



し、家大人は然らず、平生自奉には節儉を守り、不急の費を省き、猶ほ百年も在る世の慮を爲し、孫謀を貽し、人の爲めには毫も財を顧惜し玉ふこと無し、六十年前後または家貧し、其後家資稍乏しからざるに至り、親戚の貧き者は勿論、舊友門人等の急を周ひ、金を出し玉ふこと少なからず、然れども其中自ら義有りて存す、泛然人の爲めに財を費し玉ふに非ず、昔し人有り、司馬温公の善人なるを以て、必ず救はんことを謀り、金を借んと求める者有り、温公我が親屬の貧き者有り、これを周ふに不暇と云て不貸か如し、見温公家文集大人嘗て戯に一友人に謂て云、孟子曰、萬鍾則不辨禮義、而受之、萬鐘於我何加焉、爲宮室之美、妻妾之奉、所識窮乏者得<sub>レ</sub>我與と、夫れ宮室之美と妻妾之奉とは、今人も皆其望有り、故に萬鍾不辨禮義、而受之、こと有ん、所識窮乏者得<sub>レ</sub>我と云に至ては、戰國の氣習、蘇秦張儀等の所爲にして、當今如此者希なり、余は天性宮室之美と妻妾之奉とは絶て望み無し、唯所識窮乏者得<sub>レ</sub>我に至ては、則ち是れ即ち余か氣象也、家貧にして人を救ふこと能はず、假令今にも萬鍾を興んと云者らは、必ず受て所識窮乏者を

救はんと欲す、友人云、若し實に此事有らば如何、受るや否やと、家大人云、必定受ん、是れ余か眞情也と云て一笑せられたり、家大人失明後讀書を得ず、故舊の朋友門人等を殊の外思ひ慕はれ、其書信を得れば、必ず悦んで讀聞さしめ、是を一樂と爲し玉ふ、植村悦齋、薩摩蘆川、兼女、元島怒庵四氏皆見上卷等は、皆歿してより年久しき人なれども、殊に思ひ慕はれ、毎々其時の事共説話有り、中年の時の事は、反て忘れ玉ふこと多し、故舊の人は、時々不絶書通有て、家大人の安否を問ひ、新門人は親しく寄寓の人と雖も、或は音信の希なる有り、家大人云、此一事にても猶ほ人情の儉薄に移るを見るに足れり、中村中書、信州高遠高橋龍朔、阿岡、村上中書、播州赤穂等は、余第一の故舊也、平生音信不絶、中所翁は己に歿し、中村高橋二氏も老年に及へども、今に於て毎々書信有り、皆侃々として古人の風有る人也と、又云、門人久く音信を絶する人有るは、是れ其薄情にも非ず、思ふに彼等或はぶしやうに因り、又は當今専ら讀書を勤めず、質疑の用無き故也、若専ら讀書せば、質疑の時に非すとも、亦時々音信を通すへしと、

越前敦賀一門人

吉田宗左衛門

書を以て、論語賢哉回也、一簞

食一瓢飲の章の義を問て云、顔子好學の外、飲食居室の好無きを云て、別に深意なきかと、家大人答書に云、樂道の深き貧賤を忘るゝを贊し玉ふなり、飲食居室の好無きと云は不可なり、余生質鈍にて飲食居室玩好の好一切なし、嘗て云、讀書の外、山水の好景、百花の麗女子の美、此の三つの者目を悦しむるのみ、世人を觀るに種々の物好あり、これは余か人情にあらざるなり、賢者亦人也、飲食居室の好亦必與人同し、但其樂道の深、不以此爲憂耳と、又其副書に云、余山水百花美女の三好は實情なり、これ人と同し、他の好はなし、これ人と異なり、然れども花と女とは他より見ては最不<sub>レ</sub>好に似たり、未嘗種<sub>レ</sub>花、人より花を贈らるれば、瓶に挿みて几前に置く、自分に花を求めて玩看することなし、幼より色情有故に、少年より深く恐れてこれを遠さく、故に此惑なし、然れども我心を問へば、今七十に餘りて猶色情有り、此色情は姪慾にあらず、美色を悦ぶの心なり、これを細説するに、余か花と美女とを好む、世人の好むか如くと人思はは大に事状違ひ、人の怪疑あらんを慮て、無益の事を

書出し、大に筆を費す、

家大人壯歲相者有り、家大人を相して云、定めて壽八十を保つへし、之を過て以往は、吾か眼力に不<sub>レ</sub>及と、今壽八十餘に及玉へり、相者の言偶驗有るに似たり、又五十五歳の時、左眼を失ひ玉ふ、其後右眼も亦朦朧として不明なり、眼醫云、八十までは可也に讀書も成るへしと、今其年を過玉ふ、復た讀書し玉ふことを得ず、眼醫の言亦驗有り、家大人云、人の清廉なるも妻子有て後稱すへし、人妻子無き時は、身の累ひ少き故自ら無欲なる者也、妻子有れば身の繫累多し、自ら欲心を生し易し、岡田南涯云、人と漬物とは壓石重きかよしと、嚴師父有れば弟子自ら不善を不<sub>レ</sub>爲者也、家大人講釋の餘論に、常に多く古人の語の教と可<sub>レ</sub>爲もの、及び己か意を擧て、其經史言外の意を發揮す、大學致知格物、中庸天命、論語一貫、及會點言志、孟子浩然之氣、及告子言性等の章に至ては、其説尤も詳盡餘力を遺さず、必ず學者をして猛省憤發せしむ、常に此一節にて一席を盡し、尋常講席よりも猶ほ長し、一人有り、一々其説話の出所を質す、家大人一日これに



謂て云、余か言若し人に有<sup>レ</sup>益は、古人未發の語と雖も何ぞ傷まん、必しも其出所を質さずして可なり、若し人に無<sup>レ</sup>益は、孔子曰と有りとも不可<sup>レ</sup>信なりと、

大高阪芝山名季明、字清助、一號一峰、又號黃軒、家世臣主佐。適從錄を著し、伊藤學を排撃す、仁齋弟子これを觀て告て曰、先生これを辭せよと、仁齋微笑して應せず、已にして徐に曰、我非渠是則予從てこれを改めん、渠非我是則亦何辨せんと、此語見近世義語。家大人一日彥續に謂て云、凡經説は、人心不<sup>レ</sup>同如<sup>レ</sup>面、天下の人をして盡く己か説に同じからしめんとする所を述て、後の君子を俟つなり、世間或は父師の説也として、其心に非なるを知らなから、猶守株して不<sup>レ</sup>改者有り、是れ是に非す、本居氏嘗て其弟子に謂て、吾説非なる所有れば、早速に改むへし、必ず師の説也として、枉てこれに従ふへからすと云、余か意は唯道を明に爲さんと欲す、故に誰れにも有れ、善き説有れば必ずこれを取る、又自身前説の非を知れば速にこれを改む、中井履軒は、其近世の人なるを以て、故に仁齋の説は其名を著して述べられす、是甚非なり、今汝も余か説の非なる所有らば速に改む

へしと、  
宇士新姓氏解に、復姓の事を論し、伊藤先生の長澤氏に不<sup>レ</sup>復を非とし、柳川氏の遺言して、死後墓石等に向井氏に復せしむるを是とし、嘖々これを論す、家大人云、凡爲三人後者爲三之子、近世或は養家の姓を棄て、己か本姓に復する者有り、是其養家の父母及先祖に對し不孝大なりとすと、因て又これを辨い、曰、余か父は川喜多氏の子なり、幼より猪飼氏の養子となる、然れども後實子生する故に、其實子に譲りて其家を嗣かす、別に自力にて家を立つ、然れども實家へ歸るに非されは、世俗に従て猪飼氏を冒せり、余又支子にて父の後たらず、少き時或は復姓をせよと勸むる者有れども、熟思するに、もし復姓すれば父の姓に従はざるなり、且つ我邦中世より養子多し、たとひ本姓に復すとも、其先他姓の人川喜多を冒し來るや、其事明白ならず、猪飼も亦母家の姓にて、父の養家の本姓にあらず、如此混亂したる世風なれば、唐風にて復姓しても、血胤を正すこと能はず、只父の姓に従ひ、世俗に同じく復姓せざるなり、况や祿食なくとも、先世より家を嗣來りしを、後世に至りて遽に復姓すへけ

んや、伊藤氏の復姓せざる極めて是なり、柳川三省の生死姓を異にするは非なり、大川良平文事に、本姓の赤松を稱す、これ士新の此説に従ふなり、良平は大川氏の養子となりて其女に配す、所謂養子婿なり、左程に本姓を稱したくは、他家を嗣さるかよきなり、既に他家を嗣ぎ、又本姓を稱するは貳心なり、養父もし在らば必ず許さし、徳行の漢土の君子に若ざるを恥ぢず、姓氏の一事漢土に似ざるを恥るは實學に非すと、此説亦載三姓氏解評。

八十五歳、弘化二年乙未正月、但馬豊岡侯御代參の人來り玉ひ、其家老舟木氏の意を以て、今春三月寡君東行す、久々に對面致され度存せらる、遠路御苦勞なから、關宿まで御出張下さらば、寡君も大幸の至に存せらる旨云はる、家大人衰老耳目悪くして、道路難義なるを以て辭す、其人歸られて後、家人御大名方より御對面なされ度と仰らる、に、衰老を以て辭し難しと云て、早速御旅館まで御迎申上へき旨、舟木氏へ向云贈らる、舟木氏より二月廿八日書帖到着にて、書辭懇懃を盡し、先生齒徳共に邵し、勤めて枉駕被<sup>レ</sup>成下ること、寡君の面目にも相成、大慶の旨云贈らる、三

月廿二日關宿に至り、村山徳之丞に一宿す、邑人七八輩集り乞ふに因り、論語を講し、其明坂下驛に至り小竹屋に宿す、村山氏も從へり、其夜豊岡侯御著有て、家大人旅宿へ屢御使者を賜り、御口上御丁寧なり、御本陣に於て謁す、侯御自身右耳の傍に寄り玉ひ、此度は御老體遠路御出張下され、久々に對面を得大悦無<sup>レ</sup>極存す、家來の者共へ、毎度厚く御教示に預り辱く存する旨、其他誠に御懇懃の御挨拶有り、御供の人、其夜は草臥居らる由にて、講釋は無りし、其翌廿四日歸津す、  
家大人云、昔年皆川淇園の弟子、其師を尊敬して、歿後明經と私諡す、禁庭明經博士の官有るか故に、又改て明道と諡す、然れども皆川終に明<sup>レ</sup>經明<sup>レ</sup>道の事無し、余歿後人に過分の美稱を名つけもらふことを好まず、自ら歿後は極道と號せんと欲す、中庸極<sup>ニ</sup>高明<sup>ニ</sup>道<sup>ニ</sup>中庸<sup>ニ</sup>の語を取るなり、然れども又恐くは人の誤り讀て、道を極むとせんことを、是不可なり、黒田五平治余か七十を壽する文に、百事拙劣の語有れば、拙字を加へんと欲す、然れども又恐くは子孫の見て快と爲さることを、則是亦不可なり、古人老學庵の稱